

**電気通信事業分野における市場検証（平成 30 年度）
年次レポート**

令和元年 8 月



Ministry of Internal Affairs and Communications

「電気通信事業分野における市場検証(平成 30 年度)」(概要)

事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組みの中で、急速な ICT の進展に伴う電気通信市場の構造変化や新たなビジネスモデルの登場など、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、市場動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映することが重要となっている¹。

総務省は、平成 28 年 5 月から、市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図り、効率的かつ実効性の高い行政運営を確保するに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する「電気通信市場検証会議」(座長：大橋弘東京大学大学院経済学研究科教授。以下「市場検証会議」という。)²を開催している。

また、市場検証会議から助言を得て、電気通信事業分野における市場検証プロセスの予見性及び透明性を確保し、市場検証に関する基本的な考え方や重点事項、検証プロセスの全体像を示すものとして「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」(平成 28 年 7 月 15 日。以下「基本方針」という。参考 10 参照。) を策定・公表している。

基本方針では、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 26 号。以下「改正電気通信事業法」という。)³を踏まえ、検証期間を平成 28 年夏から平成 31 年夏までの 3 年間とするとともに、当該検証期間において重点的に検証する事項(以下「重点事項」という。)について、

- ① 固定系通信・移動系通信における卸及び接続
 - ② 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響
 - ③ グループ化の動向
 - ④ 消費者保護ルールに関する取組状況⁴
- の 4 つの事項を基本とすることとしている。

さらに、基本方針を受け、市場検証会議から助言を得て、各年度の電気通信事業分野における市場検証に関する重点事項や電気通信市場の分析・検証、電気通信事業者の業務の適正

¹ 情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方—世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」(平成 26 年 12 月 18 日)において、行政運営の在り方について、「明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、市場動向の分析・検証と、各事業者の業務の適正性等のチェックのプロセスの両面において、行政が、統一的な運営方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、新たな行政運営サイクルを確立することが適當」との方向性が示されている。

² 「「電気通信市場検証会議」の開催」(平成 28 年 4 月 26 日総務省報道発表)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000186.html

³ 平成 28 年 5 月 21 日施行。

⁴ 消費者保護ルールに関する取組状況に関する具体的な分析・検証等については、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を中心として実務的な検討・作業を行うこととし、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していくこととしている。

性等の確認に関する実施方針等を示す年次計画を策定・公表している。

平成 30 年度（以下「本年度」という。）については、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）」（平成 30 年 8 月 28 日。以下「本年度年次計画」という。[参考 11](#) 参照。）において、上記①、②及び④⁵の 3 事項を重点事項とし、電気通信市場の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、公正競争環境及び利用者利便の観点から検証を行うとともに、電気通信市場・利用者への影響の観点から重要となる課題等を取りまとめ、年次レポートを作成することとされている。

本年次レポートは、上記を踏まえ、本年度の市場検証結果について、市場検証会議から助言を得て取りまとめたものである。

⁵ 基本方針では、上記④について 1 年目から継続して重点事項とすることを規定している。

(凡例・用語解説)

- ◆ 事業者名については、原則として「株式会社」の記述を省略している。
- ◆ 年(年度)の表記は、原則として市場動向について記述する場合は西暦を使用している。
- ◆ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計や、図表内の数値から計算される増減率と表示されている増減率等については一致しない場合がある。

MNO	電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者。
MVNO	①MNO の提供する移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。
BWA	2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステム(WiMAX 等)でネットワークに接続するアクセスサービス
3.9-4 世代携帯電話	携帯電話等を用いて 3.9-4 世代移動通信システム (LTE) でネットワークに接続するアクセスサービス
グループ内取引調整	MNO が、同じグループに属する他の MNO から MVNO の立場で提供を受けた携帯電話や BWA のサービスを、1つの携帯電話端末等で自社のサービスと併せて提供する形態について、2契約ではなく1契約としてカウントするもの。例えば、KDDI グループ及びソフトバンクグループにおける LTE・BWA の両方の周波数に対応する携帯電話端末等に係るサービスが対象。
ブロードバンドサービス	FTTH、DSL、CATV、FWA、BWA 及び 3.9-4 世代携帯電話
FTTH	光ファイバ回線でネットワークに接続するアクセスサービス（集合住宅内等において、一部に電話回線を利用する VDSL 等を含む。）
DSL	電話回線（メタル回線）でネットワークに接続するアクセスサービス（ADSL 等）
CATV	ケーブルテレビ回線でネットワークに接続するアクセスサービス（FTTH に係るものを除く。）
FWA	固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するアクセスサービス
卸電気通信役務	電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務
サービス卸	NTT 東日本・西日本（以下「NTT 東西」という。）の提供する FTTH の卸売サービス
HHI（市場集中度）	Herfindahl-Hirschman Index（ハーフィンダール・ハーシュマン指数）の略。当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標 ⁶ 。

⁶ 公正取引委員会「企業結合審査における独占禁止法の運用指針」（平成 23 年 6 月 14 日改定）においては、HHI（市場集中度）について、次の考え方が示されている。

- ・企業結合(水平型)後：HHI 1,500 以下、又は HHI 1,500 超 2,500 以下（かつ HHI 増分 250 以下）、又は HHI 2,500 超（かつ HHI 増分 150 以下）・「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」
- ・企業結合(垂直型)後：シェア 10% 以下、又は HHI 2,500 以下（かつシェア 25% 以下）・「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」
- ・企業結合(水平型・垂直型)後：HHI 2,500 以下（かつシェア 35% 以下）・「競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる」

目 次

「電気通信事業分野における市場検証（平成 30 年度）」（概要）	1
（凡例・用語解説）	3
第 1 編 電気通信市場の分析	7
1 分析対象市場（市場画定）	7
2 市場分析の構成	9
3 利用者アンケートについて	9
第 1 章 移動系通信	11
第 1 節 移動系通信市場（小売市場）	11
1 競争状況等に係る分析	11
2 利用者の動向等に係る分析	39
第 2 節 移動系通信市場（卸売市場）	64
1 競争状況等に係る分析	64
第 2 章 固定系データ通信	72
第 1 節 固定系ブロードバンド市場（小売市場）	72
1 競争状況等に係る分析	72
2 利用者の動向等に係る分析	99
第 2 節 FTTH 市場（卸売市場）	107
1 競争状況等に係る分析	107
2 サービス卸の提供状況等	111
第 3 節 ISP 市場	123
1 競争状況等に係る分析	123
第 3 章 固定系音声通信	128
第 1 節 固定電話市場	128
1 競争状況等に係る分析	128
2 利用者の動向等に係る分析	140
第 4 章 法人向けネットワーク	143
第 1 節 法人向けネットワーク（WAN サービス）市場	143
第 5 章 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響	149
1 電気通信事業検証会議におけるヒアリング結果（概要）	150
2 禁止行為規制の緩和の評価	151
第 2 編 電気通信事業者の業務の適正性等の確認	154
1 電気通信事業者の業務の適正性等の確認	154
2 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果の構成	154

第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果	156
　第1節 NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認結果	156
1 NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認	156
2 NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等(概要)	157
3 NTT 西日本のコラボ光サービスの取次業務についての詳細確認結果等(概要)	158
　第2節 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果	159
1 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認	159
2 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等(概要)	160
3 利用者によるF T T Hサービスの選択に関する状況について確認結果等(概要)	161
第2章 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果	164
　第1節 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果	164
1 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認	164
2 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無についての確認結果等	164
3 平成 28 年度の確認結果を踏まえた制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視するとした事項の取組状況についての確認結果等	166
第3章 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果	171
　第1節 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果	171
1 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認	171
第3編 電気通信市場の検証	173
1 固定系通信に関する市場の検証	173
2 移動系通信に関する市場の検証	176
第4編 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証	181
1 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証について	181
2 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」の開催状況	181
参考資料	183

第1編 電気通信市場の分析

第1編 電気通信市場の分析

1 分析対象市場(市場画定)

総務省は、従前から、電気通信事業分野に関する市場の競争状況を分析するための前提として、対象とすべき市場の範囲を決定する市場画定を実施してきたところであり、市場画定に当たっては、需要の代替性を踏まえ、サービス市場及び地理的市場の画定を実施し、さらに、画定した市場のうち、一定の独立性・個別性が認められるサービスについては、部分市場として画定してきた。

平成28年度の電気通信事業分野における市場検証を行うに当たり、近年の市場環境の変化を踏まえて、分析対象市場（市場画定）の見直しを行ったところであるが、本年度においては、平成28年度から大きな市場環境の変化はないことから、同年度に実施した市場画定を維持して分析を行った。

【サービス市場】

小売市場					
① 移動系通信市場	(部分市場:MNOサービス市場、MVNOサービス市場)	③ ISP市場			
② 固定系プロードバンド市場	(部分市場:固定系超高速プロードバンド市場、FTTH市場)	⑤ 050-IP電話市場	⑥ WANサービス市場		
④ 固定電話市場					
卸売市場					
① 移動系通信市場	② FTTH市場	※ 移動系通信及びFTTH以外においても、卸電気通信役務の提供が行われている可能性があることに留意して分析を行う。			
移動系	小売市場		移動系通信(携帯電話、PHS、BWA)		
			MNOサービス MVNOサービス		
卸売市場		移動系通信(携帯電話、PHS、BWA)			
固定系	データ通信	小売市場	固定系プロードバンド		
			固定系超高速プロードバンド (FTTH、通信速度下り30Mbps以上のCATV) FTTH ADSL CATV ナローバンド ISP		
音声通信		小売市場	FTTH		
			固定電話 中継電話 050-IP電話 WANサービス 専用サービス		
法人向けネットワーク					

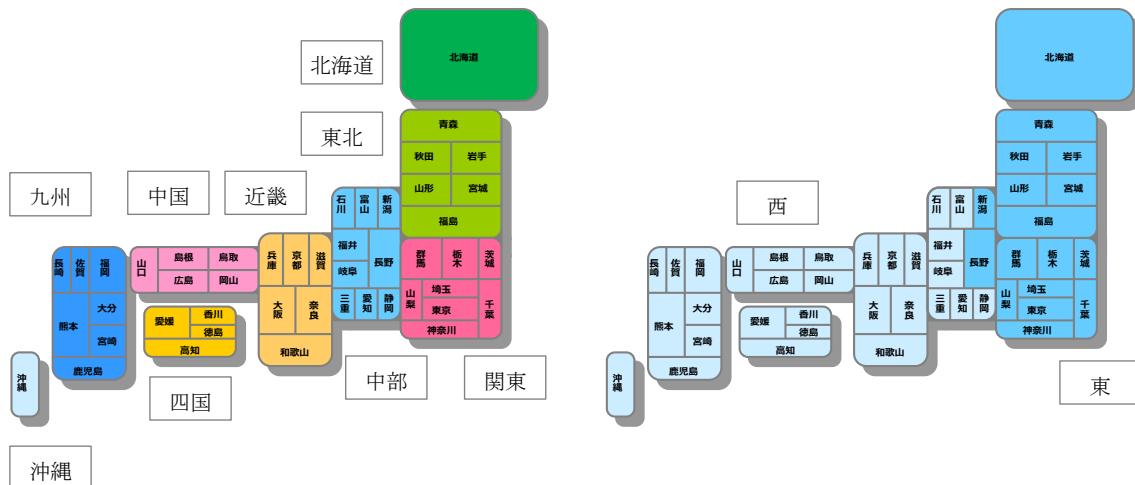
注:表中、明朝部分は従前から分析の対象としないものを表す。

【地理的市場】

移動系	小売市場	移動系通信市場	全国
		MNO サービス市場	
		MVNO サービス市場	
	卸売市場	移動系通信市場	全国
固定系	データ通信	固定系プロードバンド市場	ブロック別
		固定系超高速プロードバンド市場	
		FTTH 市場	
		ISP 市場	全国
	音声通信	卸売市場 FTTH 市場	ブロック別
	小売市場	固定電話市場	東西
		050-IP 電話市場	全国
法人向け WAN サービス		WAN サービス市場	全国

【プロック別】

【東西別】



2 市場分析の構成

- 第1章 移動系通信
- 第2章 固定系データ通信
- 第3章 固定系音声通信
- 第4章 法人向けネットワーク
- 第5章 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響

3 利用者アンケートについて

電気通信市場における競争状況を的確に捉えるためには、市場における供給者である電気通信事業者の契約数・シェア等の情報に加え、市場における需要者（利用者）の選好等に関する情報を把握する必要があることから、今年度においても、以下の方法により利用者アンケートを実施した。

アンケート対象者	固定ブロードバンド（FTTH、CATV、ADSL のいずれか）及び移動系通信の利用者（有効回答数：3,785 人） ⁷
実施方法	インターネット調査（民間事業者に委託）
実施期間	第1回調査（固定系通信）：平成31年2月22日～2月28日 第2回調査（移動系通信）：平成31年3月12日～3月19日
質問事項	・通信サービス（固定電話、固定ブロードバンド、ISP、移動系通信）の利用の有無、利用年数、提供元事業者 ・現在利用中の通信サービスの選択理由、満足度 ・移動系通信端末に関する質問（中古端末、SIMロック解除関連） ・その他

⁷ 3,785人のうち、固定ブロードバンドを利用する者（3,513人）が第1回調査（固定系通信）及び第2回調査（移動系通信）の両方に回答している。このほか、移動系通信のみを利用し、固定ブロードバンドを利用しない者（272人）が、第2回調査（移動系通信）のみに回答している。

第1章 移動系通信

第1章 移動系通信

第1節 移動系通信市場(小売市場)

1 競争状況等に係る分析

(1) 移動系通信市場

① 市場規模

ア 契約数

2018年度末時点における移動系通信⁸の契約数は、1億8,045万⁹(2016.3比+11.6%、2018.3比+4.0%：単純合算では2億4,611万)、このうち、携帯電話の契約数は、1億7,773万(2016.3比+13.5%、2018.3比+4.5%)となっており、おおむね一定のペースで増え続けている(契約数の推移について図表I-1、契約数の増加率の推移について図表I-2参照)。

もっとも、移動系通信の契約数をMNOが最終利用者に提供する通信モジュールの契約数、MNOが最終利用者に提供する通信モジュール以外の契約数、及びMNOからMVNO(MNOであるMVNOは除く。以下、特段の記載がない限り同じ。)への卸契約数¹⁰に分けてみると、その傾向に大きな違いがみられることが分かる。2018年度末時点におけるMNOが最終利用者に提供する通信モジュールの契約数は、2,412万(2016.3比+80.0%、2018.3比+20.0%)、MNOからMVNOへの卸契約数は、2,094万(2016.3比+65.0%、2018.3比+13.8%)であり、いずれも増加傾向にある一方、MNOが最終利用者に提供する通信モジュール以外の契約数は、1億3,539万(2016.3比▲0.2%、2018.3比+0.2%)となっており、2016年度以降ほぼ横ばいになっていることが分かる(移動系通信の区分別契約数について図表I-3、区分別契約数の増減率について図表I-4参照)。MNOが最終利用者に提供する通信モジュール以外の契約数の大部分は、スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービスの契約数であると考えられるところ、これらサービス分野については、頭打ち状態となっていることがうかがえる。

次に、MNO・MVNO別に移動系通信の契約数(最終利用者への提供に係るもの)の純増数をみると、2018年度におけるMNOサービスの純増数は、433万、MVNOサービスの純増数は、255万となっている。2018年度におけるMNOサービスの純増数は、上述した通信モジュールの契約数の高い増加率に伴って、2016年度及び2017年度における純増数を上回っている。一方、2018年度におけるMVNOサービスの純増数は、2016年度の純増数を下回つており、MVNOサービスの増加の勢いにやや陰りがみられる(MNO・MVNO別の移動系通信の四半期単位の純増数について図表I-5、年度単位の純増数について図表I-6参照)。

また、2018年度末時点におけるMNO3グループの移動系通信の契約数(最終利用者への

⁸ 携帯電話(3G及びLTE)、PHS及びBWA。以下同じ。

⁹ 携帯電話及び移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、グループ内取引調整後の数値。

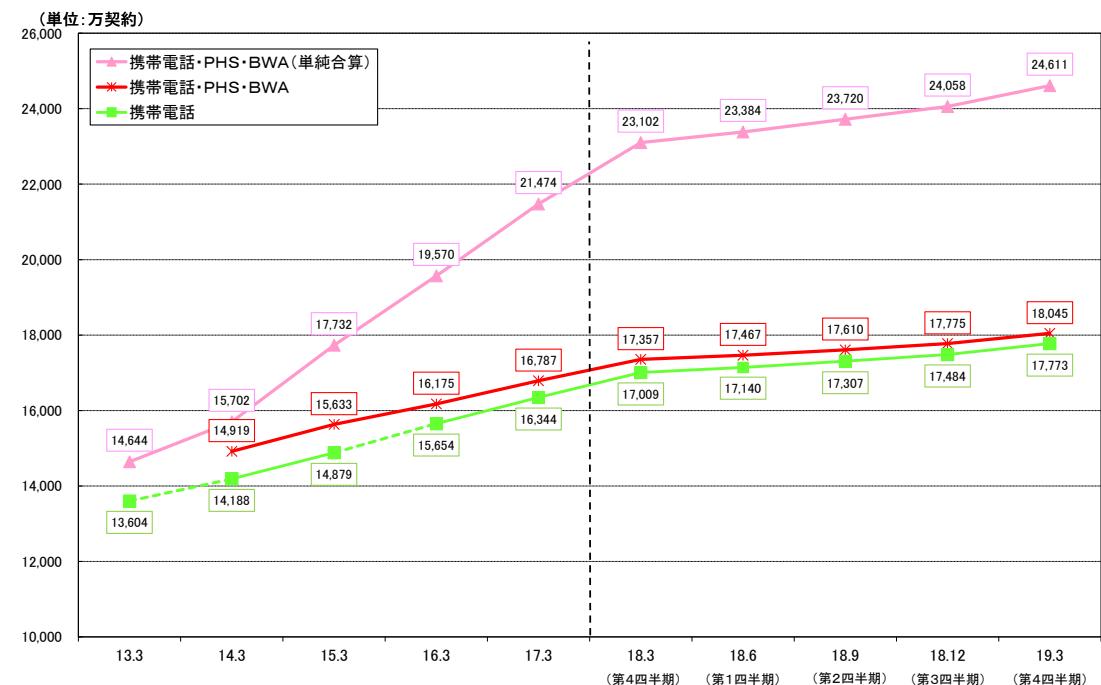
¹⁰ MVNO契約数と一致する。

提供に係るもの）の対前年度末比増加率をみると、NTT ドコモは+1.9%（2016 年 3 月末時点の契約数と比較すると+4.9%）、KDDI グループは+3.2%（2016 年 3 月末時点の契約数と比較すると+14.9%）、ソフトバンクグループは+3.8%（2016 年 3 月末時点の契約数と比較すると+1.7%）となっており、事業者（グループ）や時期によって増加率にはばらつきがあるものの、いずれの事業者（グループ）ともおおむね増加傾向にある¹¹。一方、MVNO 契約数の対前年度末比増加率は、+13.8%（2016 年 3 月末時点の契約数と比較すると+65.0%）となっており、依然として MNO 3 グループより高い増加率を維持しているものの、上述した契約数の純増数と同様に、増加率ベースでみても、MVNO サービスの増加の勢いにやや陰りがみられる（図表 I－7 参照）。

2018 年度末時点における移動系通信の契約数のうち、3.9-4 世代携帯電話（LTE）の契約数（単純合算）は 1 億 3,664 万（2016.3 比+56.2%、2018.3 比+13.2%）で、携帯電話の契約数に占める割合は 76.8%（2016.3 比+21.0 ポイント、2018.3 比+5.9 ポイント）となっている。また、BWA の契約数（単純合算）は 6,624 万（2016.3 比+88.5%、2018.3 比+13.8%）、PHS の契約数は 206 万（2016.3 比▲48.6%、2018.3 比▲20.8%）となっている（図表 I－8 参照）。

¹¹ MNO 3 グループのいずれについても、移動系通信の契約数の増加は、通信モジュールの契約数の増加によるところが大きい。また、KDDI グループにおける移動系通信の契約数の 2016 年 3 月末比の増加率（+14.9%）は、NTT ドコモ及びソフトバンクグループの増加率を大きく上回っているが、これは UQ コミュニケーションズの契約数の増加によるところが大きい。

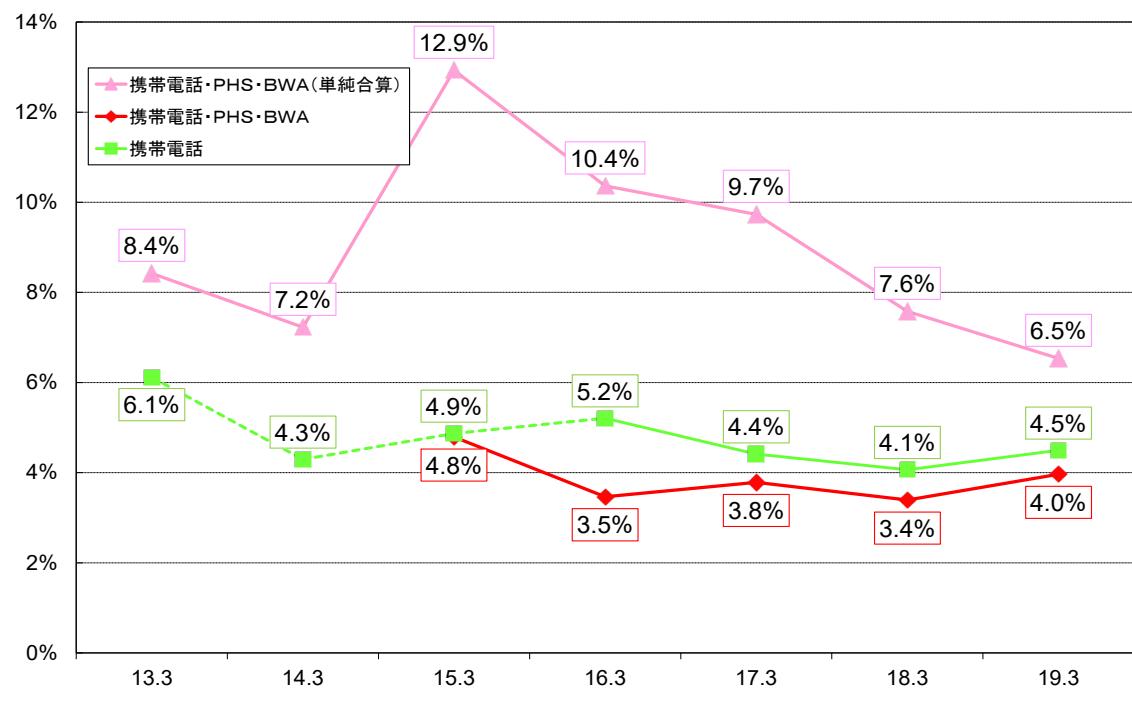
【図表 I – 1】移動系通信の契約数の推移



注：2013 年度第 2 四半期から MVNO 契約数が、2015 年度第 4 四半期から MVNO サービスの区別別契約数が報告事項に追加されたことに伴い、2013 年 3 月末、2014 年 3 月末及び 2015 年 3 月末、並びに 2016 年 3 月末以降で、携帯電話の契約数等の算出方法が異なる。以下この章において同じ。

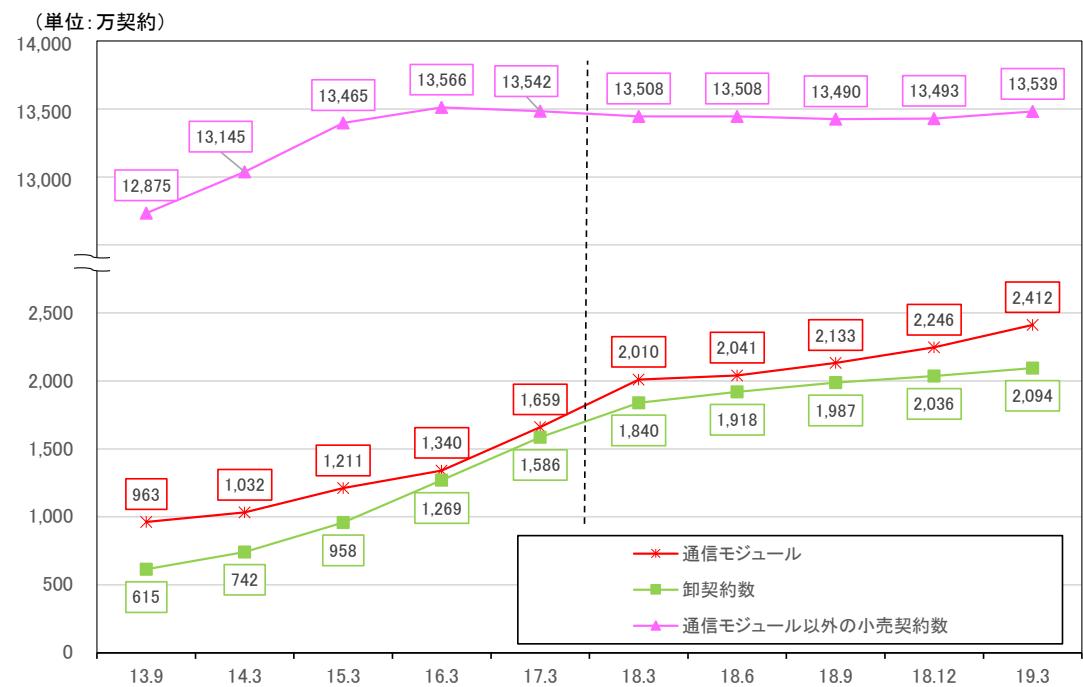
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I – 2】移動系通信の契約数の増加率（対前年度末比）の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

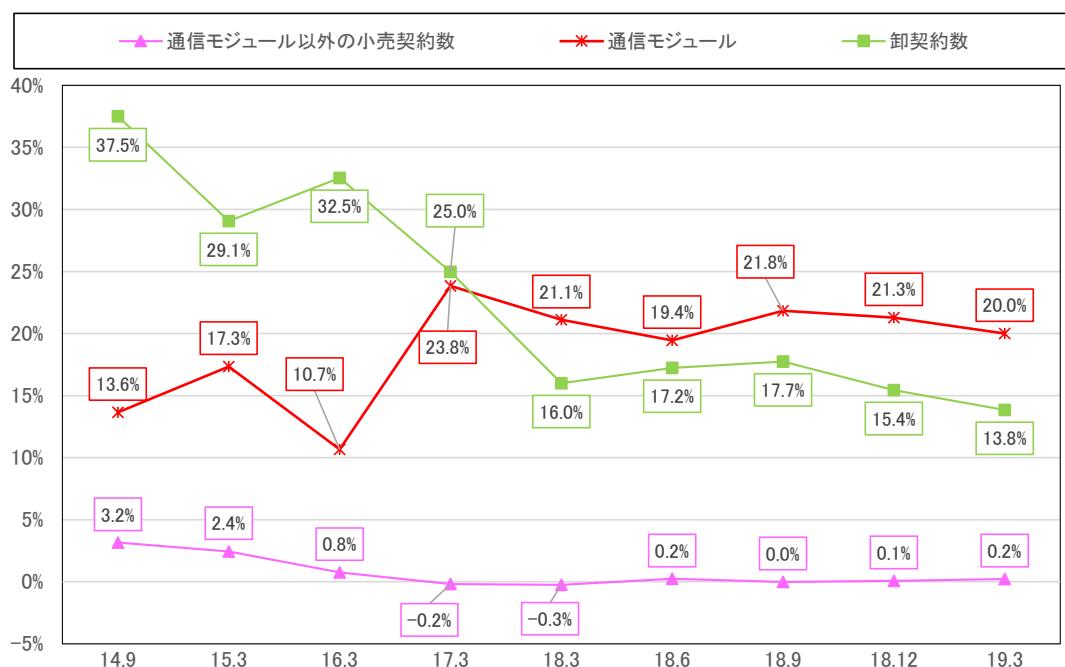
【図表 I – 3】移動系通信の区別契約数の推移



注：「通信モジュール」は、MNO が最終利用者に提供する通信モジュールの契約数、「卸契約数」は、MNO から MVNO への卸契約数、「通信モジュール以外の小売契約数」は、MNO が最終利用者に提供する通信モジュール以外の契約数を指す。図表 I – 4において同じ。

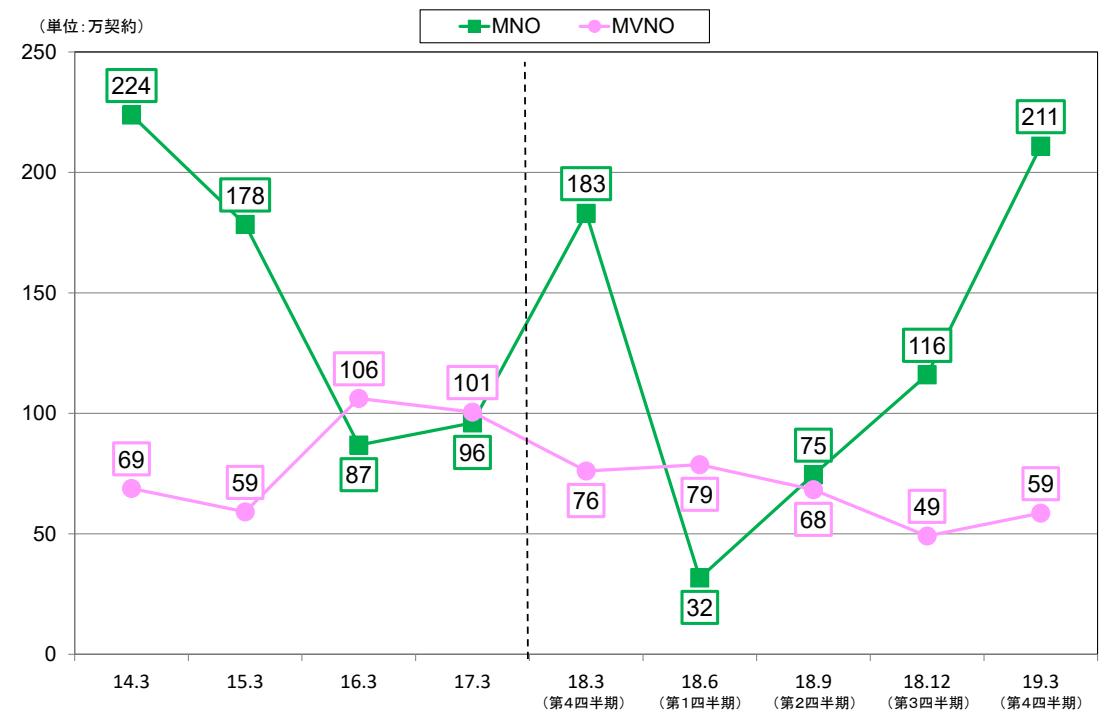
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I – 4】移動系通信の区別契約数の増減率（対前年同期比）の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

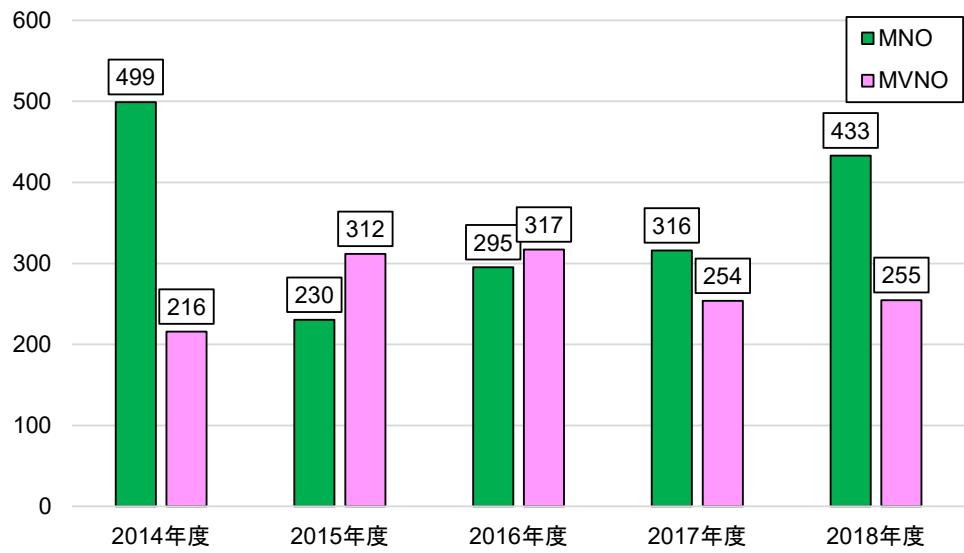
【図表 I – 5】MNO・MVNO 別の移動系通信の契約数の純増数（四半期単位）の推移



注：MNO からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

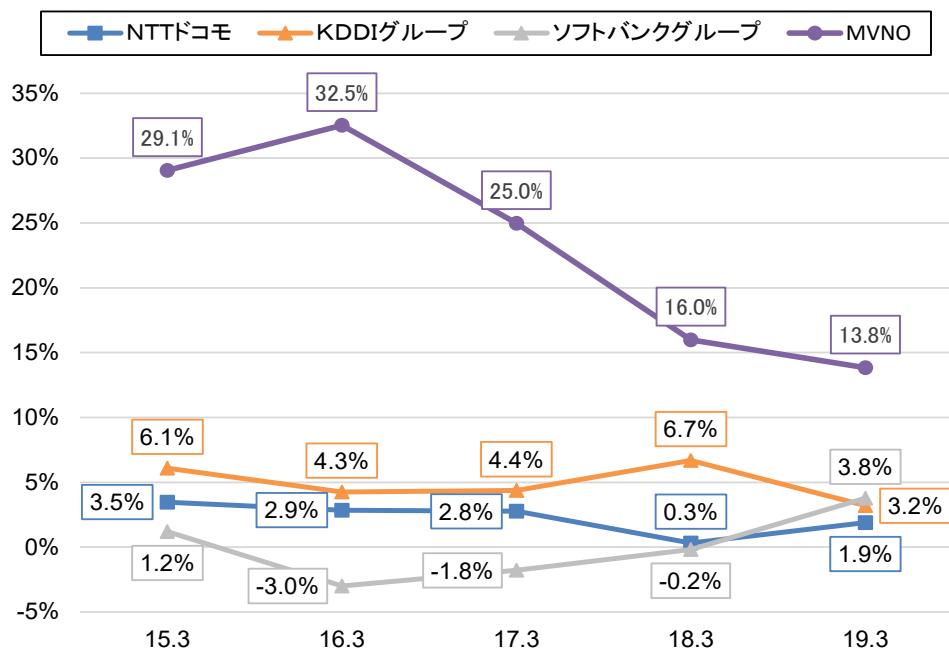
【図表 I – 6】MNO・MVNO 別の移動系通信の純増数（年度単位）の推移



注：MNO からの報告を基に作成。

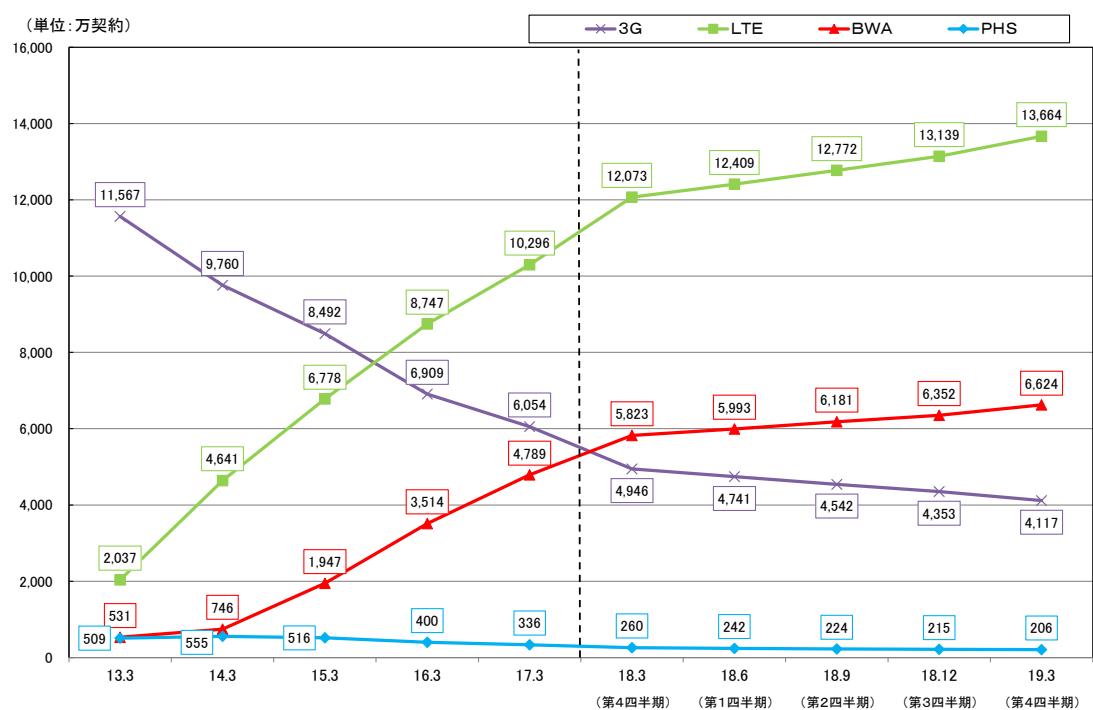
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I – 7】MNO3 グループと MVNO の契約数の増減率（対前年度末比）の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I – 8】3G・LTE・PHS・BWA の各契約数の推移（単純合算）



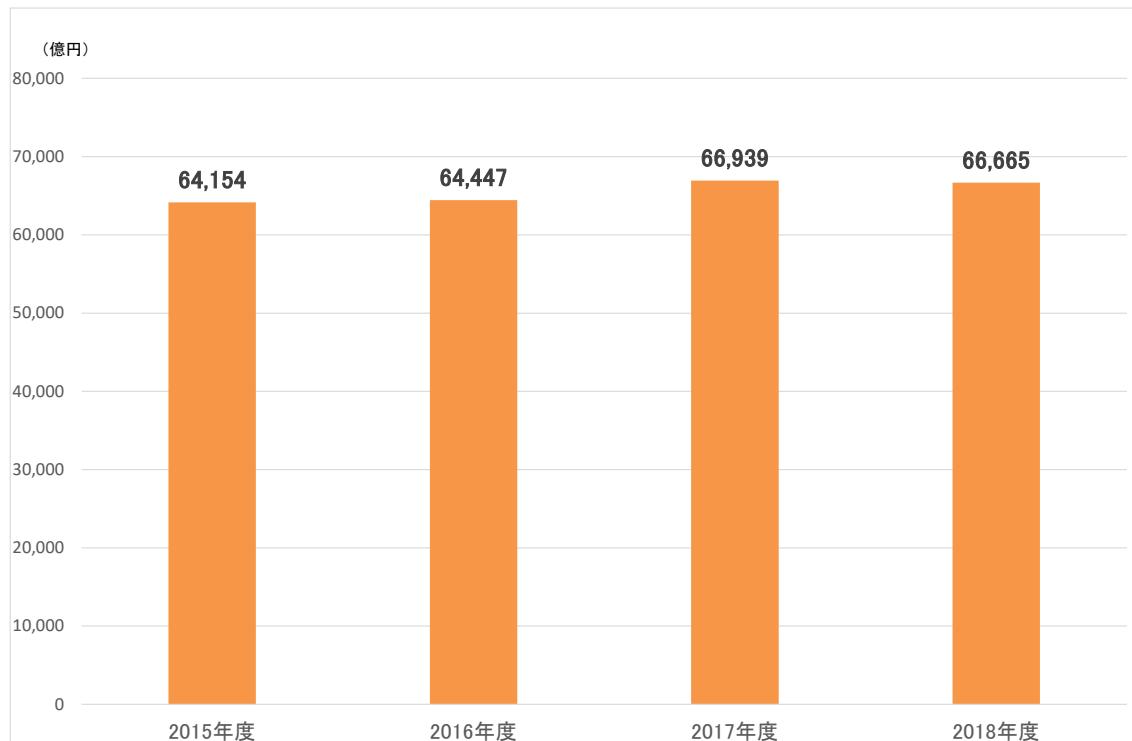
注：LTE の契約数には、3G 及び LTE のどちらも利用可能である携帯電話の契約数が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 売上高

MNO 3 社の決算資料を基に推計した 2018 年度の移動系通信全体の売上高¹²は 6 兆 6,665 億円となっている（図表 I – 9 参照）。

【図表 I – 9】移動系通信全体の売上高の推移



出所：各社決算資料を基に総務省作成

¹² 2018 年度の移動系通信全体の売上高の推計値は、MNO 3 社の移動系通信に係る売上高（卸電気通信役務の提供に係るものを含む。）をそれぞれ以下の方法により推計した上で、これらを合計することにより算出した。

- ・ NTT ドコモについては、「2018 年度決算データ集」の「モバイル通信サービス収入」により売上高を推定した。

【NTT ドコモ「2018 年度決算データ集】

https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/presentation/190426/presentation_fy2018_data.pdf

- ・ KDDI については、「2019 年 3 月期 決算詳細資料」の「パーソナルセグメント」における「モバイル通信料収入」と「ビジネスセグメント」における「モバイル」の一部（この「モバイル」の中には、端末等に係る売上げが含まれていることから、「パーソナルセグメント」における「モバイル通信料収入」と「端末販売収入、修理収入等」の売上比を元に「ビジネスセグメント」における移動系通信に係る売上高を推計した。）を合算することにより売上高を推定した。

【KDDI「2019 年 3 月期 決算詳細資料】

https://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/ir/library/presentation/2019/pdf/kddi_190515_data_2qcbJJ.pdf

- ・ ソフトバンクについては、「2018 年度 決算データシート」の「コンシューマ事業」における「モバイル」の売上高と「法人事業」における「モバイル」の売上高を合算することにより売上高を推計した。

【ソフトバンク「2018 年度 決算データシート】

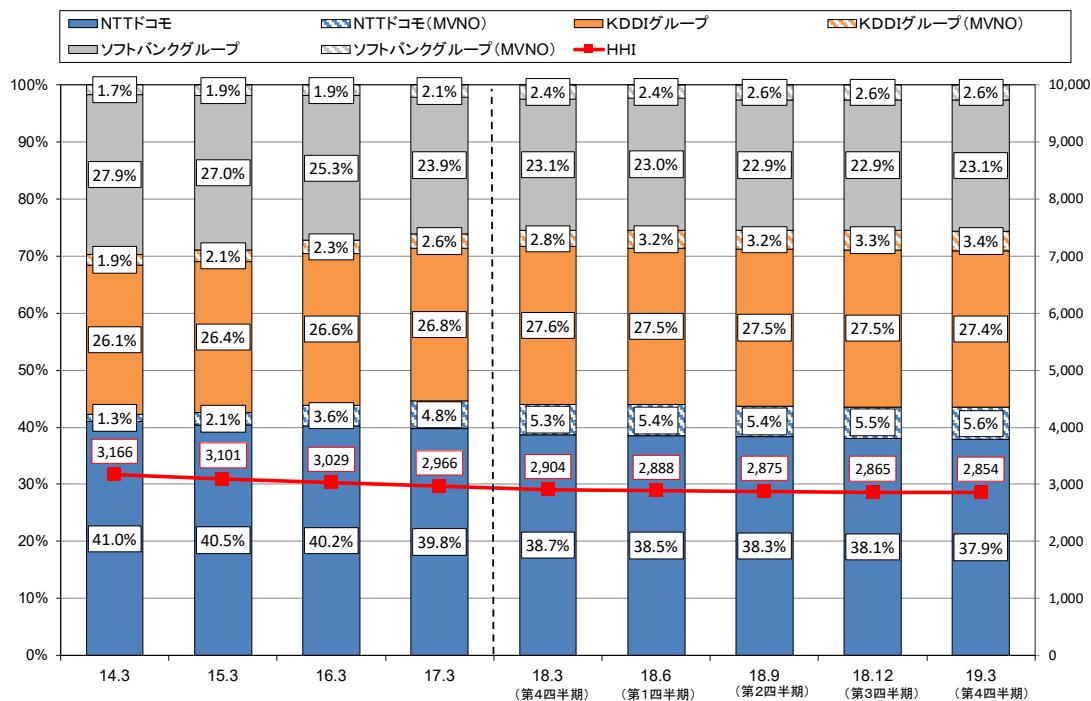
https://cdn.softbank.jp/corp/set/data/ir/documents/presentations/fy2018/results/pdf/sbkk_earnings_datasheet_20190508.pdf

② 市場シェア

2018 年度末時点における移動系通信市場の事業者別シェア（最終利用者への提供に係るもの）は、NTT ドコモが 37.9%（2016.3 比▲2.3 ポイント、2018.3 比▲0.8 ポイント）、KDDI グループが 27.4%（2016.3 比+0.8 ポイント、2018.3 比▲0.2 ポイント）、ソフトバンクグループが 23.1%（2016.3 比▲2.2 ポイント、2018.3 比±0 ポイント）、MVNO が 11.6%（2016.3 比+3.8 ポイント、2018.3 比+1.0 ポイント）となっている。HHI は 2,854（2016.3 比▲174、2018.3 比▲50）となっている（図表 I－10 参照）。

また、携帯電話の契約数における事業者別シェア（最終利用者への提供に係るもの）は、NTT ドコモが 38.5%（2016.3 比▲3.1 ポイント、2018.3 比▲1.0 ポイント）、ソフトバンクグループが 22.3%（2016.3 比▲1.3 ポイント、2018.3 比+0.2 ポイント）、KDDI グループが 27.6%（2016.3 比+0.4 ポイント、2018.3 比▲0.3 ポイント）、MVNO が 11.7%（2016.3 比+3.9 ポイント、2018.3 比+1.0 ポイント）となっている。HHI は 2,873（2016.3 比▲206、2018.3 比▲58）となっている（図表 I－11 参照）。

【図表 I－10】移動系通信市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）



注1：「KDDI グループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQ コミュニケーションズが含まれる。

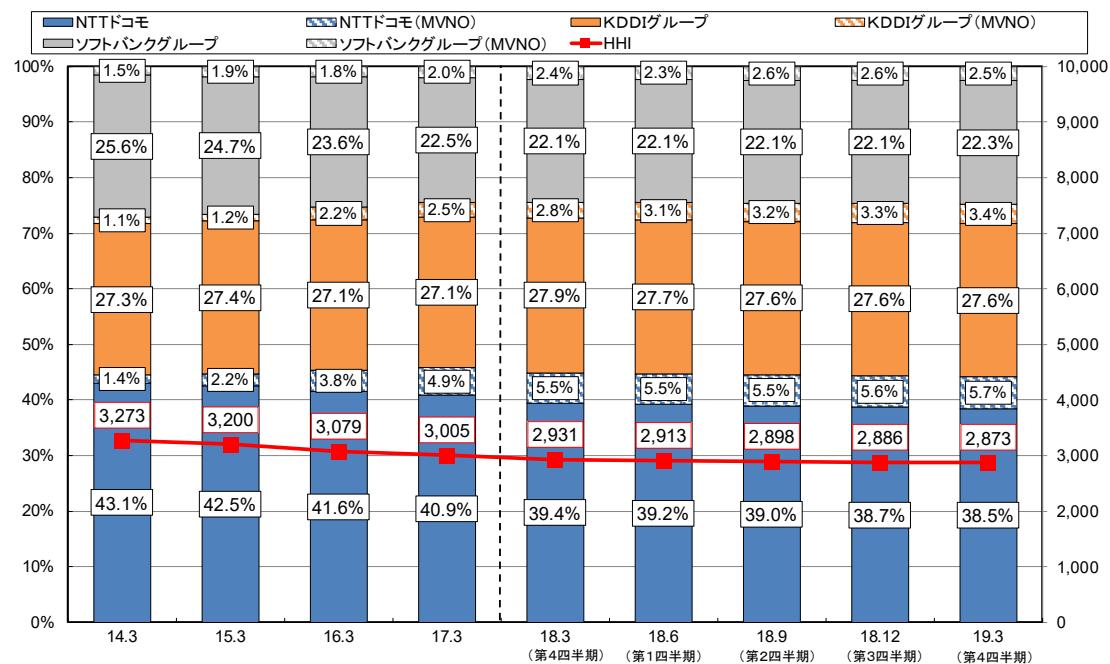
注2：「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、ワイモバイル（14.3）、イー・アクセス（14.3）及びワイモバイル（15.3）が含まれる。

注3：MVNO のシェアを提供元の MNO グループごとに合算し、当該 MNO グループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。

注4：HHI は MVNO のシェアを全て合算して算出している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I-11】携帯電話の契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移
(グループ別)



注1：「KDDI グループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQ コミュニケーションズが含まれる。

注2：「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、イー・アクセス（14.3）及びワイモバイル（15.3）が含まれる。

注3：MVNO のシェアを提供元の MNO グループごとに合算し、当該 MNO グループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。

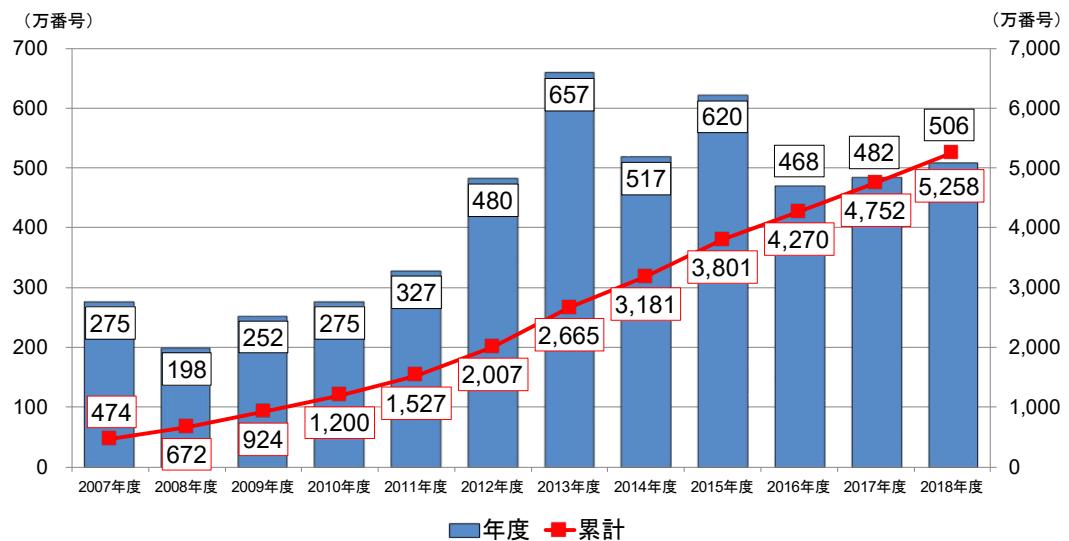
注4：HHI は MVNO のシェアを全て合算して算出している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ MNP の利用状況

2018 年度における携帯電話・PHS の番号ポータビリティの実施数は、506 万番号となつており、2016 年度及び 2017 年度と比較すると実施数は増加しているが、2015 年度の実施数を下回っている（図表 I -12 参照）。

【図表 I -12】MNP の利用数



出所：事業者アンケート及び電気通信事業報告規則に基づく報告

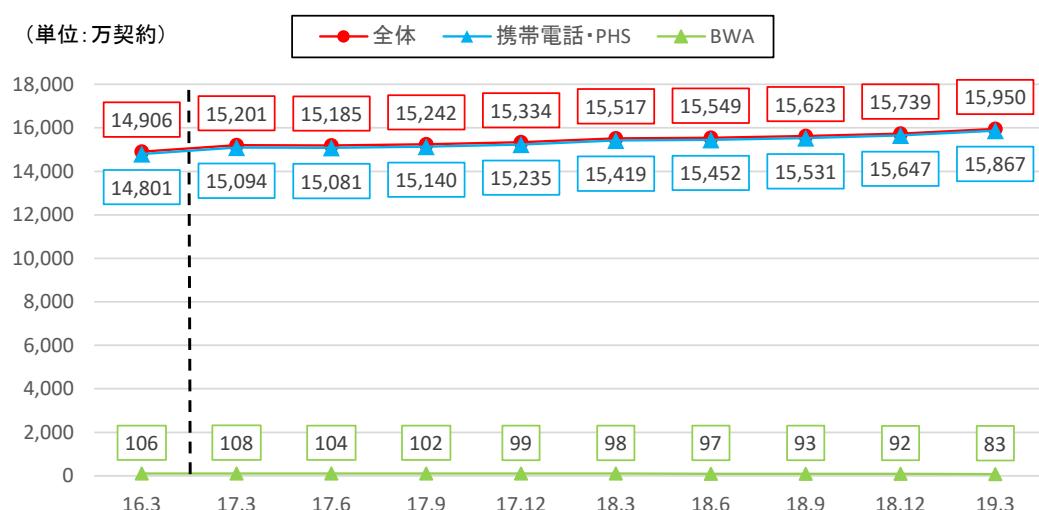
(2) MNO サービス市場

① 市場規模

ア 契約数

2018 年度末時点における MNO サービスの契約数は 1 億 5,950 万（2016.3 比 +7.0%、2018.3 比 +2.8%）となっている（MNO サービスの契約数の推移について図表 I-13、MNO サービス純増数の推移について図表 I-14 参照）。

【図表 I-13】MNO サービス契約数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I-14】MNO サービス純増数の推移

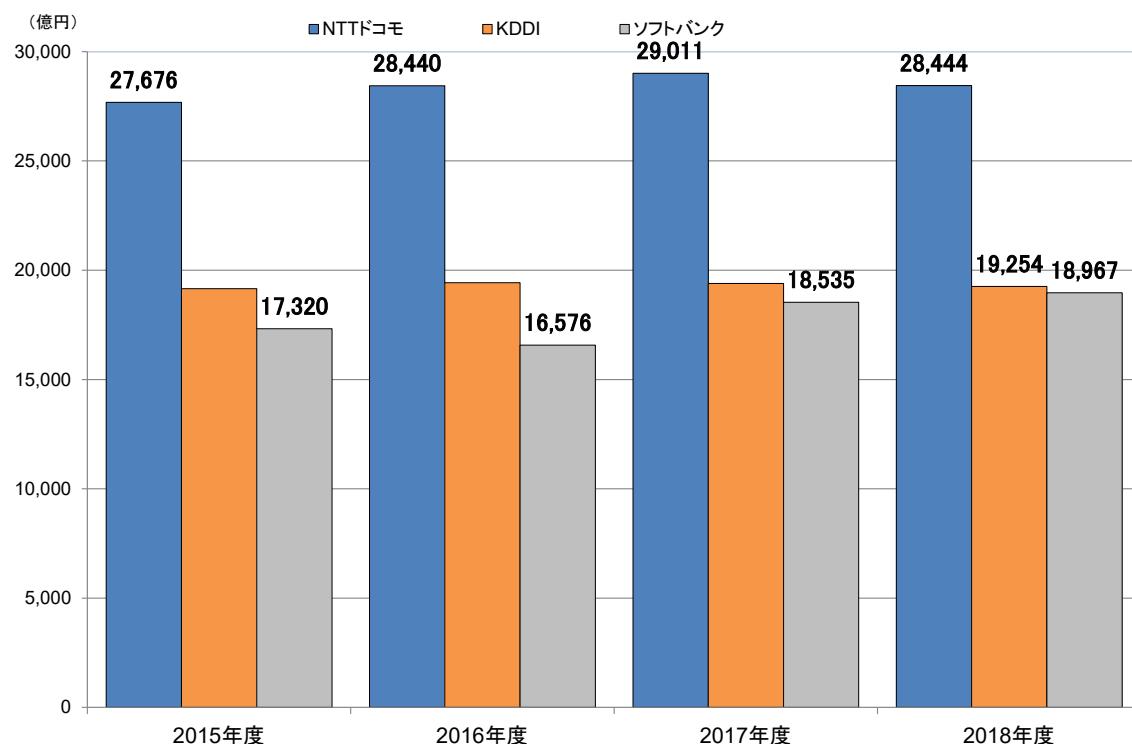


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 売上高等

2018 年度における MNO 3 社の売上高の推計値¹³をみると、NTT ドコモが 2 兆 8,444 億円、KDDI が 1 兆 9,254 億円、ソフトバンクが 1 億 8,967 億円となっている（図表 I – 15 参照）。

【図表 I – 15】MNO 各社の売上高の推移

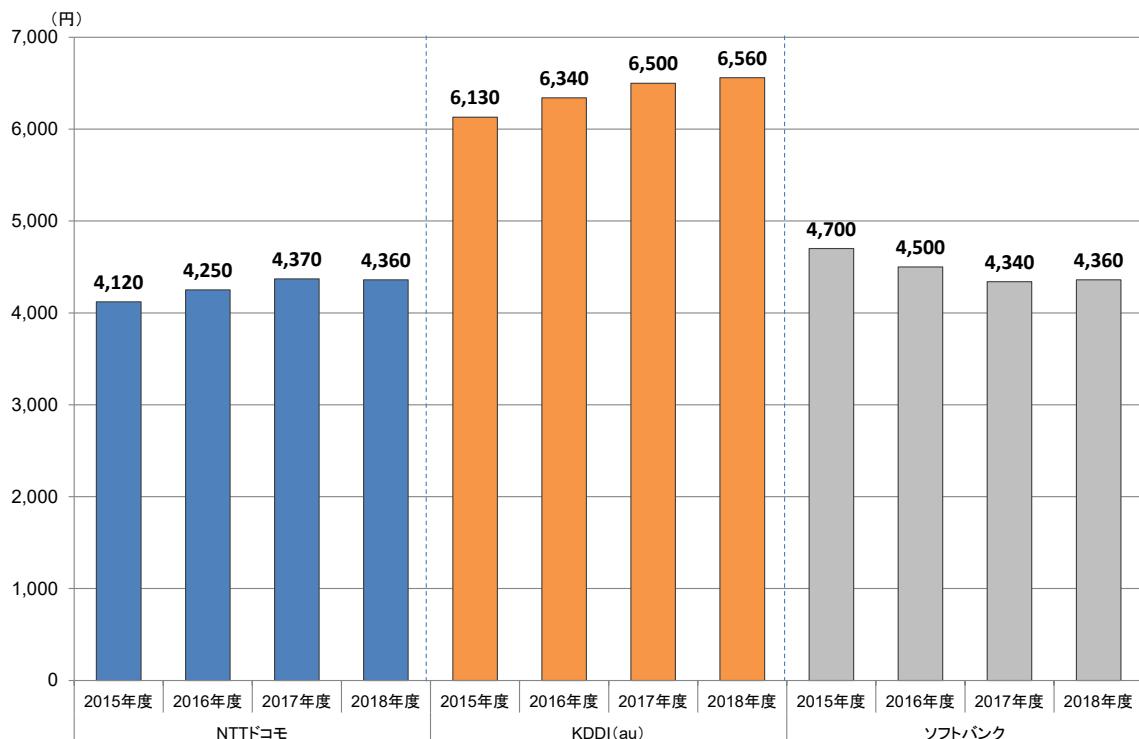


出所：各社決算資料を基に総務省作成

¹³ 図表 I – 9 (移動系通信全体の売上高の推移) の基礎とした MNO 3 社の売上高の推計値をとったもの(2018 年度における各社の売上高の推計方法については脚注 12 参照。)。2017 年度以前の KDDI の売上高の推計値は非表示としている。

MNO 各社の 1 ユーザー（ないし 1 アカウント）当たりの収益状況をみると、NTT ドコモ (ARPU¹⁴) が 4,360 円、KDDI (ARPA¹⁵) が 6,560 円、ソフトバンク (ARPU) が 4,360 円となっている（図表 I-16 参照）。

【図表 I-16】MNO 各社の ARPU/ARPA の推移



注：NTT ドコモ及びソフトバンクについては ARPU を、KDDI については ARPA を表している。ARPU 及び ARPA は各社ごとの基準で算出されたものであり、年度によって計算方法が異なる場合もある。

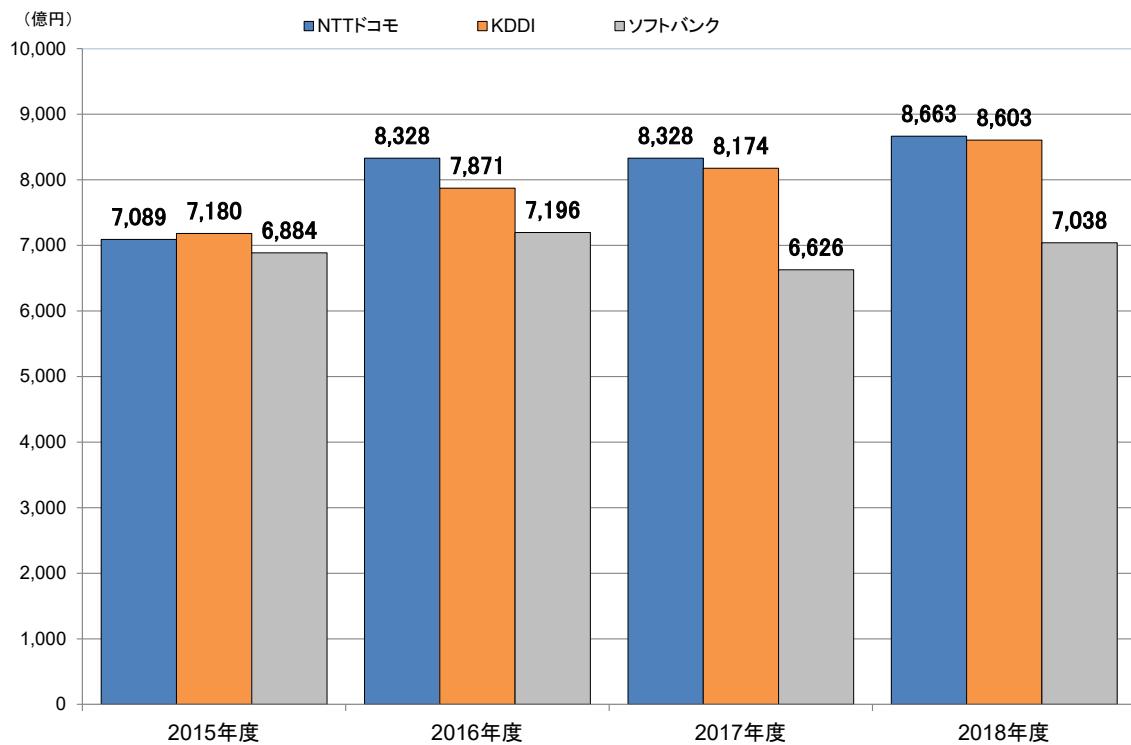
出所：各社決算資料を基に総務省作成

¹⁴ Average Revenue Per User の略。1人の契約者が複数の端末を保有している場合には、それぞれの端末に係る通信収入が「複数ユーザー」の通信収入としてカウントされる。

¹⁵ Average Revenue Per Account の略。1人の契約者が複数の端末を保有している場合には、それぞれの端末に係る通信収入を合算したものが「1アカウント」の通信収入としてカウントされる。

MNO 3 社の営業利益¹⁶をみると、NTT ドコモが8,663億円、KDDIが8,603億円、ソフトバンクが7,038億円となっている（図表 I – 17参照）。

【図表 I – 17】MNO 各社の営業利益の推移



出所：各社決算資料を基に総務省作成

¹⁶ NTT ドコモについては、「2018 年度決算データ集」の「通信事業」における営業利益を、KDDI については、「2019年3月期 決算詳細資料」の「パーソナルセグメント」及び「ビジネスセグメント」における営業利益の和を、ソフトバンクについては、「2018 年度 決算データシート」の「コンシューマ事業」及び「法人事業」におけるセグメント利益の和をもって 2018 年度の営業利益としている。これらの営業利益には、卸電気通信役務の提供に係る利益や固定系通信やサービス・コンテンツに係る利益等が含まれる。

② 市場シェア

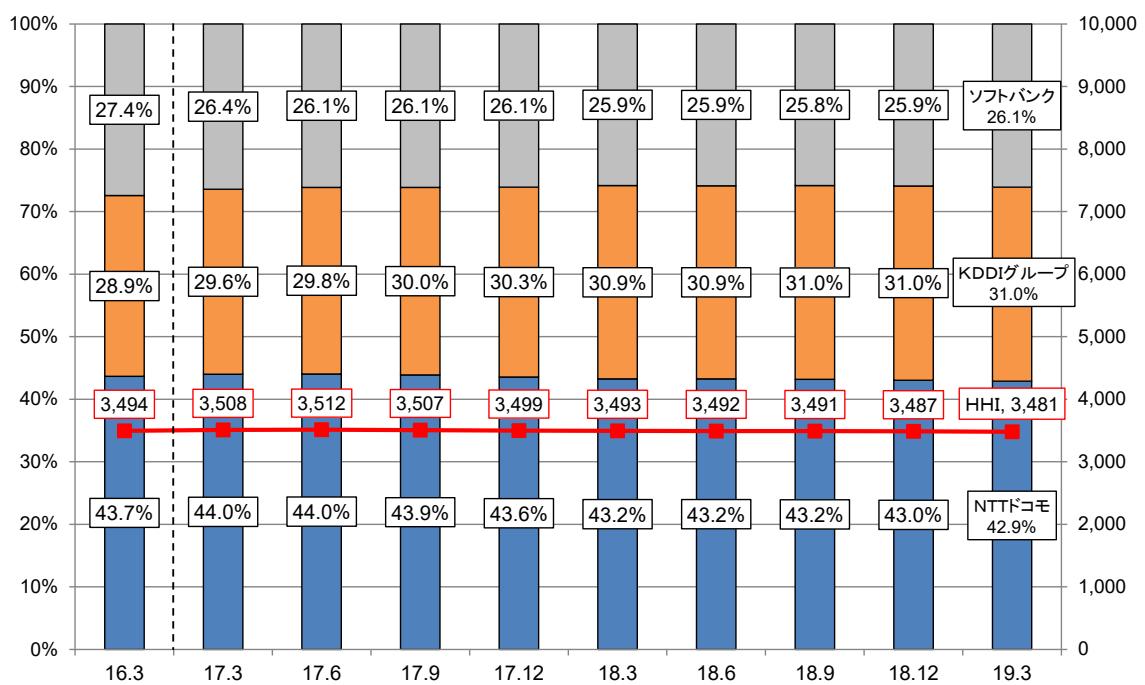
ア 契約数シェア

MNO サービス市場の事業者別シェア（グループ別）は、NTT ドコモが 42.9%（2016.3 比▲0.8 ポイント、2018.3 比▲0.4 ポイント）、KDDI グループは 31.0%（2016.3 比+2.1 ポイント、2018.3 比+0.1 ポイント）、ソフトバンクが 26.1%（2016.3 比▲1.3 ポイント、2018.3 比+0.2 ポイント）となっている。HHI は 3,481（2016.3 比▲13、2018.3 比▲12）となっている（図表 I-18 参照）。

移動系通信（最終利用者への提供に係るもの）のうち、2016 年 3 月末時点における通信モジュールの各社シェアをみると、ソフトバンクが 4割弱、NTT ドコモが 3割台半ば、KDDI が 2割台半ばとなっていたのに対し、2018 年 3 月末時点における各社シェアは、KDDI が 3割台後半、NTT ドコモが 3割強、ソフトバンクが 3割強、2019 年 3 月末時点における各社シェアは、KDDI が 4割弱、NTT ドコモが 3割強、ソフトバンクが 3割弱となっている。前記のとおり、MNO が最終利用者に提供する通信モジュールの契約数は、増加傾向にある（2018 年度末時点における契約数は、2016.3 比+80.0%、2018.3 比+20.0% となっている。）ところ、各社間のシェアの変動も比較的大きいことが分かる。

移動系通信（最終利用者への提供に係るもの）のうち、2018 年度末時点における通信モジュールを除いた契約数の各社シェアをみると、NTT ドコモが 4割台半ば、KDDI が 3割弱、ソフトバンクが 2割台半ばとなっている。これら各社シェアを 2016 年 3 月末時点、2018 年 3 月末時点と比較すると、3 社とも 1 ポイント以内の変動幅にとどまっており、契約数の変動（2018 年度末時点における契約数は、2016.3 比▲0.2%、2018.3 比+0.2% となっている。）と同様に、各社間のシェアの変動も大きくないことが分かる。

【図表 I – 18】MNO サービス市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）



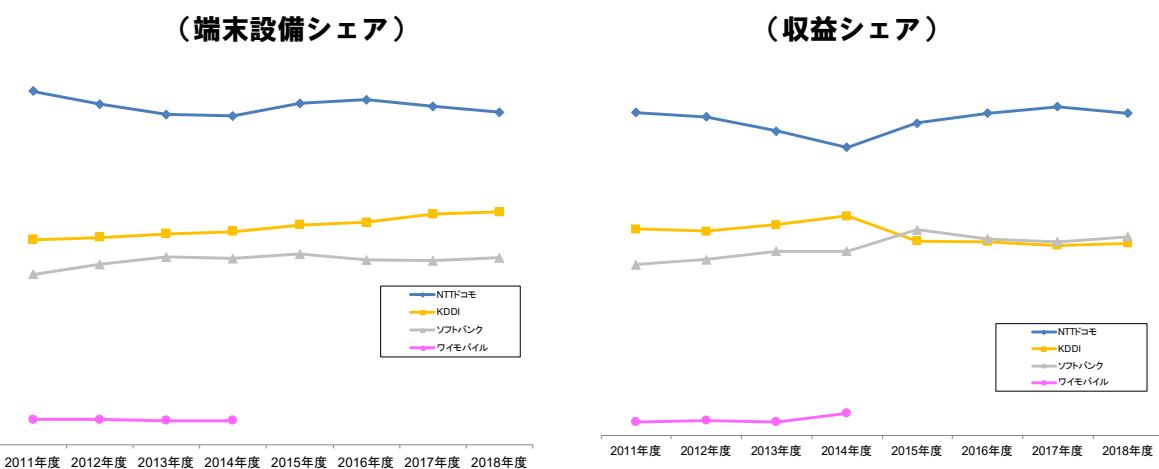
注：「KDDI グループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQ コミュニケーションズが含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 携帯電話に係る端末設備シェア・収益シェア

2018 年度における契約数シェアで首位である NTT ドコモは、携帯電話に係る端末設備シェア¹⁷及び収益シェア¹⁸においても 40%を超過している（図表 I – 19 参照）。

【図表 I – 19】携帯電話に係る端末設備シェア・収益シェアの推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告に基づき作成

¹⁷ 2001 年の電気通信事業法改正により、モバイル市場の公正競争環境を整備する観点から、第二種指定電気通信設備制度が導入された。これまで、NTT ドコモ（2002 年）、沖縄セルラー（2002 年）、KDDI（2005 年）及びソフトバンクモバイル（現ソフトバンク）（2012 年）を指定。2016 年 5 月に施行された「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 30 号）」により、端末シェアを算定する端末の範囲に BWA（WiMAX 2+及び AXGP）が追加されたため、当該施行後の指定には新しい基準で算定されたシェアが用いられる。なお、本表は携帯電話について当該施行以前の算定方法に基づき算定を行っている。

¹⁸ 電気通信事業報告規則の改正により 2015 年度から電気通信事業営業収益のみで算出しているため、2014 年度までとの単純比較はできない（2014 年度までは、電気通信事業営業収益及び附帯事業営業収益で算出。）。

③ MNO各社の料金プラン

2018年度末時点におけるMNO 3社のスマートフォン向け料金プラン（個人用）は図表 I –20、割引サービスの例については図表 I –21のとおりとなっている。

【図表 I –20】MNO 3社のスマートフォン向け料金プラン（個人用）

(月額、税抜。2019年3月31日時点)								
会社名	N T T ドコモ		K D D I		ソフトバンク			
音声通信 基本料※1 (2年契約)	カケホーダイプラン (国内通話かけ放題)	2,700円	カケホ (国内通話かけ放題)	2,480円	2,700円	通話基本プラン+定額オプション (国内通話かけ放題)	2,700円	
	カケホーダイライトプラン (1回5分以内の国内通話かけ放題)	1,700円	スーパー カケホ (1回5分以内の国 内通話かけ放題)	1,480円	1,700円	通話基本プラン+準定額オプション (1回5分以内の国内通話かけ放題)	1,700円	
	シンプルプラン（従量料金）	980円	シンプル（従量料金）	980円	–	通話基本プラン（従量料金）	1,200円	
ネット接続料	300円		300円		300円			
データ 通信料※2	用途	段階制定額	定額	段階制定額	定額	段階制定額	定額※3	
	~1GB	2,900円	–	1,700円	2,900円※4	2,480円	–	
	~2GB	4,000円		2,700円	3,500円※5	4,480円		
	~3GB			3,700円	4,200円	5,980円		
	~5GB	5,000円		4,700円	5,000円			
	~20GB	7,000円	6,000円	5,700円	4,720円	6,000円	6,980円	
	~30GB	–	8,000円	–	6,720円	8,000円		
	~50GB		–		–	–	5,980円	
追加		1,000円/1GB		550円/0.5GB、1,000円/1GB		550円/0.5GB、1,000円/1GB		
月々サポート等	可		不可		可※6	不可※7	不可※7	
合計	4,180円 ~10,000円	7,280円 ~11,000円	2,980円 ~8,480円	6,000円 ~9,500円	4,900円 ~11,000円	3,980円 ~8,480円	7,480円	
(参考) docomo with※8 適用の場合	2,680円 ~8,500円	5,780円 ~9,500円	–		–			

※1 カケホーダイライトプラン、スーパー カケホ及び準定額オプションは、1回の通話が5分を超えた場合、通話従量料金(20円/30秒)が発生。

※2 月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が送受信時最大 128kbps に制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。

※3 対象の動画サービスや SNS はデータ容量の消費なく利用可能。

※4 スーパー カケホとの組合せのみ可。※5 カケホとの組合せのみ可。

※6 1GB プランの場合、月々サポート等の適用不可。

※7 2年契約なし(通話基本プラン:3,900 円、準定額オプション:4,400 円、定額オプション:5,400 円)を選択した場合は、月々サポート等の適用可。

※8 特定の端末の購入を条件に恒常に毎月 1,500 円割引を行うもの。ただし、月々サポート等の適用は不可。

注 記載の金額は各種割引を考慮していない。各社とも家族割(家族で加入した場合に家族内通話に係る通話料を割引(一部事業者では月額料金から一定額を割引))、学割(学生が加入した場合に学生本人やその家族の月額料金から一定額を割引)、月々サポート(端末を購入した場合に月額料金から一定額を割引)、そのほか期間限定キャンペーンなどの割引あり。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

【図表 I-21】MNO3社の割引サービス例

(2019年3月31日時点) (月額、税抜)

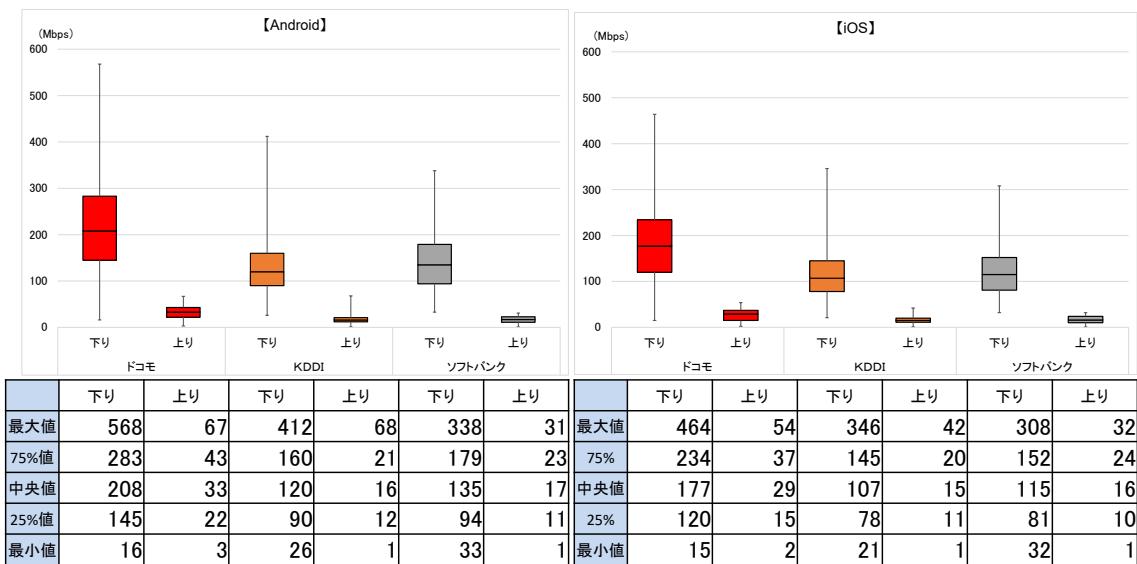
	割引名	概要	割引額	備考
NTTドコモ	ずっとドコモ割プラス	パケッタバッく、dポイントクラブのステージに応じ、料金を割引	家族100~2,500円/月 一人100~ 800円/月 ※dポイント進呈も選択可能	契約するパケッタバッくにより割引額が異なる。
	端末購入サポート	購入機種の利用及び適用条件の契約の継続を条件として、機種の購入代金の一部を割引	約3万円~10万円 (機種や新規/MNP/機種変更によって異なる。)	2年契約の解約金とは別に、12か月以内に新たな機種の購入、指定プラン以外への契約変更や解約を行った場合、概ね1.5万~4万円の解除料が発生。
KDDI	スマホ応援割	機種変更・新規契約と同時に「auビットプラン」「auフラットプラン」に加入を条件として割引	1年間 1,000円/月	機種変更は端末購入必要。新規契約(MNP含む。)は端末購入不要。auビットプラン(シンプル)を選択した場合は、スマホ応援割は適用されない。
	・iPhone MNP au購入サポート ・Android MNP au購入サポート	MNPで対象のiPhone(Android MNP au購入サポートの場合は、対象のAndroid)を購入し、2年契約で「auビットプラン」「auフラットプラン」の加入を条件として割引	約2万円~約6万円 (機種によって異なる。)	2年契約の解除料とは別に、12か月以内に指定プラン以外への契約変更や解約を行った場合、解除料が発生。(約1万~約5万円)
ソフトバンク	1年おトク割	新規契約又は機種変更し、2年契約(ワーフラン含む)の上、「データ定額50GB プラス」「データ定額ミニスター」の加入を条件として割引	1年間 1,000円/月	端末購入不要。
	USIM単体専用割	持込み端末で、通話基本プラン・2年契約なし(3,900円/月)で契約すると割引	2年間 3,000円/月	1年おトク割は適用されない。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

④ 通信速度（実効速度）

MNO 各社のホームページ¹⁹において、総務省が作成した「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」(平成 27 年 7 月 31 日策定。以下「実効速度に関するガイドライン」という。)²⁰に則して計測された実効速度が公表されている（図表 I - 22 参照）。

【図表 I - 22】「実効速度に関するガイドライン」に基づく測定結果



注1:同一時点、同一地点の計測結果の比較ではない。
注2:NTTドコモ及びKDDIの計測期間は2019年1月～3月、ソフトバンクの計測期間は2019年2月～3月。
注3:各社の理論上の最大値は異なる。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

¹⁹ NTT ドコモ https://www.nttdocomo.co.jp/support/area/effective_speed/index.html
KDDI <http://www.au.kddi.com/mobile/area/effective-speed/>

ソフトバンク <http://www.softbank.jp/mobile/network/explanation/speed-survey/>

²⁰ 総務省では、「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」を開催し、実効速度等のサービス品質計測等の在り方や必要な方策を検討し、2015 年 7 月に報告書を公表。また、同報告書を受けて、移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの事業者共通の実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等をまとめた「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」を公表。

(3) MVNO サービス市場

① 市場規模

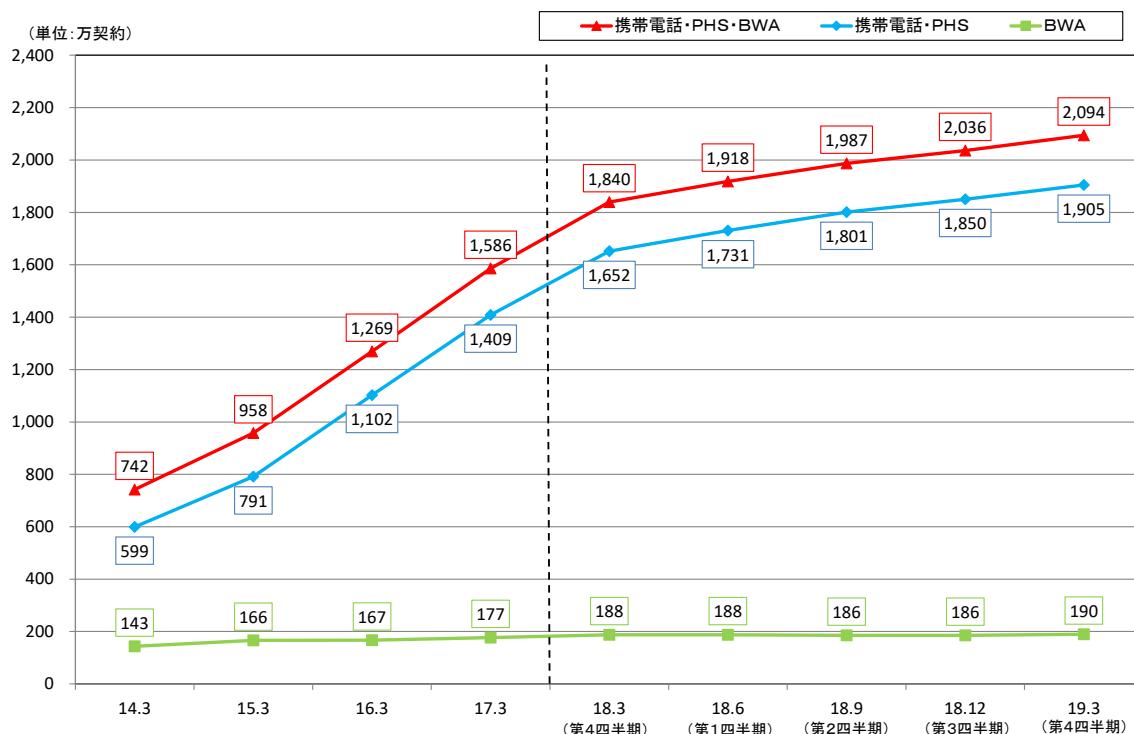
ア 契約数

2018 年度末時点における MVNO サービス契約数は 2,094 万（2016.3 比 +65.0%、2018.3 比 +13.8%）となっている（図表 I-23 参照）。

契約数が 3 万以上の MVNO サービスの区別別契約数をみると、SIM カード型²¹が 1,294 万（2016.3 比 +125.0%、2018.3 比 +21.0%）、通信モジュール²²が 577 万（2016.3 比 +58.7%、2018.3 比 +18.8%）となっている（図表 I-24 参照）。

移動系通信の契約数に占める MVNO サービスの契約数の比率は、11.6%（2016.3 比 +3.8 ポイント、2018.3 比 +1.0 ポイント）となっている（図表 I-25 参照）。

【図表 I-23】MVNO（MNO である MVNO を除く）サービスの契約数の推移



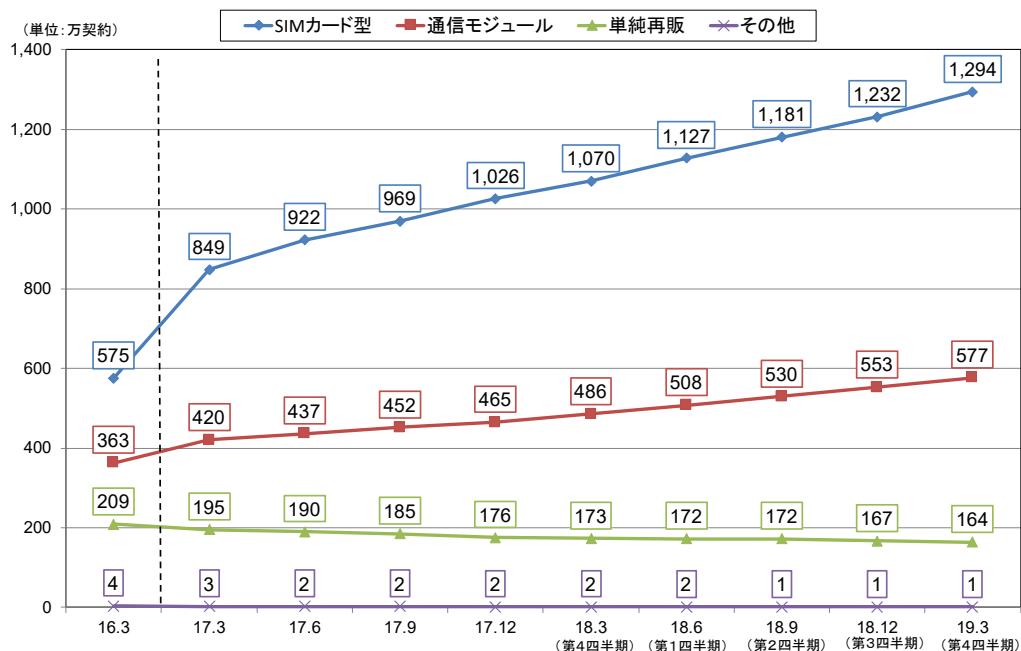
注：MNO からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

²¹ SIM カードを使用して MVNO サービスを提供している場合（SIM カードが製品に組み込まれている場合を含む。）で、自ら最終利用者に提供しているもの。

²² 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。

【図表 I-24】MVNO サービスの区別契約数の推移

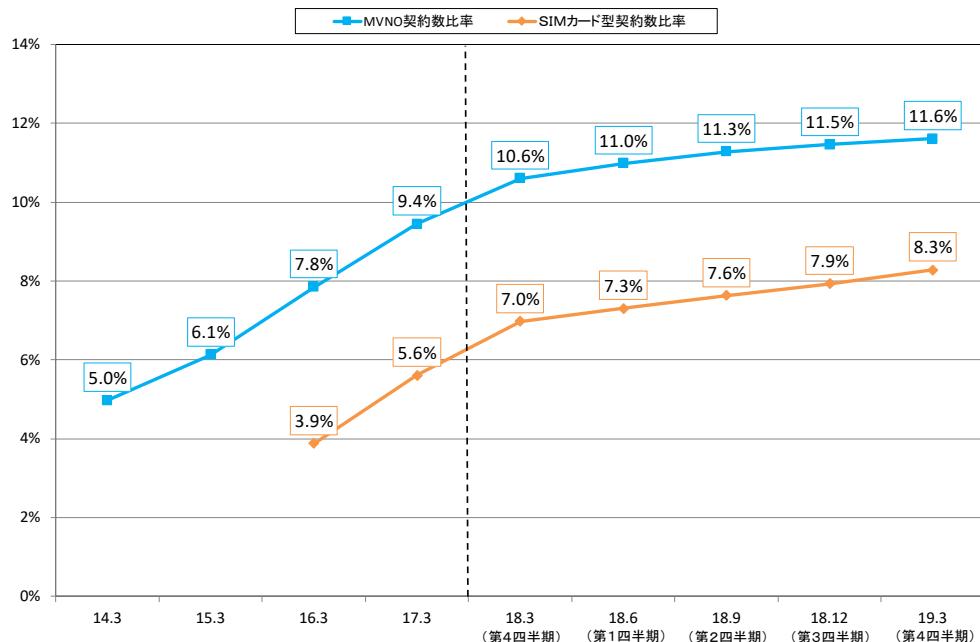


注1：提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

注2：「単純再販」とは、MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているものを指す。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I-25】MVNO サービスの契約数比率及び SIM カード型の契約数比率の推移



注1：MVNOサービスの契約数比率=MVNOサービスの契約数/移動系通信の契約数

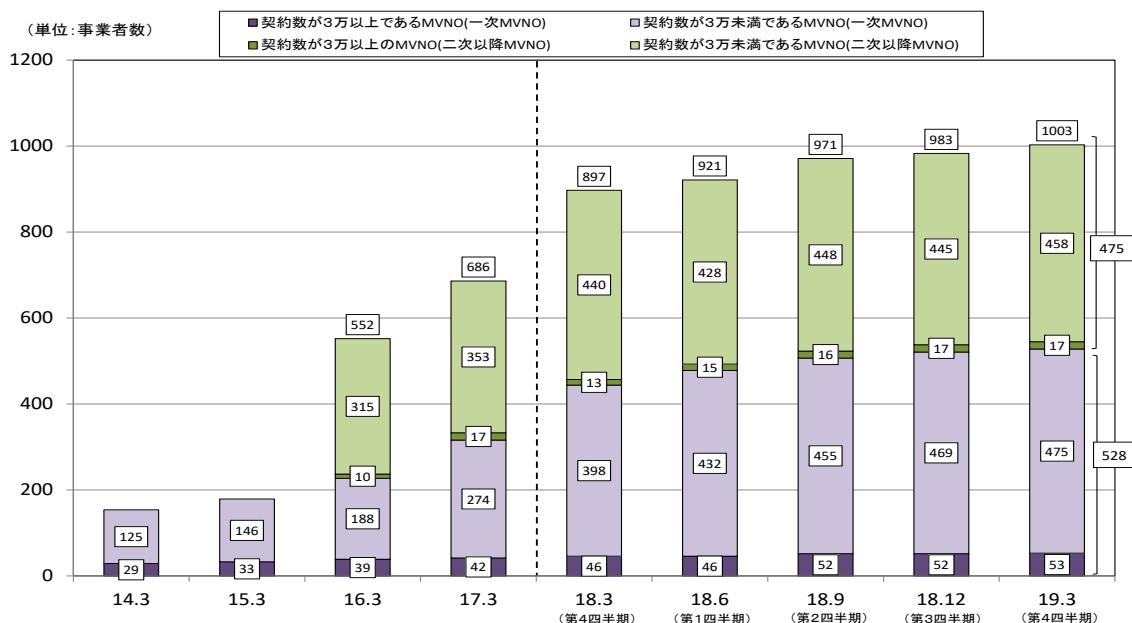
注2：SIMカード型の契約数比率=SIMカード型の契約数/(移動系通信の契約数-MNOが提供する通信モジュールの契約数)

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 事業者数

一次 MVNO²³サービスの事業者数は 528 者²⁴（2016. 3 比+301 者、2018. 3 比+84 者）、二次以降の MVNO²⁵サービスの事業者数は 475 者（2016. 3 比+150 者、2018. 3 比+22 者）となっている（図表 I - 26 参照）。

【図表 I - 26】MVNO サービスの事業者数の推移



注 1：MNO 及び提供している契約数が 3 万以上の MVNO からの報告を基に作成。

注 2：二次以降の MVNO の事業者数には、二次以降の MVNO のみから回線の提供を受けている契約数 3 万未満の MVNO の事業者数は含まない。

注 3：二次以降の MVNO サービスの事業者数については、2016 年 3 月末より報告事項に追加されている。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【参考】MVNO サービスの区分別事業者数の推移

区分	16. 3	17. 3	18. 3	18. 6	18. 9	18. 12	19. 3
SIM カード型	29 (15)	41 (20)	42 (22)	44 (24)	48 (27)	49 (27)	51 (28)
通信モジュール	17 (12)	18 (12)	18 (14)	18 (16)	20 (17)	20 (17)	20 (17)
単純再販	17 (16)	19 (16)	22 (17)	23 (17)	25 (19)	25 (19)	25 (19)
その他	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)

注 1：契約数が 3 万以上の MVNO からの報告を基に作成。

注 2：複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。

注 3：括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNO から直接回線の提供を受ける MVNO の事業者数。

²³ MNO から直接回線の提供を受ける MVNO。

²⁴ MNO である MVNO を含めると 532 者。

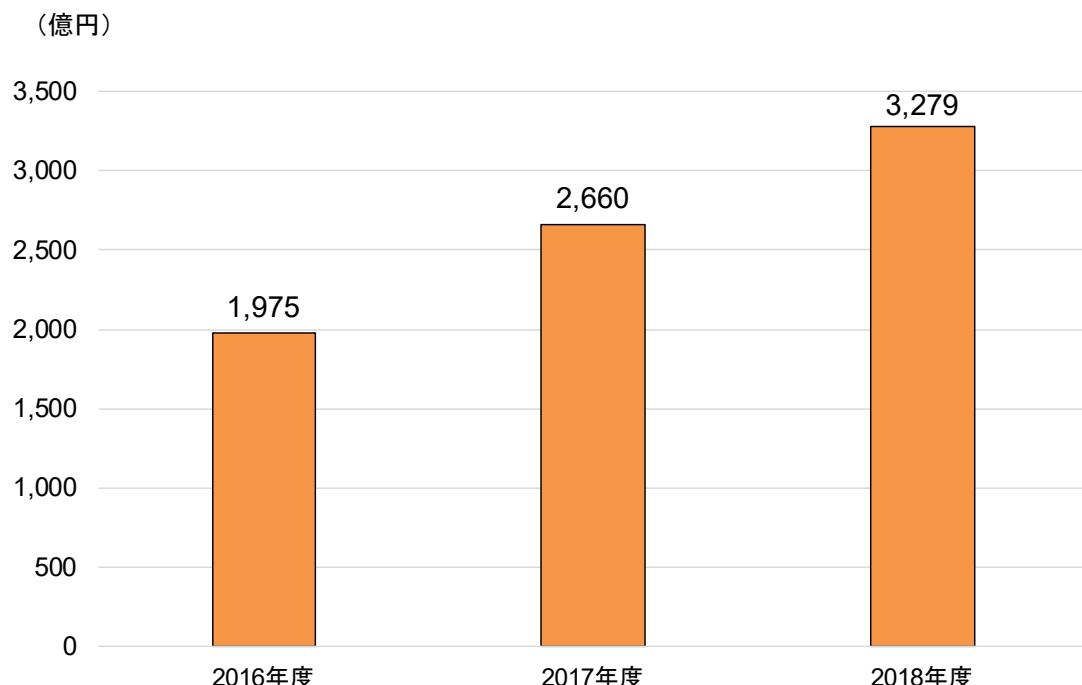
²⁵ MVNO から回線の提供を受ける MVNO。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

ウ 売上高

2018年度におけるMVNOサービス（SIMカード型）の売上高の推計値²⁶は3,279億円となっている（図表I-27参照）。

【図表I-27】MVNOサービス（SIMカード型）の売上高（推計値）の推移



出所：各社決算資料を基に総務省作成

²⁶ 2018年度の売上高については、2018年度に行ったMVNO利用者に対する月額利用料金に関するアンケート結果の平均値に、2017年度末時点におけるSIMカード型契約数と2018年度末時点におけるSIMカード型契約数（いずれも契約数3万以上のMVNOに係るもの）の平均値を乗じることにより推定している

（2017年度及び2016年度の売上高についても同様の方法により推計している。ただし、1契約当たりの売上高として、いずれも2018年度に行ったアンケート結果を用いている。）。

② 市場シェア

2018 年度末時点における MVNO 契約数の上位 8 者は、SIM カード型契約数上位 5 者の事業者（楽天、インターネットイニシアティブ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、オプテージ、ビッグローブ）及び通信モジュール契約数上位 3 者の事業者（本田技研工業、セコム、トヨタコネクティッド）から構成されており、上位 8 者で MVNO 契約数（契約数が 3 万以上の MVNO 事業者に係るもの。2018 年度末時点で 70 者）の約 3 分の 2 を占めている。

また、2018 年度末時点において、契約数 3 万以上の MVNO のうち、SIM カード型を提供する事業者数は 51 者であるところ、これら事業者の SIM カード型契約数²⁷の事業者別シェアをみると、楽天が最も高く（16.0%）、インターネットイニシアティブ（14.1%）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（11.4%）、オプテージ（10.0%）、ビッグローブ（5.3%）が続いている。2016 年度以降、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びインターネットイニシアティブがシェアを落としている一方、楽天及びオプテージがシェアを伸ばしている（図表 I-28 参照）。

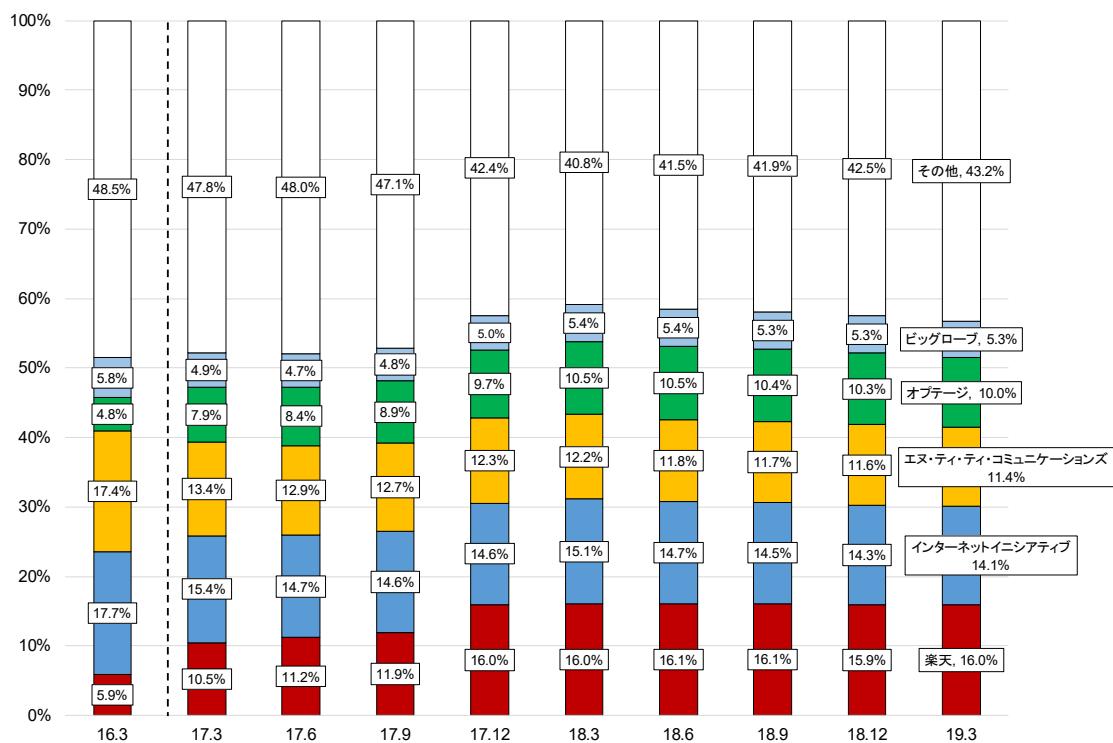
さらに、上記の契約数 3 万以上の MVNO の SIM カード型契約数に MNO のサブブランド²⁸の契約数を加えたものを母数として各者のシェアを算出すると、2018 年度末におけるワイモバイルのシェアは他の MVNO に比してかなり大きいものの、（2016 年度末比でみても、2017 年度末比でみても）減少傾向にある。一方、2018 年度末時点における UQ コミュニケーションズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回り、楽天のシェアを下回っている。UQ コミュニケーションズのシェアの伸びは、（2016 年度末比でみても、2017 年度末比でみても）SIM カード型契約数上位 5 者のいずれの事業者のシェアの伸びよりも大きくなっている。

契約数が 3 万以上の MVNO のうち、通信モジュールを提供する事業者の数は 20 者であるところ、契約数上位 3 者（本田技研工業、セコム、トヨタコネクティッド）で通信モジュールの契約数全体の 9 割程度を占めている。

²⁷ MNO のグループ内取引による契約数の重複を排除している。

²⁸ UQ コミュニケーションズの提供する MVNO サービス及びソフトバンクの提供する「ワイモバイル」を指す（以下同じ。）。

【図表 I – 28】MVNO 契約数（SIM カード型）における事業者別シェアの推移



注：契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ MVNO の料金プラン

2018 年度末時点における主な MVNO の料金プラン（音声通話付きデータ通信）は図表 I -29、音声定額オプションの例は図表 I -30 のとおりとなっている。

【図表 I -29】 MVNO の料金プラン（データ+音声通信）（代表例）

会社名 (ブランド名)	楽天 (楽天モバイル)		インターネット イニシアティブ (UQ mobile) ※1※3	UQコミュニケーションズ (UQ mobile)		NTT コミュニケーションズ (OCNモバイル ONE) ※4	オプテージ (mineo)		ピックアップ (BIGLOBEモバイル)	
	組み合わせ プラン ※1	スーパーHDDAI ※2		データ高速フ ラッシュ+データ 音声通 話プラン	おしゃべりプラン ひつりプラン ※4				セレクトプラン ※1	スマホ まる得プラン
データ通信料金	500MB	—	—	—	—	—	—	700円	790円	—
	1GB	—	—	—	—	—	—	—	700円※5	2,980円
	2GB	—	2,980円	—	—	2,980円	—	—	—	—
	3GB	900円 (3.1GB)	—	900円	980円	—	1,100円	900円	990円	900円
	4GB	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5GB	1,450円	—	—	—	—	—	—	—	—
	6GB	—	3,980円	1,520円	—	3,980円	1,450円	1,580円	1,670円	1,450円
	7~9GB	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10GB	2,260円	—	—	—	—	2,300円	2,520円	2,610円	—
	12GB	—	—	2,560円	—	—	—	—	—	2,700円
	14GB	—	5,980円	—	—	5,980円	—	—	—	—
	20GB	4,050円	—	—	—	—	4,150円	3,980円	4,070円	4,500円
	24GB	—	6,980円	—	—	—	—	—	—	—
	30GB	5,450円	—	—	—	—	6,050円	5,900円	5,990円	6,750円
音声通信料金	基本料	700円	込み※6	700円	700円※7	込み※8	700円	610円	700円	960円
	通話料※10	20円/30秒		20円/30秒		20円/30秒		20円/30秒		20円/30秒
(利用回線)		ドコモ/KDDI	ドコモ	ドコモ/KDDI	KDDI		ドコモ	KDDI	ドコモ	ソフトバンク
合計		1,600円~	2,980円~	1,600円~	1,680円~	2,980円~	1,800円~	1,310円~	1,750円~	1,400円~
※1 KDDI 回線はデータ通信専用 SIM の申込不可。 ※2 通信量がデータ容量を超えた場合でも最大 1Mbps で通信可能。 ※3 3,100 円/月で +20GB、5,000 円/月で +30GB の大容量オプションも提供。 ※4 500 円/月でデータ容量が 1.5 倍になる増量オプションも提供。 ※5 音声通話 SIM のみ利用可。 ※6 指定アプリから発信した場合、10 分以内かけ放題。無料通話分超過時の従量料金 10 円/30 秒。 ※7 データ高速プランとデータ高速+音声通話プランの差額。 ※8 5 分以内かけ放題又は無料通話 30 分~/月を含む。無料通話分超過時の従量料金 20 円/30 秒。 ※9 指定アプリから発信した場合、10 分以内かけ放題又は無料通話 90 分~/月。無料通話分超過時の従量料金 9 円/30 秒。 ※10 指定アプリ等を利用しない場合。 注:期間限定のキャンペーンや特定の条件を満たした場合のみ適用される割引等は除く。										

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

【図表 I-30】MVNO の音声定額オプション（代表例）

(2019年3月31日時点) (月額、税抜)

提供事業者 〔音声定額オプション等〕	オプション等料金	通話時間制限
楽天 楽天でんわ 10分かけ放題 by 楽天モバイル※1 2018年7月1日提供開始	850円 (データ通信・通話プラン料 1,250円~/月が別途必要)	10分以内かけ放題 (超過時:10円/30秒)
インターネットニシアタイプ ① 誰とでも3分 家族と10分※1 2016年9月1日提供開始 ② 誰とでも10分 家族と30分※1 2017年5月1日提供開始	① 600円 ② 830円 (データ通信・通話プラン料 1,600円~/月が別途必要)	① 3分以内かけ放題 ② 10分以内かけ放題 (超過時:10円/30秒) <同一契約者名義間通話の場合> ① 10分以内かけ放題 ② 30分以内かけ放題 (超過時:8円/30秒)
NTTコミュニケーションズ ① OCNでんわ 10分かけ放題オプション※1 2017年2月1日提供開始 ② OCNでんわ トップ3かけ放題オプション※1 ③ OCNでんわ かけ放題ダブル※1 2017年9月1日提供開始	①② 850円 ③ 1,300円 (データ通信・通話プラン料 1,800円~/月が別途必要)	① 10分以内かけ放題 (超過時:10円/30秒) ② 国内通話料上位3番号へかけ放題 (上位3番号以外への通話:10円/30秒) ③ ①及び②
オプテージ ① 通話定額30・60※2 2016年6月1日提供開始 ② mineoでんわ 10分かけ放題※1 2017年10月1日提供開始	① 840円・1680円 ② 850円 (データ通信・通話プラン料 1,310円~/月が別途必要)	① 30分・60分/月までかけ放題 (超過時20円/30秒) ② 10分以内かけ放題 (超過時:約9円/30秒)
ピッグローブ ① BIGLOBEでんわ 通話パック60・90※1 2015年10月1日・2018年4月2日提供開始 ② BIGLOBEでんわ 3分・10分かけ放題※1 2016年10月27日・2018年4月2日提供開始	①② 600円・830円 (データ通信・通話プラン料 1,400円~/月が別途必要)	① 60分・90分/月までかけ放題 ② 3分・10分以内かけ放題 (超過時:9円/30秒)

※1 中継電話設備を介して提供するもの。発信の際に事業者識別番号の追加が必要(アプリで省略可)。
※2 大手携帯電話事業者から卸売を受けた音声サービスを利用して MVNO が独自の料金を設定し、提供するもの。利用時に特別な手順は不要。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

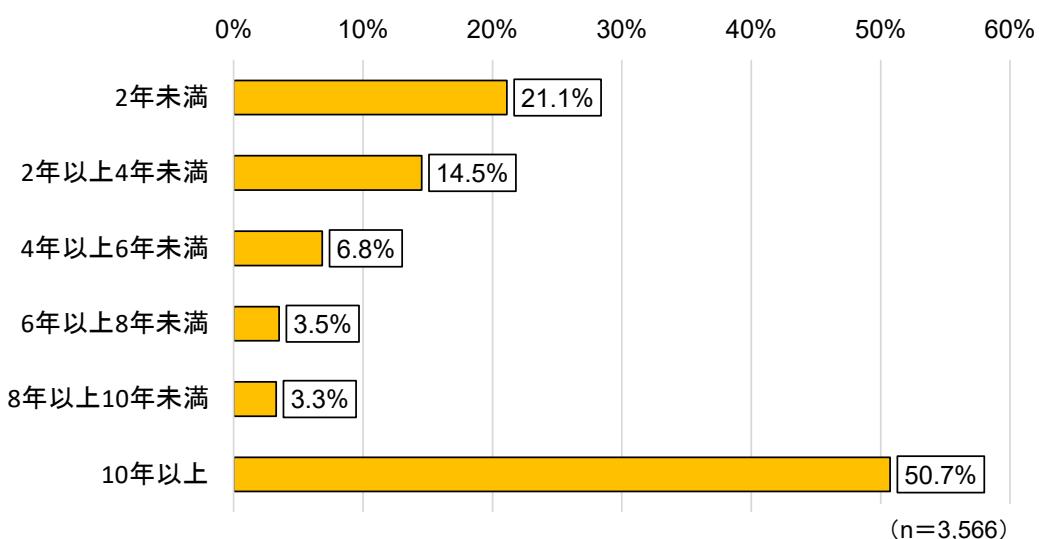
2 利用者の動向等に係る分析

① 事業者の選択・利用状況等

ア 繼続利用年数

主に利用している移動系通信サービスについて、10 年以上同一の事業者のサービスを継続して利用している者が過半数（MNO 利用者に限ってみると、68.9%（2573 人中 1773 人））を占めている。一方、継続利用年数が「2 年未満」である者も一定割合（21.1%）存在しており、「比較的頻繁に事業者を変更する人」と「長期間同一の事業者のサービスを継続する人」との分化がなされていることがうかがえる（図表 I-31 参照）。

【図表 I-31】移動系通信事業者の利用継続年数

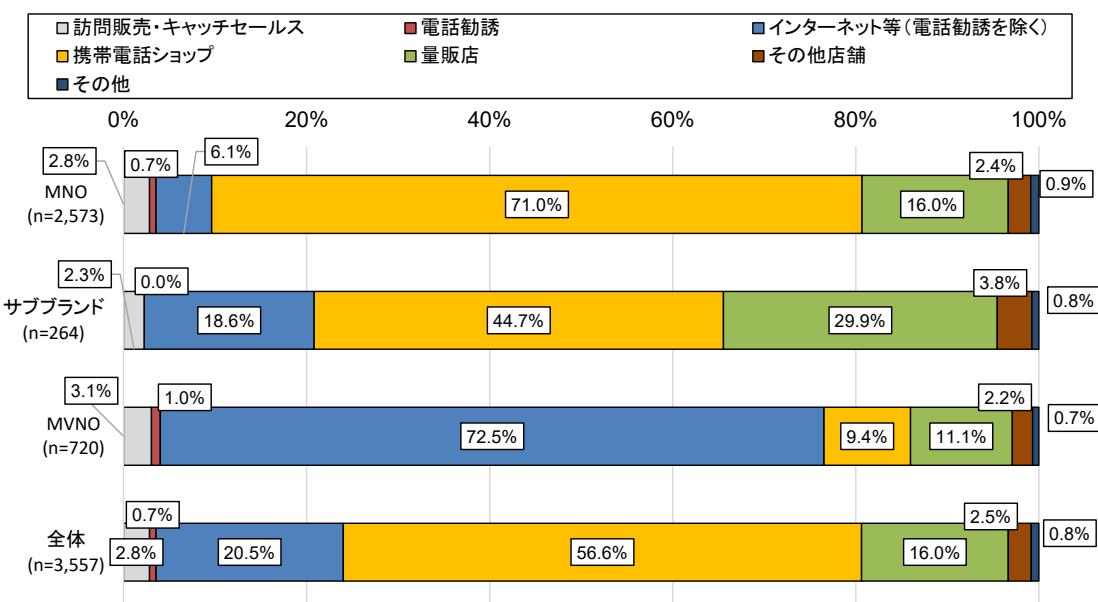


出所：2018 年度利用者アンケート

イ 契約場所

移動系通信サービスの契約場所について、MNO 利用者及びサブブランド利用者においては、「携帯電話ショップ」において契約したとする回答者が最も多く（MNO 利用者：71.0%、サブブランド利用者：44.7%）、次いで「量販店」において契約したとする回答者が多い（MNO 利用者：16.0%、サブブランド利用者：29.9%）ことから、これらの利用者においては対面による契約が中心となっていることがうかがえる。一方、MVNO 利用者については、「インターネット等」において契約したとする回答者が最も多かった（72.5%）（図表 I-32 参照）。

【図表 I-32】移動系通信サービスの契約場所



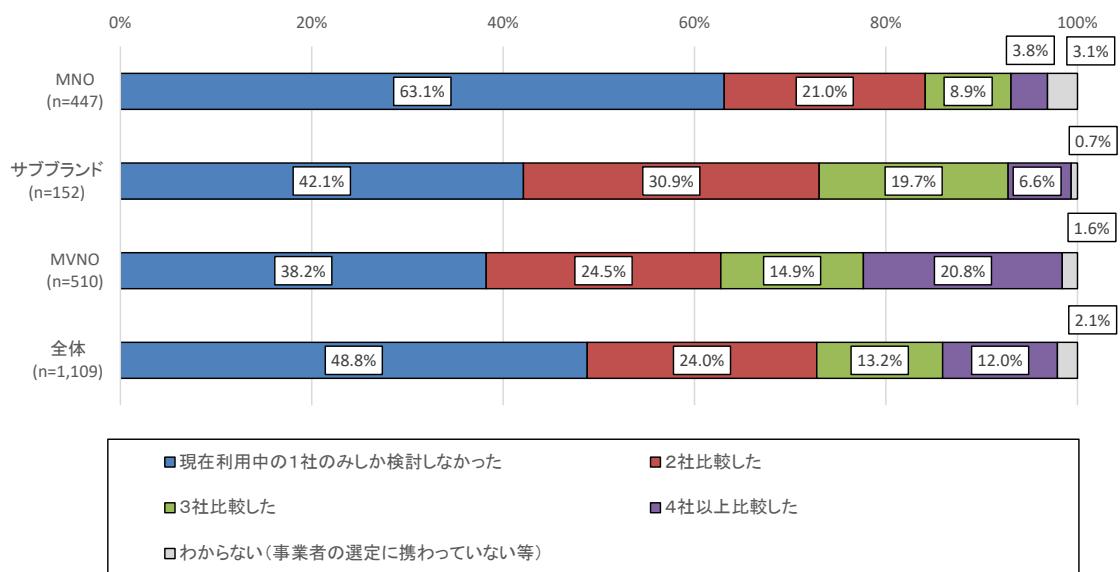
出所：2018年度利用者アンケート

ウ 事業者の比較検討状況

移動系通信事業者について変更経験のある者（1,109名）に対し、事業者変更を行った際の比較・検討状況について尋ねたところ、「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」とする回答者が最も多かった（48.8%）。回答者が利用中の移動系通信サービスの形態別にみると、MNO利用者においては、63.1%の者が「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」とした一方、MVNO利用者においては、その割合が38.2%にとどまるなど、MVNO利用者においては、比較的多数の移動系通信事業者の中から利用する移動系通信事業者を選択していることがうかがえる（図表 I-33参照）。

MNO利用者（447人）においても、「MVNOをよく知っている」者（166人）は、そうでない者（281人）よりも比較的多数の移動系通信事業者の中から利用する移動系通信事業者を選択していることがうかがわれた（例えば、「MVNOをよく知っている」者の中で「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」とした者の割合は53.0%であった一方、それ以外の者の中で同様の回答をした者の割合は69.0%にのぼる。）。

【図表 I – 33】移動系通信事業者の比較検討状況



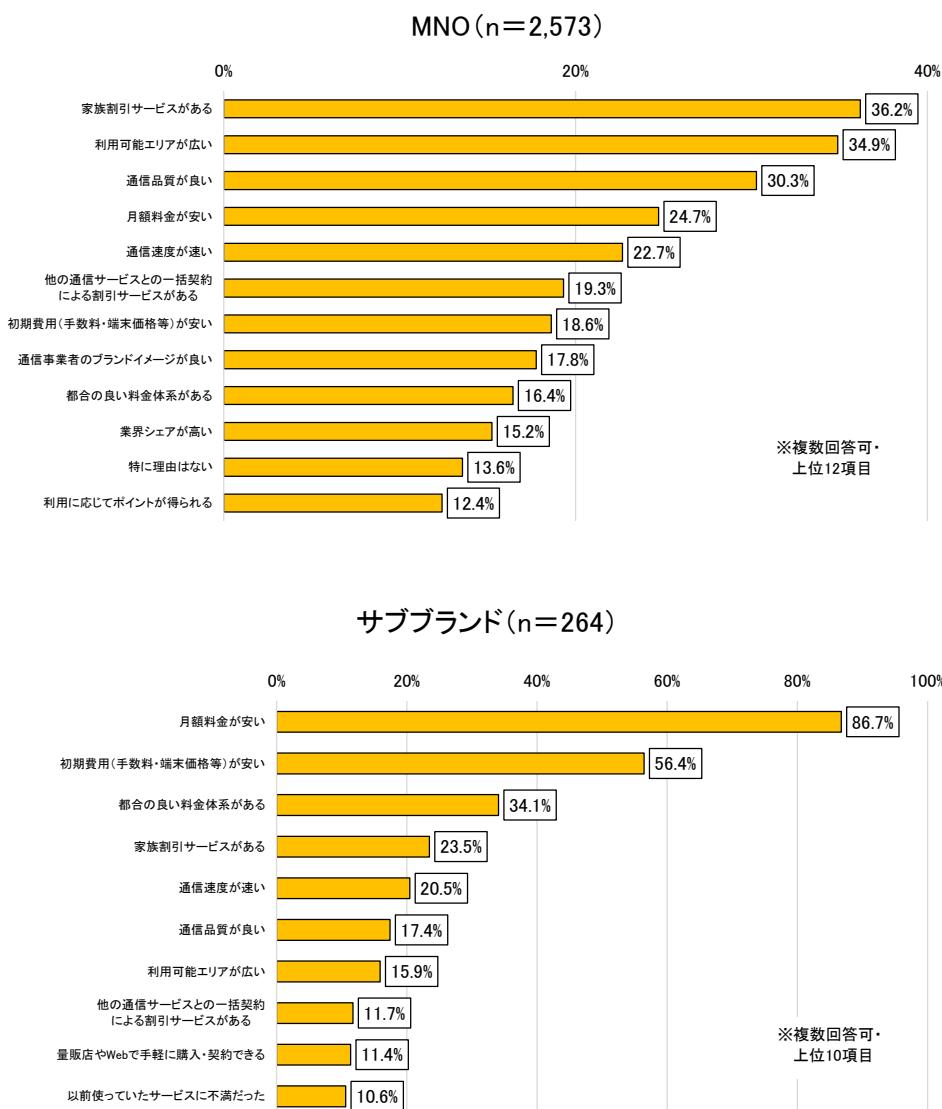
出所：2018年度利用者アンケート

エ 事業者の選択理由

主に利用している移動系通信サービスの選択理由について、MNO利用者においては、「家族割引サービスがある」(36.2%)、「利用可能エリアが広い」(34.9%)、「通信品質が良い」(30.3%)を挙げた者が比較的多かったものの、半数以上の者が選択理由として挙げた選択肢はなかった²⁹。一方、サブブランド利用者においては、「月額料金が安い」を選択する者が最も多く(86.7%)、次いで「初期費用（手数料・端末価格等）が安い」を挙げた者が多くみられ(56.4%)、MVNO利用者における事業者選択理由と類似の傾向がみられた(MNO利用者・サブブランド利用者の事業者選択理由について図表I-34、MVNO利用者の事業者選択理由について図表I-43参照)。

²⁹ 同一のMNOのサービスを継続して10年以上利用し、かつ、過去に事業者変更を行ったことがない者(1,645人)に限ってみると、「利用可能エリアが広い」(39.5%)、「家族割引サービスがある」(36.6%)、「通信品質が良い」(32.4%)の順となっている。

【図表 I-34】事業者の選択理由（MNO・サブブランド利用者）

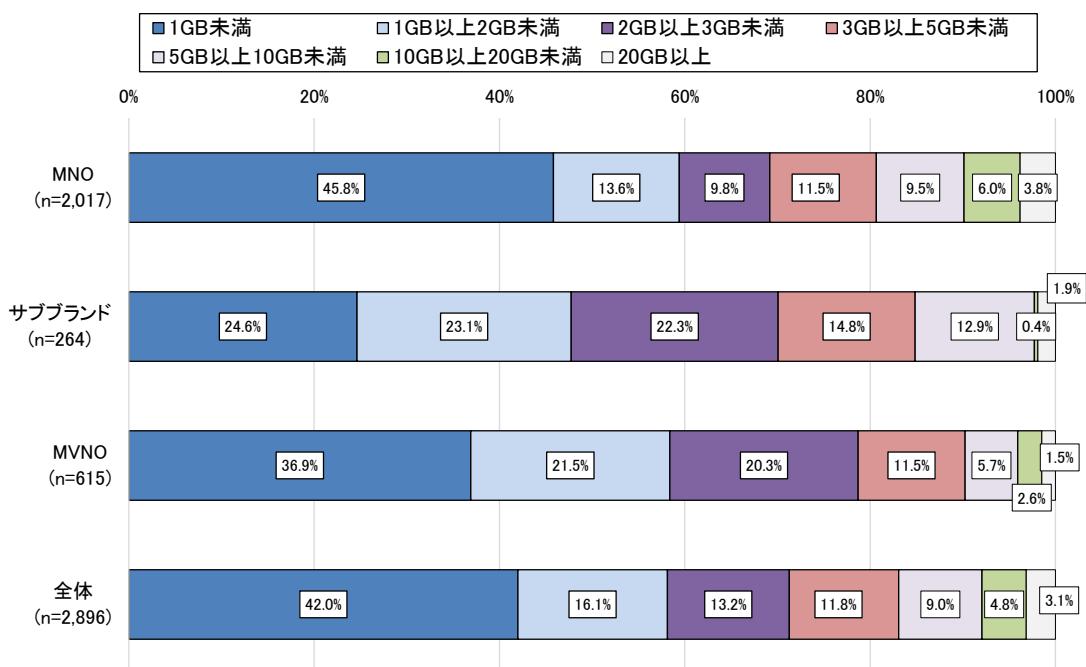


出所：2018年度利用者アンケート

オ データ通信の使用量

1ヶ月当たりのデータ通信の使用量に関する質問の回答状況³⁰をみると、10GB以上利用している者の割合は、MNO利用者において最も多い(9.9%)一方、1GB未満と回答した者の割合も、MNO利用者において最も多い(45.8%)（図表I-35参照）。

【図表I-35】データ通信の使用量



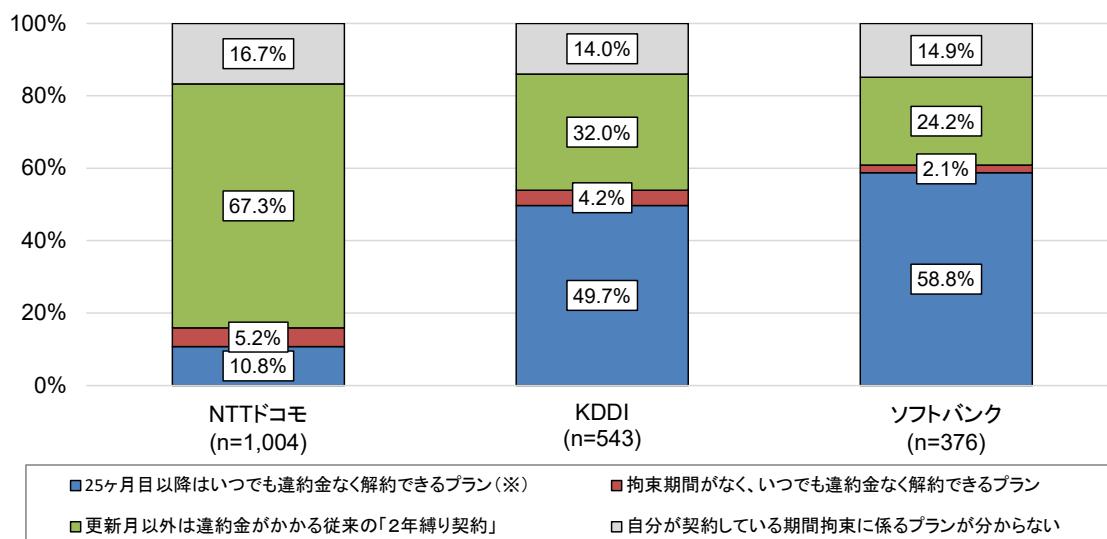
出所：2018年度利用者アンケート

³⁰ 1つの親回線の通信容量を複数の子回線でシェアできるサービスの利用者のうち、親回線契約者については集計対象から除外した。

力 MNO 利用者における期間拘束契約に係る状況

MNO利用者³¹における期間拘束契約の選択状況をみると、KDDI利用者及びソフトバンク利用者において、「25ヶ月目以降はいつでも違約金なく解約できるプラン」を選択している者の割合が高くなっている（KDDI利用者：49.7%、ソフトバンク利用者：58.8%）一方、NTT ドコモ利用者においてはその割合が低くなってしまっており（10.8%）、プラン選択のタイミングやいわゆる従来型の「2年縛り契約」を選択した場合の経済的利益の付与内容の違いがこのような差を生んでいる可能性がある。期間拘束がなく、いつでも違約金なく解約できるプランを利用している者の割合は、全ての事業者において低くなっている（図表 I – 36参照）。

【図表 I – 36】期間拘束プランの状況（MNO 別）



出所：2018 年度利用者アンケート

³¹ 3G サービス利用者を除く。

② 満足度等

現在主に利用している移動系通信サービスの総合的満足度に関する質問について、MVNO 利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が 60.0% であったのに対し、サブブランド利用者においては 43.9%、MNO 利用者においては 30.6% となっている。「非常に不満」又は「不満」と回答した者の割合をみると、MVNO 利用者においては 3.1% であったのに対し、サブブランド利用者においては 4.5%、MNO 利用者においては 13.4% となっている（図表 I-37 参照）。

料金の満足度に関する質問では、MVNO 利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が 81.9% であったのに対し、サブブランド利用者においては 61.0%、MNO 利用者においては 19.1% となっており、サービスの形態間での差が顕著なものとなっている。「非常に不満」又は「不満」と回答した者の割合をみても、MVNO 利用者においては 1.5% にとどまるのに対し、サブブランド利用者においては 6.4%、MNO 利用者においては 40.4% となっており、サービスの形態間での差が大きくなっている（図表 I-38 参照）。

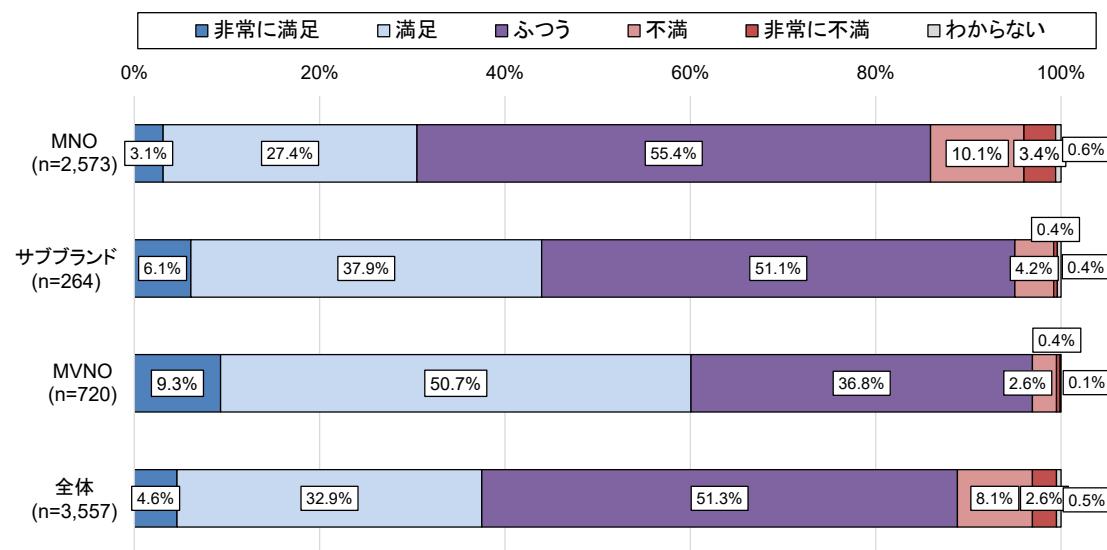
一方、通信速度・品質の満足度に関する質問では、サブブランド利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が 48.9% であったのに対し、MNO 利用者においては 47.1%、MVNO 利用者においては 42.9% となっており、サービスの形態間で大きな差はみられなかった。「非常に不満」又は「不満」と回答した者の割合をみると、MNO 利用者においては 7.3% であったのに対し、サブブランド利用者においては 7.6%、MVNO 利用者においては 14.0% となっている（図表 I-39 参照）。

現在利用中の移動系通信サービスの不満な点について、複数回答可の方式により尋ねた設問では、「不満な点がない」とした者の割合は、MNO 利用者においては 23.5%（2,573 人中 605 人）、サブブランド利用者においては 33.0%（264 人中 87 人）、MVNO 利用者においては 39.2%（720 人中 282 人）であった。不満な点を一つ以上挙げた者（MNO 利用者：1,968 人、サブブランド利用者：177 人、MVNO 利用者：438 人）について、その回答状況をみると、MNO 利用者においては、「月額利用料金が高い」を挙げる回答者が最も多く（68.9%）、サブブランド利用者においては、「契約が期間拘束となっている」を挙げる者が最も多かった（46.3%）。MVNO 利用者においては、「特定の時間帯に繋がりにくい」（34.5%）、「データ通信の速度が遅い」（32.9%）といった通信品質面の不満を挙げる者が多かった（図表 I-40 参照）。

仮に現時点においてどの移動系通信サービスも利用しておらず、また、移動系通信に使用する端末も保有していない場合、新たにどの移動系通信事業者のサービスを利用したいかと尋ねたところ、現在利用中のサービスを利用すると回答した者の割合は 52.0%

(3,557人中1,850人)であった³²。半数弱の回答者が、スイッチングコストが一切存在しない場合には、現在利用中のサービス以外のサービスを利用したいと考えていることになる。現在利用中のサービス以外のサービスを利用したいと回答した者についてみると、楽天モバイルを利用したいと回答している者が多く³³、MNOとしての新規参入に対して強い期待が持たれていることがうかがえる。また、MNO利用者においては、新たな契約先として、MNO・サブブランド・MVNOを挙げる者の割合に大きな差異はなく、サブブランド利用者においても、新たな契約先として、MNO・MVNOを挙げる者の割合に大きな差異はない。一方、MVNO利用者においては、新たな契約先としてMVNOを選択している者の割合が多い(図表I-41参照)。

【図表I-37】移動系通信サービスの総合的満足度

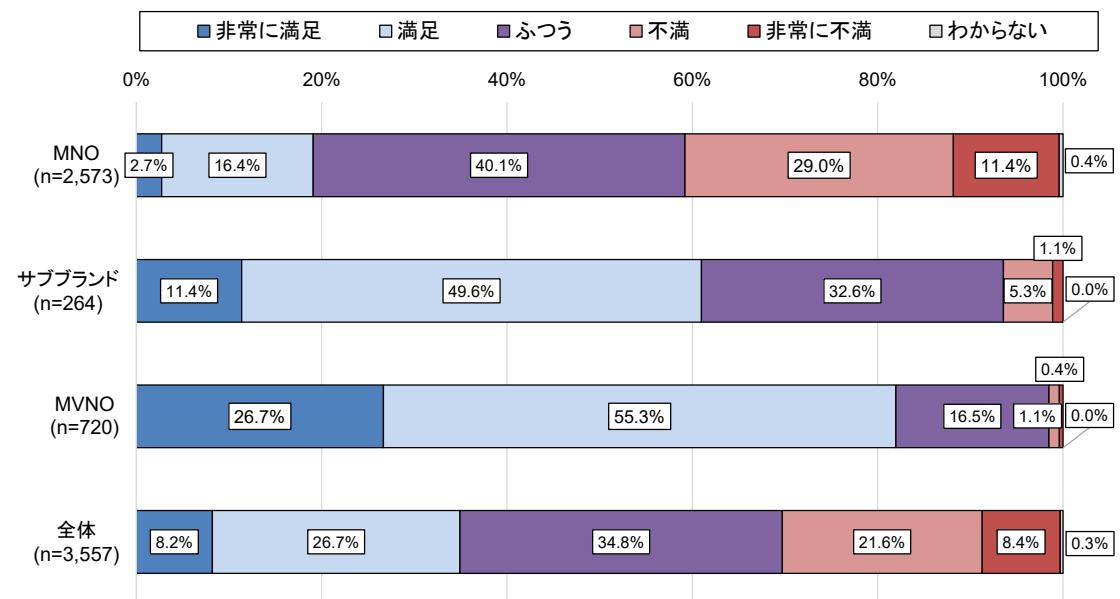


出所：2018年度利用者アンケート

³² 同一のMNOのサービスを継続して10年以上利用し、かつ、過去に事業者変更を行ったことがない者に限ってみると、現在利用中の(MNO)サービスを利用すると回答した者の割合は55.8%(1,645人中918人)であった。このほか、現在利用中のMNOとは別のMNOのサービスを利用したいと回答した者の割合は11.1%、サブブランドを利用したいと回答した者の割合は11.4%、楽天モバイル以外のMVNOを利用したいと回答した者の割合は11.2%、楽天モバイルを利用したいと回答した者の割合は10.5%であった。

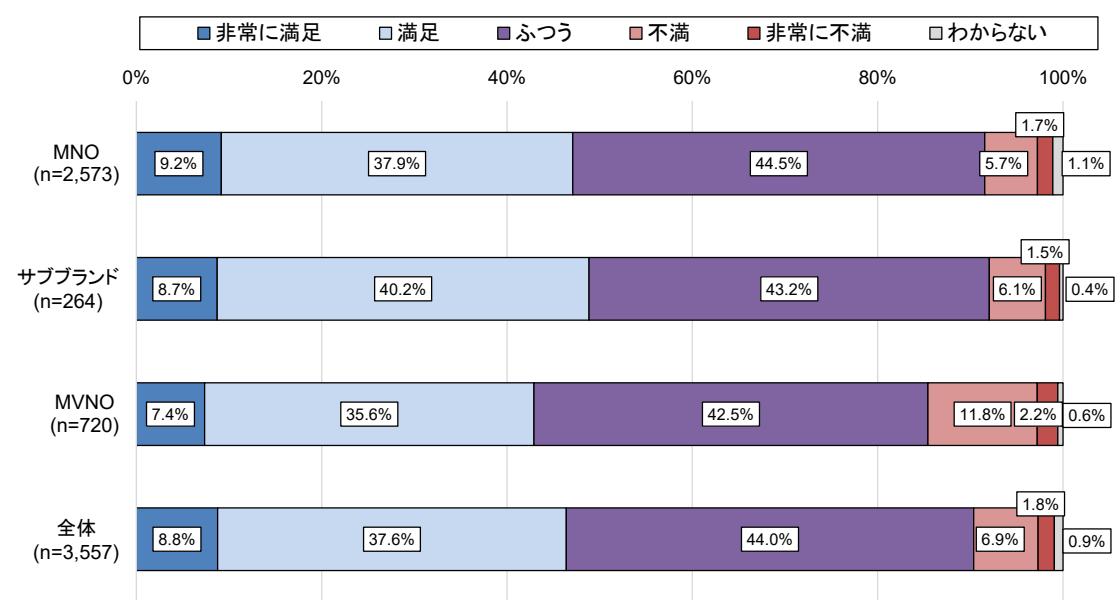
³³ 全回答者(3,557人)のうち、現在楽天モバイルを利用している者は243人であるのに対し、仮に新規で契約する場合には楽天モバイルと契約したいとした者の総計は563人となる。

【図表 I-38】移動系通信サービスの料金に対する満足度



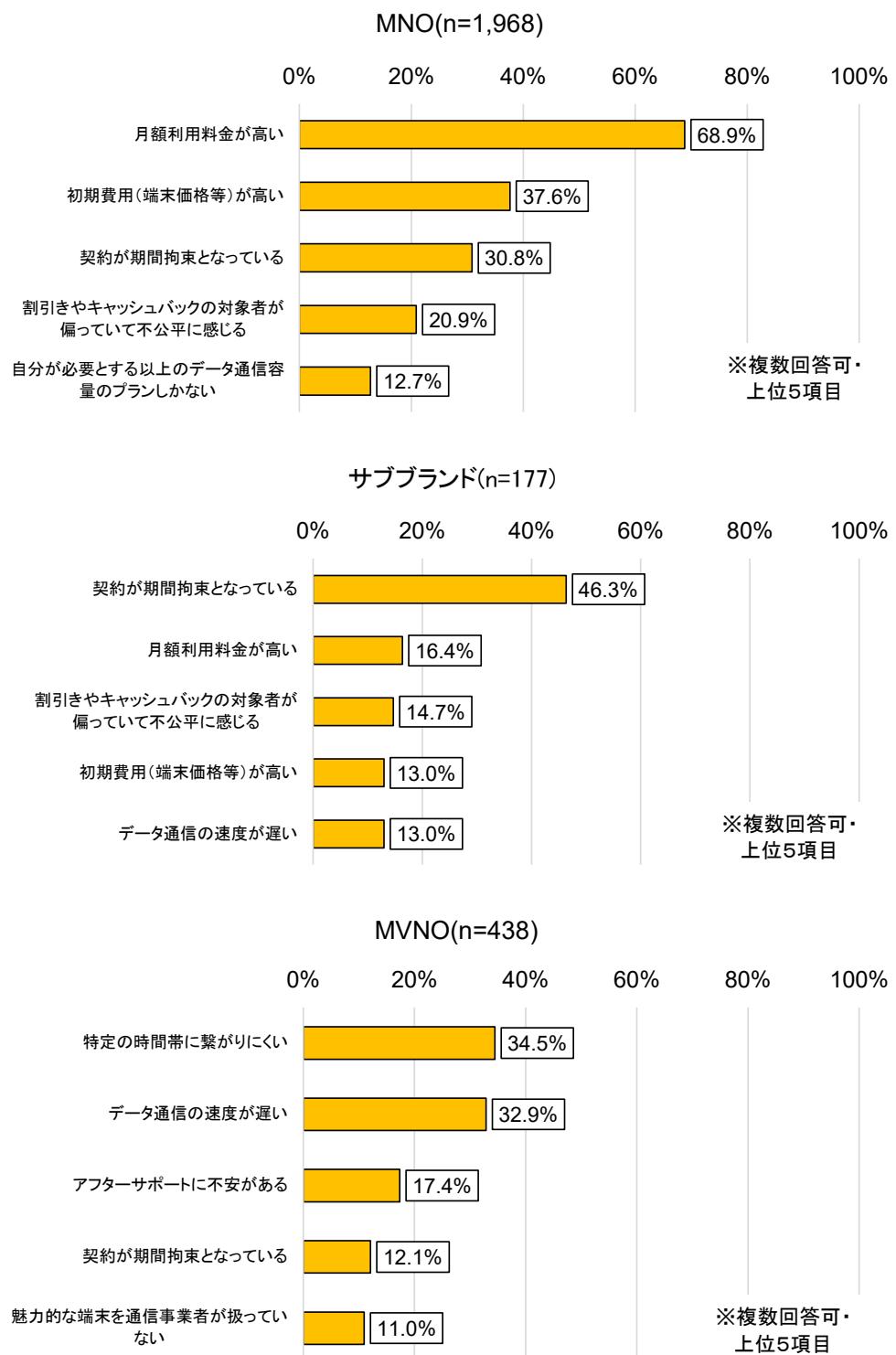
出所：2018年度利用者アンケート

【図表 I-39】移動系通信サービスの通信速度・品質に対する満足度



出所：2018年度利用者アンケート

【図表 I-40】移動系通信サービスの不満足な点



出所：2018年度利用者アンケート

【図表 I-41】新規で契約する場合の契約先（移動系通信サービス）

現在利用中のサービス	現在利用中のサービスを利用	現在利用中のサービス以外のサービスを利用する			
		MNO	サブブランド	MVNO（楽天モバイル以外）	楽天モバイル
MNO (2,573人)	1,368人 (53.2%)	336人 (13.1%)	321人 (12.5%)	281人 (10.9%)	267人 (10.4%)
サブブランド (264人)	109人 (41.3%)	58人 (22.0%)	17人 (6.4%)	40人 (15.2%)	40人 (15.2%)
MVNO（楽天モバイル以外） (477人)	209人 (43.8%)	48人 (10.1%)	36人 (7.5%)	92人 (19.3%)	92人 (19.3%)
楽天モバイル (243人)	164人 (67.5%)	11人 (4.5%)	26人 (10.7%)	42人 (17.3%)	—

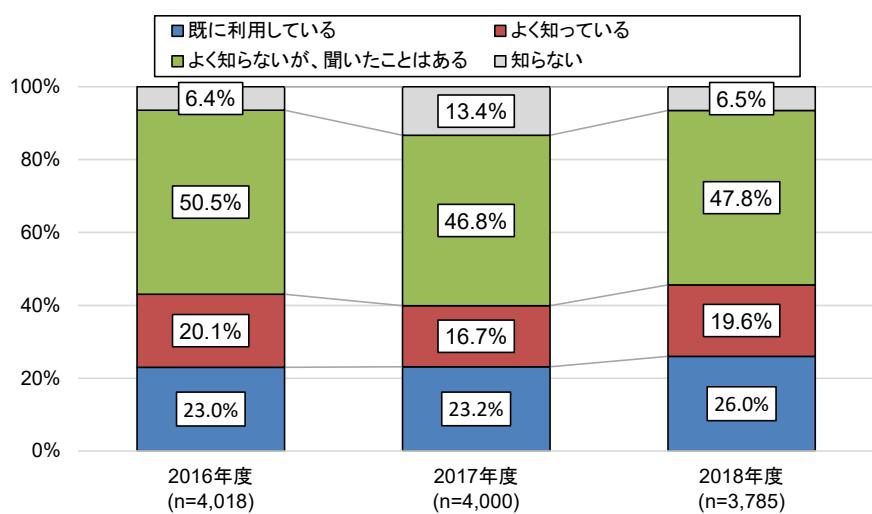
出所：2018年度利用者アンケート

③ MVNOサービスに対する認識等

ア 認知度

全回答者（3,785人）のうち、サブブランドまたはMVNOが提供する移動系通信サービスを主に利用している³⁴、又はMVNOサービスについて「よく知っている」と回答した者の割合を合計することにより算出したMVNOサービスの認知度は、45.6%であった（昨年度39.9%）（図表I-42参照）。

【図表I-42】MVNOサービスの認知度



出所：2016～2018年度利用者アンケート

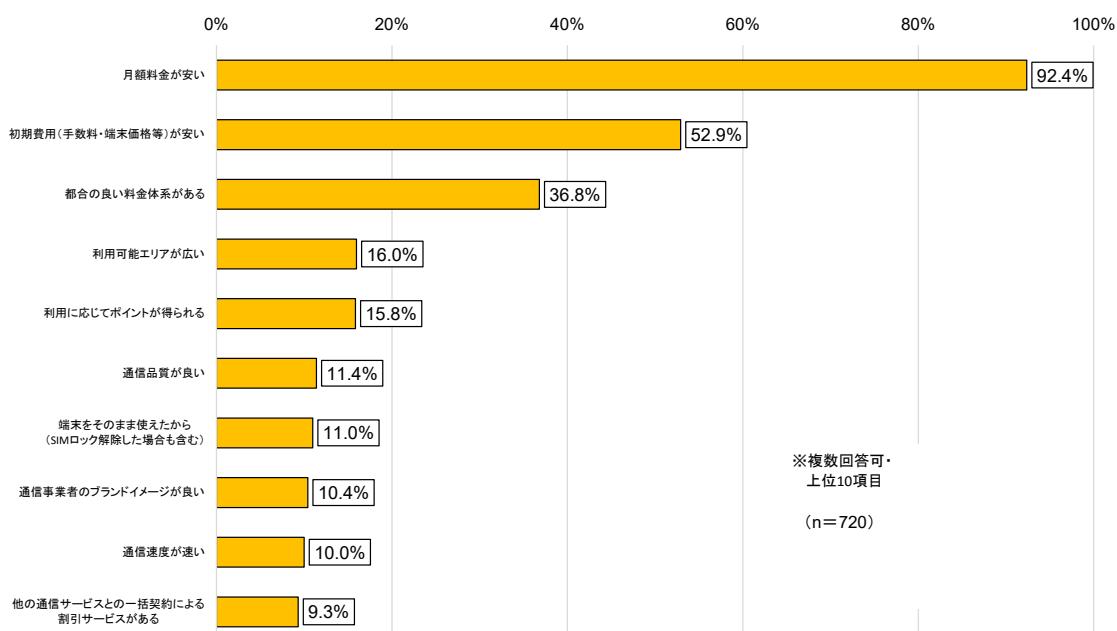
³⁴ サブブランド利用者についても、MNO以外の移動系通信サービスの存在をよく知っていると考えられることから、MVNOサービスの認知度に関する質問の対象外として集計している（2017年度以前も同様。）。

イ MVNO サービスに対する認識

MVNO サービスを主に利用する者（720 人）に対し、事業者選択理由を尋ねたところ、「月額料金が安い」を挙げた者が最も多く（92.4%）、次いで「初期費用（手数料・端末価格等）が安い」（52.9%）を挙げた者が多くみられた（図表 I-43 参照）。

MNO 利用者等³⁵のうち、MVNO サービスについて、「よく知っている」または「よく知らないが、聞いたことはある」とした者（2,554 人）に対し、MVNO サービスを利用しない理由について尋ねたところ、「通信品質に不安がある」を挙げた者が最も多く（27.8%）、次いで「MVNO サービスの内容をよく知らない」（27.1%）、「通信会社を変更するのが面倒」（25.5%）を挙げた者が多くみられた³⁶（図表 I-44 参照）。

【図表 I-43】MVNO サービスの選択理由

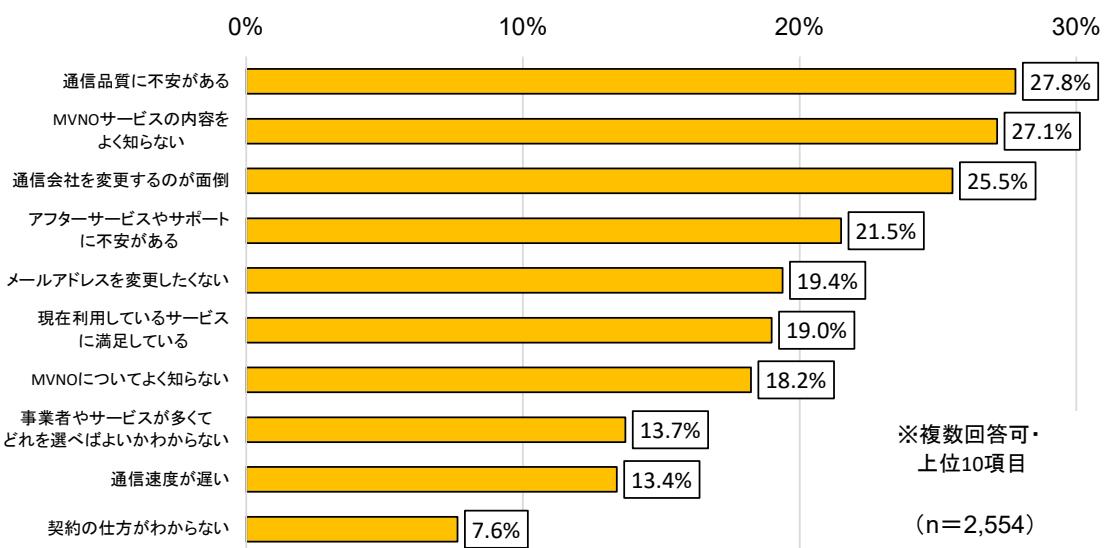


出所：2018 年度利用者アンケート

³⁵ MVNO 利用者及びサブブランド利用者は含まず、移動系通信サービスを利用していない者を含む。

³⁶ MVNO サービスについて、「よく知っている」とした者（743 人）に限ってみると、「通信品質に不安がある」（28.0%）、「通信会社を変更するのが面倒」（26.0%）、「現在利用しているサービスに満足している」（22.7%）の順となる。

【図表 I-44】MVNO サービスを利用しない理由



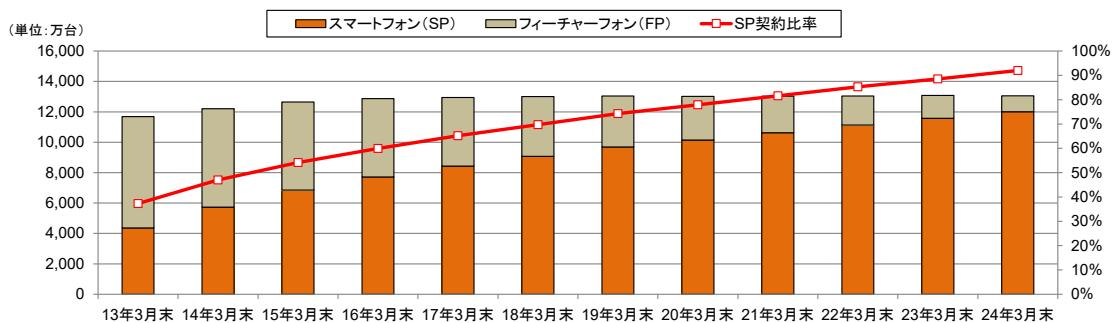
出所：2018 年度利用者アンケート

④ 移動系通信端末の利用状況等

ア スマートフォン契約数の推移等

民間調査会社の推計によれば、2018 年度末時点におけるスマートフォンの契約数は 9,692 万件であり、フィーチャーフォンとの合計の 74.3%を占めている（図表 I－45 参照）。

【図表 I－45】スマートフォン契約数の推移等



製品カテゴリ	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末	17年3月末	18年3月末	19年3月末	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
フィーチャーフォン(FP)	7,335	6,468	5,801	5,157	4,503	3,941	3,357	2,882	2,396	1,918	1,499	1,048
スマートフォン(SP)	4,358	5,734	6,850	7,715	8,437	9,070	9,692	10,140	10,631	11,127	11,578	12,008
合計(FP+SP)	11,693	12,202	12,651	12,872	12,940	13,011	13,049	13,022	13,027	13,045	13,077	13,056
SP契約比率	37.3%	47.0%	54.1%	59.9%	65.2%	69.7%	74.3%	77.9%	81.6%	85.3%	88.5%	92.0%

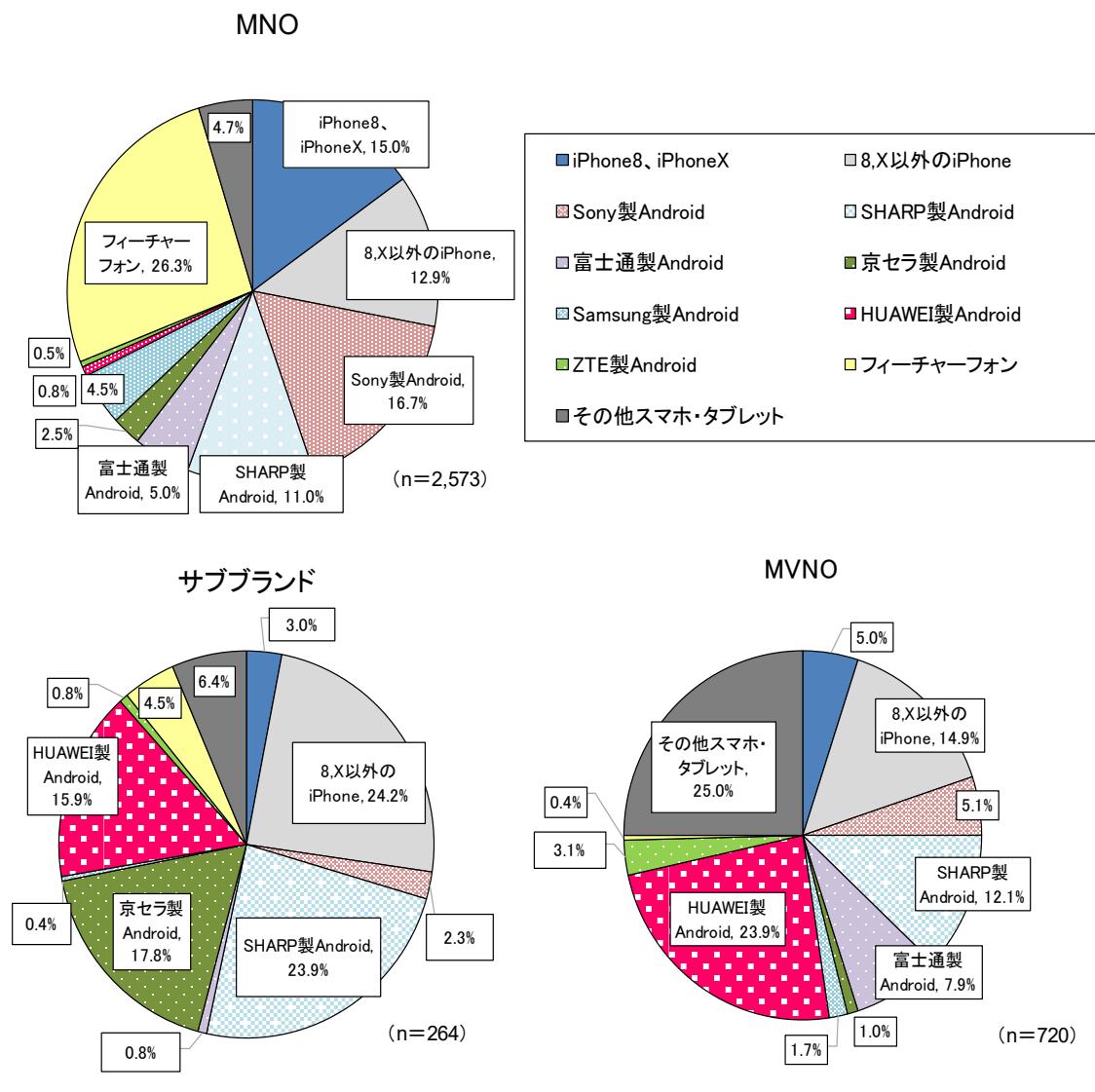
注：2018年度末以降は予測値。

出所：MM総研資料

イ 移動系通信端末の利用状況

現在主に利用している移動系通信端末について、MNO利用者においては、サブブランド利用者・MVNO利用者と比較してiPhoneの新機種（iPhone8・iPhoneX）を利用している者の割合が大きいが、iPhone8・iPhoneX以外のiPhoneも合わせてみると、サブブランド利用者・MVNO利用者においてもiPhoneに対する需要が一定程度存在することがうかがえる（図表 I－46参照）。

【図表 I-46】移動系通信端末の利用状況



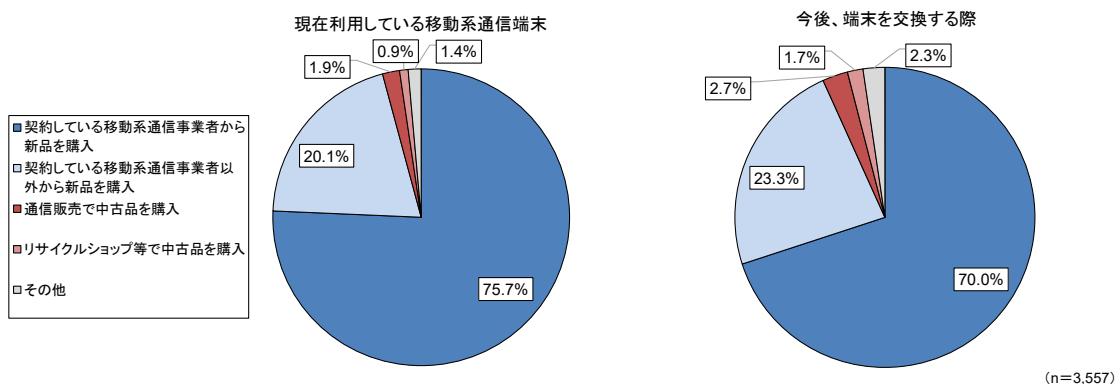
出所：2018年度利用者アンケート

ウ 移動系通信端末の調達方法

主に利用している移動系通信端末について、契約している移動系通信事業者から新品を購入したと回答した者の割合は、75.7%（3,557人³⁷中2,692人）であった（MVNO利用者に限ると49.0%（720人中353人））。中古端末を利用していると回答した者の割合は、2.8%（99人）にとどまる（MVNO利用者に限ると7.2%（52人））。一方、今後、端末を交換する際に中古端末を購入すると回答した者の割合は4.4%（157名）となっている（図表 I-47参照）。

³⁷ 移動系通信サービス利用者（3,566人）から、UQ WIMAX利用者（9人）を引いた人数。

【図表 I-47】移動系通信端末の調達方法

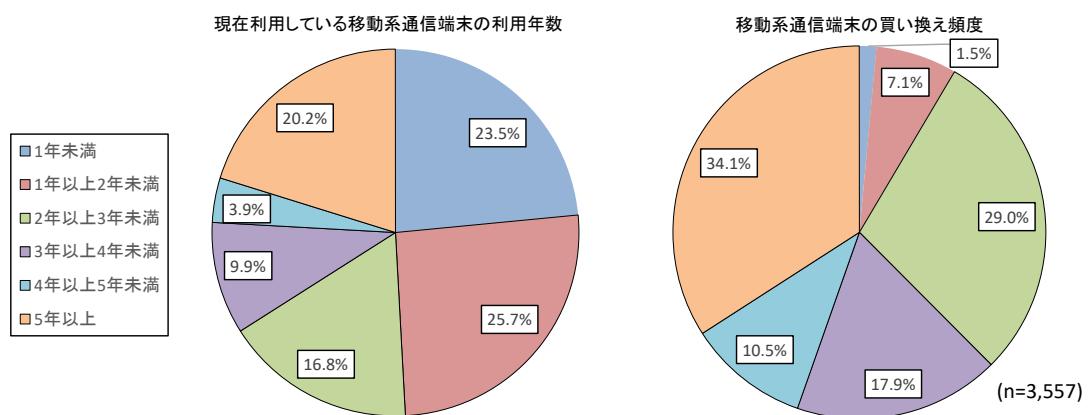


出所：2018年度利用者アンケート

エ 移動系通信端末の利用年数・買い換え頻度

現在主に利用している移動系通信端末の利用年数について、過半数（50.9%）の者が2年以上経過していると回答している。また、移動系通信端末の買い換え頻度について、「3年以上」と回答している者の割合は6割を超える（62.5%）、「5年以上」と回答している者の割合も3分の1を超える（34.1%）（図表 I-48 参照）。

【図表 I-48】移動系通信端末の利用年数・買い換え頻度

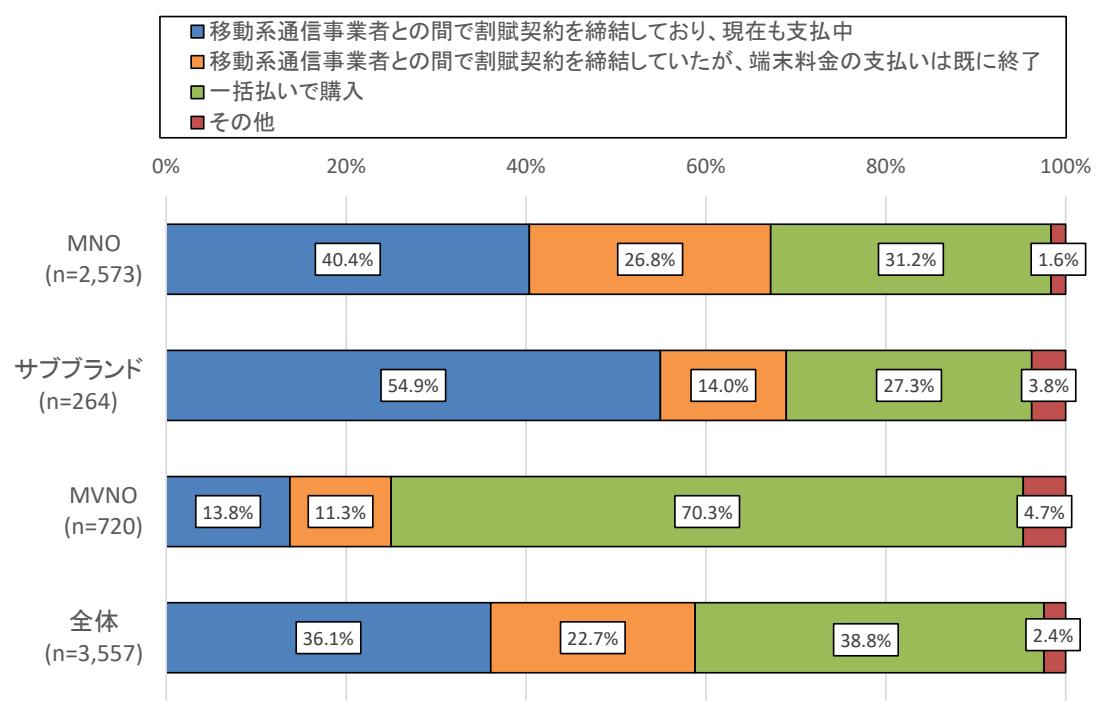


出所：2018年度利用者アンケート

オ 移動系通信端末の代金支払状況

現在主に利用している移動系通信端末の代金支払状況に関する質問に対し、MNO 利用者のうち 67.2%の者が、また、サブブランド利用者のうち 68.9%の者が、端末の購入に際し、移動系通信事業者との間で割賦契約を締結したと回答している。一方、MVNO 利用者においては、70.3%の者が一括払いでの購入を回答しており、MNO 利用者及びサブブランド利用者と MVNO 利用者との間で代金支払方法について傾向の違いがみられる（図表 I-49 参照）。

【図表 I-49】移動系通信端末の代金支払状況



出所：2018 年度利用者アンケート

力 中古端末の認知度・利用意向等

上記ウのとおり、現在主に利用している移動系通信端末について、中古端末を利用していると回答した者は 99 人であり、これに過去等において中古端末を利用したことがある者（210 人）を加えると、中古端末を利用したことある者の割合は 8.7%³⁸となる（3,557 人³⁹中 309 人）。中古端末を利用したことがない者のうち、中古端末が流通していることを知っていると回答した者は 2,670 人であり、中古端末を利用したことがある者と合計して中古端末の認知度を計算すると、83.8%となる⁴⁰。また、中古端末を利用したことがある者と今後利用したいと回答した者が占める割合は計 28.6%（1,019 人）となる⁴¹（図表 I-50 参照）。

中古端末を利用したことがある者と今後利用したいと回答した者（1,019 人）に対し、その理由を尋ねたところ、9 割近く（89.1%）の者が「端末を安く買える」ことを理由として挙げている（図表 I-51 参照）。一方、今後も中古端末を利用したいと思わないと回答した者（2,538 人）に対し、その理由を尋ねたところ、「バッテリーの持ちが悪そう」を挙げる回答者が最も多く（59.0%）、次いで「きちんと動作するかわからない」（46.2%）、「故障時などの保証がなさそう」（42.9%）を挙げる回答者が多くみられた（図表 I-52 参照）。

現在利用している移動系通信端末の前の端末の取扱いに関する質問⁴²では、「自ら廃棄・保管」とした回答者が最も多く（56.9%）、「携帯電話事業者による買い取り」（21.2%）、「携帯電話事業者による無償引き取り」（10.0%）が続いている。以前利用していた移動系通信端末を有償で売却した者⁴³の割合は、26.2%となっている（図表 I-53 参照）。

以前利用していた移動系通信端末を有償で売却していない者⁴⁴に対し、その理由を尋ねたところ、「端末が古い、又は故障等の理由により経済的価値がないと考えたため」とした回答者が最も多く（34.5%）、「特に理由はないが所持している」（30.0%）、「個人情報が保存されており不安なため」（23.6%）が続いている（図表 I-54 参照）。

³⁸ 同様の方法で昨年度の利用者アンケートにおいて中古端末を利用したことがある者の割合を計算すると、7.9%（3,690 人中 290 人）となる。

³⁹ 移動系通信サービス利用者（3,566 人）から、UQ WIMAX 利用者（9 人）を引いた人数。

⁴⁰ 同様の方法で昨年度の利用者アンケートにおける中古端末の認知度を計算すると、79.2%（3,690 人中 2,922 人）となる。

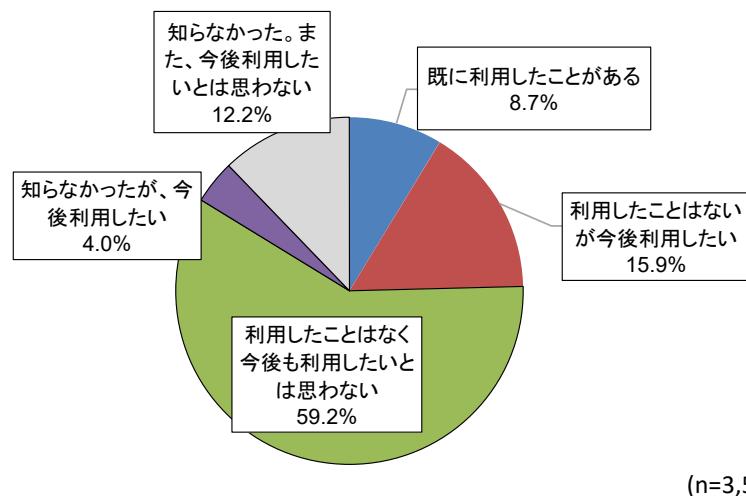
⁴¹ 同様の方法で昨年度の利用者アンケートにおいて中古端末を利用したことがある者と今後利用したいと回答した者が占める割合を計算すると、23.8%（3,690 人中 879 人）となる。

⁴² 3,557 人（移動系通信サービス利用者（3,566 人）から、UQ WIMAX 利用者（9 人）を引いた人数）から、現在使用している端末が初めて利用する端末であると回答した者 226 人を除いた 3,331 人が対象。

⁴³ 「携帯電話事業者による買い取り」、「リサイクルショップに売却」、「フリマアプリやネットオークションで売却」のいずれかを選択した者（計 874 名）。

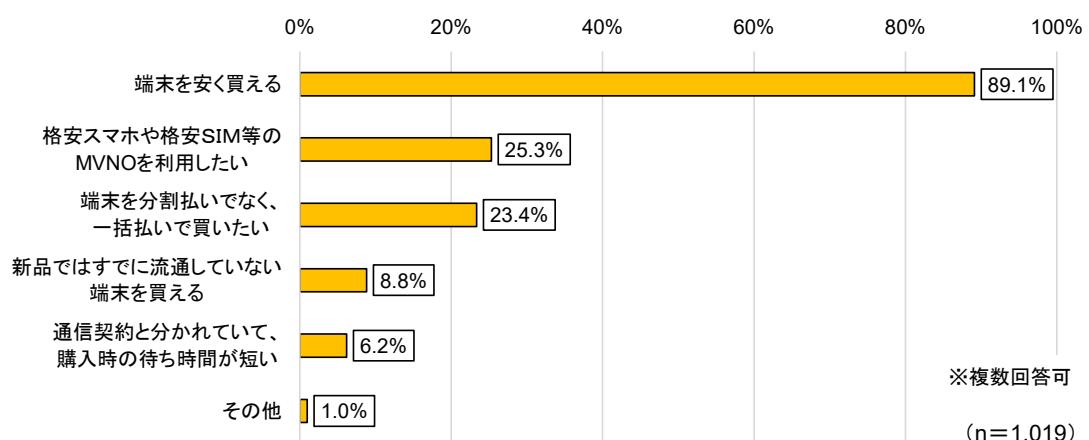
⁴⁴ 以前利用していた端末の処分方法について、「自ら廃棄・保管」、「携帯電話事業者による無償引き取り」、「他人（家族等）に譲渡」のいずれかを選択した者（計 2,320 名）。

【図表 I-50】中古端末の流通に関する認知度・利用意向



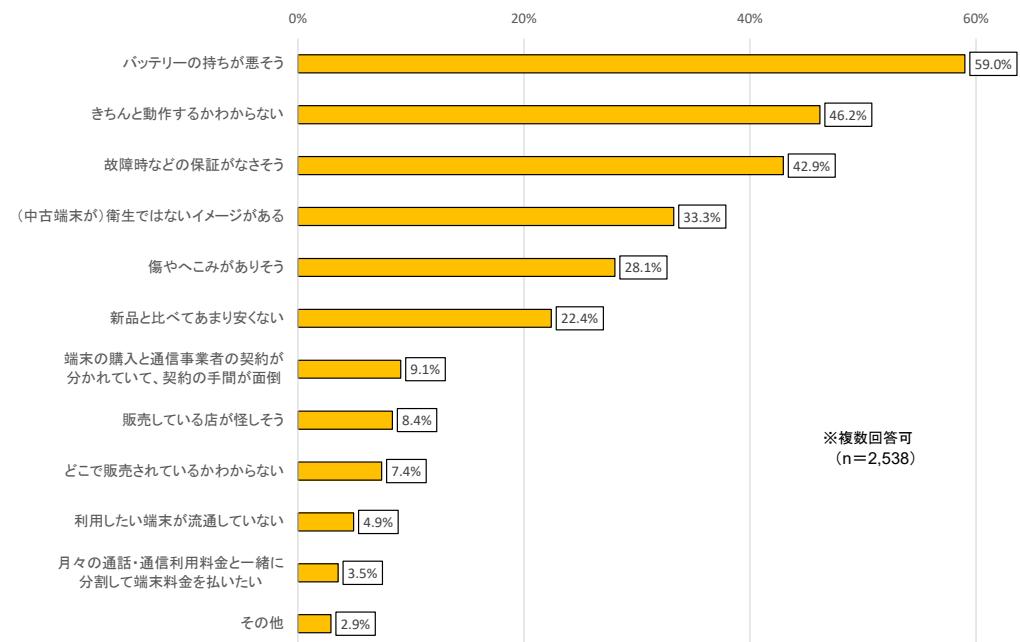
出所：2018年度利用者アンケート

【図表 I-51】中古端末を利用したいと考える理由



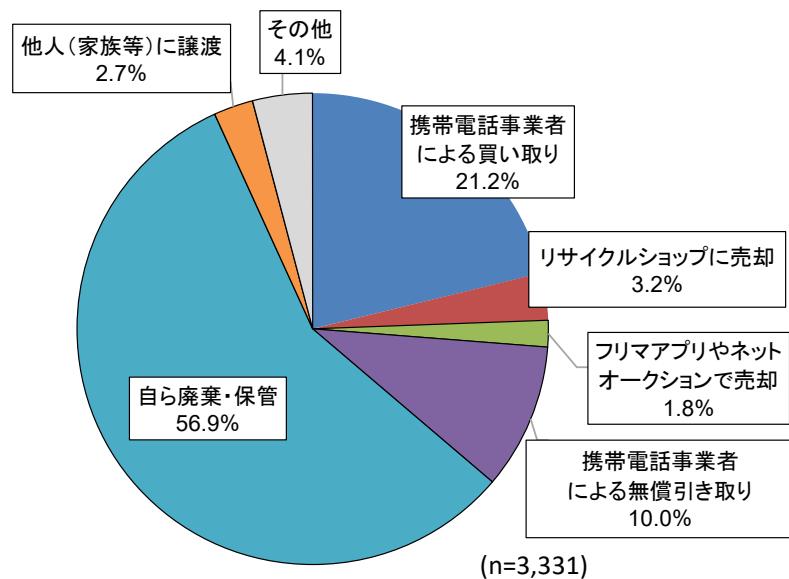
出所：2018年度利用者アンケート

【図表 I-52】中古端末を利用したくないと考える理由



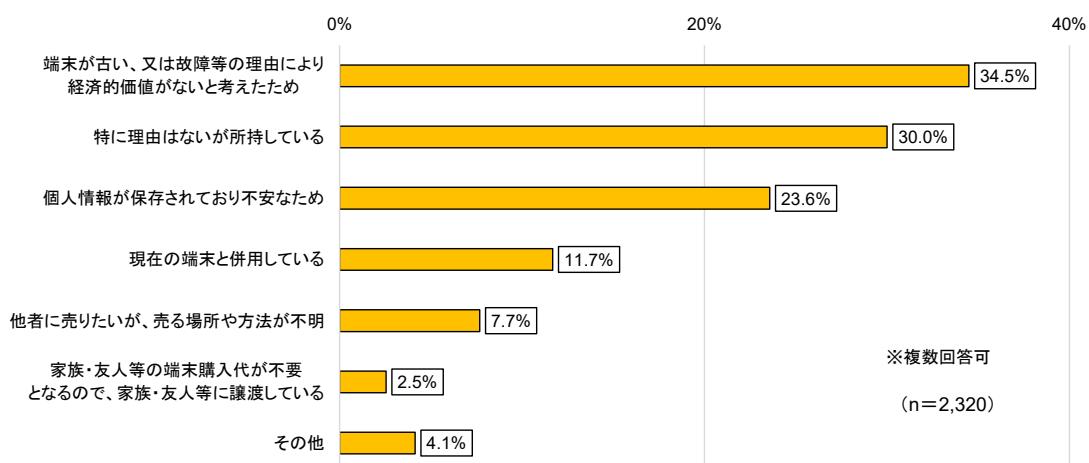
出所：2018年度利用者アンケート

【図表 I-53】利用していた端末の処分方法



出所：2018年度利用者アンケート

【図表 I-54】利用していた端末を売却しない理由



出所：2018年度利用者アンケート

キ SIMロック解除の利用状況等

2018年度において発売された端末の種別90の大部分(96.7%)がSIMロック解除可能な端末又はSIMフリー端末となっている。近年ではSIMフリー端末の種類も増加傾向にあり、2018年度においては16種類のSIMフリー端末が発売された(図表I-55参照)。

SIMロック解除の利用件数は、(時期によって増加率にばらつきがあるものの)2016年度以降大きく増加しており、2018年度第4四半期におけるSIMロック解除件数は943,505件となっている(図表I-56参照)。

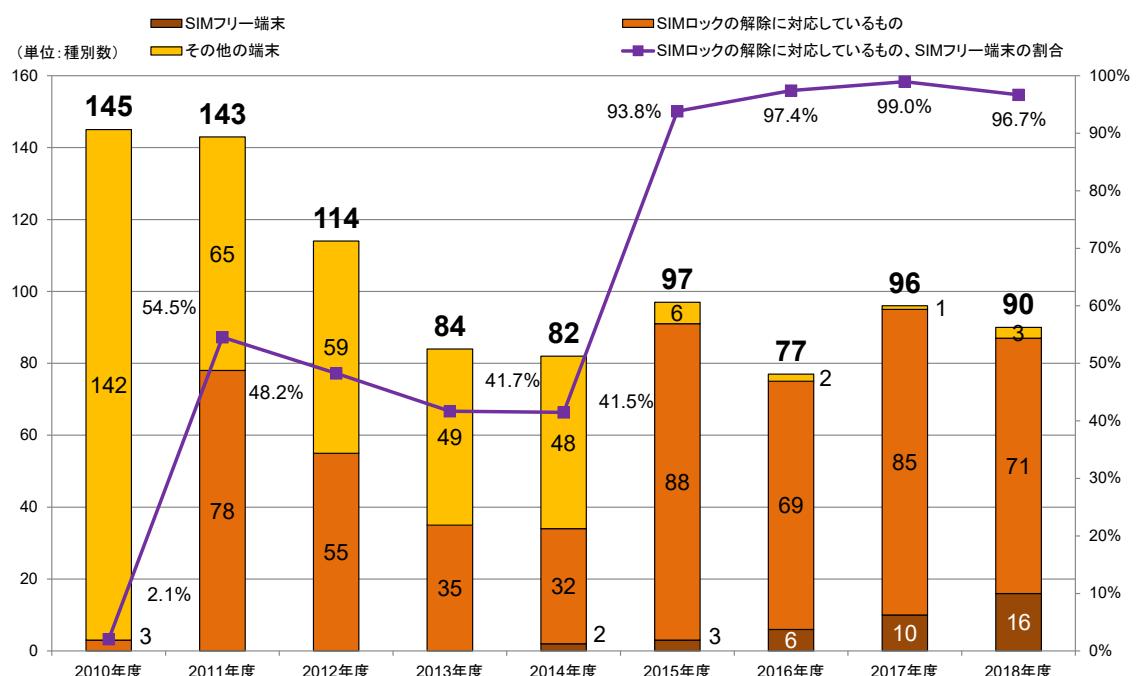
移動系通信サービス利用者⁴⁵(3,557人)のうち、SIMロック解除を利用したことがある者の割合は8.3%であり、(SIMロック解除の利用経験はないものの)今後活用したい旨の回答をした者の割合は47.2%となっている(図表I-57参照)。これらの者(1,973人)に対し、SIMロック解除を利用した、または、今後SIMロック解除を利用する理由について尋ねたところ、61.2%(1,208人)の者が「利用している端末を他の国内携帯電話会社(MVNOを含む)のSIMで利用するため」を挙げている。

一方、(SIMロック解除の利用経験はなく、かつ、)今後もSIMロック解除を活用するつもりがない旨の回答した者(1,584人)に対し、SIMロック解除を使用しない理由について尋ねたところ、66.2%(1,048人)の者が「現在の通信サービスに満足しているから」を挙げている⁴⁶。

⁴⁵ UQ WIMAX利用者を除く。

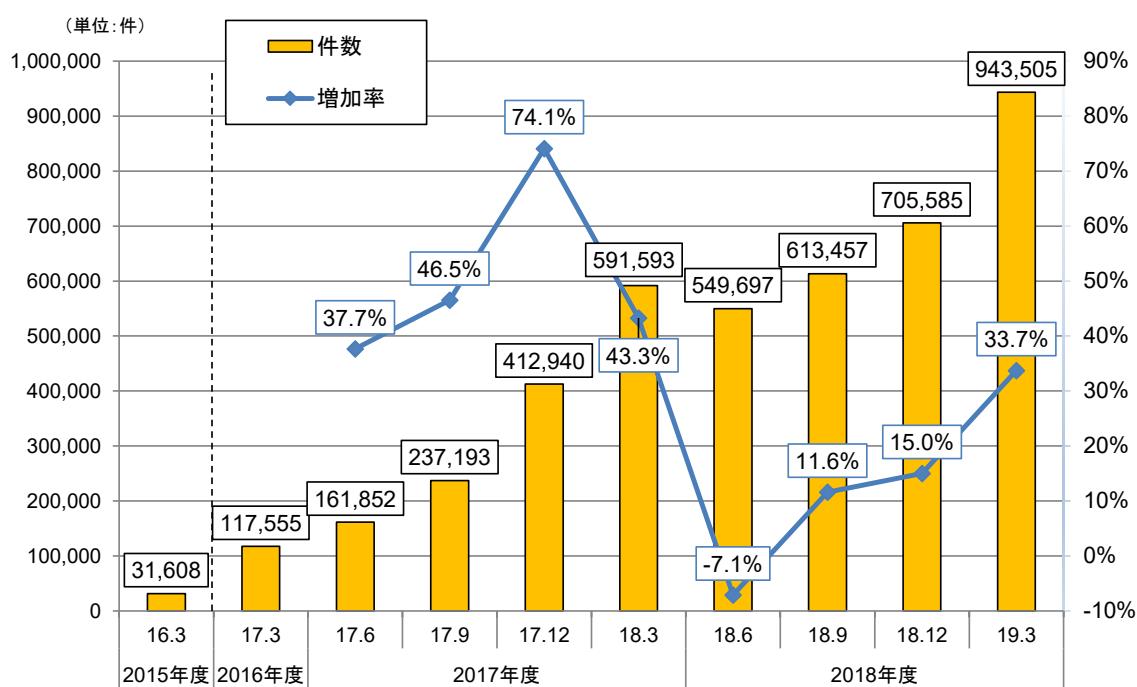
⁴⁶ SIMロック解除を利用しない理由として、「既にSIMフリー端末を利用しているから」を挙げた者は10.4%(164人)にとどまる。

【図表 I-55】SIMフリー・SIMロック解除端末の状況



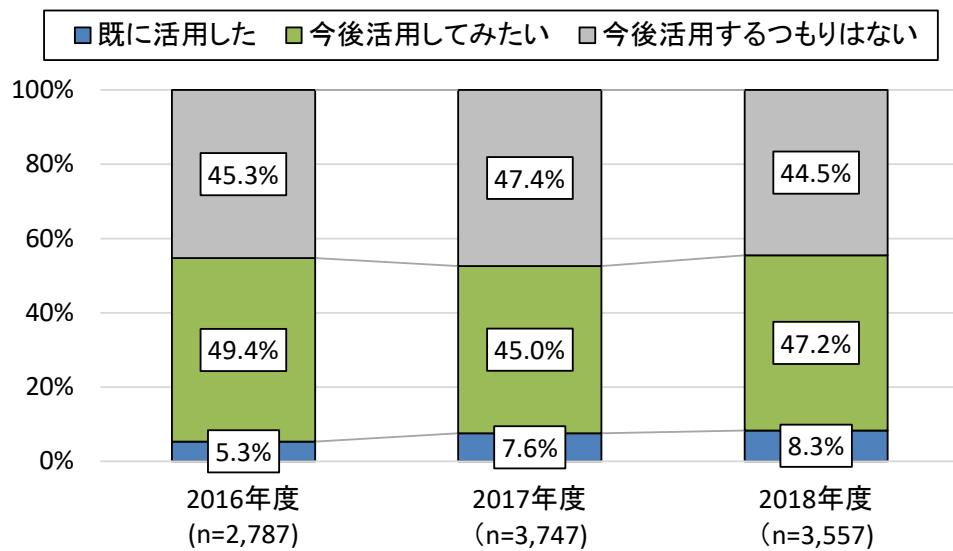
出所：2010～2014 年度事業者アンケート及び電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I-56】毎四半期の SIM ロック解除の利用件数



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表 I-57】SIM ロック解除の利用意向



出所：2016～2018 年度利用者アンケート

⑤ ゼロレーティングサービスの利用状況等（参考）

移動系通信事業者が提供するデータ通信サービスにおいては、実際に使用したデータ通信量に応じて利用料金が決定される形態（従量料金制）又は（通常速度で）使用可能なデータ通信量の上限を定めた上で定額の利用料金とする形態（定額料金制）のいずれかが採用されていることが一般的である。近年、一部の移動系通信事業者において、上記のような料金形態を前提として、特定のコンテンツの利用について使用データ通信量にカウントしないサービス（ゼロレーティングサービス）が提供されているところ（図表 I-58 参照）、今年度の利用者アンケートにおいて、ゼロレーティングサービスの利用状況等について試行的に質問を行った。

その結果、ゼロレーティングサービスを利用していると回答した者は、58名⁴⁷であった。これら58名に対して、ゼロレーティングサービスの利用の前後でのゼロレーティング対象コンテンツの利用状況の変化について質問を行ったところ、「データ通信量（サイトの利用時間）が増えた」とする回答者が16名（27.6%）、「データ通信量（サイトの利用時間）は変化がない」とする回答者が42名（72.4%）であった（「データ通信量（サイトの利用時間）が減った」と回答する者はいなかった。）。また、ゼロレーティング対象外のコンテンツの利用状況の変化についての質問に対しては、「データ通信量（サイトの利用時間）が増えた」とする回答者が6名（10.3%）、「データ通信量（サイトの利用時間）は変化がない」とする回答者が50名（86.2%）、「データ通信量（サイトの利用時間）が減った」とする回答者が2名（3.4%）であった。現在利用中のデータ通信サービスの選択に当たって、ゼロレーティングの有無は考慮したかという質問に対しては、26名（44.8%）が考慮したとの回答、32名（55.2%）が考慮しなかったとの回答であった。

上記のとおり、ゼロレーティングサービスを利用していると回答した者が少ないこともあり、現時点においてゼロレーティングサービスの影響力について一定の示唆を導くことは困難であるが、今後の移動系通信事業者におけるゼロレーティングサービスの実施状況等を踏まえながら、利用者アンケートにおいて関連する質問を行うことを予定している。

⁴⁷ MVNO利用者に対しては、自身が利用するデータ通信サービスがゼロレーティングサービスを含むものかどうかについて直接質問を行った。MNO（ワイモバイル、UQコミュニケーションズ利用者を含む）利用者については、ソフトバンク利用者のうち、利用中のデータ通信サービスが「ウルトラギガモンスター+」であると回答とした者をゼロレーティングサービス利用者とした。58名の内訳は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（OCNモバイル）利用者が18名、LINEモバイル利用者が14名、ソフトバンク利用者及びジュピターレコム（J:COM MOBILE）利用者がそれぞれ7名、その他12名となっている。

【図表I-58】ゼロレーティングサービスの提供状況（平成31年1月時点）

社名	サービス名	月額料金 (円(税抜))		対象アプリ、対象サイト ※1	公式アプリ等 限定の有無 ※2	確認するデータ項目等 (Web上で利用者向け説明)	通信の最適化や 帯域制御に 関する周知の 有無 ※3	対象パケット量 の開示の有無
		対象プランの 基本料金	追加料金					
NTTコミュニケーションズ (OCNモバイルONE)	データ定額50GBプラス (ウルトラギガモニスター+)	7480~ (50GB)		YouTube, AbemaTV, TVer, GYAO!, hulu, LINE, Twitter, Instagram, Facebook, Tik Tok	○	対象サービスか否か及び 対象サービス毎のパケット量	○	○ (開示予定)
	カウントフリー (全てのプラン)	900~ (110MB/日~30GB)		050plus, マイポケット、OCNモバイルONEアプリ、申し込みサイト	○			×
	MUSICカウントフリー (オプション)	900~ (110MB/日~30GB)	0	Amazon Music, AWA, dれっツ、Google Play Music, LINE MUSIC, Spotify, ひかりTVミュージック、レコチョクBest	○	必要最低限のデータ(IPアドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部(テキスト、動画、画像などのデータを含まない部分))	○	×
ケイ・オプティコム (mineo)	(全てのプラン)	700~ (500MB~30GB)		<mineoスイッチOFF時> LaLa Call、マイページ、サポートページ等 <mineoスイッチON時、契約容量枯渀時> 全ての通信	○ (LaLaCallのみ)	IPアドレス	○	<mineoスイッチ OFF時> × <mineoスイッチ ON時、契約容量 枯渀時> ○
ビッグローブ (BIGLOBEモバイル)	エンタメフリー...オプション (オプション)	音声通話SIM: 1600~ (3GB~30GB)	480	YouTube, YouTube Music, Google Play Music, Apple Music, AbemaTV, Spotify, AWA, radiko.jp, Amazon Music, U-NEXT, YouTube Kids	△	必要最低限のデータ(IPアドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部(テキスト、動画、画像等のデータ内容を含まない部分))	○	×
		データSIM: 900~ (3GB~30GB)	980					
ジュピターテレコム (J:COM MOBILE)	J:COM MOBILE Aプラン スマホセット/タブレットセット	980~ (0.5GB~10GB)		J:COMオンデマンド、 J:COMミュージック、J:COMブックス	○	(ユーザーのIPアドレスや、動画・静止画等のパケット内容を確認しない提供方式であるため、WEB上で別段の記載はしていない。)	○	×
LINEモバイル (LINEモバイル)	LINEフリープラン	500 (1GB)		LINE	○			
	コミュニケーションフリープラン	1110~ (3GB~10GB)		LINE, Twitter, Facebook, Instagram	○	必要最低限のデータ(IPアドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部(テキスト、動画、画像等のデータ内容を含まない部分))	○	×
	MUSIC+プラン	1810~ (3GB~10GB)		LINE, Twitter, Facebook, Instagram, LINE MUSIC	○			
DMM.com (DMM mobile)	SNSフリー (オプション)	850~ (3GB~20GB)	250	LINE, Twitter, Facebook, Messenger, Instagram	△	必要最低限のデータ (IPアドレス、ポート番号、パケット内容一部)	○	○
ドリーム・トレイン ・インターネット (DTI SIM)	DTI見放題SIM	2430 (7GB)			○			
	20's SIM ※4	2880 (7GB)		YouTube, Twitter, マイナビサイト	○	通信先 (IPアドレス、ポート、 HTTPヘッダ、TLSヘッダ)	○	×
LogicLinks(Linksmate)	カウントフリーオプション (オプション)	500~ (1GB~30GB)	500	Twitter, Facebook, Instagram, AbemaTV, AWA, enza, OPENREC.tv, グランブルーファンタジースカイコンパス、GameWith、サイコミ、読書のお時間です、ファミ通app、ファミ通.com、FRESHLIVE、Mirrativ、アーケザップ、R-SideM LIVE ON STAGE!、アイドルマスターSideM、アイドルマスターSideM LIVE ON STAGE!、アイドルマスターシャイニーカラーズ、アイドルマスターシンデレラガールズ、アイドルマスターシンデレラガールズ スターライトステージ、アイドルマスターミリオンライブ！シアターデイズ、聞きすけわいでもきと読み、あんさんぶるスター☆1、一血出傑-ONLINE-、ウチの姫さまがいちばんかわいい、エレンメントストーリー、オルタナティブガールズ2、オルタナシアサークルガールフレンド(仮)、怪盗ロワイヤル、神吉一閃 カムライトライブ、グラブブルーファンタジー、グラビティーハイ立グモワール魔法学園～、剣と魔法のログレス いしいしの水神、三箇ブレイズ、実況パワフルサッカー、Shadowverse、ジョーカー～ギヤングード～、スペースデブリーズ、セブンズストリー、戦国炎舞-KIZNAI-、戰国四天王、戦闘機理解分析システム #コントローラー、千年内戦アーカイブ、タイルズ オブ ザ レイズ ミッションズ、ブリッジ、刀剣乱舞-ONLINE Pocket、ドラガリアロスト、農園ホーリーナー、ソードアーマー、FINAL FANTASY BRAVE EXVIUS、ファンタジーライブオンライン、プリンセスコネクト！Re:Dive、ぼくとドラゴン、ホコロンダンジョンズ、マギアレコード 魔法少女まどか☆マギカ外伝、みんゴル、夢王国と眠れる100人の王子様、妖怪ウォッチワールド、リネージュ2 レボリューション、AppStore、GooglePlay	△	通信内容の一部 (IPアドレス、ポート番号、 パケット内容のうちヘッダの一部 (テキスト、動画、画像などの データ内容を含まない部分))	○	○

注1：下線の対象アプリ・サイトは自社・グループ会社提供

注2：○：公式アプリ等限定、△：公式アプリ等推奨

注3：ゼロレーティングサービスに限らず、全ての通信サービスに周知を行っている場合も含む。

注4：画面割れ修理・公衆Wi-Fiサービス付き

出所：各社ホームページを基に総務省作成

第2節 移動系通信市場(卸売市場)

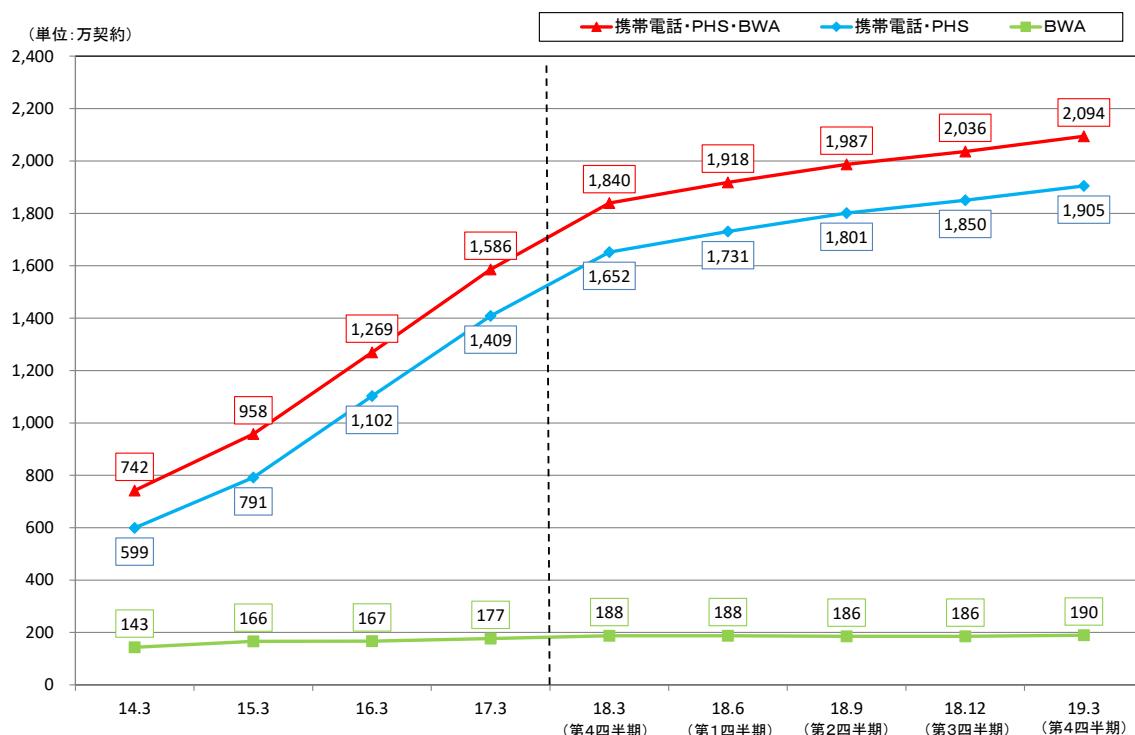
1 競争状況等に係る分析

① 市場規模

2018 年度末時点における MNO の卸契約数 (MVNO への提供に係る契約数) は 2,094 万 (2016.3 比 +65.0%、2018.3 比 +13.8%)、再卸事業者⁴⁸が提供する再卸の契約数⁴⁹は 869 万 (2016.3 比 +128.9%、2018.3 比 +21.1%) となっている (MNO の卸契約数の推移について図表 I-59、再卸の契約数の推移について図表 I-60 参照)。

なお、契約数が 3 万以上の MVNO (70 者) のうち、再卸事業者は 32 者 (2016.3 比 +9 者、2018.3 比 +4 者) となっている。

【図表 I-59】MNO の卸契約数の推移



注：図表 I-23 (MVNO (MNO である MVNO を除く) サービスの契約数の推移) と同一のもの。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁴⁸ 他の MVNO に対し、MVNO サービスを卸電気通信役務として提供する MVNO。

・主な再卸事業者：インターネットイニシアティブ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、ネットワークコンサルティング、フリービット、丸紅無線通信、楽天コミュニケーションズ

⁴⁹ 契約数が 3 万以上の MVNO のうち、再卸を行う事業者の再卸契約数。

【図表 I-60】MVNO サービス区分「再卸」の契約数の推移

(単位：万契約)

16.3	17.3	18.3	18.6	18.9	18.12	19.3
379	561	717	746	785	833	869

注：契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【参考】再卸事業者数の推移

(単位：者)

16.3	17.3	18.3	18.6	18.9	18.12	19.3
23 (17)	27 (19)	28 (21)	27 (21)	32 (24)	32 (24)	32 (24)

注1：契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

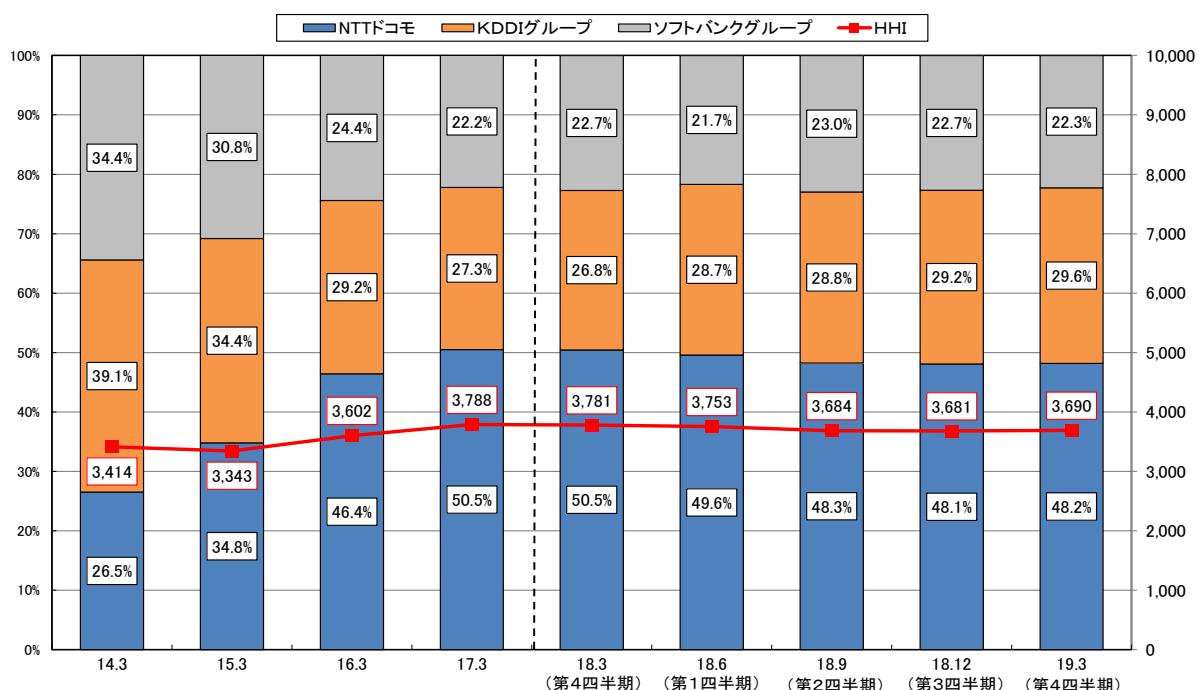
注2：括弧内は再卸に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMVNOの事業者数。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

② 市場シェア

2018 年度末時点における MNO の卸契約数における事業者別シェア（グループ別）は、NTT ドコモが 48.2%（2016.3 比+1.7 ポイント、2018.3 比▲2.3 ポイント）、KDDI グループが 29.6%（2016.3 比+0.4 ポイント、2018.3 比+2.7 ポイント）、ソフトバンクグループが 22.3%（2016.3 比▲2.1 ポイント、2018.3 比▲0.4 ポイント）となっている。また、HHI は 3,690（2016.3 比+88、2018.3 比▲91）となっている（図表 I-61 参照）。

【図表 I-61】MNO の卸契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）



注1：MNOからの報告を基に作成。

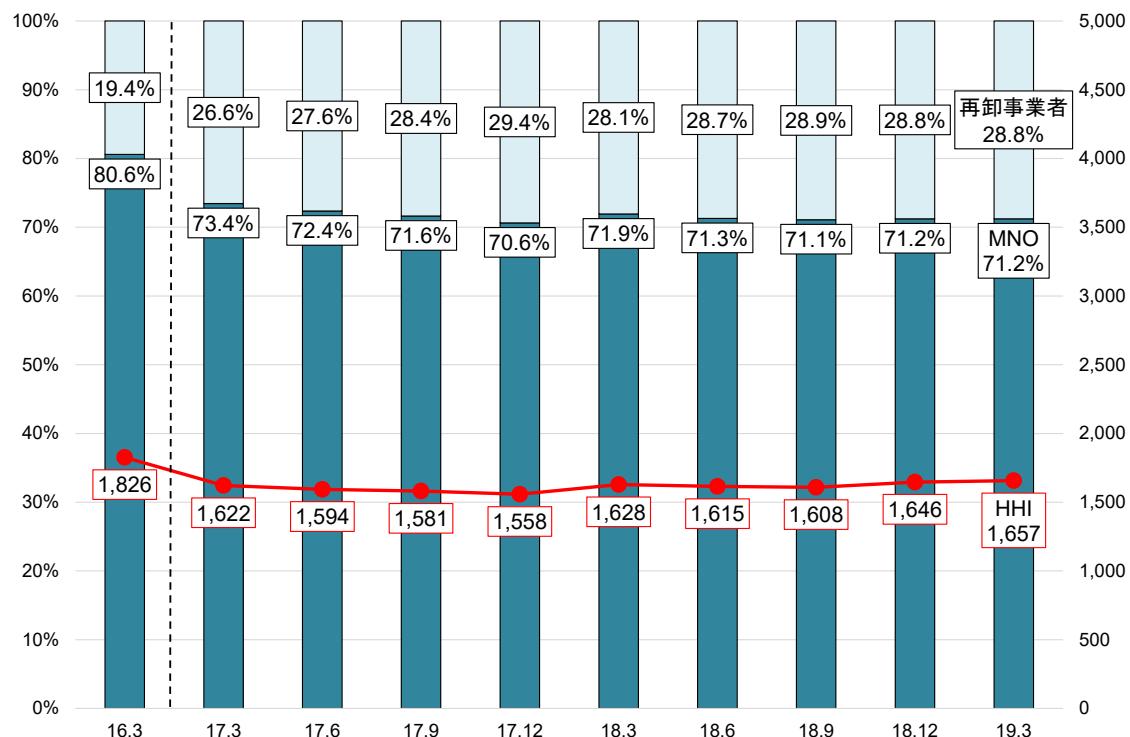
注2：「KDDI グループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQ コミュニケーションズが含まれる。

注3：「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、ワイモバイル（15.3まで）及び Wireless City Planning が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

最終利用者に提供する MVNO（契約数が 3 万以上の MVNO）に対する卸契約数における卸元事業者別シェアは、再卸事業者のシェアの合計が 28.8%（2016.3 比+9.4 ポイント、2018.3 比+0.7 ポイント）となっている。また、HHI は 1,657（2016.3 比▲169、2018.3 比+29）となっている（図表 I-62 参照）。

**【図表 I-62】最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移
(全体)**



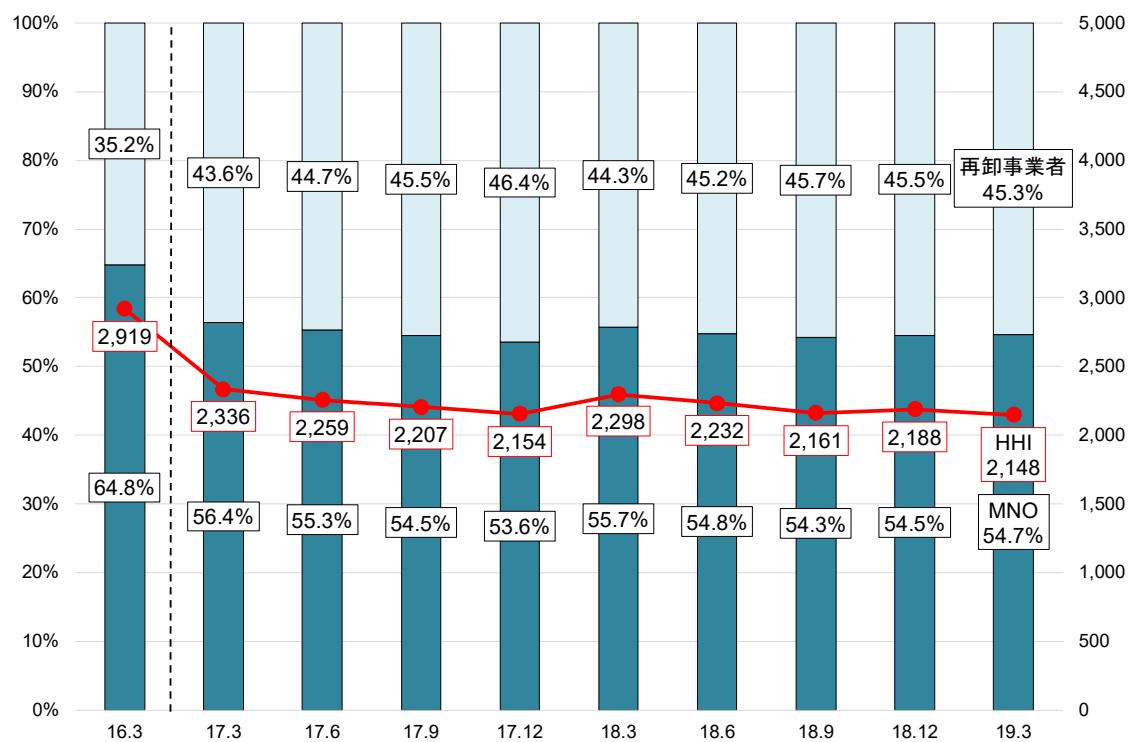
注 1：契約数が 3 万以上の MVNO からの報告を基に作成。

注 2：MNO のグループ内取引による契約数の重複を排除している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

SIM カード型の卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が 45.3%（2016.3 比+10.1 ポイント、2018.3 比+1.0 ポイント）となっている。HHI は 2,148（2016.3 比▲772、2018.3 比▲151）となっている（図表 I-63 参照）。

**【図表 I-63】最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移
(SIM カード型)**



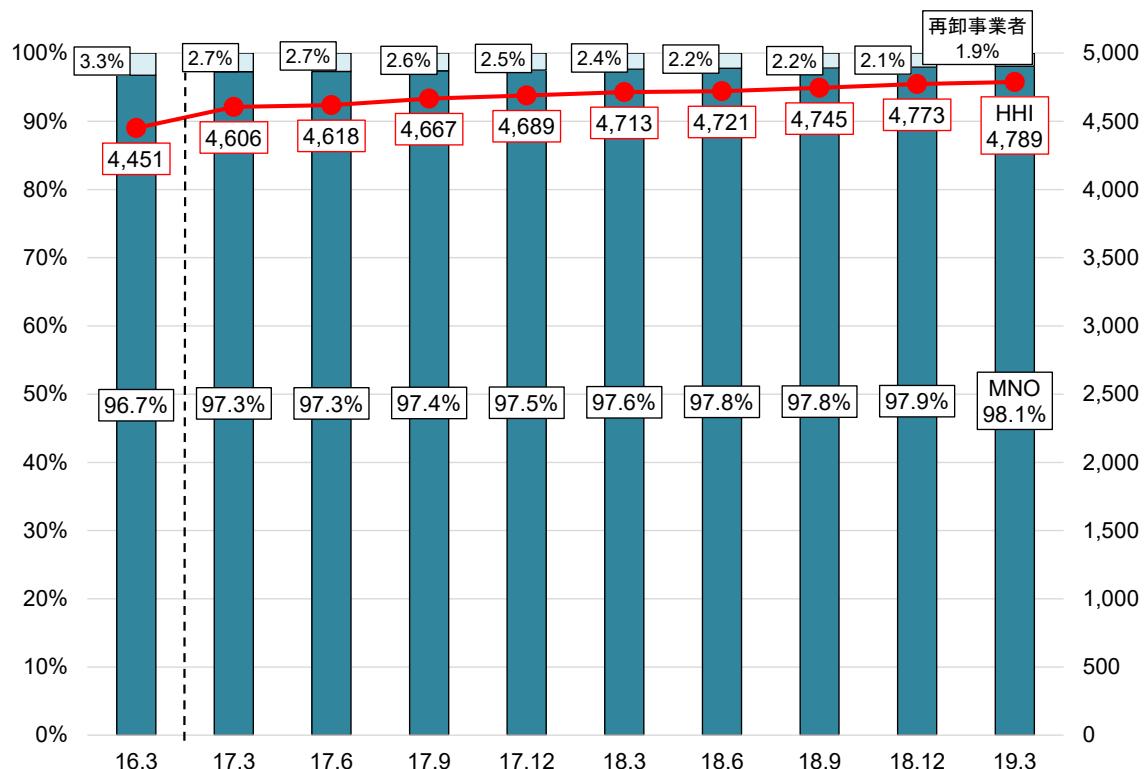
注1：契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

注2：MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

通信モジュールの卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が 1.9%（2016.3 比▲1.3 ポイント、2018.3 比▲0.4 ポイント）となっている。HHI は 4,789（2016.3 比+338、2018.3 比+75）となっている（図表 I-64 参照）。

**【図表 I-64】最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移
(通信モジュール)**



注1：契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

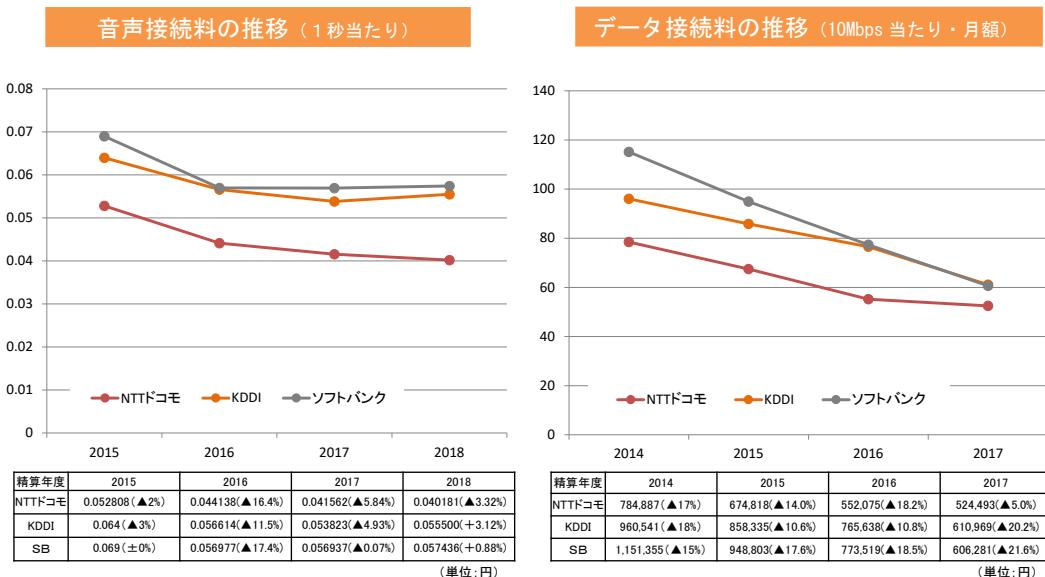
注2：MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ 接続料

データ接続料はこれまで一貫して減少しており、2014 年度から 2017 年度までで約 33 ~47% 減少している。音声接続料については、KDDI 及びソフトバンクにおいて 2018 年度に増加している（図表 I - 65 参照）。

【図表 I - 65】モバイル接続料の推移



※1：2015 年度の音声接続料及び 2014 年度のデータ接続料の値は、2016 年 5 月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

※2：音声接続料について、区域内外統一料金となっている。ただし、KDDI は 2016 年度まで、ソフトバンクは 2015 年度まで、区域内外に区分して算定しており、当該年度までの数値は、それぞれ区域内のものを使用している。

注：各算定期間年度に基づく接続料は、概ね算定期間年度の翌年度末に届出がなされ、原則、各算定期間年度の翌年度期首以降の接続協定に適用し遡及精算される。ただし、2013 年度以降の算定期間にに基づくデータ接続料は各算定期間年度の翌年度ではなく、当該年度の期首以降の接続協定に適用し遡及精算される。従って、2014 年度の接続協定は、最終的に、2013 年度を算定期間とする音声接続料及び 2014 年度を算定期間とするデータ接続料が適用され精算される。

出所：電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく各社届出情報

第2章 固定系データ通信

第2章 固定系データ通信

第1節 固定系プロードバンド市場(小売市場)

1 競争状況等に係る分析

(1) 固定系プロードバンド市場

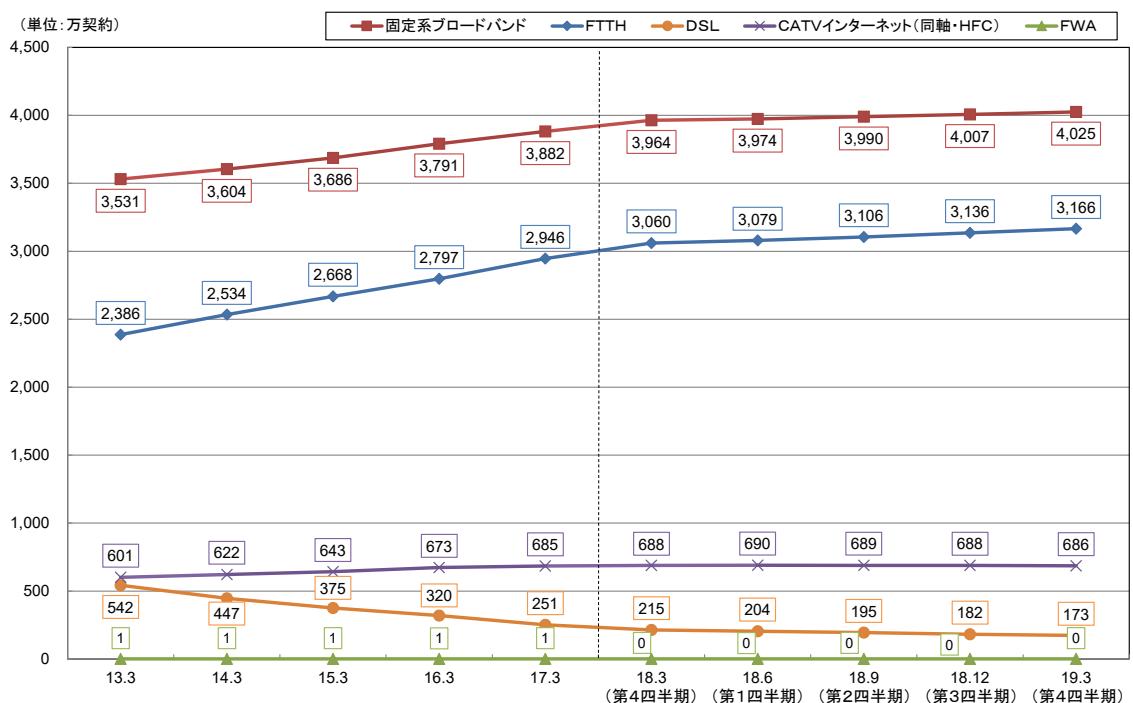
① 市場規模

ア 契約数

2018年度末時点における固定系プロードバンドサービス⁵⁰の契約数は、4,025万（2016.3比+6.2%、2018.3比+1.5%）となっている。このうち、FTTHの契約数は、3,166万（2016.3比+13.2%、2018.3比+3.5%）であり、固定系プロードバンド契約数全体に占める割合は、78.7%（2016.3比+4.9ポイント、2018.3比+1.4ポイント）となっている（図表II-1参照）。

上記のとおり、固定系プロードバンドサービス契約数全体及びFTTH契約数のいずれについても増加傾向を維持しているが、増加率の推移をみるとその傾向に陰りがみられる（図表II-2参照）。

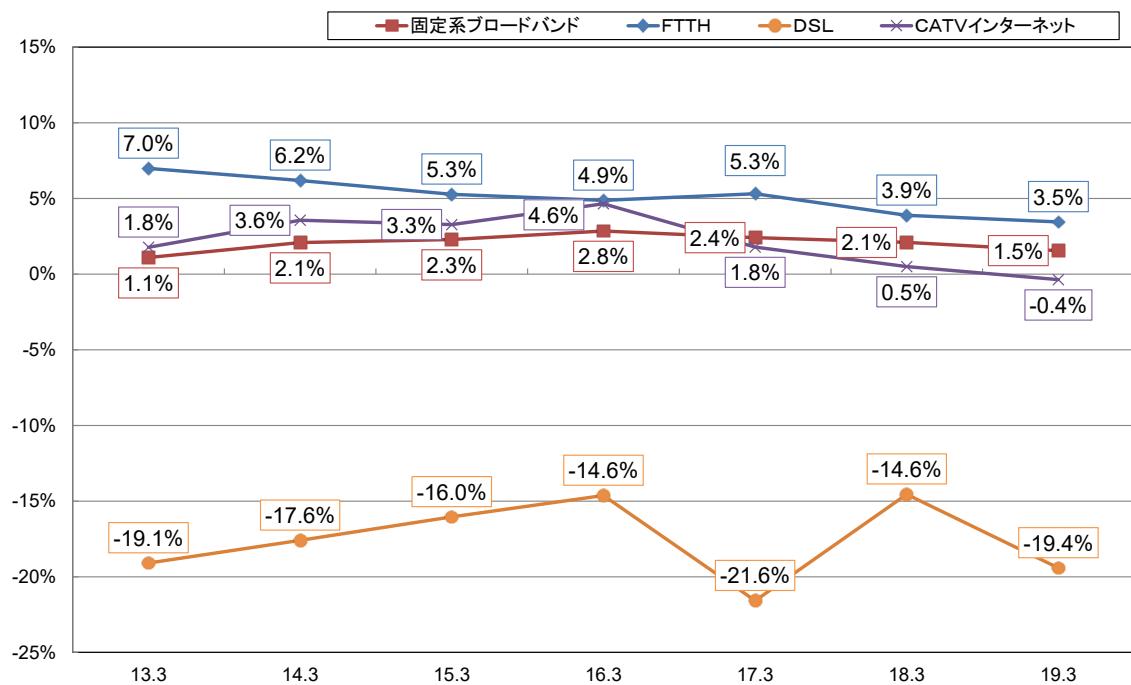
【図表II-1】 固定系プロードバンド市場の契約数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁵⁰ FTTH、DSL、CATVインターネット及びFWA。以下、特段の記載がない限り本章において同じ。

【図表II－2】固定系プロードバンドサービスの契約数の増減率の推移



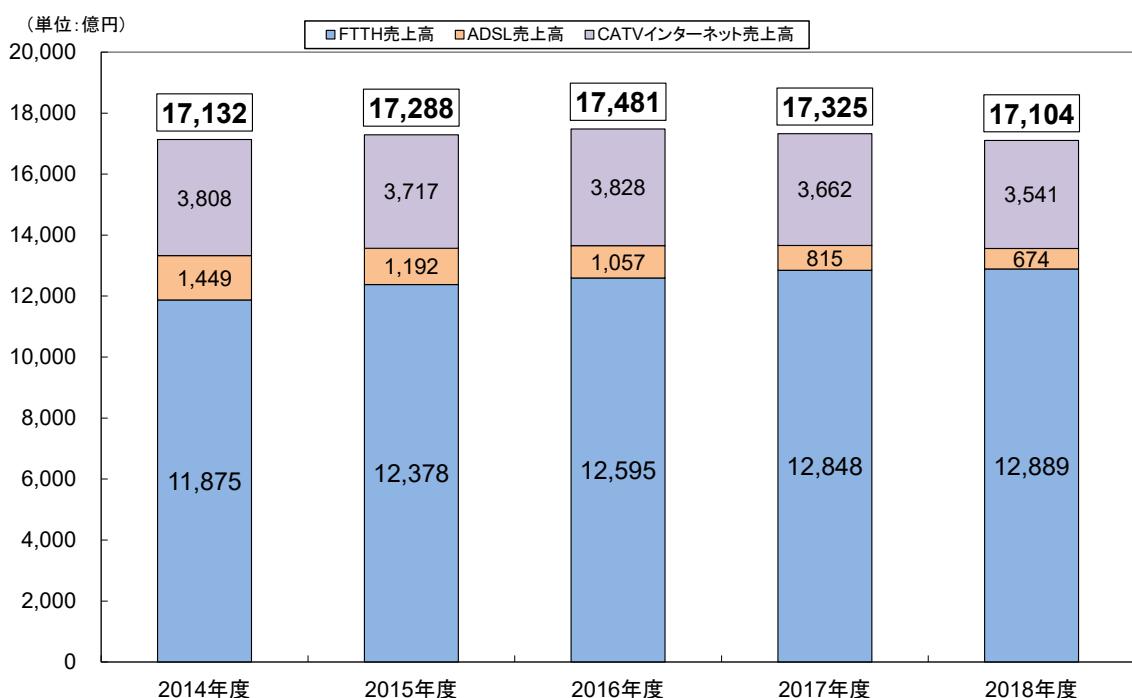
注：対前年度末比の増加率を表している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 売上高

2018年度の固定系ブロードバンド市場における売上高の推計値⁵¹は、1兆7,104億円となっている（図表II-3参照）。

【図表II-3】 固定系ブロードバンド市場の売上高（推計値）の推移



出所：各社決算資料を基に総務省作成

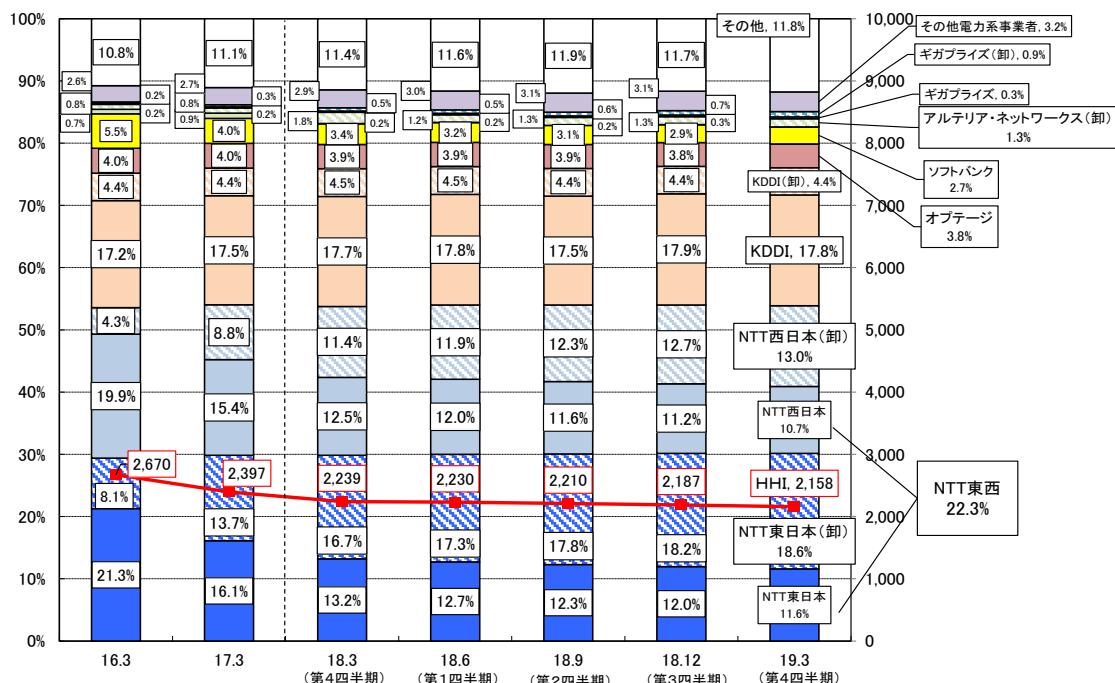
⁵¹ 2018年度の固定系ブロードバンド市場の売上高の推定方法は以下のとおり。

- ・ FTTHの売上高については、NTT東日本及びNTT西日本におけるフレッツ光ARPU（基本利用料ARPU）の平均値に、2017年度末時点におけるFTTH契約数と2018年度末時点におけるFTTH契約数の平均値を乗じることにより推定した。
- ・ ADSLの売上高及びCATVインターネットの売上高については、ADSL利用者及びCATVインターネット利用者に対してそれぞれ行った月額料金に関するアンケート結果の平均値に、2017年度末時点における契約数と2018年度末時点における契約数の平均値をそれぞれ乗じることにより推定した。

② 市場シェア

2018年度末時点における固定系ブロードバンド市場の事業者別シェアは、NTT東西が22.3%⁵²（2016.3比▲18.9ポイント、2018.3比▲3.4ポイント）、KDDIが17.8%⁵³（2016.3比+0.6ポイント、2018.3比▲0.1ポイント）、オプテージが3.8%（2016.3比▲0.2ポイント、2018.3比▲0.1ポイント）、ソフトバンクが2.7%（2016.3比▲2.8ポイント、2018.3比▲0.6ポイント）となっている。HHIは2,158（2016.3比▲512、2018.3比▲81）となっている（図表II-4参照）。

【図表II-4】 固定系ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移



注1：固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネット（同軸・HFC）を対象としており、FWAを含んでいない。以下同じ。

注2：「KDDI」には、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。以下、第2章において同じ。

注3：「その他電力系事業者」には、QTnet、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。以下同じ。

注4：卸電気通信役務を利用してFTTHを提供する事業者のシェアを、当該卸電気通信役務を提供する事業者（その他に含まれる事業者は除く。）ごとに合算し、当該事業者名の後（卸）と付記して示している。以下同じ。

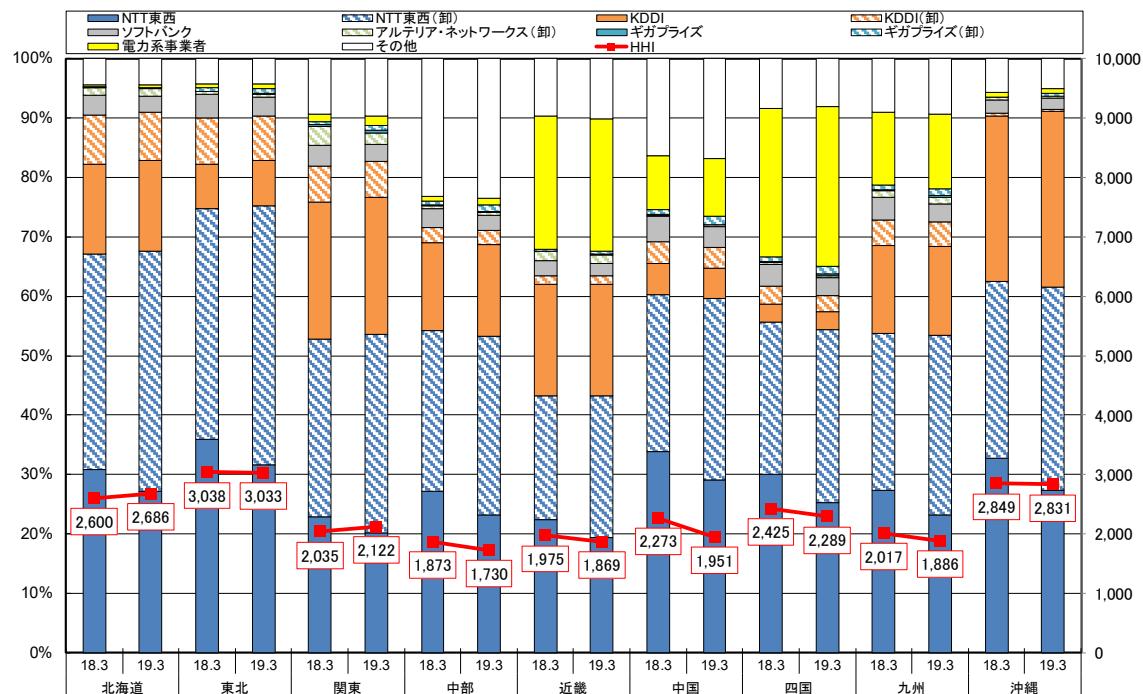
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁵² 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると53.9%。

⁵³ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると22.2%。

地域ブロック別でみると、2018年度末のNTT東西の小売シェアは全ての地域で前年度末から減少しており、一番シェアの高い東北で3割強、一番シェアの低い近畿で2割弱となっている（図表II-5参照）。

【図表II-5】固定系プロードバンド市場の事業者別シェアの推移（地域ブロック別）



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

(2) 固定系超高速プロードバンド市場

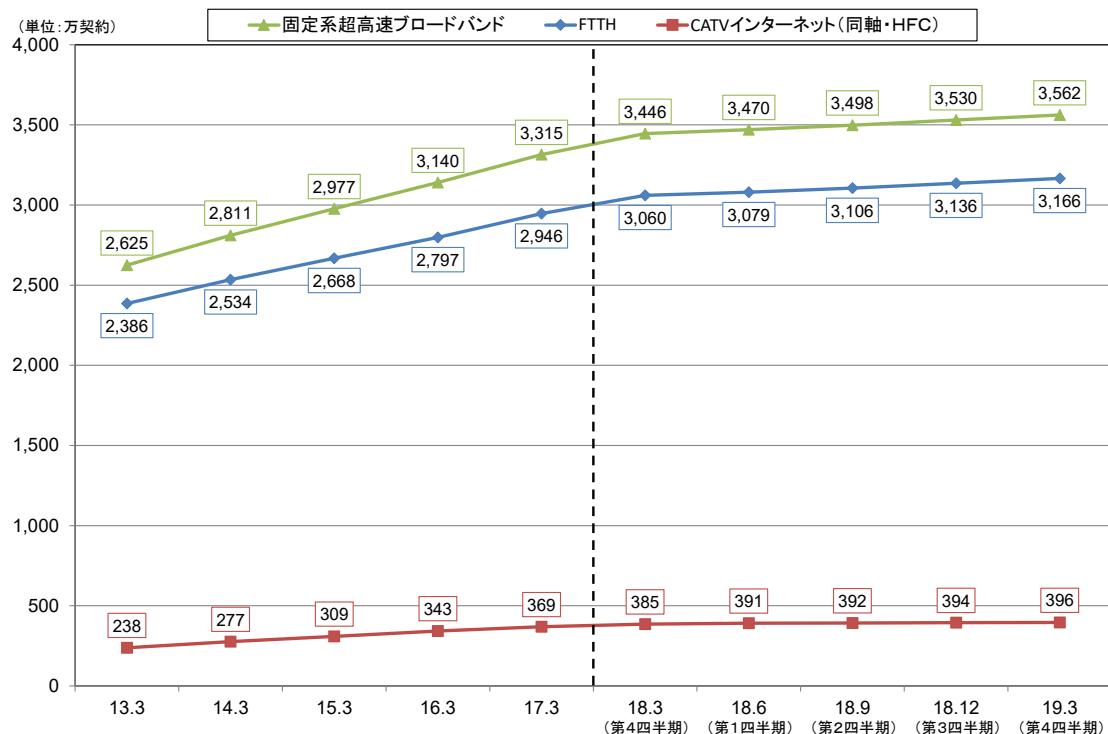
① 市場規模（契約数）

2018 年度末時点における固定系超高速プロードバンドサービスの契約数は、3,562 万（2016.3 比+13.4%、2018.3 比+3.4%）となっている。このうち、CATV インターネット（同軸・HFC）⁵⁴は、396 万（2016.3 比+15.4%、2018.3 比+2.6%）となっている（契約数の推移について図表 II-6、都道府県別の契約数について図表 II-7 参照）。

契約数の増加率（対前年度末比）をみると、2018年度末時点では、固定系超高速プロードバンドサービスが3.4%、CATV インターネット（同軸・HFC）が2.6%であり、いずれについても増加率は低下傾向にある（図表 II-8 参照）。

また、契約数の増減率（対前四半期比）を事業者別に見ると、2018年度においては、NTT 東西が毎期-3%台～-2%台、KDDI、電力系事業者及びJ:COMグループが毎期+0%台～+2%程度で推移している。MNO（NTT ドコモ及びソフトバンク）の増加率は低下傾向にある（2018年度末時点では対前期比+3.0%）ものの、他の事業者よりも高い増加率を維持している（図表 II-9 参照）。

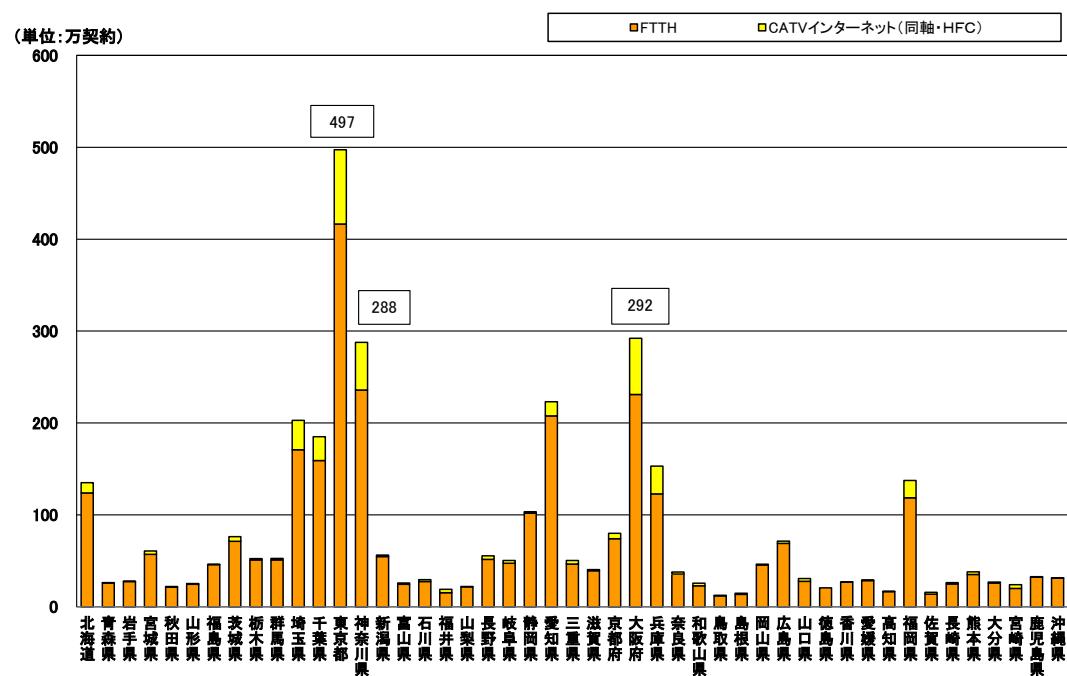
【図表 II-6】固定系超高速プロードバンドサービスの契約数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

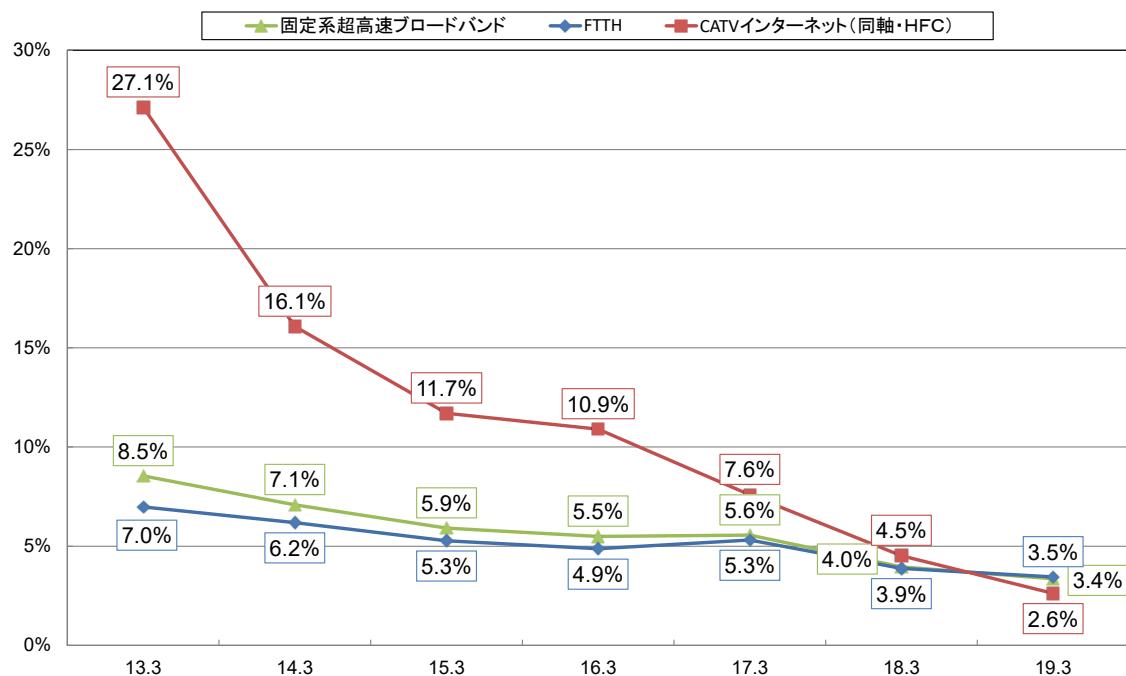
⁵⁴ 通信速度下り 30Mbps 以上のものに限る。以下この（2）において同じ。

【図表II-7】固定系超高速プロードバンドサービスの都道府県別の契約数



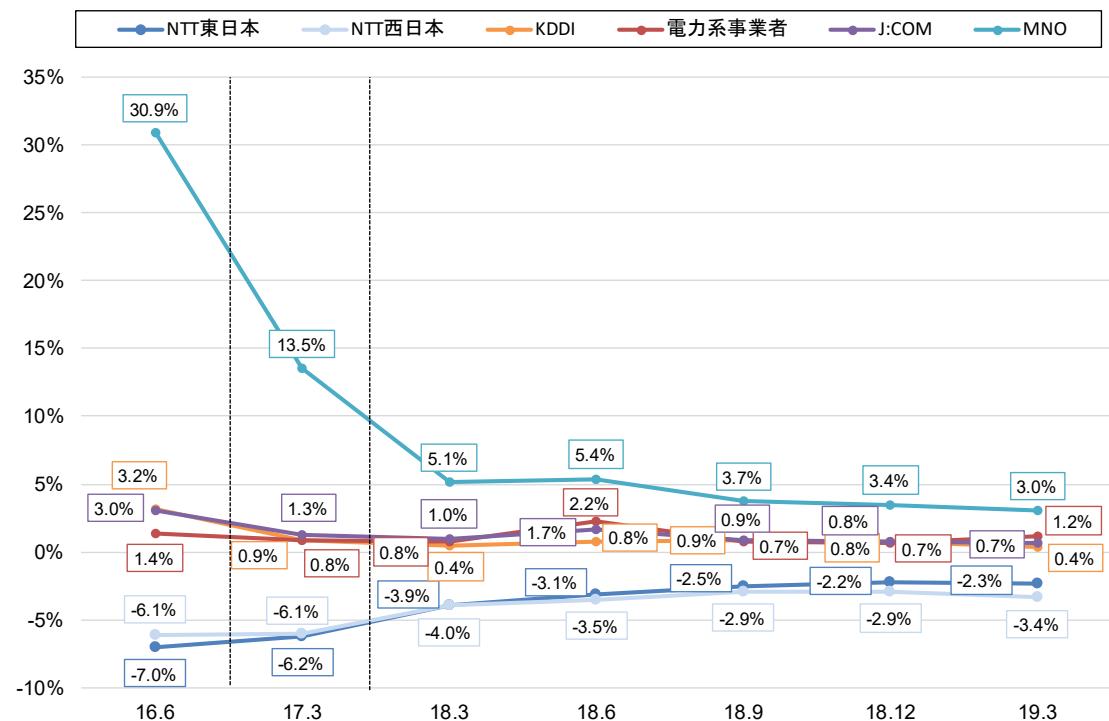
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表II-8】固定系超高速プロードバンドサービスの契約数の増加率（対前年度末比）
の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表II－9】固定系超高速プロードバンドサービスの契約数の事業者別増減率（対前四半期比）の推移

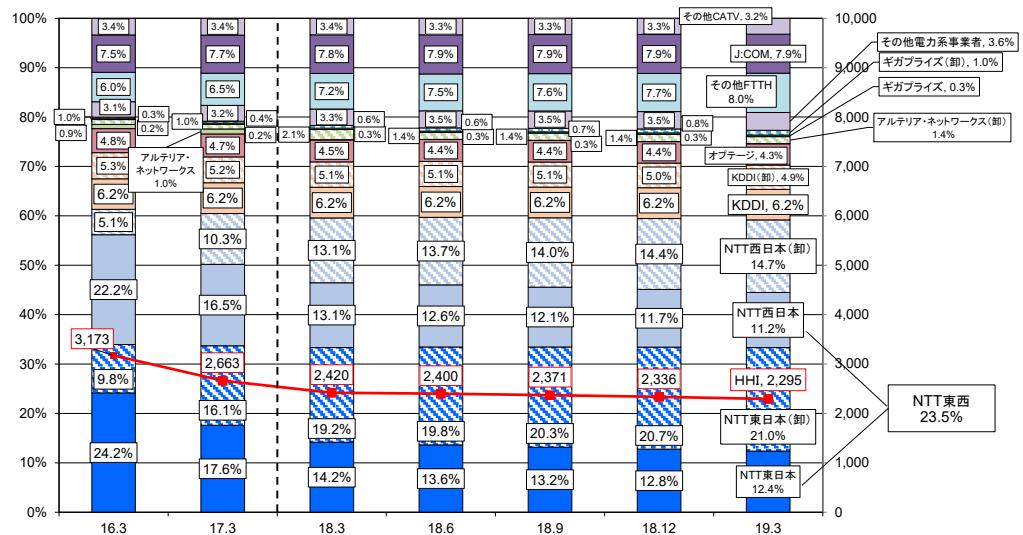


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

② 市場シェア

2018 年度末時点における固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェアは、NTT 東西が 23.5%⁵⁵（2016.3 比▲22.8 ポイント、2018.3 比▲3.8 ポイント）、J:COM グループが 7.9%（2016.3 比+0.4 ポイント、2018.3 比+0.1 ポイント）、KDDI が 6.2%⁵⁶（2016.3 比、2018.3 比ともに±0 ポイント）となっている。HHI は 2,295（2016.3 比▲879、2018.3 比▲125）となっている（図表 II-10 参照）。

【図表II-10】 固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移



注：J:COM各社が提供するCATVインターネット（同軸・HFC）は、「J:COM」としてKDDIとは別に計上、表示している。

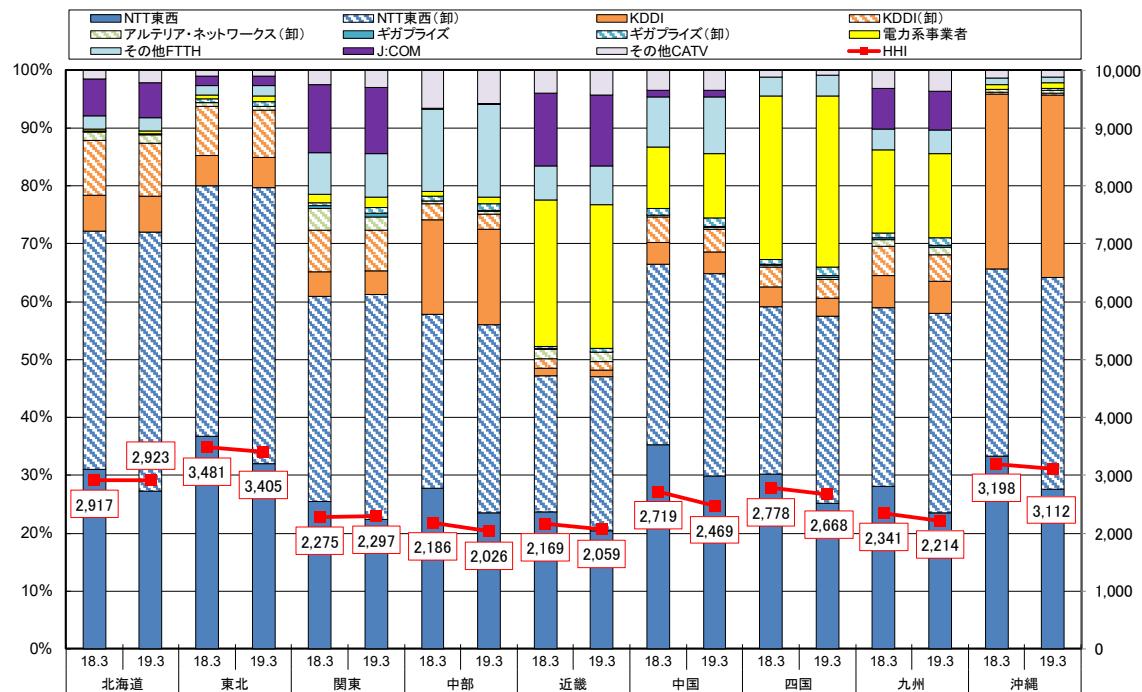
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁵⁵ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると 59.2%。

⁵⁶ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると 11.1%。

地域ブロック別でみると、2018年度末のNTT東西の小売シェアは全ての地域で前年度末から減少しており、一番シェアの高い東北で3割台前半、一番シェアの低い近畿で2割強となっている（図表II-11参照）。

【図表II-11】 固定系超高速プロードバンド市場の事業者別シェアの推移（地域ブロック別）



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ 設備競争及びサービス競争の状況

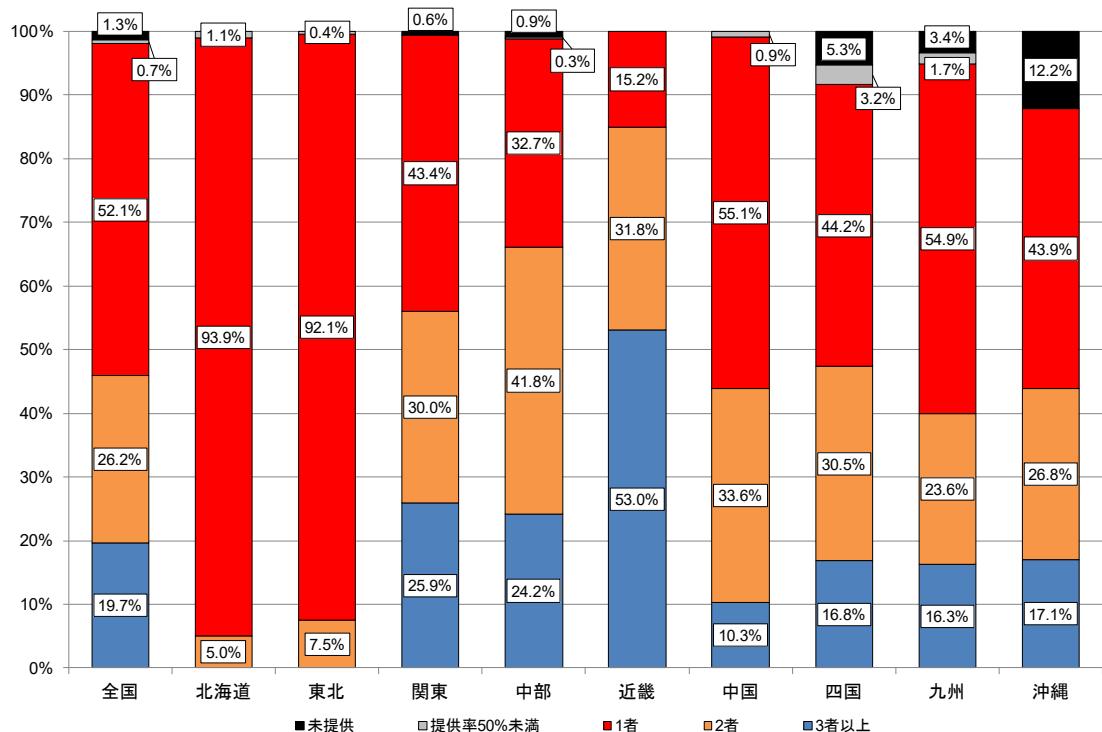
ア 設備競争の状況

固定系超高速ブロードバンドの設備は、全国的におおむね整備されているものの、1.3%の市町村が完全未提供、0.7%の市町村において提供率が50%未満となっている。

設備整備事業者数の状況をみると、「1者」の設備しか整備されていない市町村が過半数を占め（52.1%）、「2者」の市町村が26.2%、「3者以上」の市町村が19.7%となっている。

地域別の設備競争の状況をみると、北海道・東北においては、9割以上の市町村において事業者数が「1者」となっているのに対し、近畿においては、NTT西日本の他にオプテージ、地域のCATV事業者等が積極的に設備整備を行っているため、53.0%の市町村において「3者以上」となっている（図表II-12参照）。

【図表II-12】設備整備事業者数別の市区町村シェア（地域ブロック別）



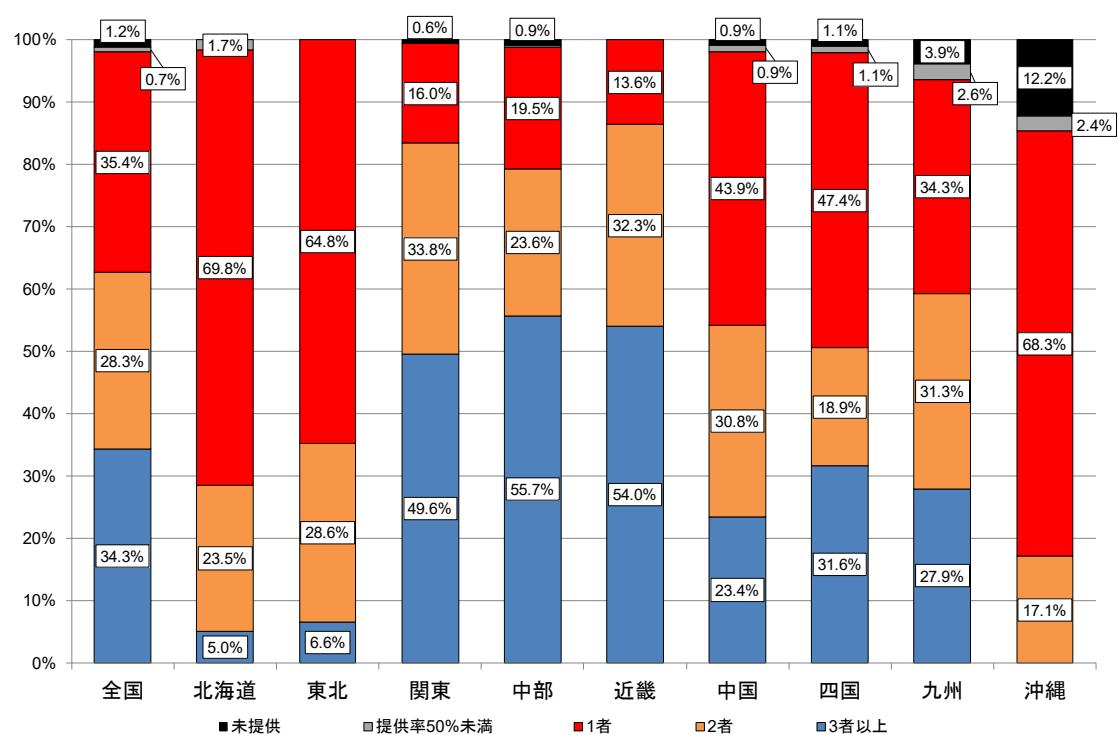
出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査

イ サービス競争の状況

サービス提供事業者⁵⁷数の状況をみると、34.3%の市町村において「3者以上」、28.3%の市町村において「2者」となっている。

地域別のサービス競争の状況をみると、北海道・東北は低調であること、関東・西日本は活発であることは設備競争の状況と似た傾向であるが、設備競争の状況と比べ、ほぼ全ての地域で「2者」又は「3者以上」の市区町村の割合が増加しており、特に中部及び近畿では、5割以上の市区町村において「3者以上」となっている（図表II-13参照）。

【図表II-13】サービス提供事業者数別の市町村シェア（地域ブロック別）



出所：2018年度事業者アンケート

⁵⁷ 卸電気通信役務を利用して固定系超高速ブロードバンドサービスを提供する事業者は含まない。参考3において同じ。

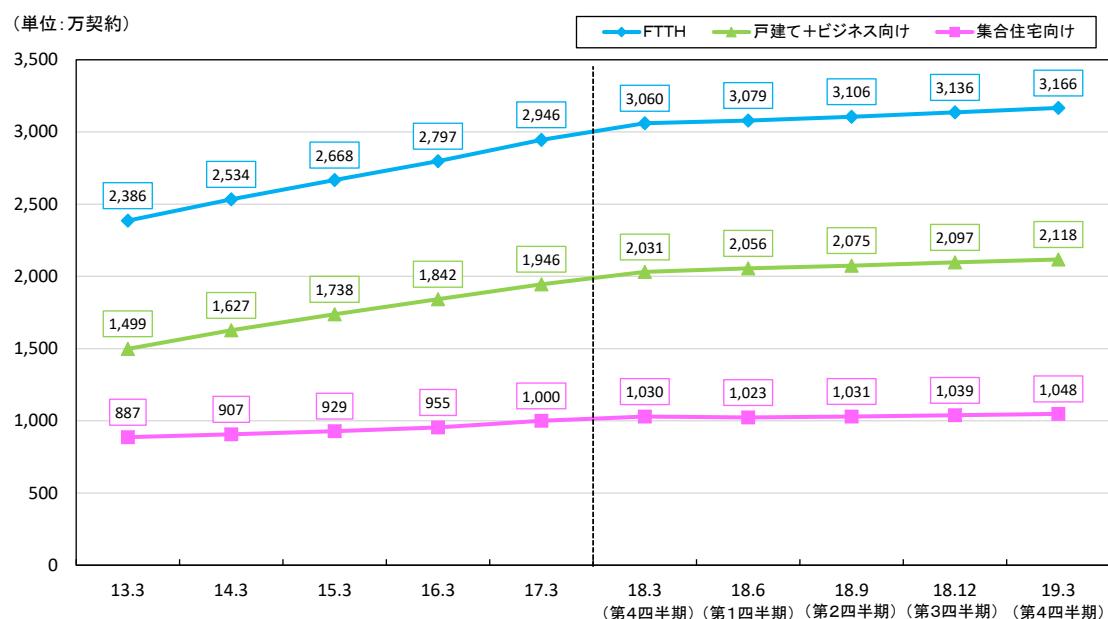
(3) FTTH 市場(小売市場)

① 市場規模（契約数）

ア 契約数

2018 年度末時点における FTTH の契約数は、3,166 万（2016. 3 比 +13.2%、2018. 3 比 +3.5%）となっている（図表 II-14 参照）。

【図表 II-14】FTTH サービスの契約数の推移



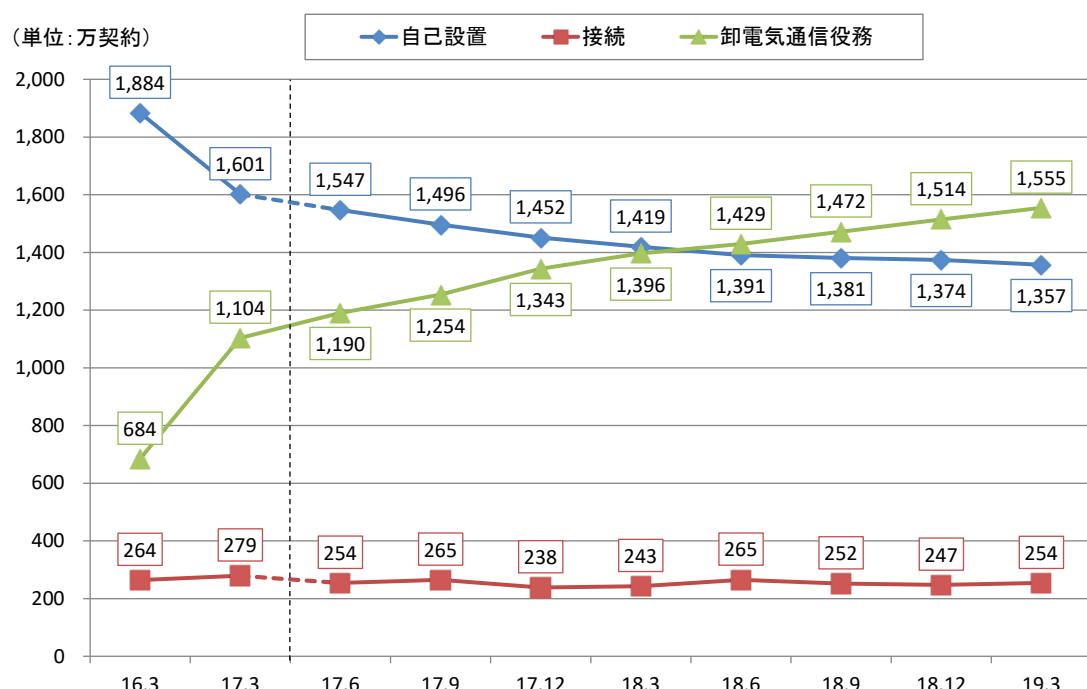
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 提供形態別契約数等

2018年度末時点におけるFTTHの提供形態別⁵⁸の契約数は、「自己設置」型が1,357万（2016.3比▲526万、2018.3比▲62万）、「接続」型が254万（2016.3比▲10万、2018.3比+11万）、「卸電気通信役務」型が1,555万（2016.3比+870万、2018.3比+158万）となっている。2018年度第1四半期において「卸電気通信役務」型が「自己設置」型を上回り、2018年度末時点においてその差はさらに広がっている（FTTHの提供形態別の契約数の推移について図表II-15、それぞれの対前四半期比の純増減数の推移について図表II-16参照）。

FTTHの提供形態別の事業者数の推移をみると、「卸電気通信役務」型の事業者数の伸びが最も大きいが、「自己設置」型の事業者数も増加している。「接続」型の事業者数はほぼ横ばいである（図表II-17参照）。

【図表II-15】FTTHの提供形態別の契約数の推移

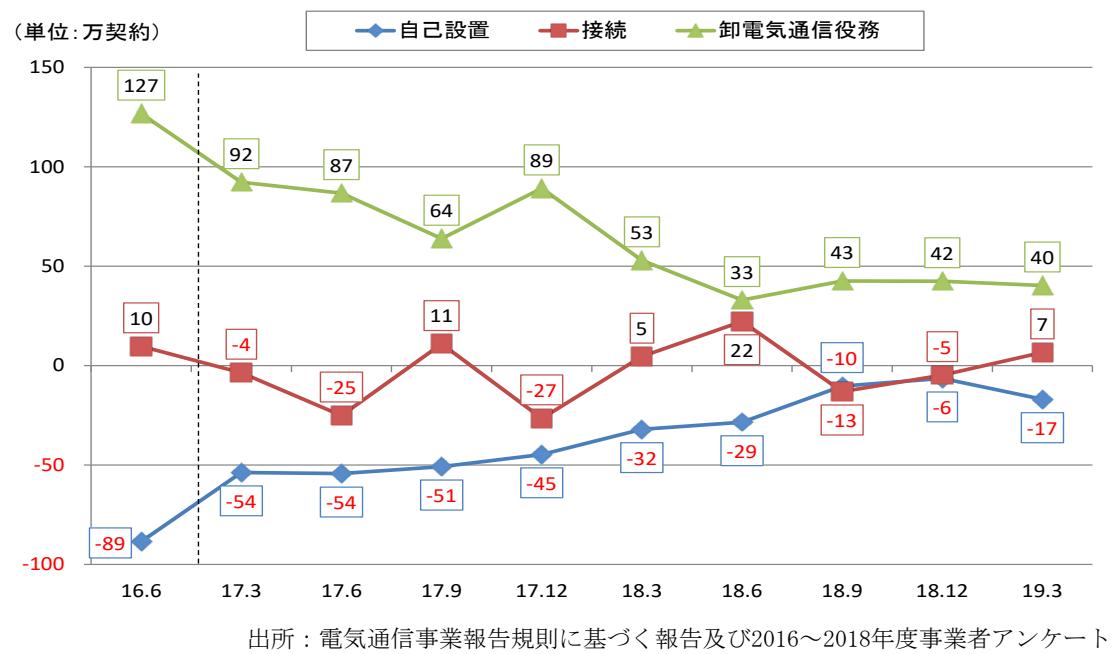


注：「卸電気通信役務」の契約数の一部については、「自己設置」、「接続」の契約数に含まれている。そのため、「FTTHの契約数」とは合計値が異なる。なお、「自己設置」及び「接続」の契約数の一部について当該重複の排除を行っており、2017年6月末以降においては重複排除可能な事業者が増加している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告及び2016～2018年度事業者アンケート

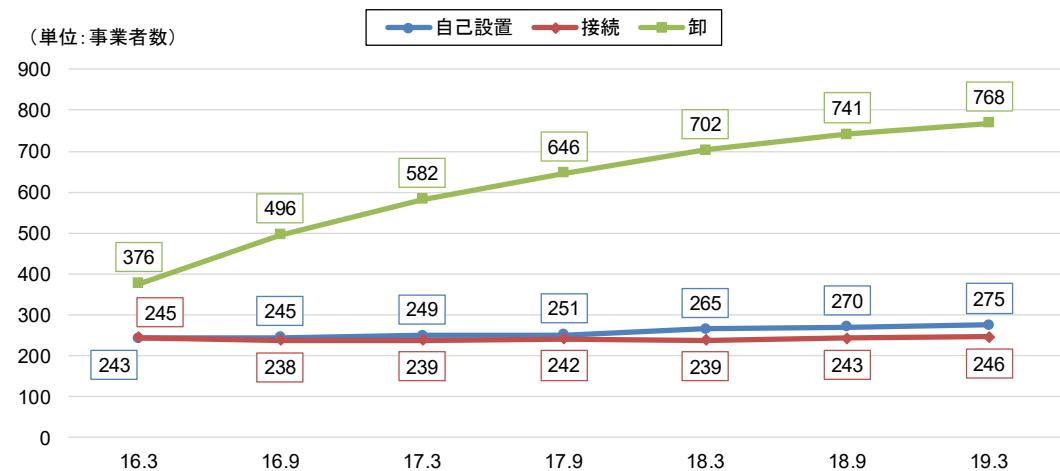
⁵⁸ 「自己設置」型：電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
 「接続」型：電気通信事業者が接続料を支払って、他の電気通信事業者の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
 「卸電気通信役務」型：電気通信事業者が他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

【図表II-16】FTTHの提供形態別の契約数の純増減数（対前四半期）の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告及び2016～2018年度事業者アンケート

【図表II-17】FTTHの提供形態別の事業者数の推移



注1：接続の事業者数は「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する講ずべき措置について（要請）（平成27年9月18日）」に基づく半期ごとの報告によるNTT東西との接続事業者の数。

注2：卸の事業者数はNTT東西の光コラボサービスを提供する事業者。

注3：複数の提供形態でサービスを提供している事業者については重複して計上されている。

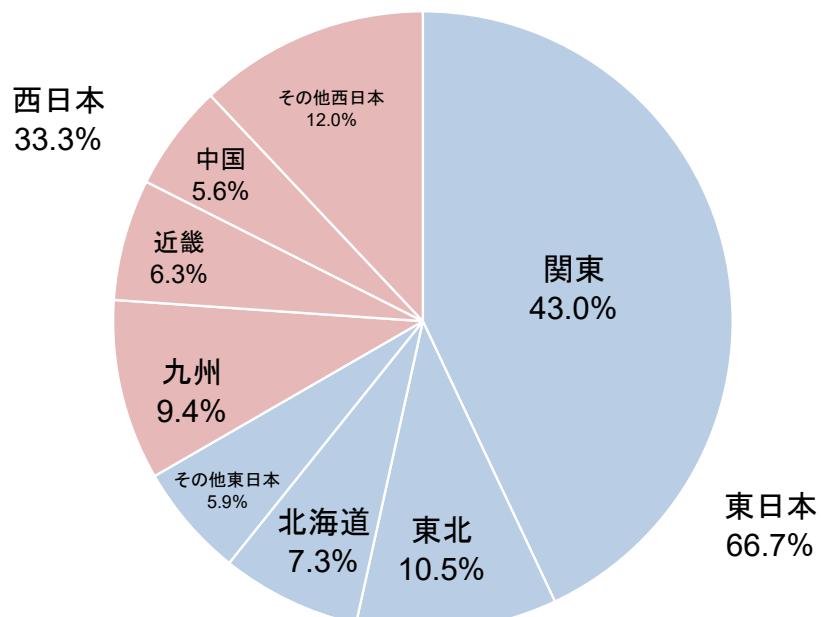
出所：電気通信事業報告規則及び「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する講ずべき措置について（要請）」に基づく報告

ウ 貸出回線数

NTT東西の光ファイバ回線については、競争事業者への貸出義務が課されている⁵⁹ところであるが、2018年度の状況をみると以下のとおりである。

- 2018年度末時点におけるNTT東西による光ファイバ回線の貸出し（加入光ファイバの相互接続）の総数は約293万回線（2016.3比+67万、2018.3比+13万）となっている。このうち、NTT東日本分は約195万回線（66.7%）、NTT西日本分は約98万回線（33.3%）となっている（図表II-18参照）。
- NTT東西の光ファイバ回線の貸出回線数が多いのは、東京都（約36万）、北海道（約21万）、埼玉県（約20万）のほか、神奈川県（約17万）、千葉県（約16万）、茨城県（約12万）、福岡県（約11万）、栃木県、群馬県及び長野県（約9万）などである（図表II-19参照）。
- NTT東西が保有する光ファイバ回線数（未利用の回線を除く）に占める貸出回線数の割合（2018年度末時点）をみると、全都道府県の平均は15.7%（2016.3比+2.2ポイント、2018.3比+0.3ポイント）であり、引き続き増加傾向にある（図表II-20参照）。

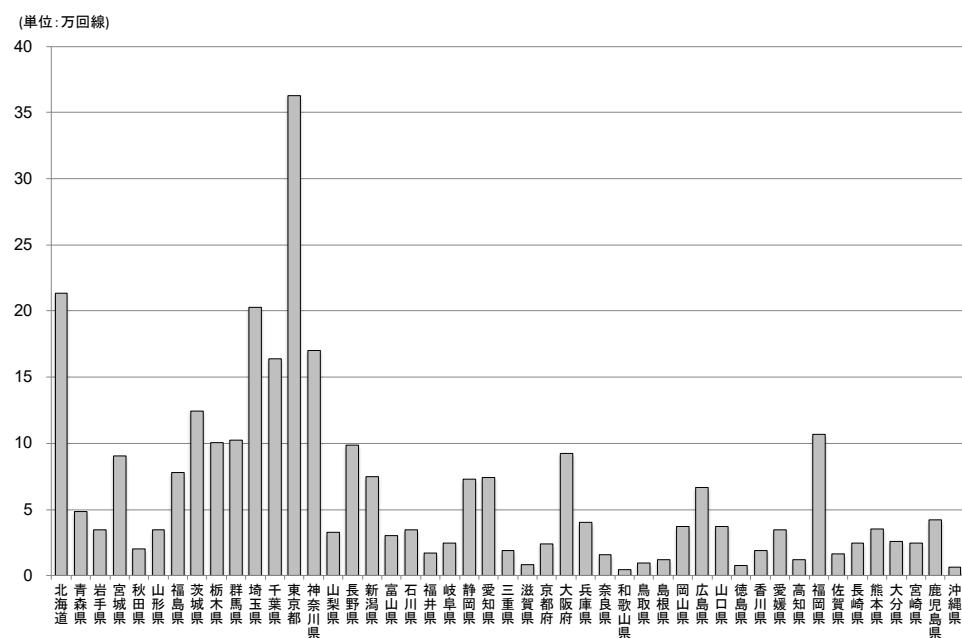
【図表II-18】NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数（東西別）



出所：「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する講すべき措置について（要請）」に基づくNTT東西からの報告

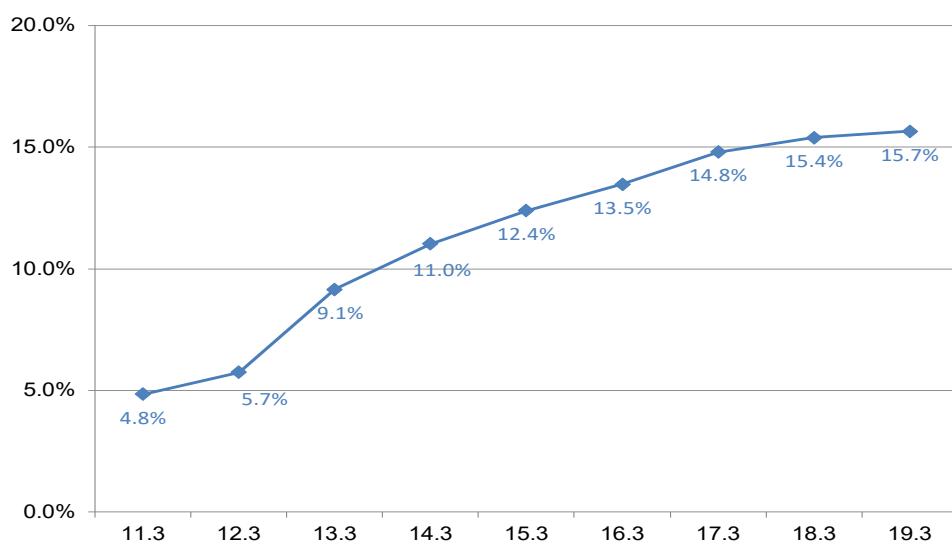
⁵⁹ 電気通信事業法第32条及び第33条

【図表II-19】NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数（都道府県別）



出所：「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する講ずべき措置について（要請）」に基づくNTT東西からの報告

【図表II-20】NTT東西が保有する光ファイバ回線（未利用の回線を除く）に占める貸出回線数の割合⁶⁰の推移



出所：事業者アンケートに基づくNTT東西からの報告（15.3以前）及び「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する講ずべき措置について（要請）」に基づくNTT東西からの報告（16.3以降）

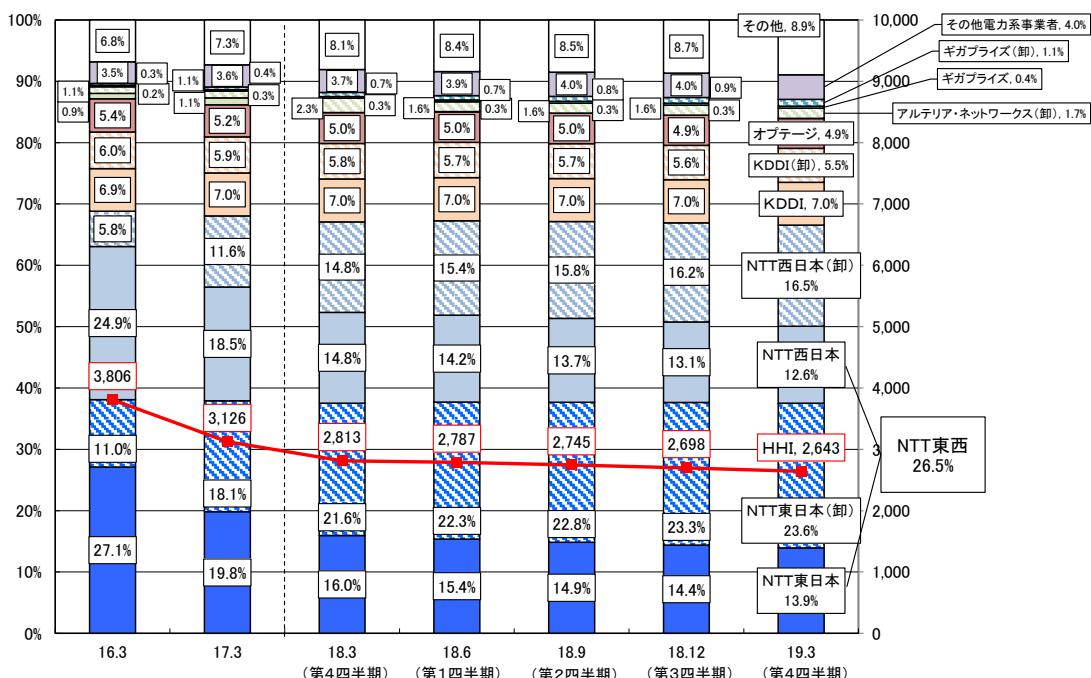
⁶⁰ NTT東西による光ファイバの貸出回線数を、NTT東西が保有する光ファイバ回線の総数（未利用の回線を除く）で除したもの。

② 市場シェア

ア 契約数シェア

2018年度末時点におけるFTTH市場（小売市場）の事業者別シェアをみると、「自己設置」型又は「接続」型の事業者では、NTT東西が26.5%⁶¹（2016.3比▲25.6ポイント、2018.3比▲4.3ポイント）、KDDIが7.0%⁶²（2016.3比、2018.3比ともに±0ポイント）、オプテージが4.9%（2016.3比▲0.6ポイント、2018.3比▲0.2ポイント）となっている。「卸電気通信役務」型の事業者では、MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）のシェアが高く、両者で計29.0%（2016.3比+18.5ポイント、2018.3比+3.2ポイント）となっている。HHIは2,643（2016.3比▲1,164、2018.3比▲171）となっている（図表II-21参照）。

【図表II-21】FTTH市場（小売市場）の事業者別シェア及び市場集中度の推移



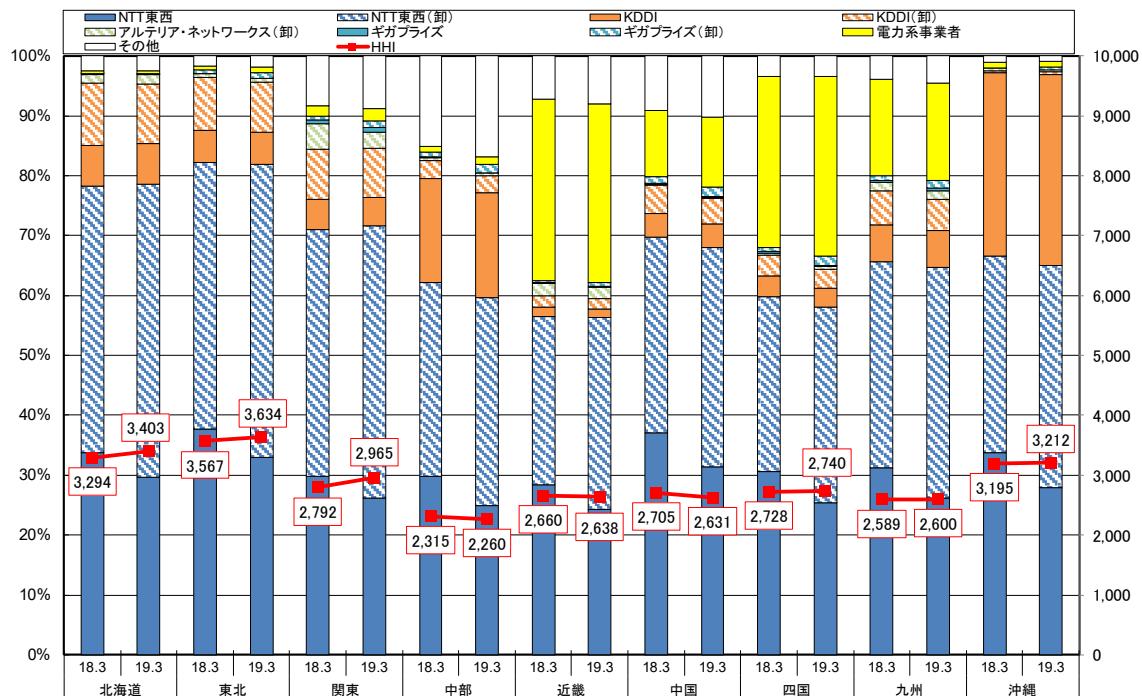
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁶¹ 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると 66.6%。

⁶² 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると 12.5%。

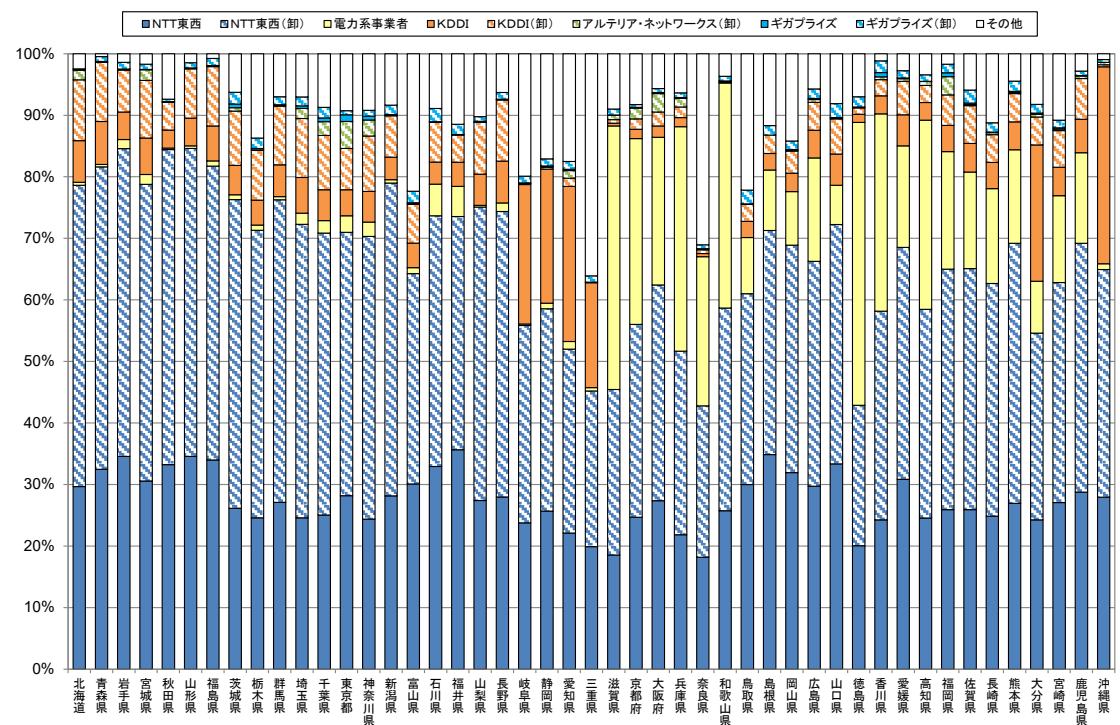
地域ブロック別の事業者別シェアをみると、2018年度末のNTT東西の小売シェアは全ての地域で前年度末から減少し、最もシェアの高い東北で3割台前半、最もシェアの低い近畿で2割台半ばとなっている（地域ブロック別の事業者別シェアについて図表II-22、都道府県別の事業者別シェアについて図表II-23参照）。

【図表II-22】FTTH市場（小売市場）の事業者別シェアの推移（地域ブロック別）



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表II-23】FTTH市場（小売市場）の事業者別シェア（都道府県別）



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ 提供形態別契約数シェア

2018年度末時点における「自己設置」型の契約数における事業者別シェアは、NTT東西が61.8%（2016.3比▲15.5ポイント、2018.3比▲4.5ポイント）と減少傾向である一方、KDDI、オプテージ及びCATV事業者が増加傾向となっている。

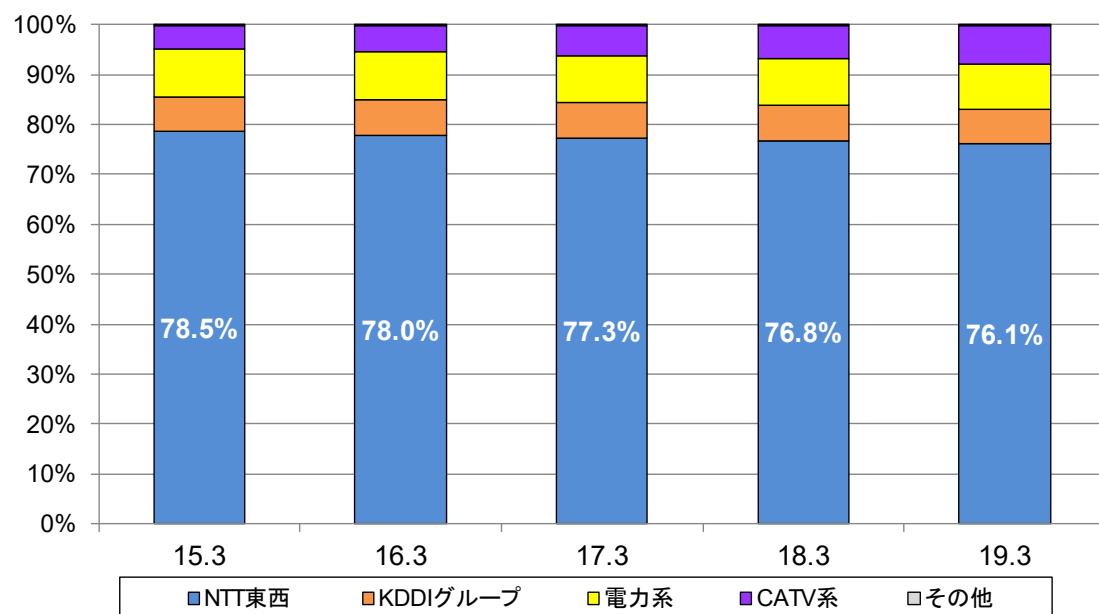
「接続」型の契約数における事業者別シェアは、ソニーネットワークコミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが増加傾向となっている。

「卸電気通信役務」型の契約数における事業者別シェアは、MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）のシェアの合計が過半を占め（59.1%、2016.3比+16.8ポイント、2018.3比+2.7ポイント）、増加傾向である一方、MNO以外の事業者のシェアは減少傾向となっている。

ウ 設備シェア

設備競争の状況についてみると、全国の光ファイバ回線の総数⁶³は、2018年度末において約2,457万回線であり、このうちNTT東西のシェアは76.1%（2016.3比▲1.8ポイント、2018.3比▲0.7ポイント）となっている。

【図表II-24】光ファイバ回線の設備シェアの推移（全国）

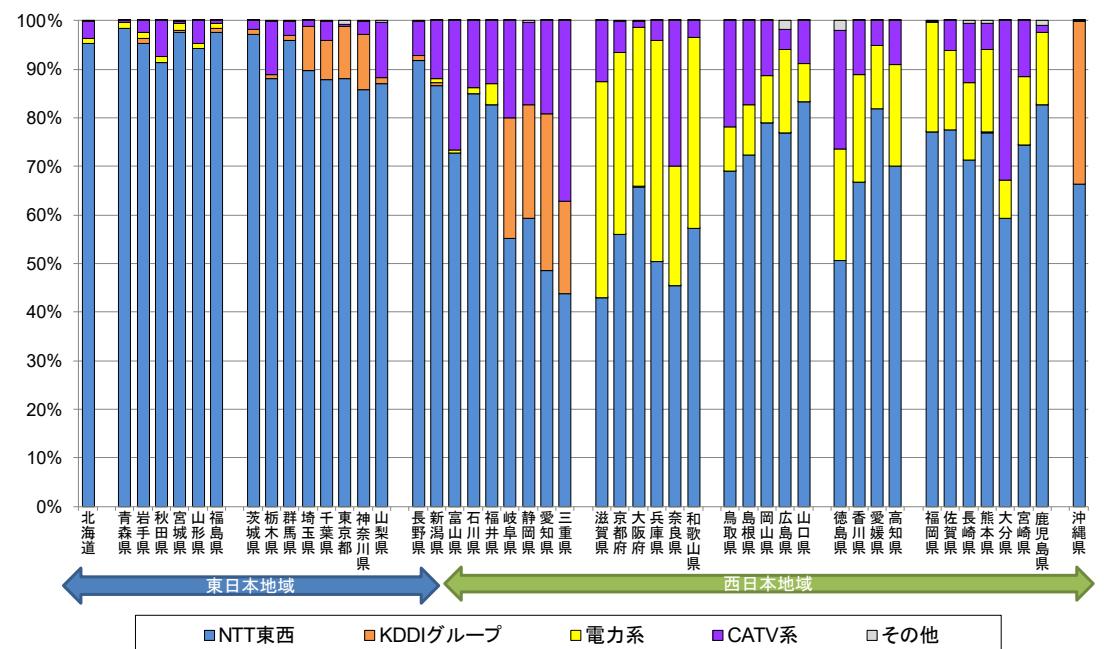


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

地域別でみた場合、東日本地域に比べ、西日本地域はKDDIグループ、電力系事業者、CATV事業者等との設備競争が活発な傾向にあり、近畿ブロックの各府県に岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、徳島県、香川県、大分県及び沖縄県を加えた15府県では、NTT西日本以外の競争事業者のシェアが30%超となっている。特に愛知県、三重県、滋賀県及び奈良県においては、競争事業者の設備シェアの合計が50%超となっている（図表II-25参照）。また、加入者回線全体の都道府県別設備シェアについて図表II-26参照）。

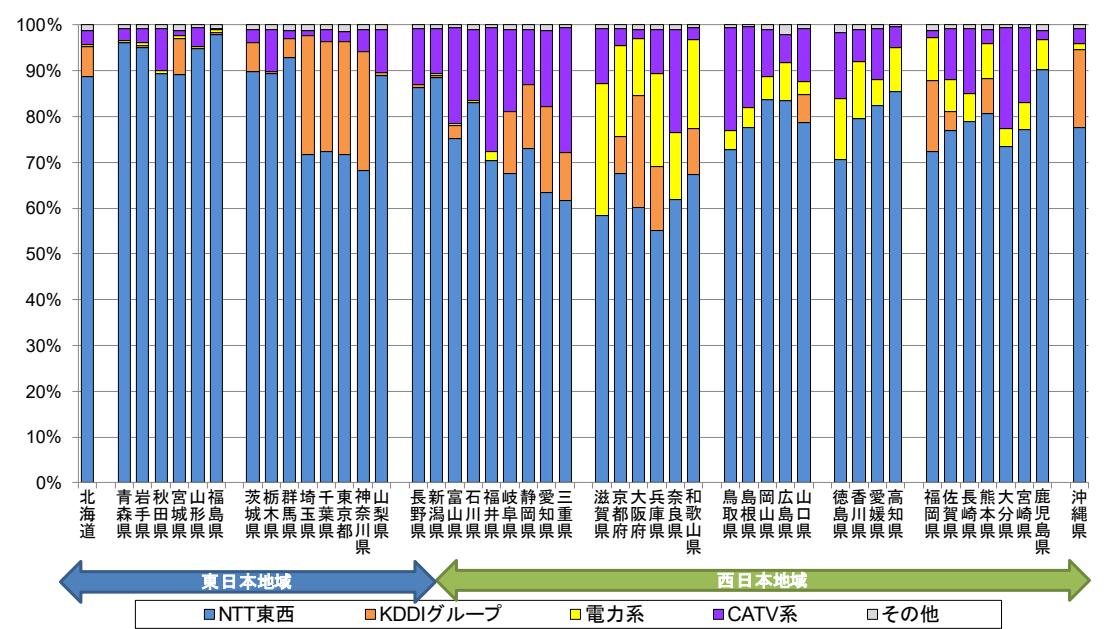
⁶³ 「平成30年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」（令和元年8月22日 総務省報道発表）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000578.html

【図表II-25】光ファイバ回線の都道府県別設備シェア(2018年度末)



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表II-26】加入者回線全体の都道府県別設備シェア(2018年度末)



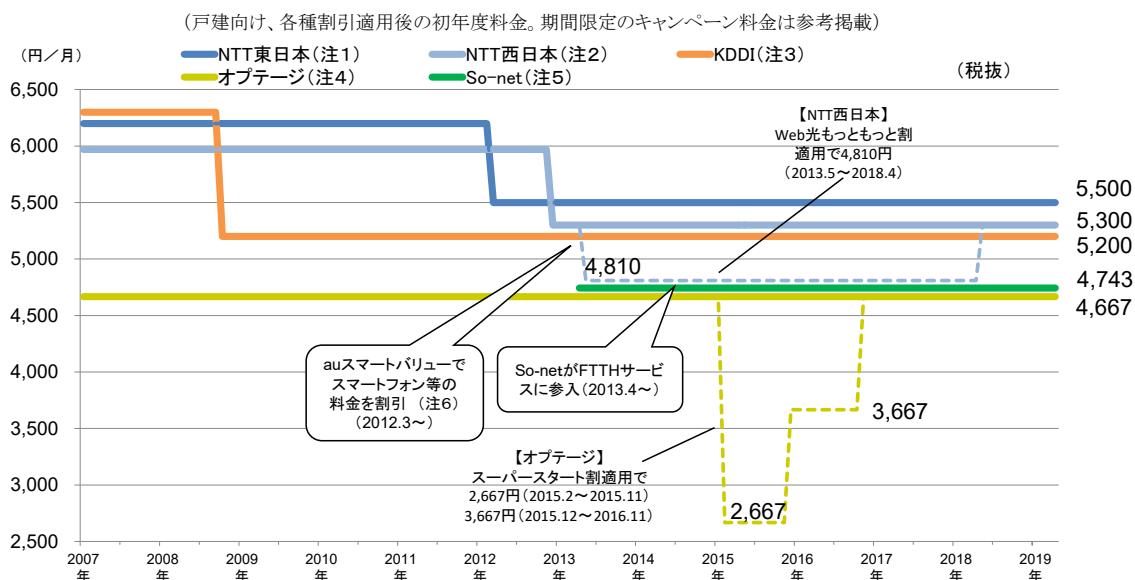
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ FTTHの料金

ア FTTH料金の推移

FTTHの月額料金は、近年、おおむね5,000円／月（戸建向けの場合）で推移している（図表II-27参照）。

【図表II-27】FTTHの月額料金の推移



注1：【NTT東日本】ISP料金（ぶらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2008年3月まではBフレッツ・ハイパーアミリータイプ、2008年3月からフレッツ・光ネクストアミリータイプの料金（2012年3月からはねん割適用料金）。

注2：【NTT西日本】ISP料金（ぶらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2005年2月まではBフレッツ・アミリー100タイプ、2005年3月からはフレッツ・光プレミアムアミリータイプ、2008年3月からフレッツ・光ネクストアミリータイプの料金（2012年11月まではあつと割引適用料金、2012年12月からは光もっともっと割適用料金）。

注3：【KDDI】ISP料金（au one net）、端末設備使用料、HGWレンタル料を含む。2006年12月までは東京電力のTEPCOひかり・ホームタイプ、2007年1月からKDDIのひかりone、2008年10月からはギガ得プラン、2015年3月からはずっとギガ得プランの料金。

注4：【オプテージ】ISP料金、回線終端装置使用料を含む。eo光ネット（ホームタイプ）100Mコース（2005年7月eoホームファイバーから改称）の料金（即割適用料金）。

注5：【So-net】ISP料金（so-net）、端末設備使用料、モ뎀使用料を含む。NURO光の料金（2年継続契約）。

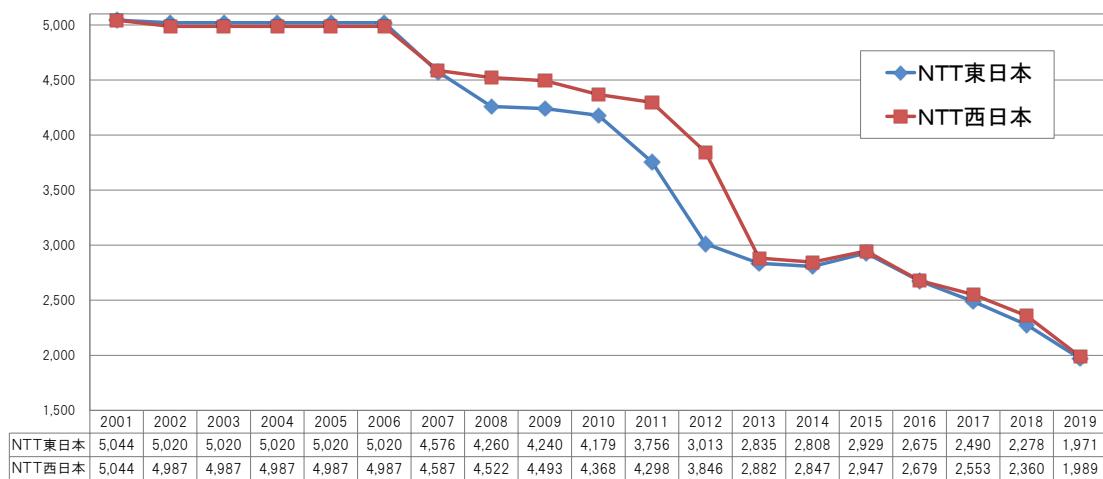
注6：auスマートバリューは、一定の条件を満たすスマートフォン等について、条件により、1台あたり最大月額2,000円引き。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

イ 接続料の推移

2016年7月に認可した加入光ファイバに係る接続料のうち、2019年度のシェアドアクセス方式⁶⁴に係る主端末回線の接続料は、NTT東日本においては1,971円、NTT西日本においては1,989円となっている（図表II-28参照）。

【図表II-28】加入光ファイバ接続料の推移



注1：本グラフはシェアドアクセス方式の主端末回線に係る接続料の推移を示したもの。

注2：接続料は、7年間(2001年度～2007年度)、3年間(2008年度～2010年度)、(2011年度～2013年度)、(2014年度～2016年度)又は4年間(2016年度～2019年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。

注3：上記接続料には、局外スピリッタ料金(2006年度までは将来原価方式、2007年度以降は実績原価方式で算定)を含み、分岐端末回線に係る接続料を含まない。

出所：総務省資料

⁶⁴ 加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式。

④ 通信速度

ICT化の進展に伴い、高速・大容量通信のニーズが高まっているところ、一部の事業者において最大通信速度(上下)10Gbpsのサービスも提供されている（図表II-29参照）。

【図表II-29】主要なFTTHサービスの利用料金と通信速度

区分	事業者	サービス名称	メニュー	最大速度(下り)	月額料金
戸建	NTT東日本	フレッツ光ネクスト	ファミリー・ギガライナタイプ ファミリー・ハイスピードタイプ	1Gbps 200Mbps	4,700円※1 4,500円※1
	NTT西日本	フレッツ光ネクスト	ファミリー・スーパー・ハイスピードタイプ集 ファミリー・ハイスピードタイプ	1Gbps 200Mbps	4,300円※1.2
	KDDI	auひかり ホームタイプ	au ひかりホーム 1ギガ au ひかりホーム 5ギガ au ひかりホーム 10ギガ	1Gbps 5Gbps 10Gbps	5,200円※3 5,200円※3 5,980円※3
	ソニーネットワークコミュニケーションズ	NURO光	NURO 光G2V NURO 光 10G NURO 光 10Gs NURO 光 6Gs	2Gbps 10Gbps 10Gbps 6Gbps	4,743円 6,480円 5,743円 5,243円
	オプテージ	eo光ネット	1ギガコース 5ギガコース 10ギガコース	1Gbps 5Gbps 10Gbbs	4,795円※4 5,618円※4 6,110円※4
	QTNet	BBIQ 光インターネット	ギガコース ホームタイプ	1Gbps	4,000円※5
	STNet	ピカラ光ねっと	ホームタイプ ステップコース5	1Gbps	4,500円※6
	中部テレコミュニケーション	コミュファ光	1Gホーム 5Gホーム EX 10Gホーム EX	1Gbps 5Gbps 10Gbps	3,640円※7 3,640円※7 4,440円※7
	エネルギア・コミュニケーションズ	メガ・エッジ 光ネット	ホーム	1Gbps	4,200円
	NTT東日本	フレッツ光ネクスト	マンション・ギガライナタイプ マンション・ハイスピードタイプ	1Gbps 200Mbps	2,950円～3,950円※1
集合	NTT西日本	フレッツ光ネクスト	マンション・スーパー・ハイスピードタイプ集 マンション・ハイスピードタイプ	1Gbps 200Mbps	2,750円～3,750円※1
	KDDI	auひかり マンションタイプ	マンション ギガ タイプV、都市機構デラックス、E、F タイプG	1Gbps 100Mbps 664Mbps	4,150円※8 3,500円～4,200円※8 4,400円※8
	ソニーネットワークコミュニケーションズ	NURO光	NURO 光 for マンション	2Gbps	1,900～2,500円
	オプテージ	eo光ネット	マンションタイプ(光配線方式)1ギガコース マンションタイプ 1ギガコース マンションタイプ 5ギガコース マンションタイプ 10ギガコース	1Gbps 1Gbps 5Gbps 10Gbbs	建物規模等により異なる 4,795円※4 5,618円※4 6,110円※4
	つなぐネットコミュニケーションズ(アルテリア・ネットワークスグループ)	UCOM光レジデンス ※9 e-mansion ※9	マンション全戸一括 10Gタイプ(光配線方式) ※建物規模等により異なる	10Gbps	建物規模等により異なる
	QTNet	BBIQ 光インターネット	ギガコース マンションタイプ	1Gbps	3,100円～4,800円※10
	STNet	ピカラ光ねっと	マンションタイプ ステップコース3	1Gbps	3,400円※11
	中部テレコミュニケーション	コミュファ光	1GマンションF 5GマンションF EX 10GマンションF EX	1Gbps 5Gbps 10Gbps	5,250円 5,700円 6,050円
	エネルギア・コミュニケーションズ	メガ・エッジ 光ネット	マンション	1Gbps	3,200円

※1：ISP料金は含まれない。

※2：「光はじめ割」適用時の1年目の料金。

※3：「ずっとギガ得プラン」（3年契約）及び「超高速スタートプログラム」適用時の1年目の料金。

※4：「長期継続利用割引契約（長割）」適用時の3～5年目の料金。

※5：「BBIQつづけて割」及び「BBIQギガスタート割」適用時の2～12ヵ月目までの料金。

※6：「ずっとク割5年契約」適用時の1～2年目の料金。

※7：「ギガデビュー割2019」適用時の1年目の料金。

※8：「お得プランA」（2年契約）適用時の1年目の料金。

※9：集合住宅の全戸一括で契約する方式。

なお、名称の10Gはマンションまでの専有回線の速度であり、各戸までは最大2Gbps。

※10：「BBIQギガスタート割」適用時の2～12ヵ月目までの料金。マンションタイプ（ダイレクト除く）は、月々の同一建物内の加入戸数に応じて月額料金が変動する。

※11：「ずっとク割3年契約」適用時の1～5年目の料金。

注：特段記載がある場合を除き、金額は全て税抜き、長期契約割引適用後、ISP料金込み。2019年5月末現在。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

⑥ スイッチングコスト

主要なFTTHアクセスサービス（図表II-30に記載の7社が提供するもの）におけるスイッチングコスト（経済的コスト）について、新規契約時手数料はNTT東西において比較的低廉、設置工事費は接続事業者（KDDI及びソニーネットワークコミュニケーションズ）において比較的高額であった。解約時違約金は事業者によって異なるものの大きな差はない。撤去工事費は、NTT東西のFTTHアクセスサービスを利用している場合（NTT東西、NTTドコモ、ソフトバンク）は無償、自己設置事業者及び接続事業者（オプテージ、KDDI及びソニーネットワークコミュニケーションズ）の場合は有償となっている（図表II-30参照）。

【図表II-30】主要なFTTHアクセスサービスにおけるスイッチングコスト

事業者名	新規契約時		解約時	
	手数料	設置工事費※1	違約金等※2	撤去工事費※1
NTT東日本(フレッツ光)	800円	18,000円	9,500円	—
NTT西日本(フレッツ光)	800円	18,000円	10,000円	—
KDDI(auひかり)	3,000円	37,500円	9,500円	28,800円
ソニーネットワークコミュニケーションズ(NURO光)	3,000円	40,000円	9,500円	10,000円
オプテージ(eo光)	3,000円	27,000円	12,000円	10,000円
NTTドコモ(ドコモ光)	3,000円	18,000円	13,000円	—
ソフトバンク(SoftBank光)	3,000円	24,000円	9,500円	—

※1：約款等に記載されている標準的な工事費。土日祝日指定追加費用等は含まない。

※2：定期契約を解除した場合に請求される費用。最低利用期間が最も短いプランにおける最高額。

注1：いずれも、戸建向けプラン新規契約の場合。プランによって、その他の費用が必要となる場合がある。金額は税抜き。

注2：キャンペーン等による割引や減免を行う前の金額。割賦請求の場合は割賦の総額を記載。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

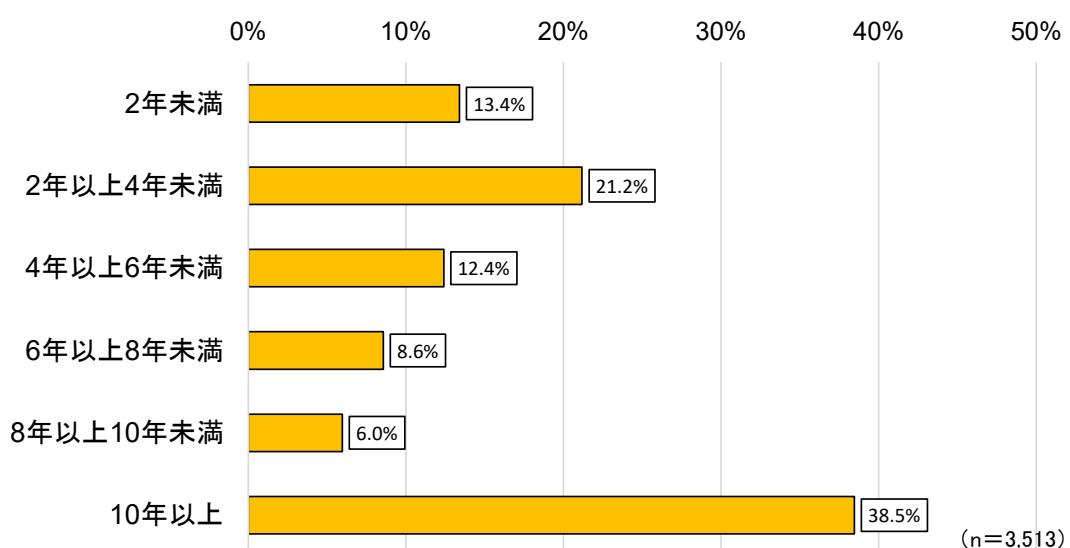
2 利用者の動向等に係る分析

① 事業者の選択・利用状況等

ア 繼続利用年数

10年以上同一の事業者のサービスを継続している者の割合が最も多い（38.5%）（図表II-31参照）。

【図表II-31】固定ブロードバンド事業者の継続利用年数

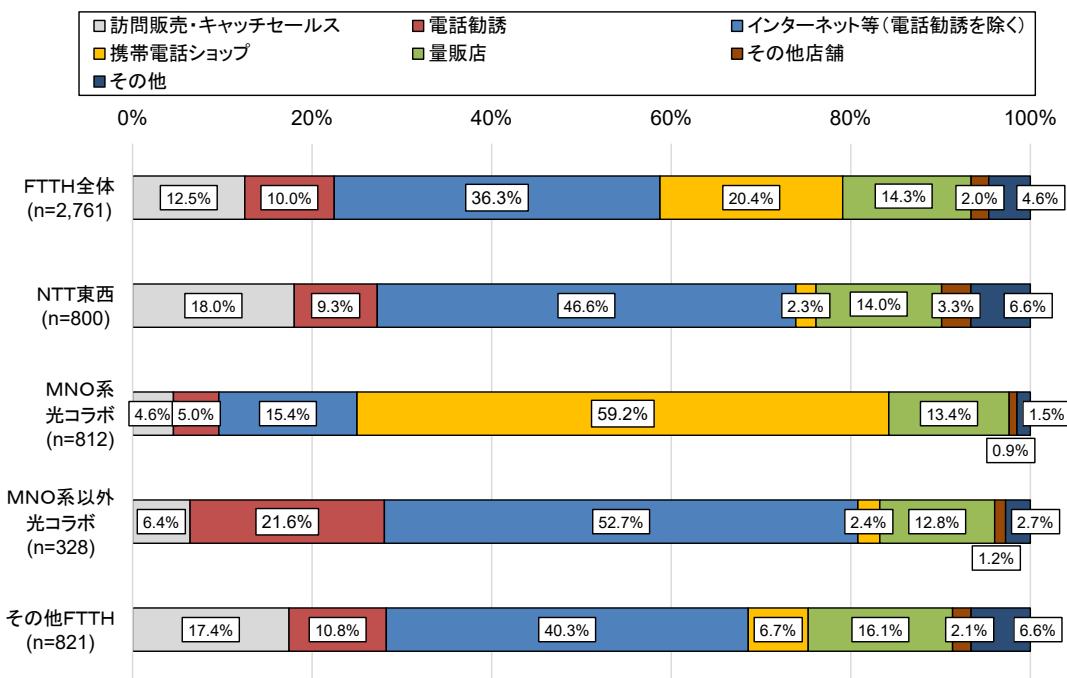


出所：2018年度利用者アンケート

イ 契約場所

FTTH アクセスサービスの契約場所について、MNO 系光コラボ（NTT ドコモ及びソフトバンクが NTT 東西のサービス卸を利用して提供する FTTH アクセスサービスのことをいう。以下同じ。）以外の類型では、「インターネット等（電話勧誘を除く）」において契約したとする回答者が最も多く、これら類型においては対面による契約は少数にとどまっていることがうかがえる一方、MNO 系光コラボ利用者においては、「携帯電話ショップ」において契約したとする回答者が最も多く（59.2%）、「量販店」で契約したとする回答者（13.4%）を含め、対面による契約を行った者が多い（図表II-32 参照）。

【図表II-32】FTTHの契約場所（事業者類型別）



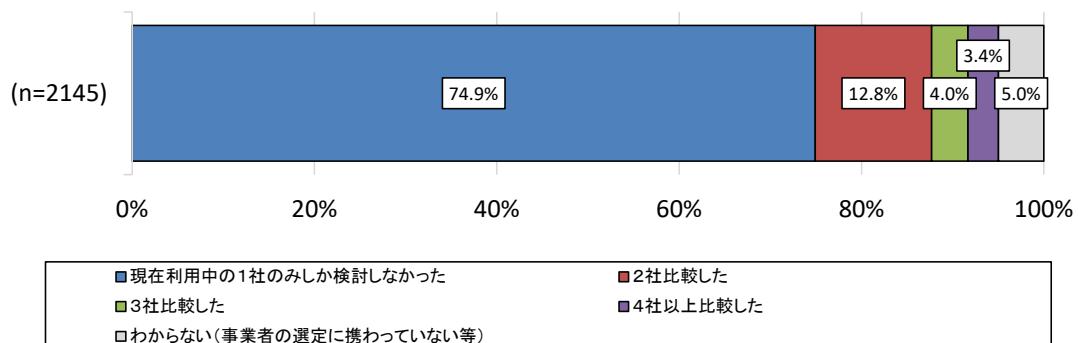
出所：2018年度利用者アンケート

ウ 事業者の比較検討状況

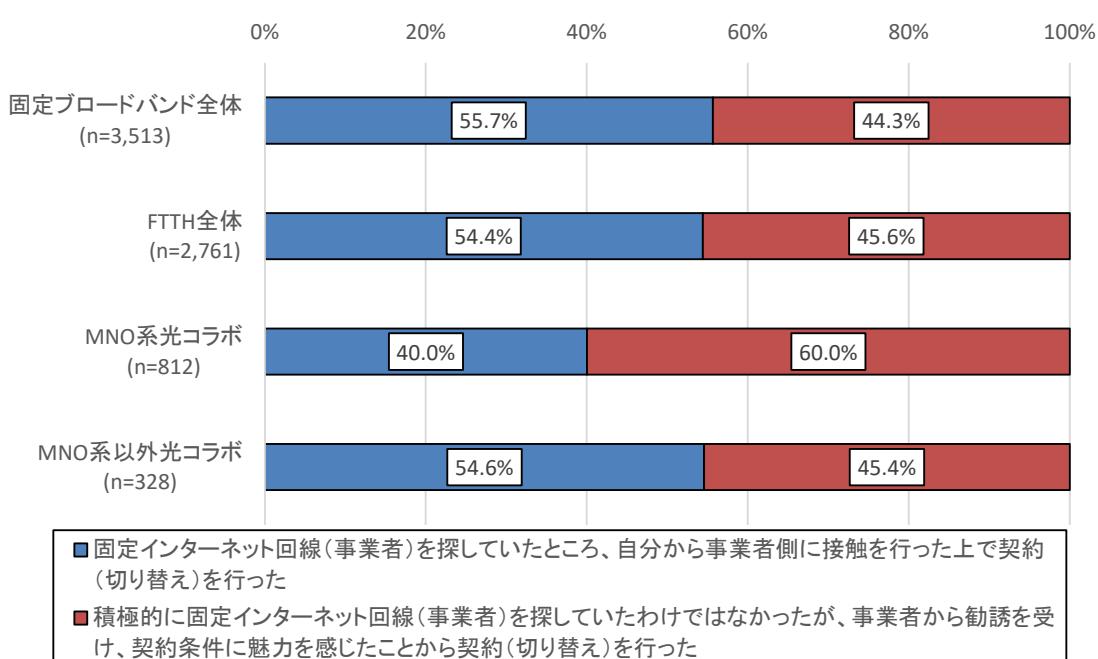
固定系ブロードバンドサービスの事業者変更経験がある者（2,145人）に対し、事業者変更を行った際の比較・検討状況について尋ねたところ、「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」とする回答者が最も多く（74.9%）、移動系通信と比較しても、固定系ブロードバンドサービスは限られた選択肢の中から事業者選択がなされていることがうかがえる。特に、MNO系光コラボ利用者（634人）においては、81.5%（517人）の者が「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」と回答している（図表II-33参照）。

現在利用中の固定系ブロードバンドサービスの選択に至った経緯について、利用するサービス（事業者）を選択した上で事業者に接触をしたのか、事業者から勧誘を受けたことを契機としてサービス（事業者）選択に至ったのかについて尋ねたところ、「固定インターネット回線（事業者）を探していたところ、自分から事業者側に接触を行った上で契約（切り替え）を行った」と回答した者が55.7%を占め、残りの44.3%が「積極的に固定インターネット回線（事業者）を探していたわけではなかったが、事業者から勧誘を受け、契約条件に魅力を感じたことから契約（切り替え）を行った」と回答している。一方、MNO系光コラボ利用者に限ってみると、「積極的に固定インターネット回線（事業者）を探していたわけではなかったが、事業者から勧誘を受け、契約条件に魅力を感じたことから契約（切り替え）を行った」と回答した者が60.0%を占めた（図表II-34参照）。

【図表II-33】固定系プロードバンドサービスの比較検討状況



【図表II-34】固定系プロードバンドサービスの選択の経緯

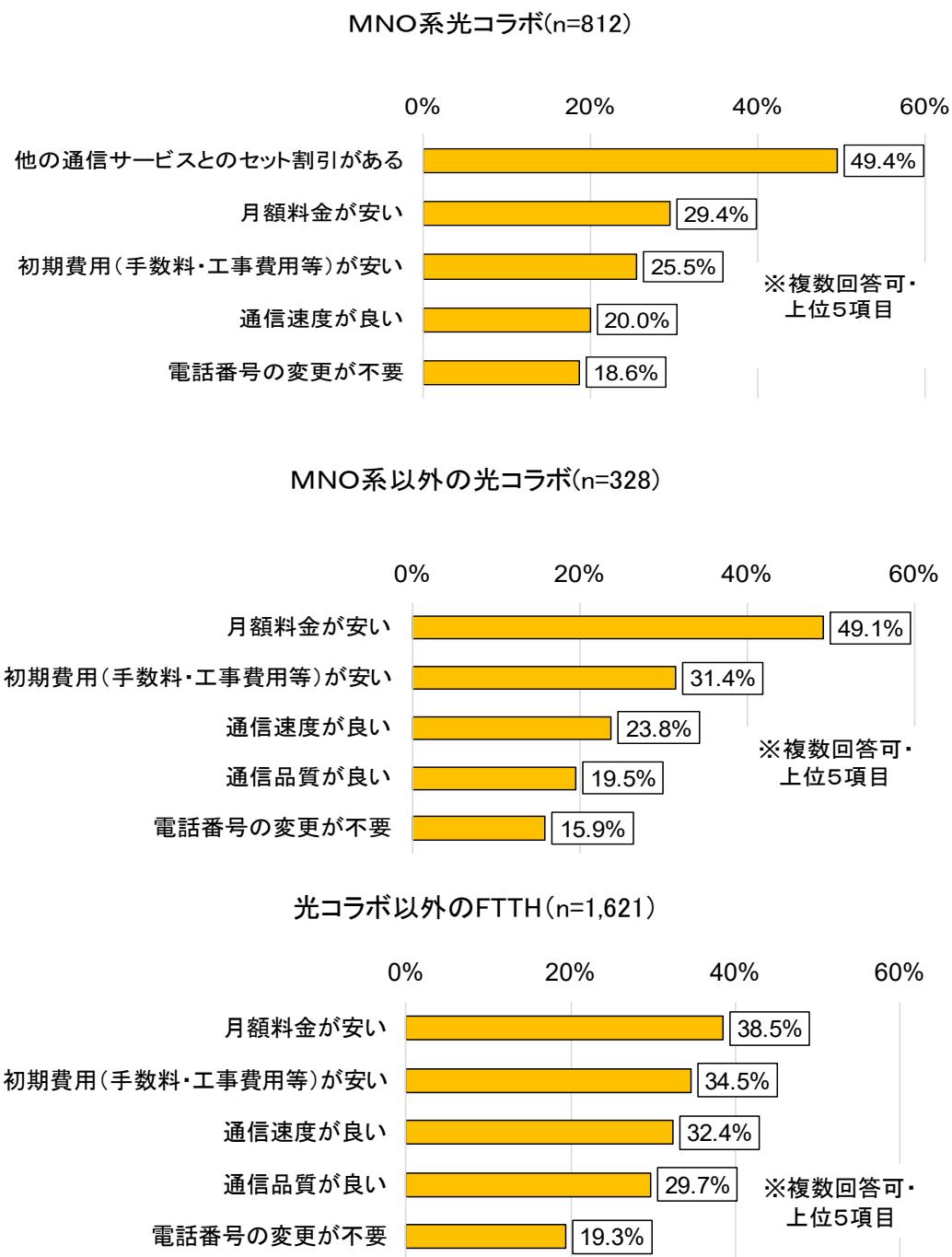


出所：2018年度利用者アンケート

エ FTTHサービスの事業者選択理由

利用している FTTH サービスの選択理由について、MNO 系光コラボ以外の利用者については、「月額料金が安い」が最も多い (MNO 系以外の光コラボ利用者 : 49.1%、光コラボ以外の FTTH 利用者 : 38.5%) のに対して、MNO 系光コラボ利用者において「月額料金が安い」を選択した割合は 29.4% にとどまり、「他の通信サービスとのセット割引がある」を選択した者の割合が最も多くなっている (49.4%) (図表II-35 参照)。

【図表II-35】FTTHの事業者選択理由



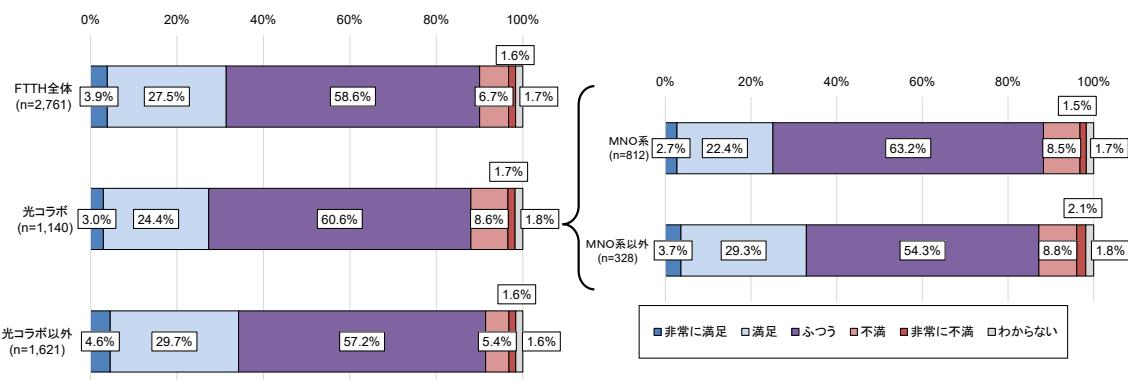
出所：2018年度利用者アンケート

② 満足度

現在利用中のFTTHの総合的満足度に関する質問について、光コラボ以外のFTTH利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が34.2%であったのに対し、MNO系以外の光コラボ利用者においては32.9%、MNO系光コラボ利用者においては25.1%となっている。料金の満足度に関する質問では、光コラボ以外のFTTH利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が26.2%であったのに対し、MNO系以外の光コラボ利用者においては24.4%、MNO系光コラボ利用者においては18.1%となっている。通信速度・品質の満足度に関する質問では、光コラボ以外のFTTH利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が42.9%であったのに対し、MNO系以外の光コラボ利用者においては39.9%、MNO系光コラボ利用者においては38.2%となっている。

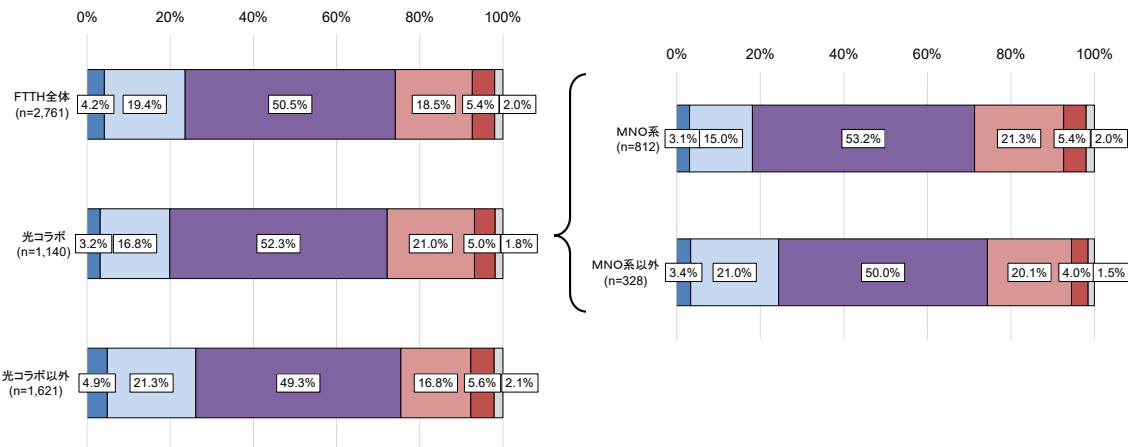
このように、総合的満足度、料金の満足度、通信速度・品質の満足度のいずれについても、MNO系光コラボ利用者の満足度は、他のFTTH利用者の満足度よりも（その差はわずかではあるものの）低い結果となっている（FTTHの総合的満足度について図表II-36、料金に対する満足度について図表II-37、通信速度・品質に対する満足度について図表II-38参照）。

【図表II-36】FTTHの総合的満足度



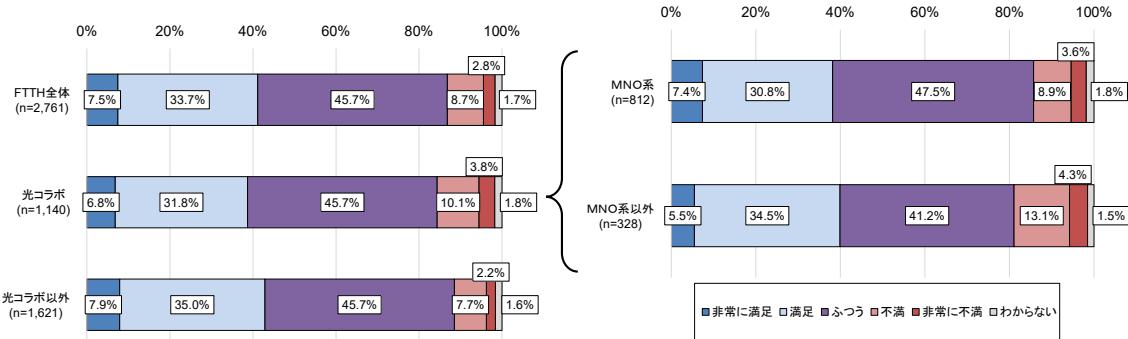
出所：2018年度利用者アンケート

【図表II-37】FTTHの料金に対する満足度



出所：2018年度利用者アンケート

【図表II-38】FTTHの通信速度・品質に対する満足度



出所：2018年度利用者アンケート

③ 移動系通信サービスとの代替性

固定ブロードバンド利用者（3,513人）に対し、他社の固定ブロードバンドに乗り換えることができない状況下で、現在利用している固定ブロードバンドの月額料金がどの程度値上がりしたら固定ブロードバンドを解約して移動系通信に集約するかについて質問を行った⁶⁵。その結果、10%の値上げで固定ブロードバンドを解約すると回答した者の割合は、13.8%にとどまっており、SSNIPテストの考え方について考えれば、固定ブロードバンド市場について、移動系通信とは独立した市場として画定しても差し支えないものと考えられる⁶⁶（図表II-39参照）。

他方、値上げ幅が10%を超えたあたりから、解約者の割合が大きく増加する傾向にあり、25%の値上げを行った場合、58.0%の者が固定ブロードバンドを解約すると回答していることから、移動系通信の存在が固定ブロードバンドに対して一定の競争圧力を与えているものと考えられる。もっとも、50%の値上げでも解約しないと回答した者が20.0%を占めており、移動系通信では代替することができない価値を固定ブロードバンドに感じている利用者も一定程度存在することがうかがえる（図表II-40参照）。

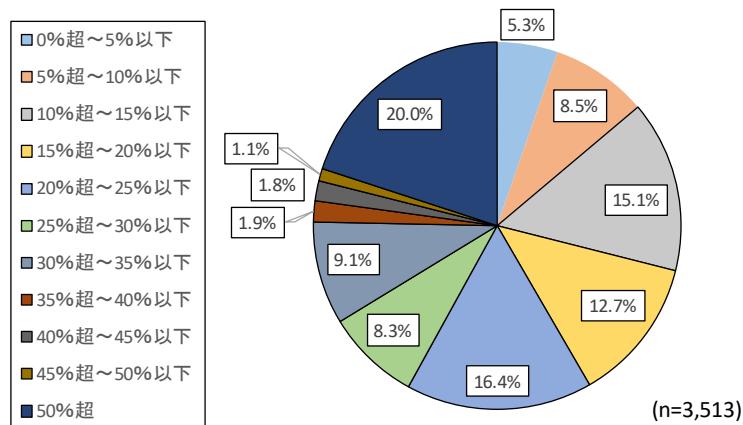
移動系通信を利用し⁶⁷、かつ、固定ブロードバンドを利用しない者（267人）に対し、固定ブロードバンドを利用しない理由について尋ねたところ、「固定インターネットの料金が高い」を挙げた者が最も多く（53.2%）、「持ち歩ける移動系通信サービスの方が便利」（41.9%）が続いている。一方、固定ブロードバンド利用者（3,513人）に対し、移動系通信に集約しない理由を尋ねたところ、「端末等の設備（パソコン等）を所有している」を挙げた者が最も多く（48.9%）、「固定インターネット回線は通信の接続、速度等が安定している」（39.6%）、「大容量の通信が必要」（28.8%）が続いている（図表II-41参照）。

⁶⁵ 本質問は、個人利用者に対して行っているものであるところ、法人利用者に同様の質問を行った場合には異なった回答傾向となる可能性があることに留意が必要。

⁶⁶ 仮に86.2%の利用者から追加的に得られる利益よりも、13.8%の利用者が解約することにより失われる利益の方が大きいことを仮定すると、現状において月額料金の62.5%（=10×86.2/13.8）以上が事業者の利益に相当することになり、現実的ではない。したがって、固定ブロードバンド市場における仮想的独占者は10%の値上げにより追加的利益を得ることができると考えられる。

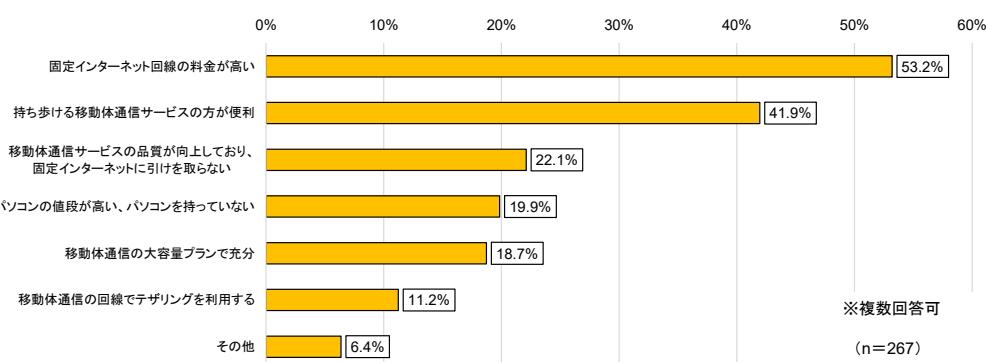
⁶⁷ UQ WIMAX利用者を除く。

【図表II-39】固定プロードバンドを解約する（移動系通信に集約する）値上げ水準



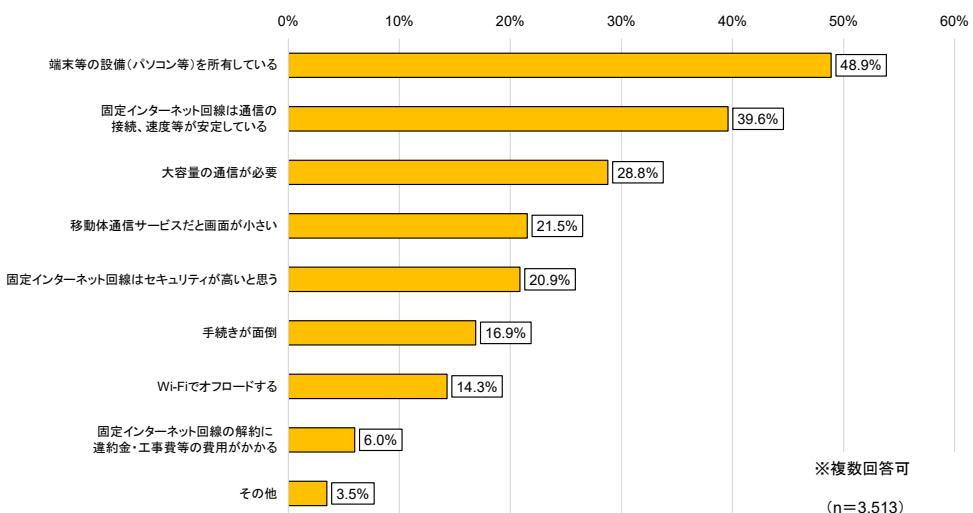
出所：2018年度利用者アンケート

【図表II-40】移動系通信サービスに集約する理由



出所：2018年度利用者アンケート

【図表II-41】移動系通信サービスに集約しない理由



出所：2018年度利用者アンケート

第2節 FTTH 市場(卸売市場)

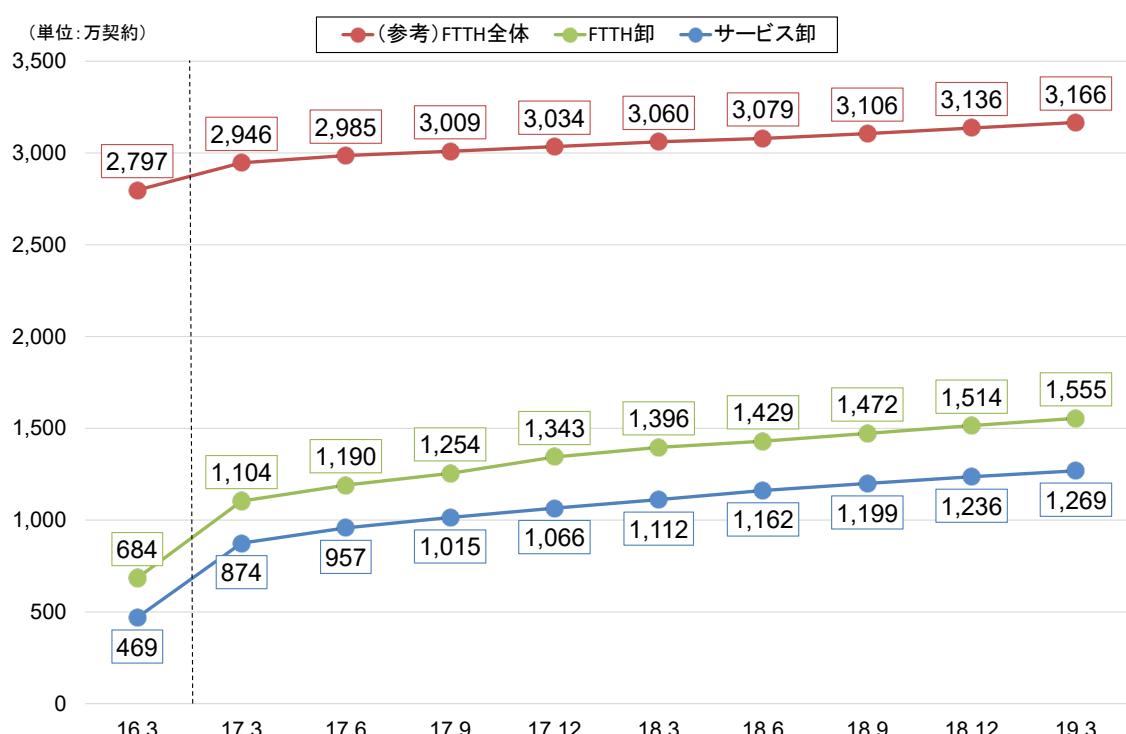
1 競争状況等に係る分析

① 市場規模（契約数）

2018 年度末時点における FTTH の契約数（3,166 万）のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数（以下「卸契約数」という。）は、1,555 万（2016.3 比 +870 万、2018.3 比 +158 万）であり、このうち、サービス卸の契約数は、NTT 東西合計で 1,269 万（2016.3 比 +800 万、2018.3 比 +157 万）となっている（図表 II-42 参照）。

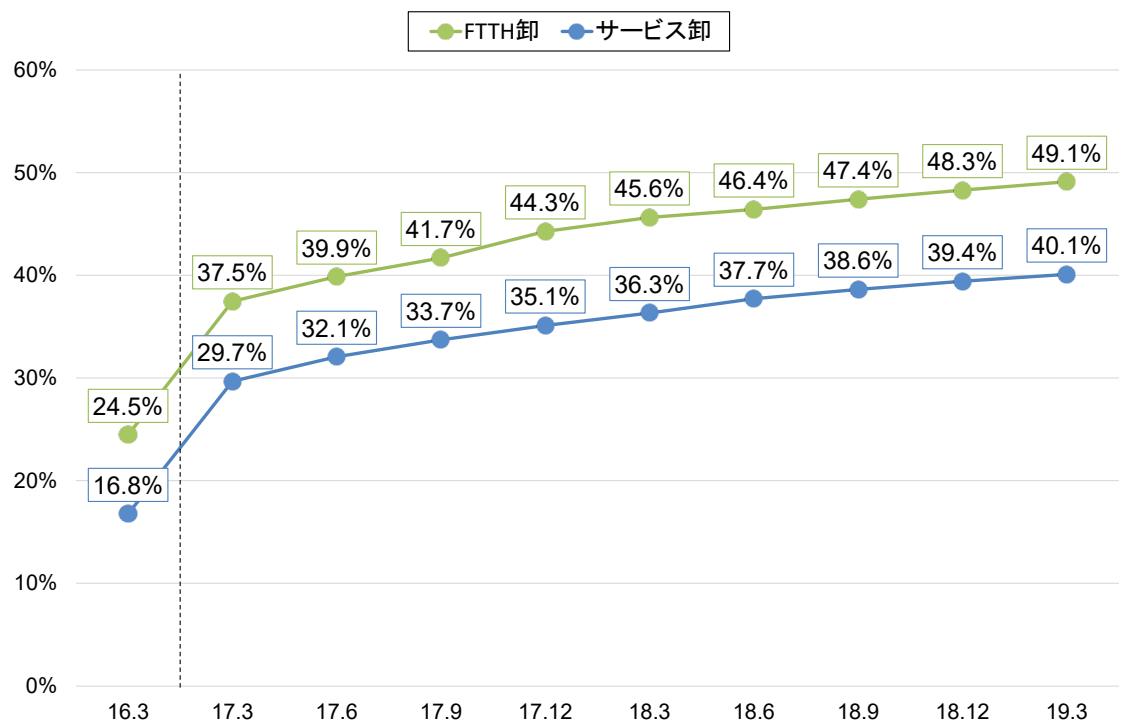
FTTH の契約数全体における卸契約数の割合は、49.1%（2016.3 比 +24.6 ポイント、2018.3 比 +3.5 ポイント）、FTTH の契約数全体におけるサービス卸の契約数の割合は、NTT 東西合計で 40.1%（2016.3 比 +23.3 ポイント、2018.3 比 +3.8 ポイント）となっている（図表 II-43 参照）。

【図表 II-42】FTTH の卸契約数等の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表II-43】FTTHの契約数における卸契約数等の割合の推移

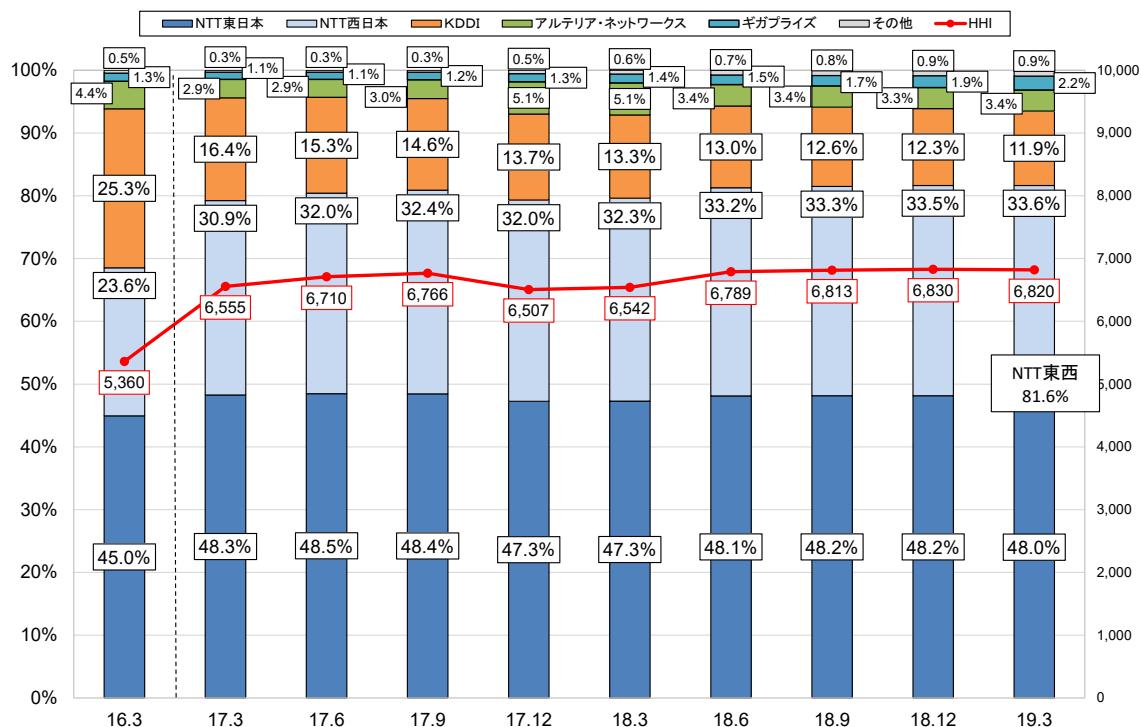


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

② 市場シェア

2018年度末時点におけるFTTH市場（卸売市場）の事業者別シェアは、NTT東西が81.6%（2016.3比+13.1ポイント、2018.3比+2.0ポイント）、KDDIが11.9%（2016.3比▲13.4ポイント、2018.3比▲1.4ポイント）、アルテリア・ネットワークスが3.4%（2016.3比▲1.0ポイント、2018.3比▲1.7ポイント）となっている。HHIは6,820（2016.3比+1,460、2018.3比+277）となっている（図表II-44参照）。

【図表II-44】FTTH市場（卸売市場）の事業者別シェア及び市場集中度の推移

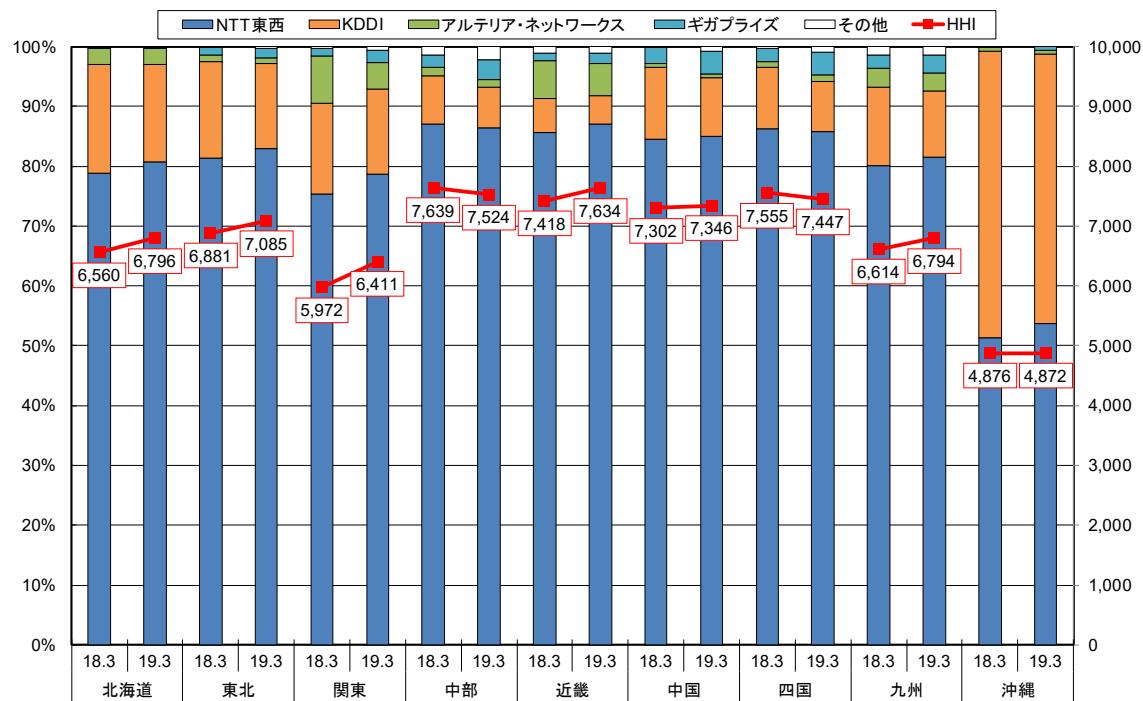


注：設備を設置して提供する事業者及び接続により提供する事業者による卸電気通信役務の提供に係る事業者別シェアであり、当該卸先事業者による再卸先事業者への再卸に係るものは含まない。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

地域ブロック別でみると、NTT東西のシェアが沖縄を除く地域で7割超となっている（沖縄においてもNTT東西のシェアが5割超となっている）（図表II-45参照）。

【図表II-45】FTTH市場（卸売市場）の事業者別シェアの推移（地区ブロック別）



注：設備を設置して提供する事業者及び接続により提供する事業者による卸電気通信役務の提供に係る事業者別シェアであり、当該卸先事業者による再卸先事業者への再卸に係るものは含まない。

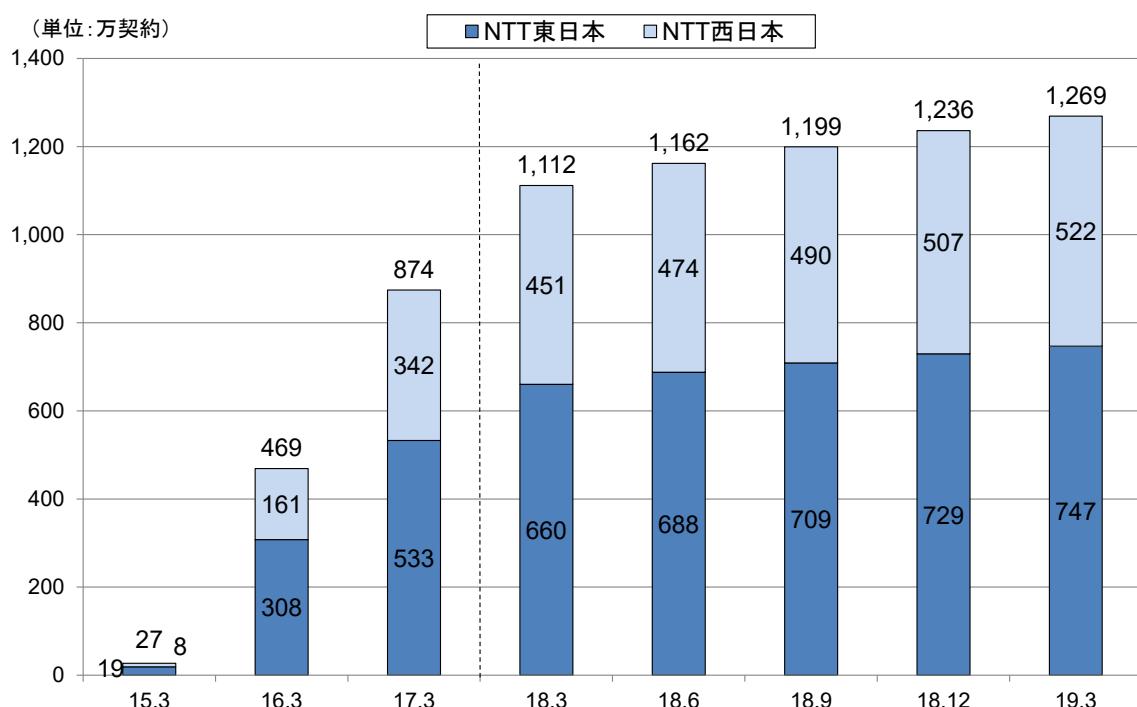
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

2 サービス卸の提供状況等

① 契約数・開通数

2018年度末時点におけるサービス卸の契約数は、NTT東西合計で1,269万（2016.3比+800万、2018.3比+157万）となっている。NTT東西別でみると、NTT東日本は747万（2016.3比+439万、2018.3比+87万）、NTT西日本は522万（2016.3比+361万、2018.3比+71万）となっている（図表II-46参照）。

【図表II-46】サービス卸の契約数の推移（NTT東西合計、NTT東西別）

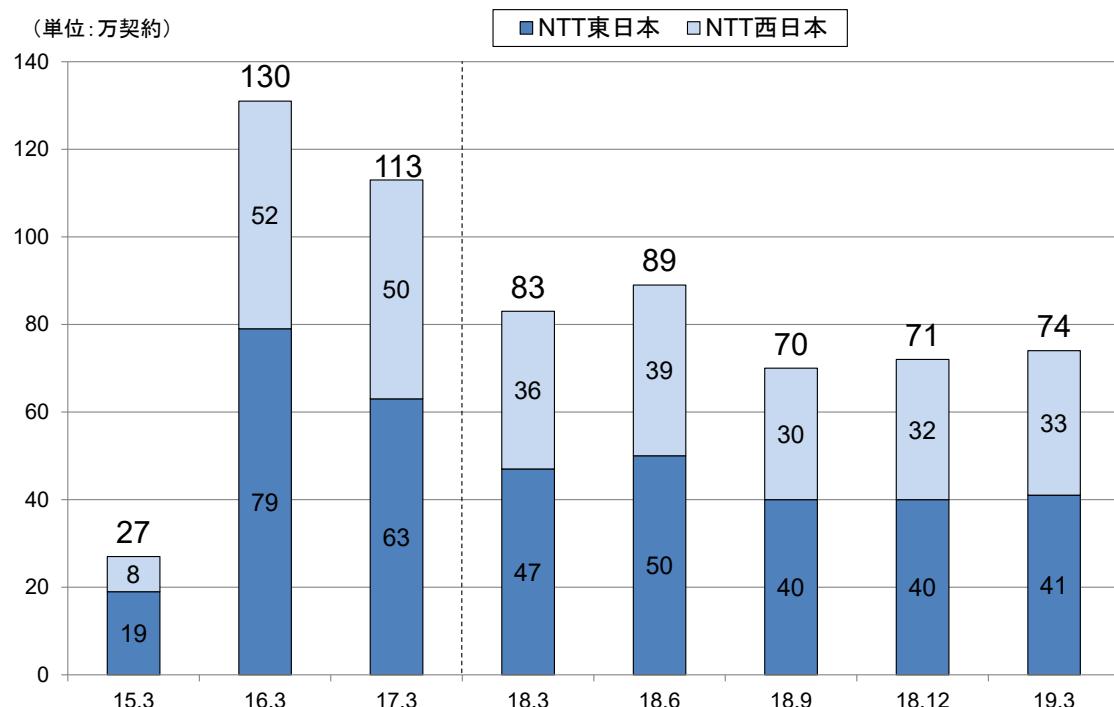


注：卸契約数は、累計の卸開通数から累計の卸解約数を引いた数である。

出所：「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関する対応及び報告すべき事項について（要請）」（以下「要請」という。）に基づくNTT東西からの報告（15.3）、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告（16.3以降）

直近の四半期（2019年1月～3月）のサービス卸の開通数は、NTT 東西合計で74万（2016.3比▲56万、2018.3比▲9万）となっている。NTT東西別でみると、NTT東日本は41万（2016.3比▲38万、2018.3比▲6万）、NTT西日本は33万（2016.3比▲19万、2018.3比▲3万）となっている（図表II-47参照）。

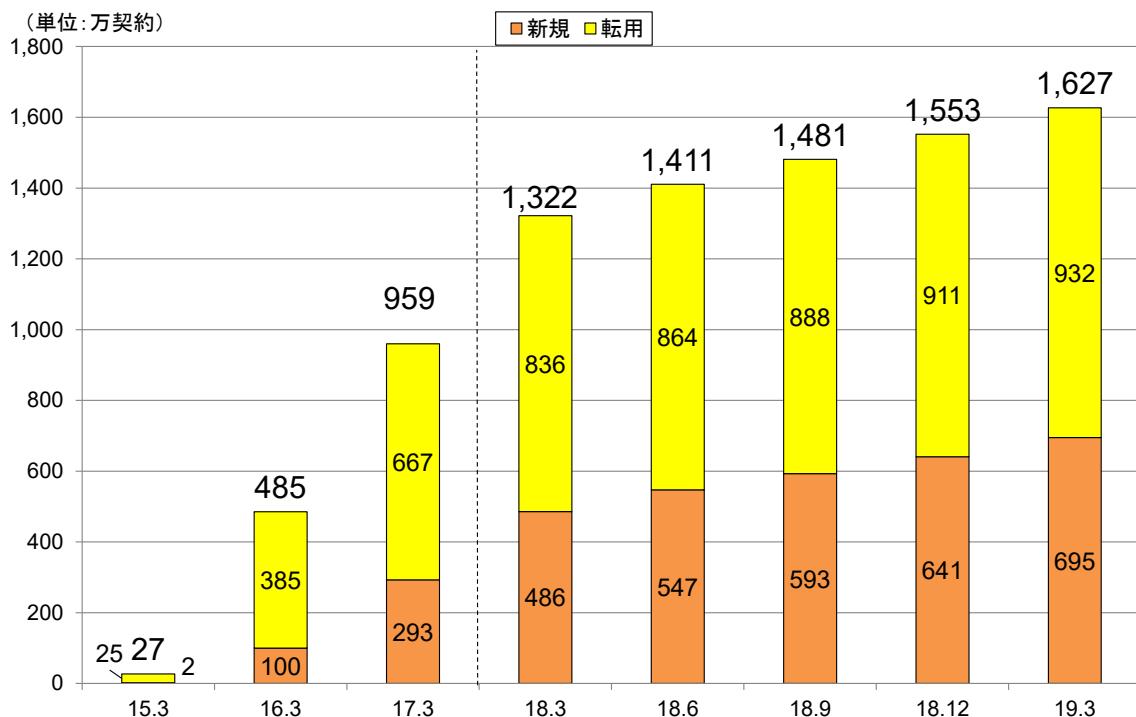
【図表II-47】毎四半期の開通数の推移（NTT東西合計、NTT東西別）



出所：NTT提出資料

NTT 東西合計の累計開通数（1,627万）のうち、新規は695万（42.7%）、転用⁶⁸は932万（57.3%）となっている。NTT 東西別にみると、NTT 東日本において、新規が409万（42.6%）、転用が552万（57.4%）、NTT 西日本において、新規が286万（42.9%）、転用が380万（57.1%）となっている（図表II-48参照）。

【図表II-48】累計開通数の推移（NTT東西合計、新規・転用別）



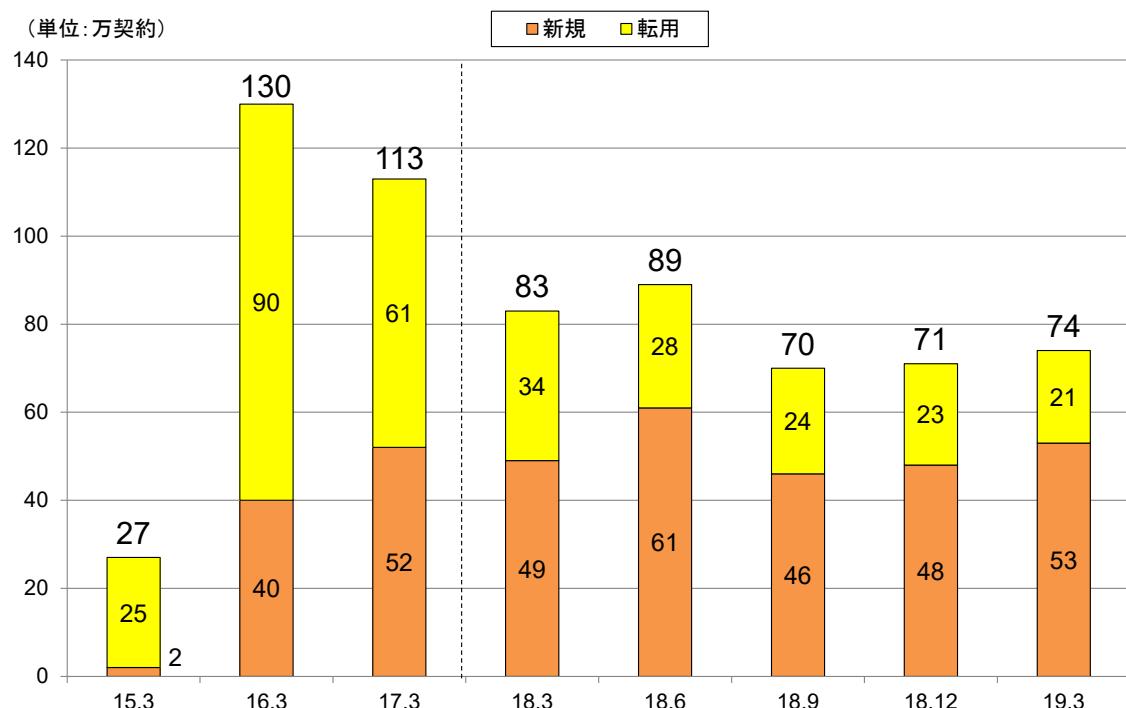
注：NTT 東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

出所：NTT提出資料

⁶⁸ 「フレッツ光」を利用中のユーザが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること。

直近の四半期（2019年1月～3月）のNTT東西合計の開通数（74万）のうち、新規は53万（71.6%、2016.3比+40.9ポイント、2018.3比+12.6ポイント）、転用は21万（28.4%、2016.3比▲40.9ポイント、2018.3比▲12.6ポイント）となっている。2018年度においては、新規に係る開通数が転用に係る開通数を上回っている（図表II-49参照）。

【図表II-49】毎四半期の開通数の推移（NTT東西合計、新規・転用別）



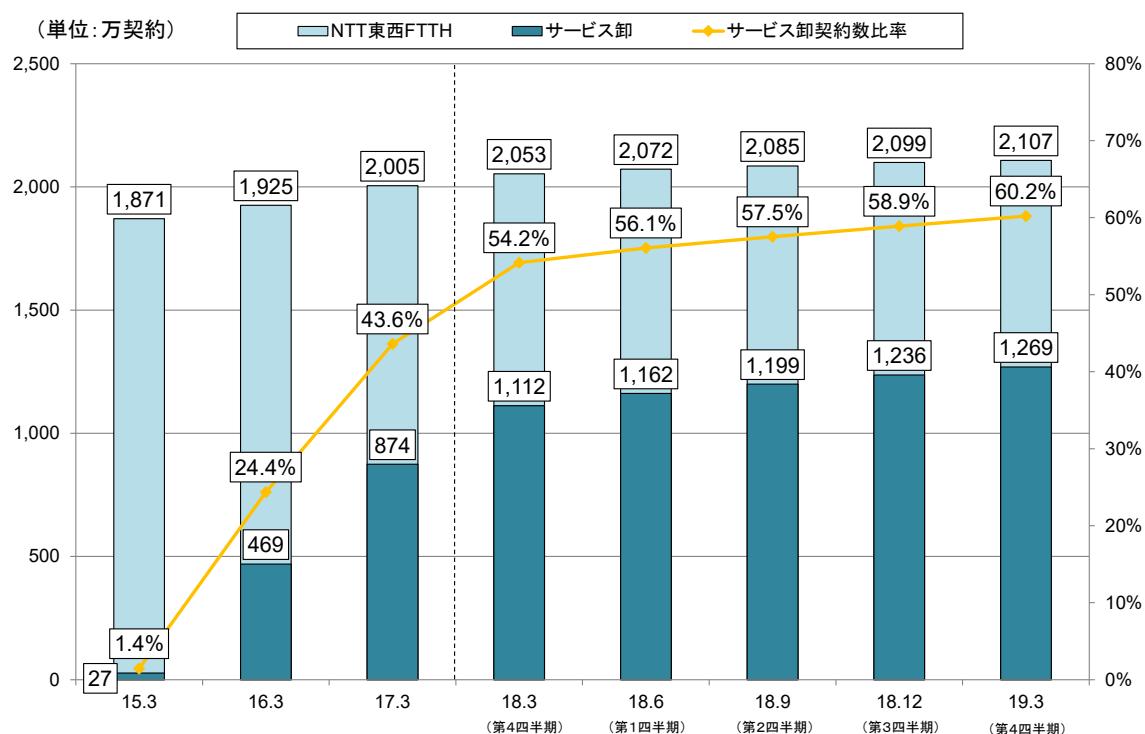
注：NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

出所：NTT提出資料

② NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合

2018年度末時点において、NTT東西のFTTH契約数（2,107万）におけるサービス卸の契約数（1,269万）の割合は、60.2%（2016.3比+35.9ポイント、2018.3比+6.1ポイント）となっている（図表II-50参照）。

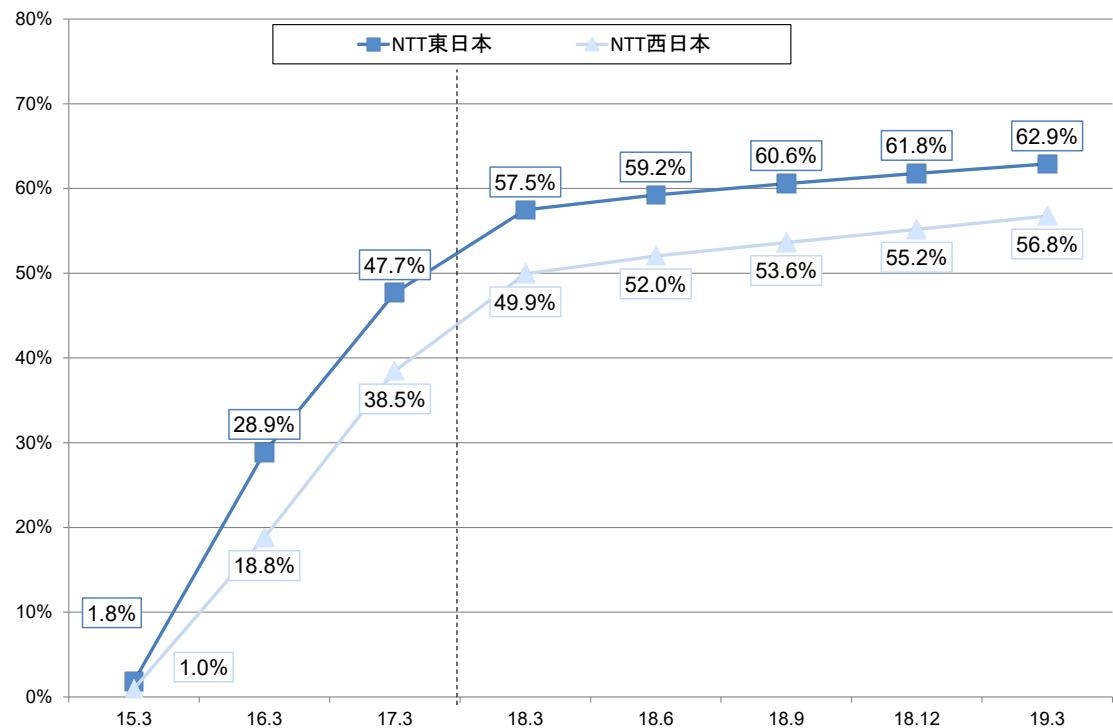
【図表II-50】NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合（NTT東西合計）



出所：要請に基づくNTT東西からの報告及び電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

NTT東西別でみると、NTT東日本のFTTH契約数（1,188万）におけるサービス卸の契約数（747万）の割合は62.9%（2016.3比+34.0ポイント、2018.3比+5.4ポイント）、NTT西日本のFTTH契約数（920万）におけるサービス卸の契約数（522万）の割合は56.8%（2016.3比+38.0ポイント、2018.3比+6.8ポイント）となっている（図表II-51参照）。

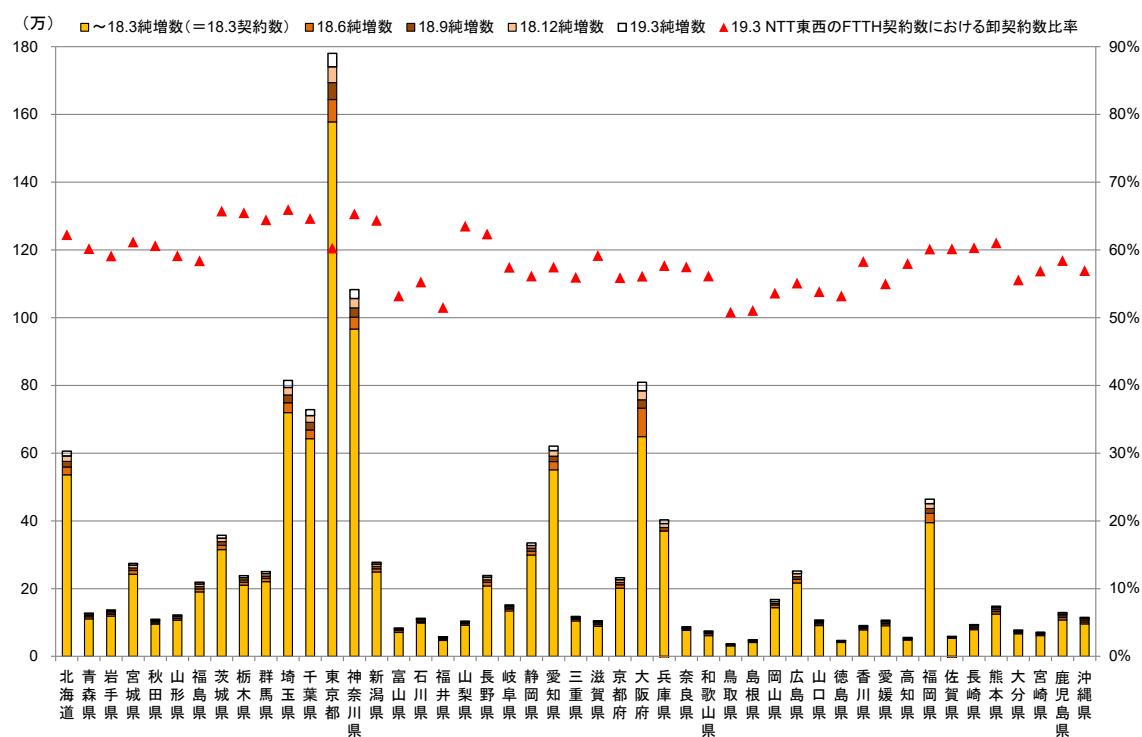
【図表II-51】NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合（NTT東西別）



出所：要請に基づくNTT東西からの報告及び電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

2018 年度末時点における都道府県別のサービス卸の卸契約数をみると、東日本地域においては、契約数が多い順に、東京都が 178 万（2016.3 比 +105 万、2018.3 比 +20 万）、神奈川県が 108 万（2016.3 比 +62 万、2018.3 比 +12 万）、埼玉県が 81 万（2016.3 比 +48 万、2018.3 比 +10 万）、千葉県が（73 万、2016.3 比 +43 万、2018.3 比 +9 万）、北海道が 61 万（2016.3 比 +35 万、2018.3 比 +7 万）となっている。西日本地域においては、契約数が多い順に、大阪府が 81 万（2016.3 比 +58 万、2018.3 比 +16 万）、愛知県が 62 万（2016.3 比 +41 万、2018.3 比 +7 万）となっている。都道府県別の NTT 東西の FTTH 契約数における卸契約数の割合をみると、全ての都道府県で 50% を超えている（図表 II-52 参照）。

【図表 II-52】サービス卸の都道府県別契約数等

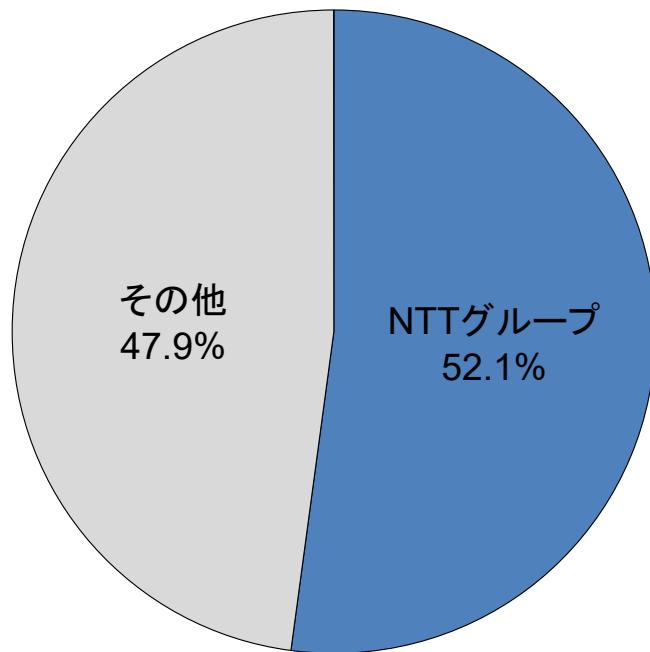


出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

③ サービス卸の契約数シェア等

2018年度末時点において、サービス卸の契約数全体（1,269万）におけるNTTグループ⁶⁹の契約数（661万）の割合は52.1%（2016.3比+6.9ポイント、2018.3比+1.0ポイント）となっている（図表II-53参照）。

【図表II-53】サービス卸の契約数シェア



（参考）NTTグループのシェアの推移

	16.3	17.3	18.3	18.6	18.9	18.12	19.3
NTTグループ	45.2%	48.6%	51.1%	51.6%	51.8%	51.9%	52.1%

注：「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」に該当する事業者は存在する。

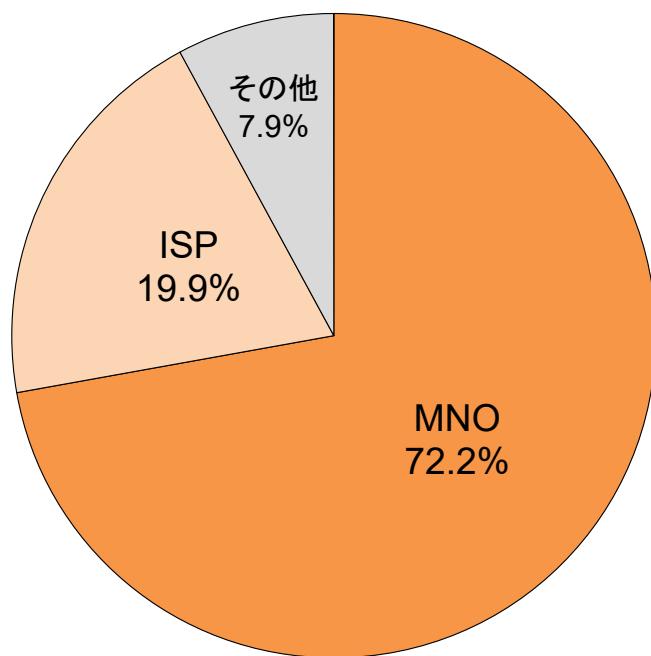
出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

⁶⁹ NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTT ぷらら。

事業者形態別でみると、MNOの契約数（916万）が72.2%（2016.3比+10.5ポイント、2018.3比+1.4ポイント）、次いでISPの契約数（253万）が19.9%（2016.3比▲10.6ポイント、2018.3比▲2.0ポイント）となっており、MNOの比率が継続的に高まっている（図表II-54参照）。

また、サービス卸の契約数が3万以上の卸先事業者（19者）の契約数は、サービス卸の契約数全体の90%以上を占めている。

【図表II-54】サービス卸の事業者形態別契約数シェア



(参考) MNO／ISPのシェアの推移

	16.3	17.3	18.3	18.6	18.9	18.12	19.3
MNO	61.7%	68.2%	70.7%	71.3%	71.7%	71.9%	72.2%
ISP	30.5%	24.1%	21.9%	20.9%	21.1%	20.4%	19.9%

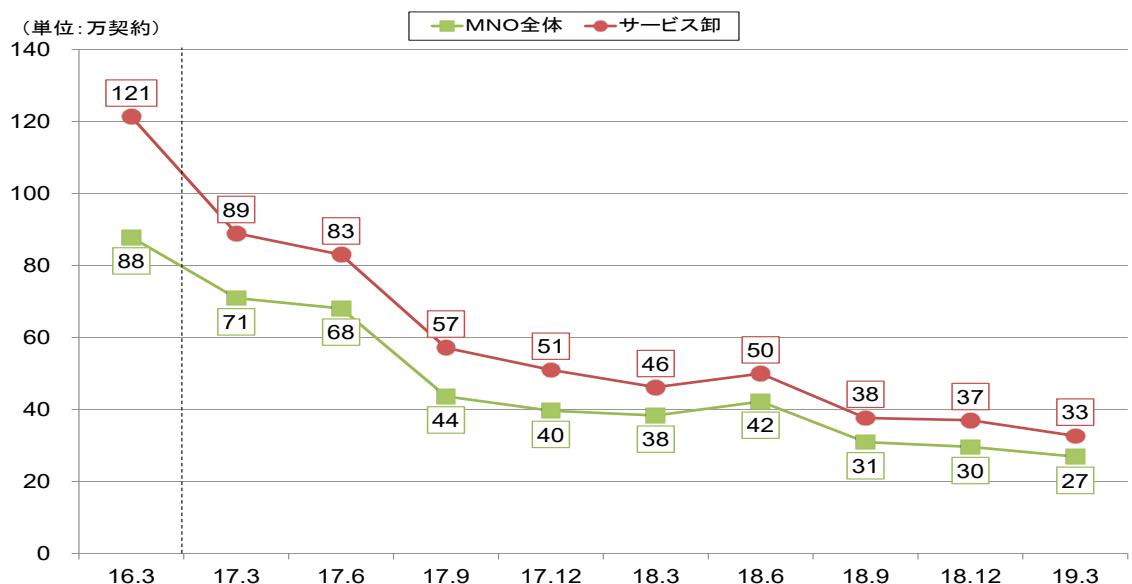
注：「その他」に分類される事業者においても「ISP」に該当する事業者は存在する。

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

直近四半期（2019年1月～3月）におけるサービス卸の契約数の純増数（33万、2016.3比▲89万、2018.3比▲14万）であるのに対し、MNOの契約数の純増数は27万（2016.3比▲61万、2018.3比▲11万）となっている（図表II-55参照）。

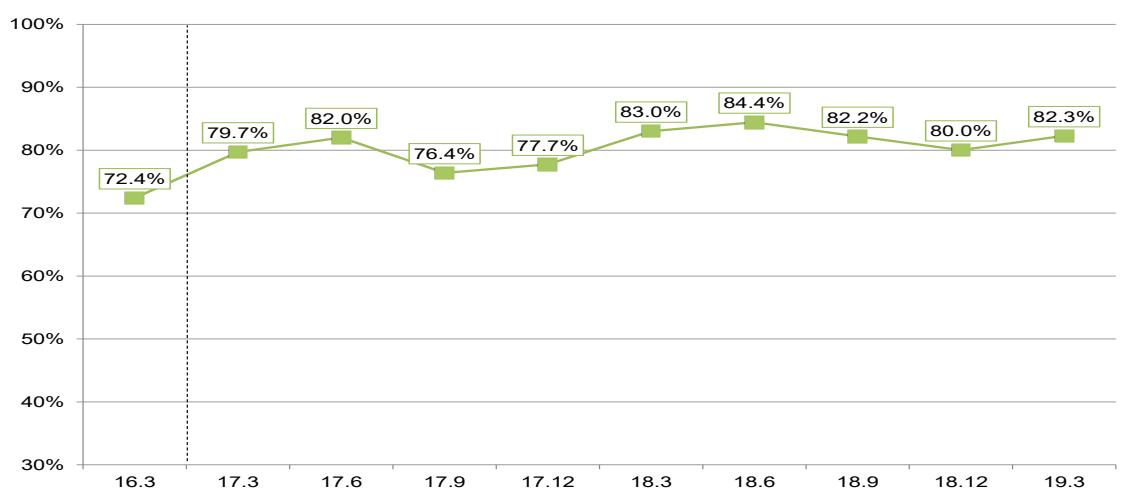
直近四半期（2019年1月～3月）におけるサービス卸の契約数の純増数に対するMNOの契約数の純増数の割合は82.3%（2016.3比+9.9ポイント、2018.3比▲0.7ポイント）となっている（図表II-56参照）。

【図表II-55】MNO契約数の純増数の推移



出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

【図表II-56】サービス卸純増数に対するMNO契約純増数の割合の推移

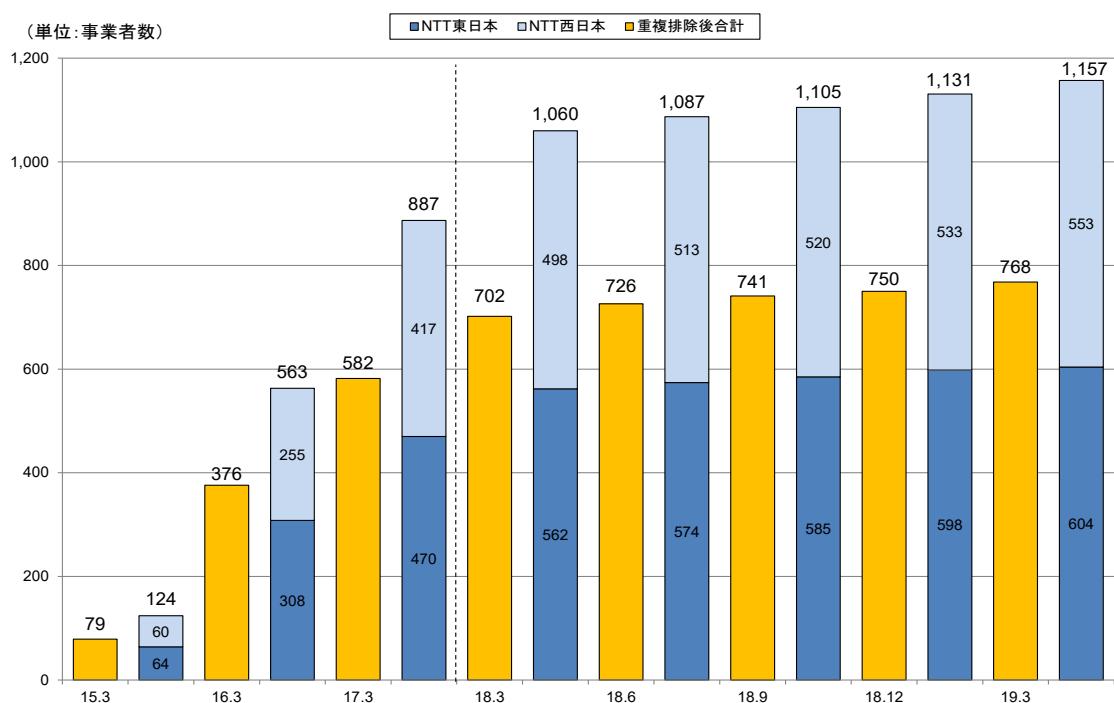


出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

④ 卸先事業者数等

2018年度末におけるサービス卸の卸先事業者数は、768者（2016.3比+392者、2018.3比+66者）となっている。このうち、NTT東西両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者は389者（2016.3比+202者、2018.3比+31者）、NTT東日本のみの事業者は215者（2016.3比+94者、2018.3比+11者）、NTT西日本のみの事業者は164者（2016.3比+96者、2018.3比+24者）となっている（図表II-57参照）。

【図表II-57】サービス卸の卸先事業者数



【事業者の分類】

- MNO：2者（2016.3比、2018.3比ともに±0者）
- CATV事業者：77者（2016.3比+23者、2018.3比+1者）
- ISP・MVNO事業者：538者（2016.3比+266者、2018.3比+41者）
- その他事業者：151者（2016.3比+103者、2018.3比+24者）

出所：要請に基づくNTT東西からの報告、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告及び各社届出情報

⑤ サービス卸の卸先事業者による提供サービス例

サービス卸の卸先事業者による提供サービス例は、図表II-58のとおりとなっている。

【図表II-58】卸先事業者による提供サービス例

(2019年5月末現在)			
事業者名	サービス名	光回線料金	概要
MNO	NTTドコモ	ドコモ光 5,200円 (ISP料金一体型(タイプA)) 5,400円 (ISP料金一体型(タイプB))	・モバイルとのセットで、モバイル料金を 最大3,500円引き ※特定のモバイルプランへの加入が必須。プランによって割引額が異なる
	ソフトバンク	SoftBank光 5,200円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・モバイルとのセットで、モバイル料金を 最大1,000円引き ※1家族当たり最大10回線まで。特定のモバイルプランへの加入が必須 ・電気とのセットで、光回線料金を 100円引き ※プランによって割引の内容が異なる
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	OCN光 5,100円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・同社 モバイル(MVNO) とのセットで、モバイル料金を 200円引き ※1家族当たり最大5回線まで適用可
	NTTぷらら	ぷらら光 4,800円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ひかりTVとのセットで、ひかりTVを 600円引き ※「2ねん割」の適用でひかりTVをさらに1,000円引き
ISP	ソニーネットワークコミュニケーションズ	So-net光プラス 5,580円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・auスマート等とのセットで、スマート等料金を 最大2,000円引き ※スマート等の契約プランによって割引額が異なる
	TOKAIコミュニケーションズ	@T COM(アットティーコム) ヒカリ 5,100円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・同社 モバイル(MVNO) とのセットで、光回線料金を 最大300円引き ※特定のモバイルプランへの加入が必須。プランによって割引額が異なる ・auスマート等とのセットで、スマート等料金を 最大2,000円引き ※スマート等の契約プランによって割引額が異なる
	ピッグロープ	ピッグロープ光 5,180円 (「ひかり」コース(2年プラン)) 4,980円 (「ひかり」コース(3年プラン))	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・同社 モバイル(MVNO) とのセットで、セット料金を 最大300円引き ※特定のモバイルプランへの加入が必須。 ・auスマート等とのセットで、スマート等料金を 最大2,000円引き ※特定のモバイルプランへの加入が必須。スマート等の契約プランによって割引額が異なる
CA TV (参考)	飯田ケーブルテレビ	いいい-NET光 4,900円	・4,300円+プロバイダ料金(600円) ・光キャストTV及びictvひかり電話とのセットで 最大300円引き ※光キャストTVのプランによって割引額が異なる
	NTT東日本	フレッツ光ネクスト 5,200円~	・4,700円+プロバイダ料金(500円~)

注1：「光回線料金」は、特段の記載がない限り、戸建て向け・ISP一体・新規回線・定期契約割引適用の場合における利用開始1年目の月額料金(税抜)。セット割引等の割引は含まない。

注2：割引額は、特段の記載がない限り、1回線当たりの月額。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

第3節 ISP 市場

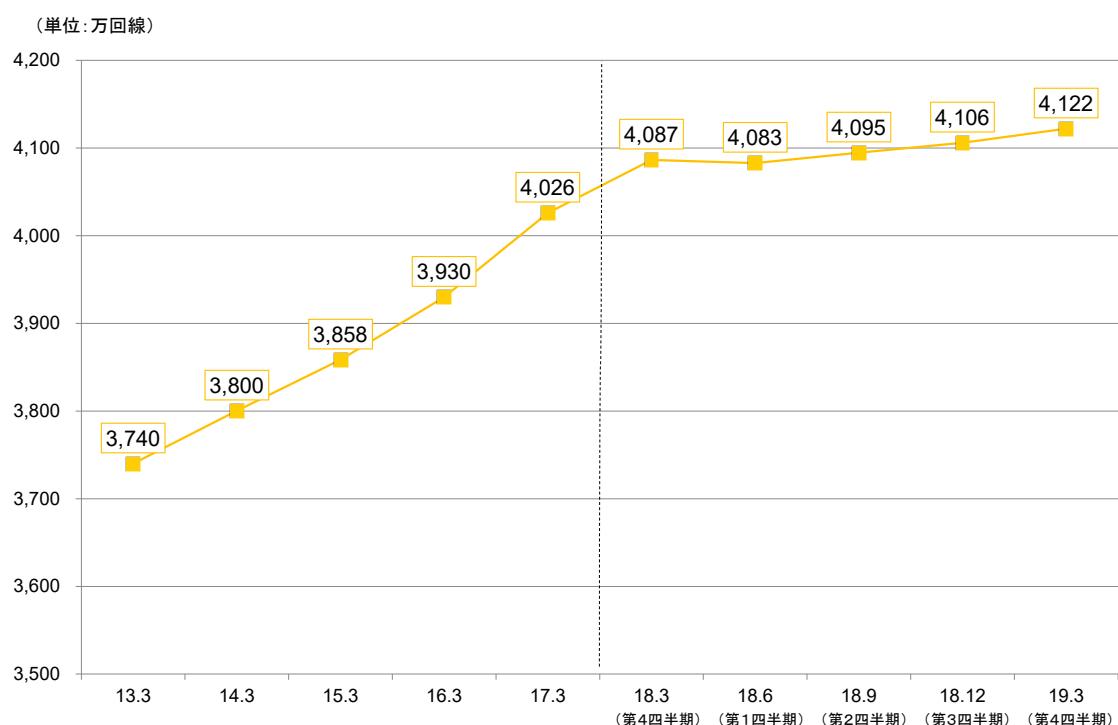
1 競争状況等に係る分析

① 市場規模（契約数）

2018 年度末時点における ISP（固定系）市場の契約数（契約数 5 万以上の ISP の「固定系インターネット接続サービス」契約数）は、4,122 万（2016.3 比+4.9%、2018.3 比+0.9%）となっている（図表 II-59 参照）。

また、契約数が 5 万契約以上の事業者数は、65 者（2016.3 比+6 者、2018.3 比±0 者）となっている（図表 II-60 参照）。

【図表 II-59】ISP（固定系）市場の契約数の推移

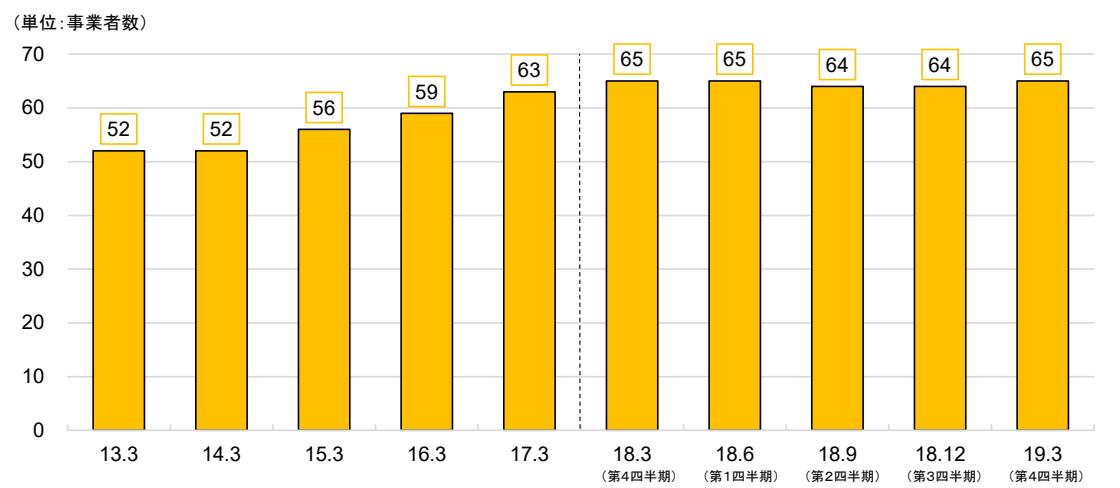


注 1：契約数が 5 万以上の ISP からの報告を基に作成。

注 2：主契約のみの契約数。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表II-60】契約数が5万以上のISP事業者数の推移

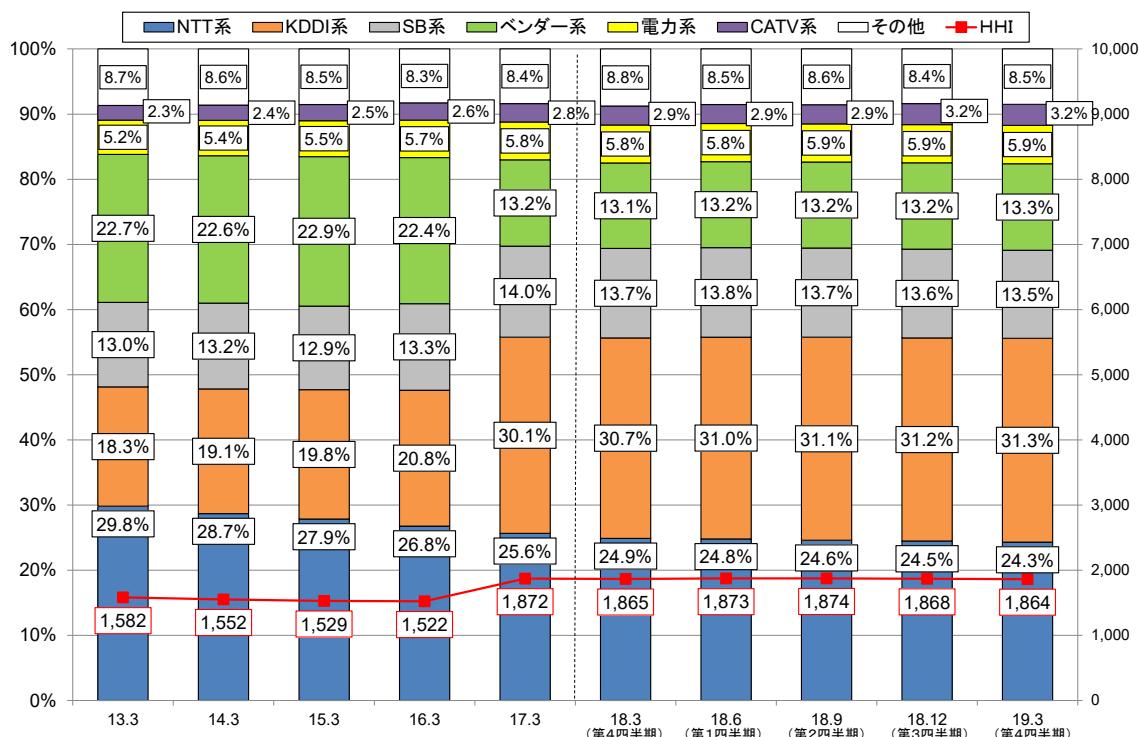


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

② 市場シェア

2018年度末時点におけるISP市場の事業者別シェアは、KDDI系が31.3%（2016.3比+10.4ポイント、2018.3比+0.5ポイント）、NTT系が24.3%（2016.3比▲2.5ポイント、2018.3比▲0.6ポイント）、ソフトバンク系が13.5%（2016.3比+0.2ポイント、2018.3比▲0.2ポイント）、ベンダー系⁷⁰が13.3%（2016.3比▲9.1ポイント、2018.3比+0.2ポイント）となっている。HHIは1,864（2016.3比+342、2018.3比▲1）となっている（図表II-61参照）。

【図表II-61】ISP（固定系）市場の契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移



注1：「NTT系」には、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷらら、NTTドコモ等が含まれる。

注2：「KDDI系」には、KDDI、CTC、J:COMグループ（14.3以降）、ビッグローブ（17.3以降）等が含まれる。

注3：「ソフトバンク系」には、旧ソフトバンクBB、旧ワイモバイル等が含まれる。

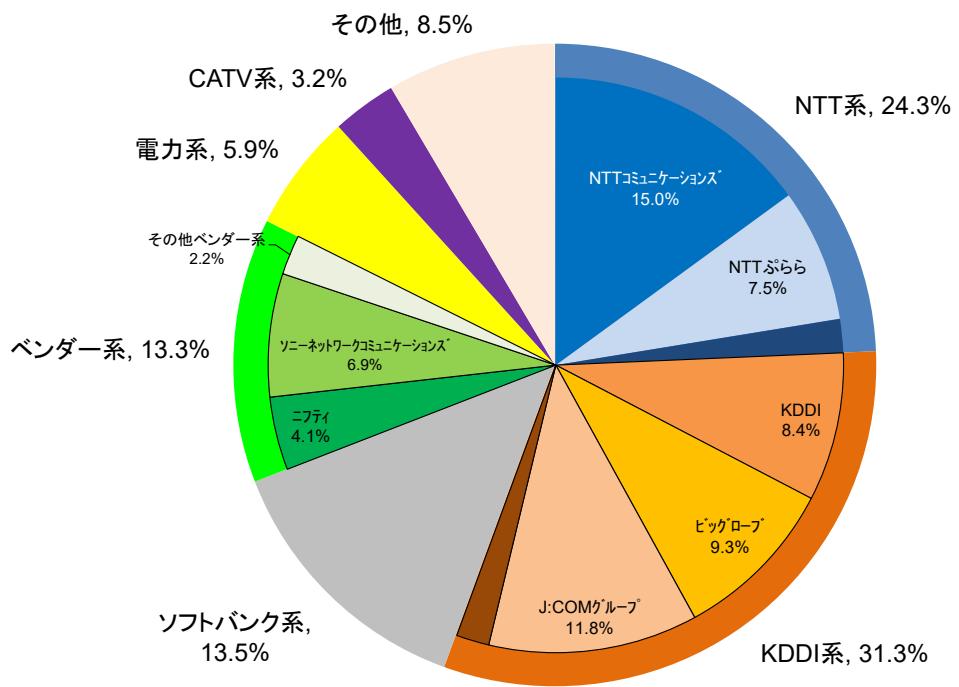
注4：「ベンダー系」には、ビッグローブ（16.3まで）、ソニーネットワークコミュニケーションズ、ニフティ等が含まれる。

注5：「電力系」には、オプテージ、STNet、QTnet等が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁷⁰ 電気通信機器の販売・提供等を行う事業者又はその関係会社等（現在は独立した事業者も含む）をいう。

【参考】「事業者別シェア」の個社内訳



注：内訳は一定規模以上の事業者について表示している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

第3章 固定系音声通信

第3章 固定系音声通信

第1節 固定電話市場

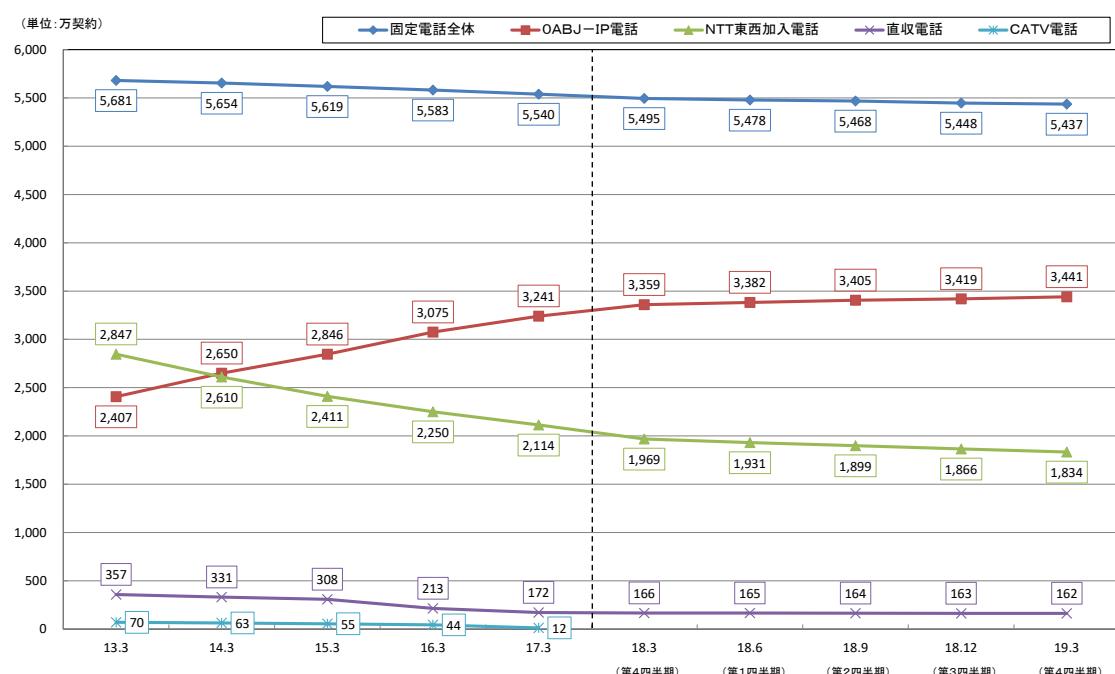
1 競争状況等に係る分析

(1) 固定電話市場

① 市場規模（契約数）

2018年度末時点における固定電話⁷¹の契約数⁷²は、5,437万（2016.3比▲2.6%、2018.3比▲1.1%）となっている。このうち、0ABJ-IP電話の契約数は3,441万（2016.3比+11.9%、2018.3比+2.4%）、0ABJ-IP電話以外⁷³の契約数は1,996万（2016.3比▲20.4%、2018.3比▲6.5%）となっている。また、NTT東西加入電話は1,834万（2016.3比▲18.5%、2018.3比▲6.9%）となっている（図表III-1参照）。

【図表III-1】固定電話の契約数の推移



注1：「OABJ-IP電話」は、利用番号数をもって契約数と見なしている。なお、OABJ-IP電話はNTT東西加入電話等との代替性が高いため固定電話に加えている。

注2：「CATV電話」は、CATV事業者が提供する固定電話サービスのうちアナログ電話を計上している。なお、CATV事業者が提供するIP電話については「OABJ-IP電話」に計上している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

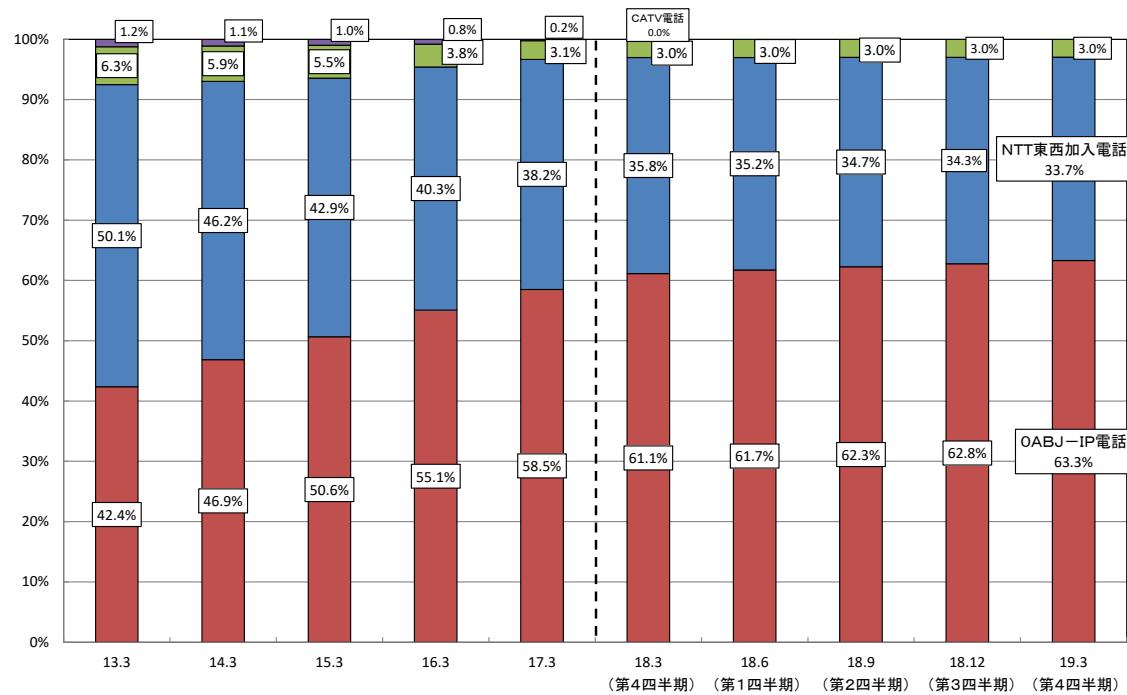
⁷¹ NTT東西加入電話（ISDNを含む。）、直収電話（直加入、新型直収、直収ISDNの合計）、0ABJ-IP電話及びCATV電話を指す。以下同じ。

⁷² 卸電気通信役務の提供に係るものと見なす。以下同じ。

⁷³ NTT東西加入電話（ISDNを含む。）、直収電話（直加入、新型直収、直収ISDNの合計）及びCATV電話を指す。

固定電話の契約数におけるサービス別内訳をみると、OABJ-IP電話が占める割合は63.3%（2016.3比+8.2ポイント、2018.3比+2.2ポイント）、NTT東西加入電話が占める割合は33.7%（2016.3比▲6.6ポイント、2018.3比▲2.1ポイント）となっている（図表III-2参照）。

【図表III-2】固定電話の契約数におけるサービス別内訳の推移

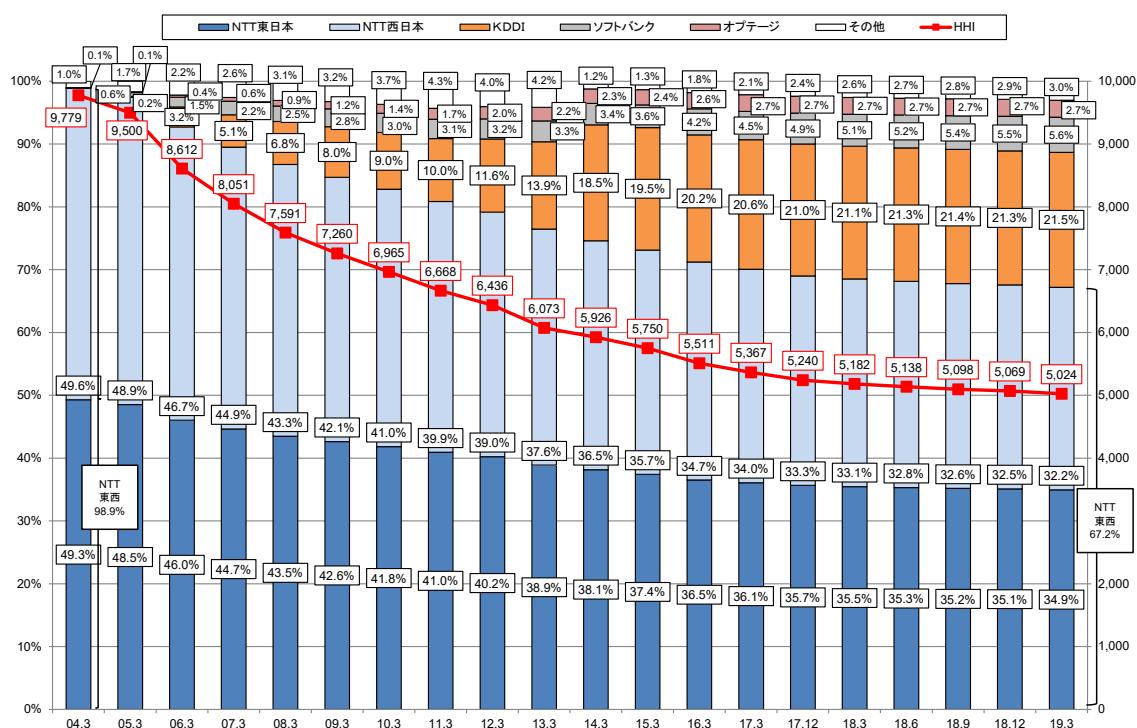


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

② 市場シェア

2018年度末時点における固定電話市場の事業者別シェアは、NTT東西が67.2%（2016.3比▲4.0ポイント、2018.3比▲1.3ポイント）、KDDIが21.5%（2016.3比+1.3ポイント、2018.3比+0.4ポイント）、ソフトバンクが5.6%（2016.3比+1.4ポイント、2018.3比+0.5ポイント）となっている。HHIは5,024（2016.3比▲487、2018.3比▲158）となっている（図表III－3参照）。

【図表III－3】固定電話の契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移



注：KDDIのシェアには、CTC及びJ:COMグループ（14.3以降）が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

東西別では、NTT東西のシェアは、東日本地域で68.9%（2016.3比▲3.4ポイント、2018.3比▲0.6ポイント）、西日本地域で65.4%（2016.3比▲4.7ポイント、2018.3比+0.9▲ポイント）となっており、東日本地域におけるNTT東日本のシェアが、西日本地域におけるNTT西日本のシェアと比較してやや高い状況となっている。HHIは、東日本地域は5,718（2016.3比▲285、2018.3比+42）、西日本地域は5,473（2016.3比▲332、2018.3比+52）となっている（図表III-4参照）。

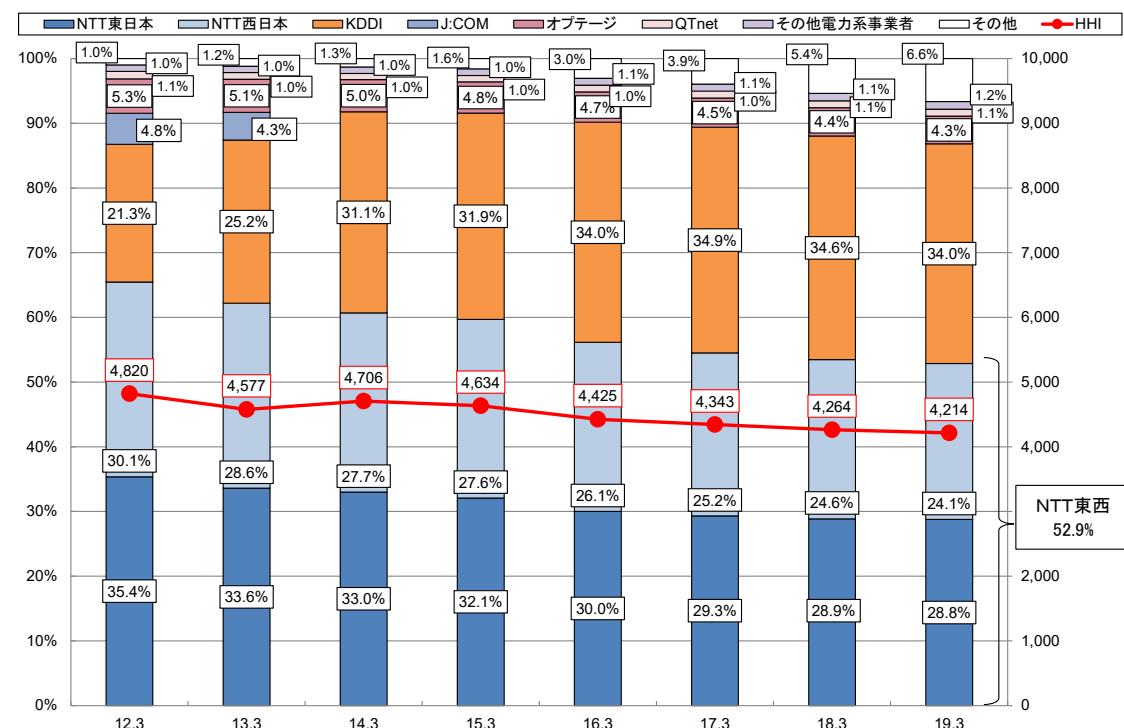
【図表III-4】事業者別シェアの推移（東西別）



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

OABJ-IP電話の利用番号数における事業者別シェアは、NTT東西が52.9%（2016.3比▲3.3ポイント、2018.3比▲0.6ポイント）、KDDIが34.0%（2016.3比▲0.1ポイント、2018.3比▲0.6ポイント）、オプテージが4.3%（2016.3比▲0.4ポイント、2018.3比▲0.1ポイント）となっている。HHIは4,214（2016.3比▲211、2018.3比▲50）となっている（図表III－5参照）。

【図表III－5】OABJ-IP電話の利用番号数における事業者別シェア及び市場集中度の推移



注：KDDIのシェアには、CTC及びJ:COMグループ（14.3以降）が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ 料金等

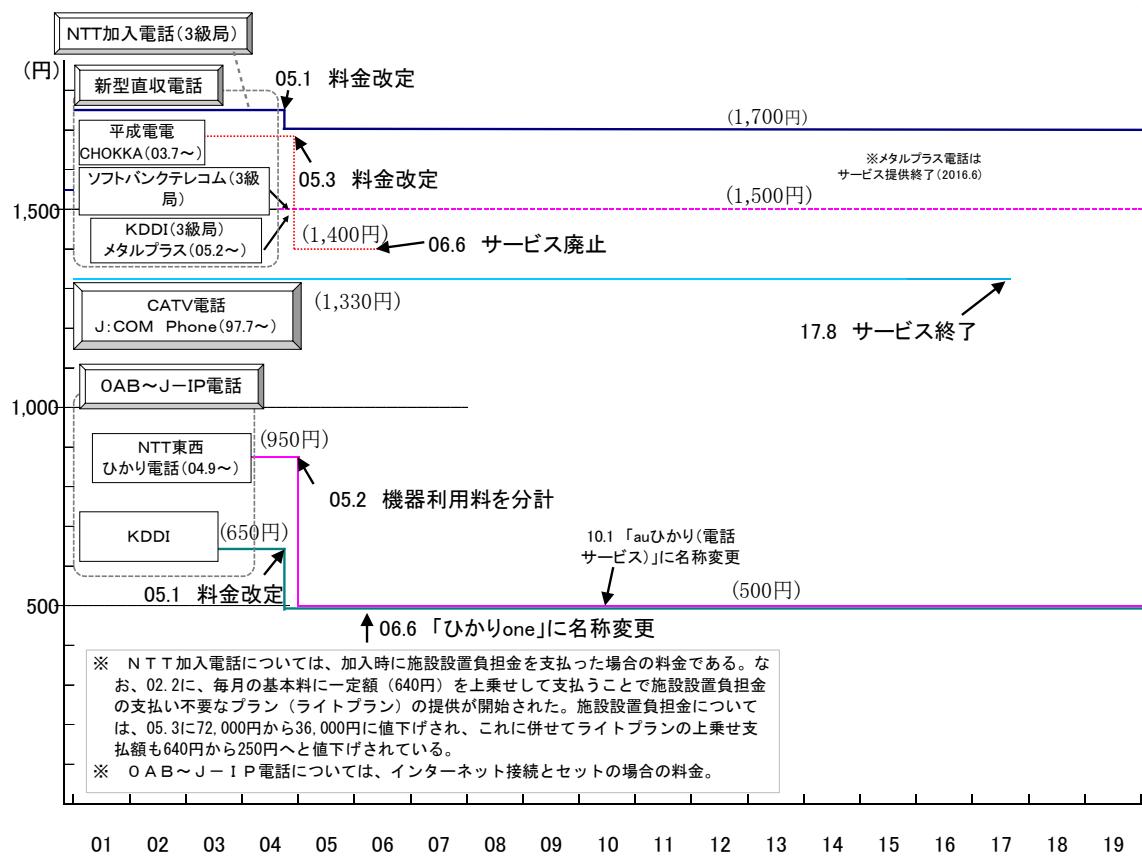
ア 基本料金・通話料金

固定電話サービスの料金体系は、主として通信量にかかわらず定期的（毎月等）に一定額を支払う「基本料」と、通信量に応じて支払う従量制（一部定額制を含む。）の「通話料」の二部料金制となっている。

固定電話サービスの基本料金については、近年大きな変化はみられず、一定の金額で推移している（図表III-6参照）。

また、通話料金についても、事業者間で一部差異がみられるものの、近年大きな変化はみられない（図表III-7参照）。

【図表III-6】固定電話サービスの基本料金の推移



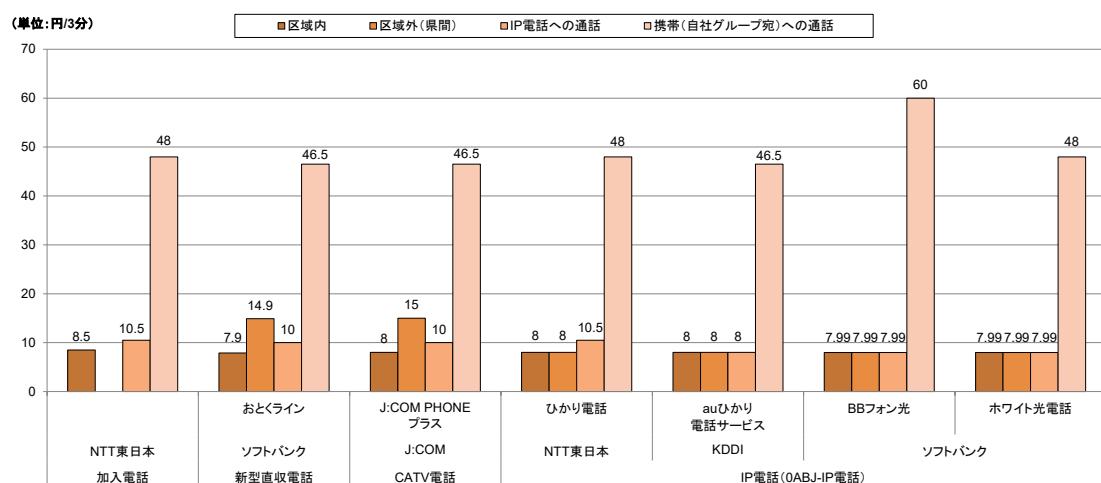
注1：級局については、3級：大規模局、2級：中規模局、1級：小規模局のイメージ。

注2：括弧内はプッシュ回線用の場合の料金。

注3：NTT東西の加入電話の開通工事費については、既存の屋内配線が利用可能な場合の費用。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

【図表III-7】主な固定電話サービスの通話料



注：表は住宅用の料金、2018年度末時点。

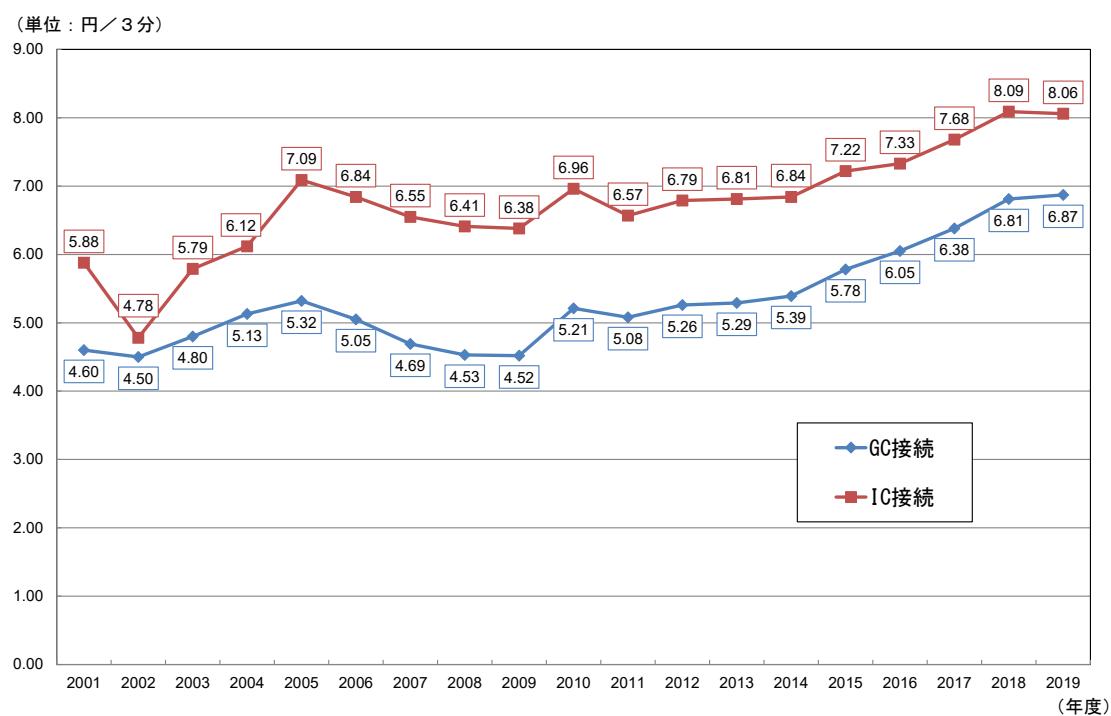
出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

イ 固定電話に係る接続料

NTT東西のGC接続⁷⁴又はIC接続⁷⁵による接続料は、2006年度以降低下傾向にあったが、2012年度以降はおおむね上昇傾向となっている（図表III－8参照）。

NTT東西のメタル加入者回線の接続料については、2019年度は約1,400円台後半となっている（図表III－9参照）。

【図表III－8】GC接続及びIC接続による接続料の推移

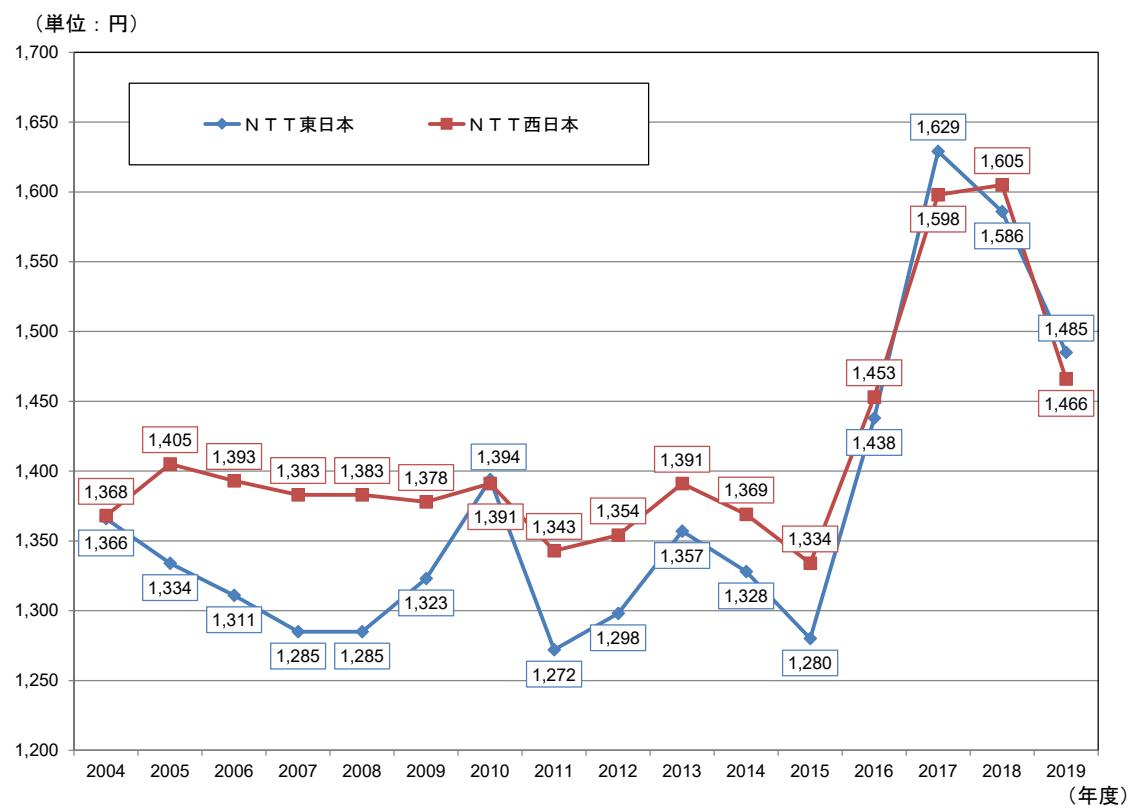


出所：総務省資料

⁷⁴ Group Unit Center（加入者交換局）接続の略。NTT東西以外の事業者が、NTT東西のネットワークと加入者交換局レベルで相互接続することを指す。

⁷⁵ Intra-zone Center（中継交換局）接続の略。NTT東西以外の事業者がNTT東西のネットワークと中継交換局レベルで相互接続すること。中継交換局は、GCから回線を集約し、他局に中継している局のこと。

【図表III－9】メタル加入者回線（ドライカツパ）の接続料の推移



注：回線管理運営費を含む。

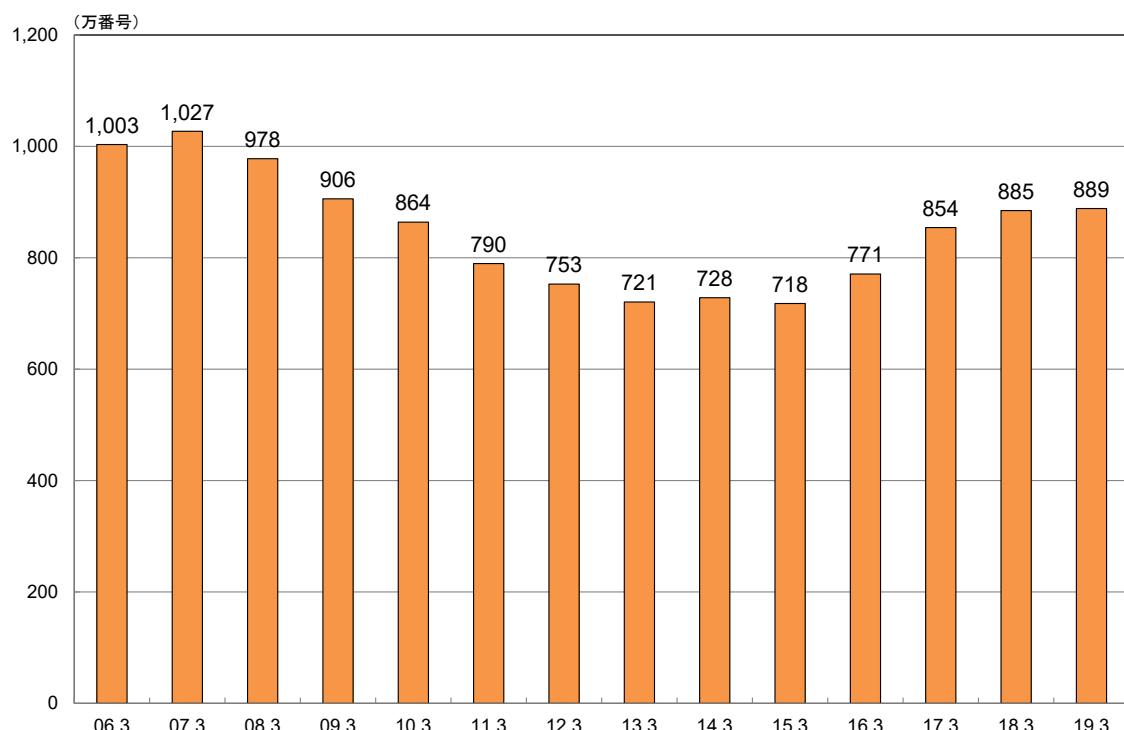
出所：総務省資料

(2) 050-IP 電話

① 市場規模（利用番号数）

2018年度末時点における050-IP電話の利用番号数⁷⁶は、889万（2016.3比+15.3%、2018.3比+0.4%）となっている（図表III-10参照）。

【図表III-10】050-IP電話の利用番号数の推移



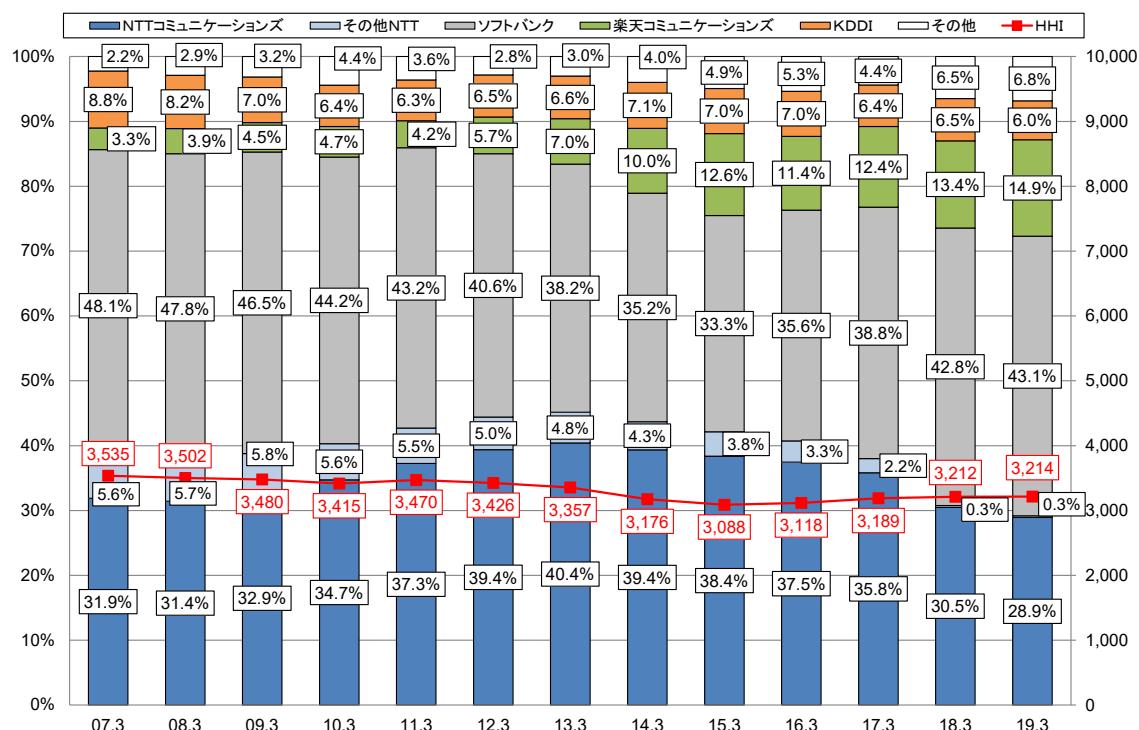
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

⁷⁶ 卸電気通信役務の提供に係るものと含む。

② 市場シェア

2018年度末における事業者別シェアは、ソフトバンクが43.1%（2016.3比+7.5ポイント、2018.3比+0.3ポイント）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズが28.9%（2016.3比▲8.5ポイント、2018.3比▲1.3ポイント）、楽天コミュニケーションズが14.9%（2016.3比+3.5ポイント、2018.3比+1.5ポイント）、KDDIが6.0%（2016.3比▲1.0ポイント、2018.3比▲0.5ポイント）となっている。HHIは3,214（2016.3比+96、2018.3比+2）となっている（図表III-11参照）。

【図表III-11】050-IP電話の利用番号数における事業者別シェア及び市場集中度の推移



注1：その他NTTには、NTTぷらら、NTT-ME、NTTネオメイト、NTTPCコミュニケーションズ、NTTドコモが含まれる。

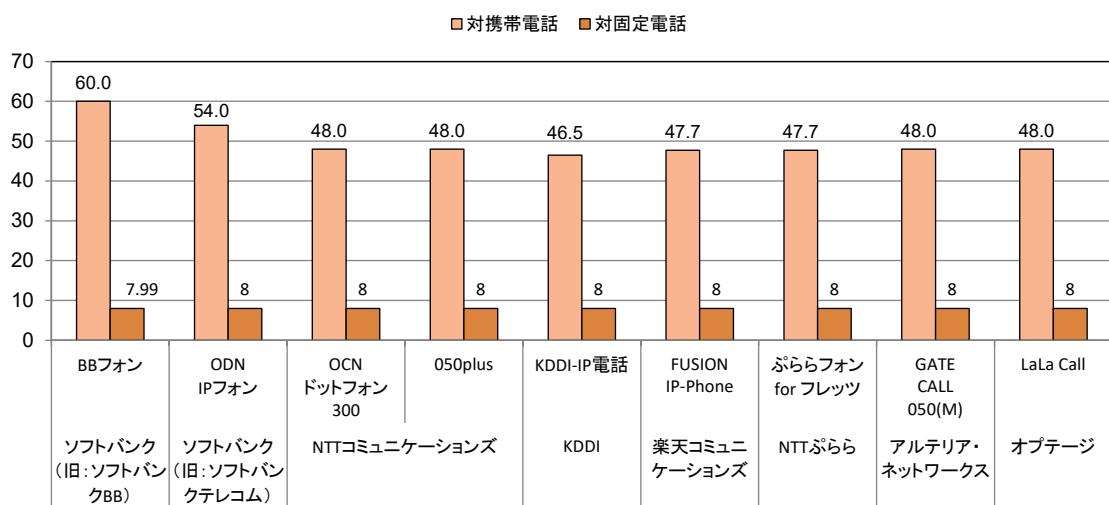
注2：KDDIには、CTCが含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ 料金等

050-IP電話サービスの通話料金は、各事業者間ではほぼ横並びの状況であり、近年では大きな変化はみられない（図表III-12参照）。

【図表III-12】050-IP電話サービスの通話料



注1：オプテージは2017年2月に携帯電話向け通話料金の改定を行い、54円／3分から48円／3分への値下げを実施。

注2：自網内通話及びIP-IP接続を行っている050-IP電話事業者が提供するサービスの利用者との通話においては、無料通話が可能。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

2 利用者の動向等に係る分析

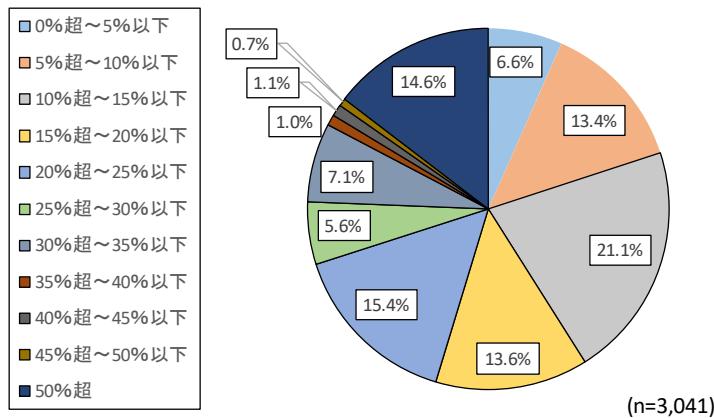
利用者アンケートにおいて、固定ブロードバンド利用者（3,513人）のうち、固定電話を利用していると回答した者は3,041名、固定電話を利用していないと回答した者は472名であった。

固定電話利用者に対し、他社の固定電話に乗り換えることができない状況下で、現在利用している固定電話の月額料金がどの程度値上がりしたら固定電話を解約するかについて質問を行った⁷⁷。その結果、10%の値上げで固定電話を解約すると回答した者の割合は、20.0%にとどまっており、SSNIPテストの考え方に関するものと想えれば、固定電話市場について、移動系通信とは独立した市場として画定しても差し支えないものと考えられる。

他方、比較的小幅な値上げで固定電話を解約すると回答した者が多く（例えば、25%の値上げを行った場合、70.0%の回答者が固定電話を解約すると回答している。）、固定電話について、類似サービスからの競争圧力を受けているものと考えられる（図表III-13 参照）。

固定電話利用者に対し、利用理由を尋ねたところ、「これまででも使って來たから（特に理由はない）」を挙げる回答者が最も多く（45.3%）、「料金が安い」（39.0%）、「品質が保証されている」（24.8%）が続いている（図表III-14 参照）。一方、固定電話を利用していない者に対しその理由を尋ねたところ、「自宅での通話は携帯電話で行うため」（89.4%）が最も多かった。このことから、固定電話に対して最も強い競争圧力を与えているのは移動系通信であると考えられる（図表III-15 参照）。

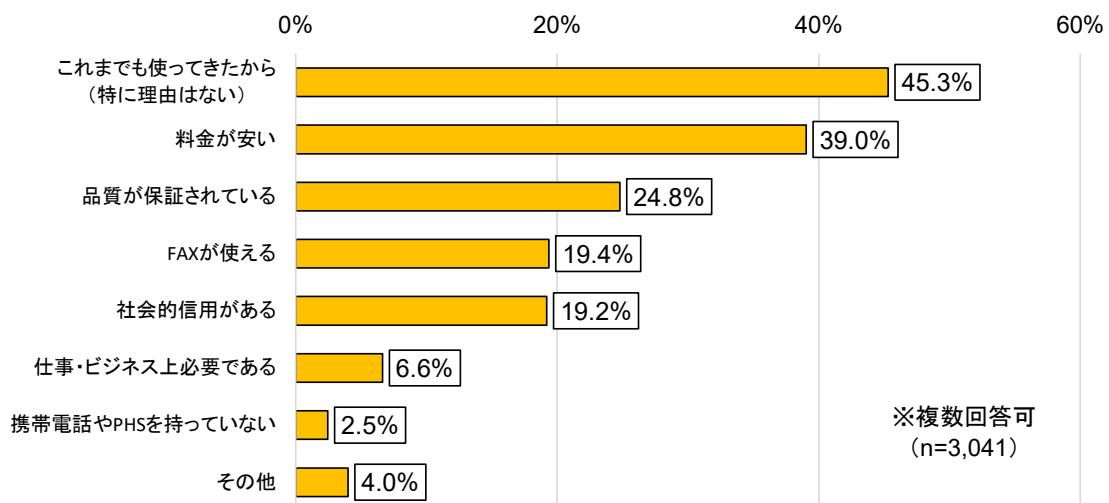
【図表III-13】固定電話を解約する値上げ水準



出所：2018年度利用者アンケート

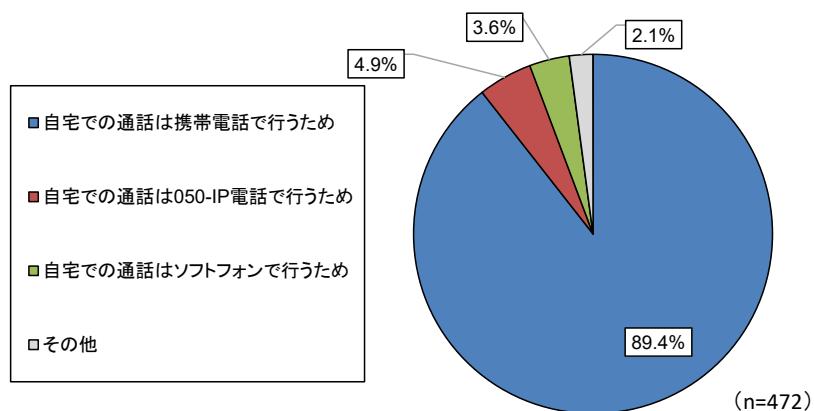
⁷⁷ 本質問は、個人利用者に対して行っているものであるところ、法人利用者に同様の質問を行った場合には異なる回答傾向となる可能性があることに留意が必要。

【図表III-14】固定電話を利用する理由



出所：2018年度利用者アンケート

【図表III-15】固定電話を利用しない理由



出所：2018年度利用者アンケート

第4章 法人向けネットワーク

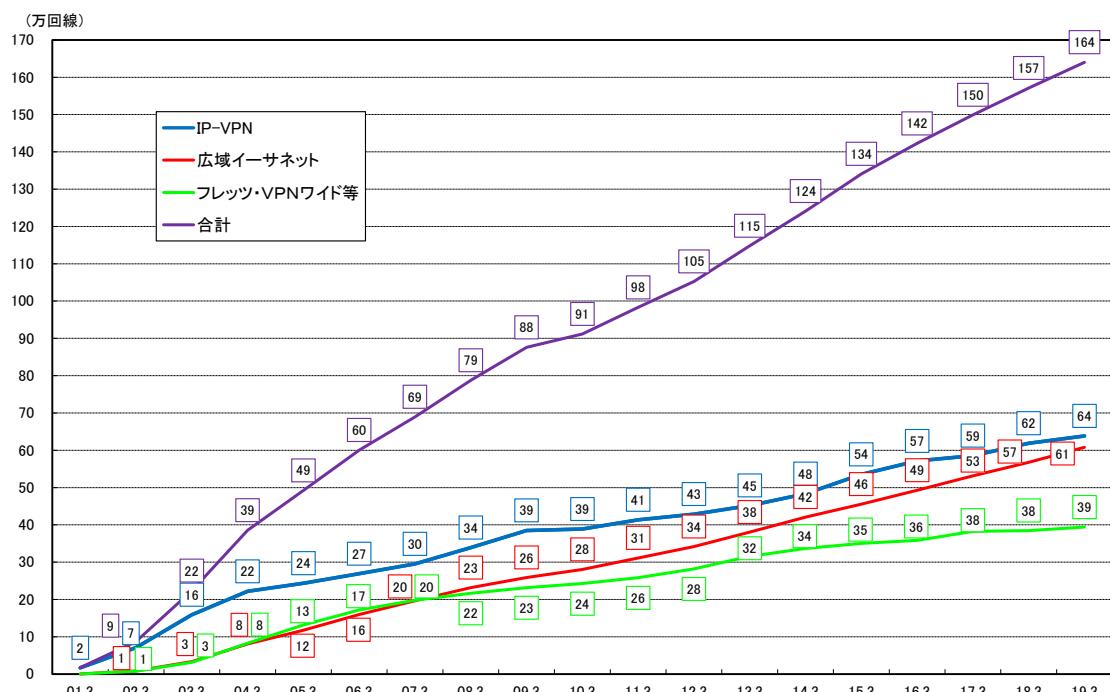
第4章 法人向けネットワーク

第1節 法人向けネットワーク(WANサービス)市場

① 市場規模

2018年度末時点におけるWANサービス市場（IP-VPN⁷⁸、広域イーサネット⁷⁹、フレッツVPNワイド等⁸⁰）の契約数は、164万（2016.3比+15.3%、2018.3比+4.4%）となっている。サービス別の契約数の推移をみると、全体的に増加傾向が続いている。

【図表IV-1】WANサービスのサービス別契約数等の推移



出所：総務省資料及びNTT東西の公表資料等を基に総務省作成

⁷⁸ IP-VPN (Internet Protocol-Virtual Private Network) 電気通信事業者のIP網を用いて企業の拠点間通信ネットワークを構築するもの。インターネットを経由しないため、インターネットVPNよりも機密性や信頼性に優れているとされる。

⁷⁹ 企業LANなどで利用されているイーサネット方式を使い、地理的に離れた拠点のLAN同士をつないで企業通信ネットワークを構築するもの。IP以外のプロトコルを利用できる。

⁸⁰ NTT東西のフレッツ・VPNワイド等

① フレッツ網を利用した企業内通信サービス

「フレッツ・VPNゲート」、「フレッツ・VPNワイド」及び「フレッツ・VPNプライオ」

「フレッツ・VPNゲート」は、法人のネットワークやサーバー等をNTT東西のIP通信網に接続し、「フレッツ光ネクスト」や「Bフレッツ」等のフレッツ・アクセスサービスの契約者との間でセンタ～エンド型の通信を可能とするサービス。「フレッツ・VPNワイド」は、「フレッツ光ネクスト」や「Bフレッツ」等のフレッツ・アクセスサービスを利用し、最大1,000拠点を接続することを可能とするサービス（NTT東西をまたがる拠点間を接続するサービスの提供等も可能）。「フレッツ・VPNプライオ」は、帯域優先型のフレッツ・アクセスサービスである「フレッツ光ネクストプライオ」を利用し、従来の「フレッツ・VPNワイド」より高速で安定したプライベートネットワークの構築を可能とするIP-VPNサービス。2014年8月20日提供開始（NTT東日本のみ）。

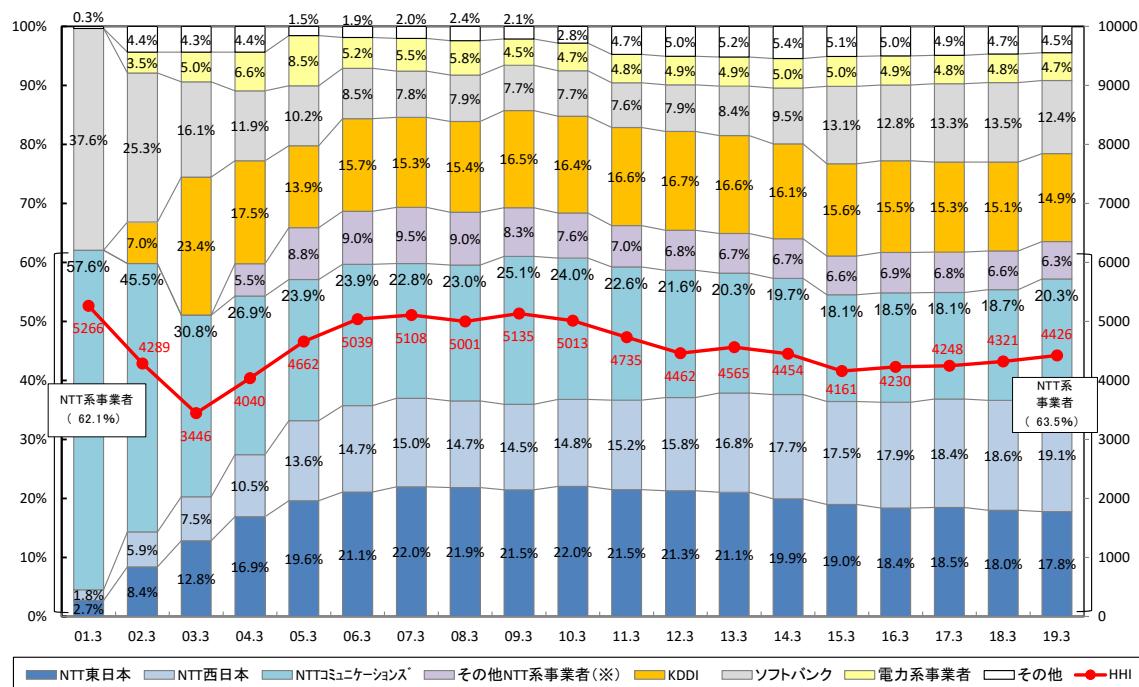
② メガデータネット

同一都道府県内における拠点間を1対1接続するもので、1か所のホストを中心としたセンタ-エンド型の通信網を構築することができる。NTT東日本及びNTT西日本において2019年3月31日にサービスの提供を終了。

② 市場シェア

2018 年度末時点における WAN サービス市場の事業者別シェアは、NTT 東西が 36.9% (2016.3 比+0.6 ポイント、2018.3 比+0.3 ポイント)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズが 20.3% (2016.3 比+1.8 ポイント、2018.3 比+1.5 ポイント)、KDDI が 14.9% (2016.3 比▲0.6 ポイント、2018.3 比▲0.1 ポイント)、ソフトバンクが 12.4% (2016.3 比▲0.4 ポイント、2018.3 比▲1.1 ポイント)、電力系事業者が 4.7% (2016.3 比▲0.2 ポイント、2018.3 比▲0.1 ポイント) となっている。NTT 系事業者のシェアの合計は 63.5% (2016.3 比+1.8 ポイント、2018.3 比+1.6 ポイント)、3 グループ (NTT 系事業者、KDDI 及びソフトバンク⁸¹⁾ のシェアの合計は 90.9% (2016.3 比+0.8 ポイント、2018.3 比+0.4 ポイント) なっている。HHI は 4,426 (2016.3 比+196、2018.3 比+105) となっている (図表IV-2 参照)。

【図表IV-2】WANサービス市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移



※：NTTPC コミュニケーションズ、NTT-ME、NTT ネオメイト等

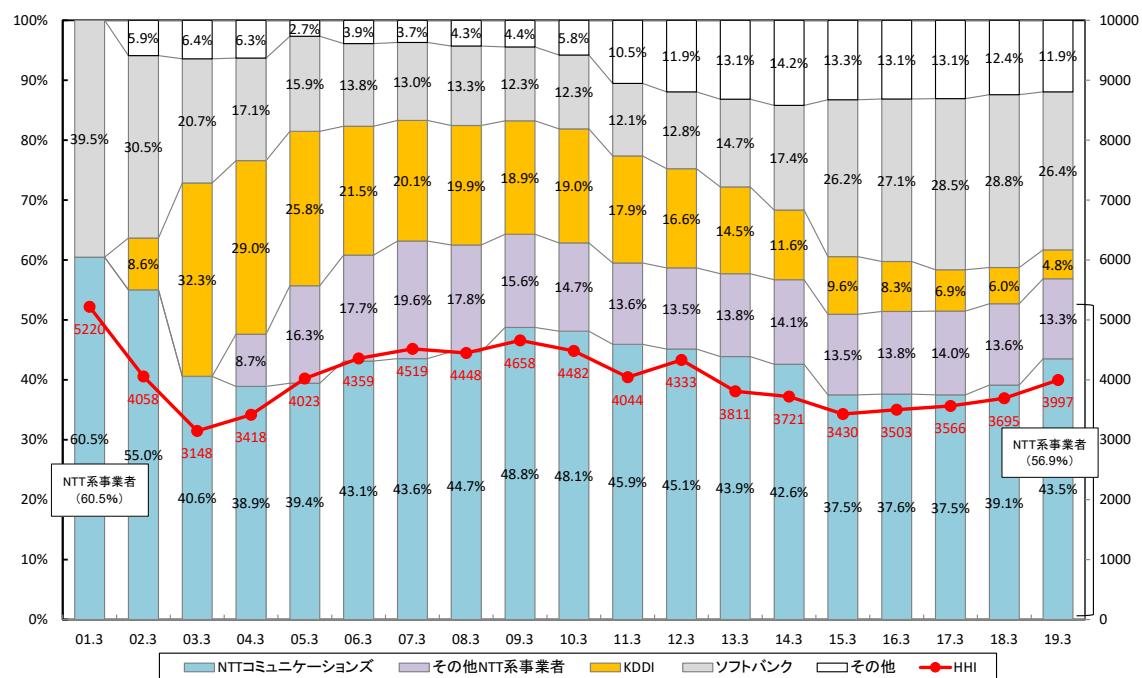
注：KDDI のシェアには、中部テレコミュニケーション (09.3 以降) 及び沖縄通信ネットワーク (10.3 以降) が含まれる。以下この章において同じ。

出所：総務省資料及びNTT東西の公表資料等を基に総務省作成

⁸¹ 2015年4月1日にソフトバンクテレコムはソフトバンクモバイルに吸収合併され、同年7月1日にソフトバンクに商号変更を行っている。

WAN サービスの一つである IP-VPN の事業者別シェアをみると、2018 年度末時点では、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズが 43.5%（2016.3 比+5.9 ポイント、2018.3 比+4.4 ポイント）。ソフトバンクは 26.4%（2016.3 比▲0.7 ポイント、2018.3 比▲2.5 ポイント）、KDDI が 4.8%（2016.3 比▲3.5 ポイント、2018.3 比▲1.2 ポイント）となっている。NTT 系事業者のシェアの合計をみると、56.9%（2016.3 比+5.4 ポイント、2018.3 比+4.1 ポイント）となっている。HHI は 3,997（2016.3 比+494、2018.3 比+302）となっている（図表IV-3 参照）。

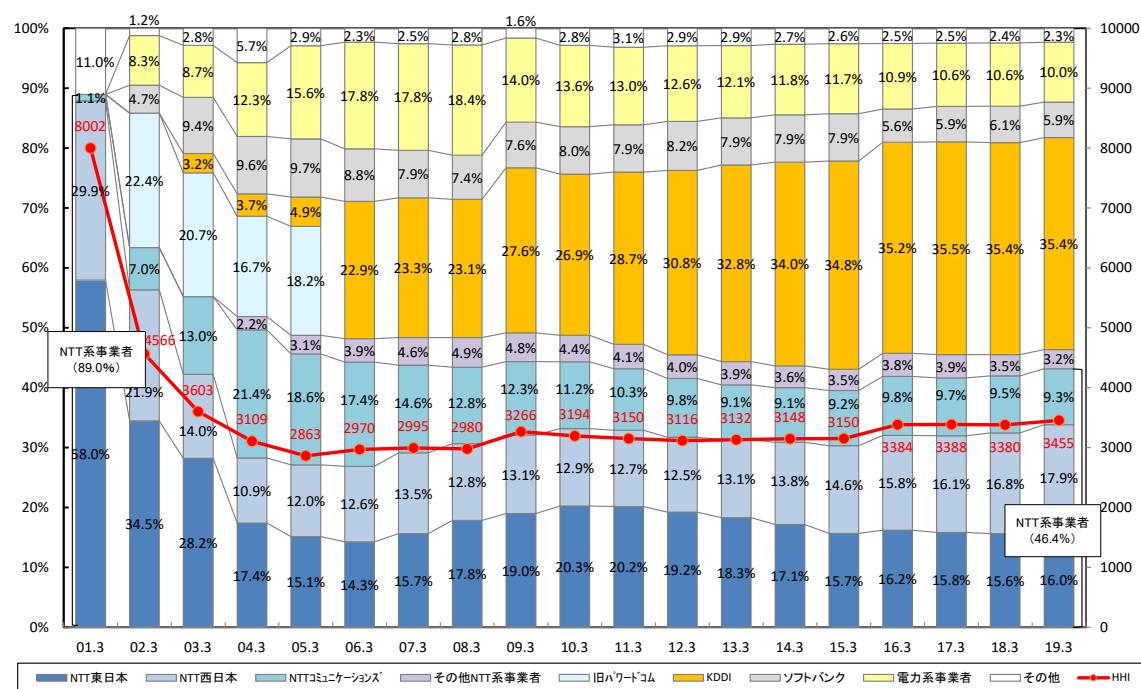
【図表IV-3】IP-VPNの事業者別シェア及び市場集中度の推移



出所：総務省資料

WAN サービスの一つである広域イーサネットの事業者別シェアをみると、2018 年度末時点で NTT 東西が 33.8% (2016.3 比+1.8 ポイント、2018.3 比+1.4 ポイント)、KDDI が 35.4% (2016.3 比+0.2 ポイント、2018.3 比±0 ポイント)、ソフトバンクが 5.9% (2016.3 比+0.4 ポイント、2018.3 比▲0.2 ポイント) となっている。また、NTT 系事業者のシェアの合計をみると、46.4% (2016.3 比+0.6 ポイント、2018.3 比+0.9 ポイント) となっている。HHI は 3,455 (2016.3 比+71、2018.3 比+74) となっている（図表IV－4 参照）。

【図表IV－4】広域イーサネットの事業者別シェアの推移



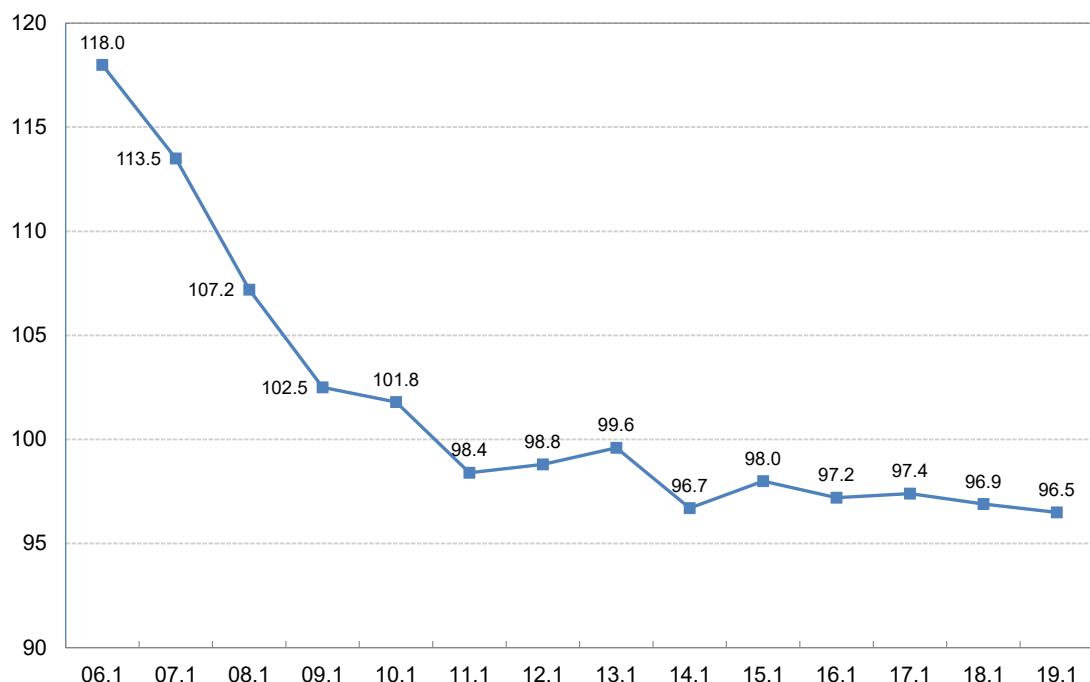
注1：2005年10月、旧パワードコムはKDDIと合併。

出所：総務省資料

③ 価格指數

WANサービスについては、実際に提供されている料金の推移等を把握することは困難であるが、「2010年基準 企業向けサービス価格指數⁸²」の一部として、日本銀行が公表しているIP-VPNと広域イーサネットを対象とするWANサービスの価格指數をみると、近年は横ばいで推移している（図表IV－5 参照）。

【図表IV－5】WANサービスの価格指數の推移



出所：日本銀行「2010年基準 企業向けサービス価格指數」に基づき作成

⁸² 企業間で取引される「サービス」の価格に焦点を当てた物価指数であり、指數の対象となっているサービスの価格に、各々のサービスの重要度（ウェイト）を掛け合わせ、集計することにより作成した物価指數である。価格は、サービスの代表的な価格を個別に調査することにより入手し、ウェイトは、指數の対象となっている企業間取引額から算出している。指數は、個別に調査したサービスの代表的な価格をそれぞれ指數化し、ウェイトで加重平均することにより作成している。なお、詳細は「企業向けサービス価格指數の解説」（日本銀行）参照。

第5章 移動系通信における禁止行為規制の 緩和の影響

第5章 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行（平成28年5月21日）により、移動系通信における市場支配的事業者（NTTドコモが該当）に対する禁止行為規制が緩和され、特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いが、総務大臣が指定するグループ内の特定関係法人に対するものに限って引き続き禁止対象とされるとともに、製造業者等への不当な規律・干渉の禁止に係る禁止行為規制が廃止されたところである（図表V-1参照）。

この改正により、市場支配的事業者の企業間連携がどのように進んだか、また、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかについて検証を行った。

【図表V-1】移動通信分野における禁止行為規制の緩和（平成27年事業法改正）

移動通信分野における禁止行為規制の緩和（平成27年事業法改正）



出所：電気通信市場検証会議第10回資料（総務省作成）

1 電気通信事業検証会議におけるヒアリング結果(概要)

市場支配的事業者の企業間連携がどのように進んだか、また、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかについて把握するため、第11回電気通信市場検証会議（2019年3月4日）において、事業者ヒアリングを非公開にて実施した（ヒアリング対象事業者：NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天、インターネットイニシアティブ、ケイ・オプティコム（現・オプテージ））。

NTTドコモからは、禁止行為規制の緩和の前後での変化等について、以下のような説明がなされた。

- ・ 禁止行為規制の緩和以前においては、卸約款に基づく同一の条件により卸電気通信役務の提供を行ってきたが、禁止行為規制の緩和を受け、連携先事業者の個別の要望を踏まえた個別条件による卸電気通信役務の提供を開始した（個別条件によって卸電気通信役務の提供が行われた具体的な事例について説明がなされた（異業種連携の具体的な事例について図表V－2参照）。）。
- ・ 個別条件による卸電気通信役務の契約数は僅少であり、市場に与えた影響は軽微であると考える（個別条件による契約数について提示がなされた。）。
- ・ 携帯電話以外の通信方式によるものも含め、多くの事業者がIoT/M2Mサービスを提供しており、禁止行為規制の緩和によってNTTドコモの市場支配力が強化されたという状況にはないと考える。
- ・ 連携先事業者の競争事業者に対しても、要望に応じて回線提供を行う考え方であり、連携先事業者の事業活動に支障は生じていないものと認識している。
- ・ 禁止行為規制の緩和の背景には、プラットフォーム・端末レイヤにおけるグローバル企業の伸長等の環境変化が挙げられたところ、これらグローバル企業の規模は当時よりも拡大している。

競争事業者のヒアリングにおいては、禁止行為規制が緩和されたことを直接の原因として競争上の弊害が生じたといった趣旨の主張はみられなかった。他方、一部事業者から、IoT/M2Mの進展に伴う異業種連携は、今後本格化する分野であり、禁止行為規制の緩和の影響の評価を行うのは時期尚早であるといった指摘がなされた。

【図表V－2】NTTドコモによる異業種連携の例

連携企業	連携内容
(株)小松製作所、SAPジャパン(株)、(株)オプティム	共同出資会社((株)ランドログ)を設立し、調査・測量・設計・施工・メンテナンスといった建設プロセス全般のデータを収集し、それらデータを理解可能な形式に加工し提供を行う新プラットフォーム(「LANDLOG」)を構築。
アクセンチュア(株)、(株)NTTファシリティーズ、(株)MCデータプラス、オートデスク(株)、(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム、(株)ランドログ	建設現場における職員・職人の位置情報・バイタル情報、環境情報を集約・加工・分析し、工程・品質・安全・原価管理のための機能を共有するプラットフォーム(建設現場IoTプラットフォームのβ版)の提供。
(株)ラムロック	カメラ、スピーカー、ネットワーク機器等の機能を一体・小型化した、認知症老人の徘徊、転倒を検知、通報できる在宅介護向け製品(「みまもりCUBE」)の提供。
(株)プレステージ・インターナショナル	駐車場管理サーバー、車の入出庫を感じ、同サーバーに送信するシステム、駐車場運営に必要な問合せセンター及び駐車場保守サービスの駐車場事業者への提供。
ヴァレオグループ、(株)ヴァレオジャパン	コネクテッドカー向け通信サービス、車載機器の提供、モビリティサービス、スマートフォンを活用した車両向けデジタルサービス、車載機器をコントロールするソリューションの開発・展開。
モバイルクリエイト(株)	モバイルクリエイト(株)が提供する、LTE対応の業務用IP無線システム(「ボイスパケットトランシーバー」)について、回線利用状況の把握等が可能なプラットフォーム(「docomo M2Mプラットフォーム」)及び通信回線をNTTドコモが提供。

出所：電気通信市場検証会議第10回資料（総務省作成）

2 禁止行為規制の緩和の評価

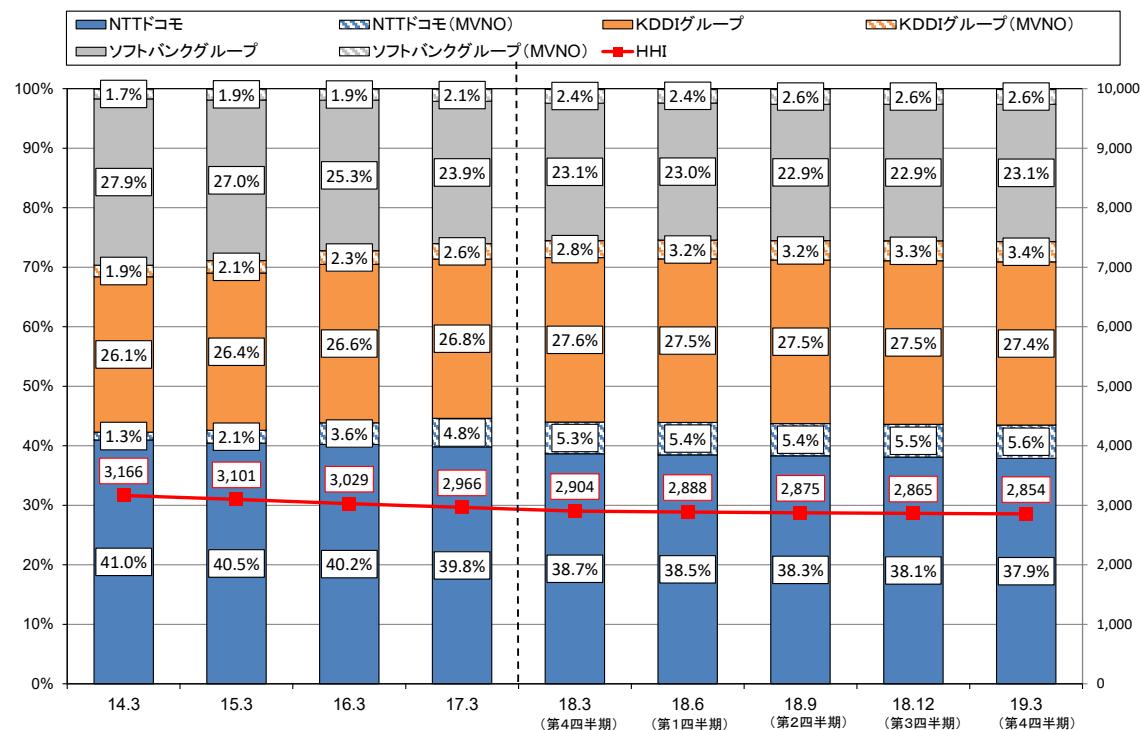
上記のとおり、NTTドコモ及びその競争事業者からは、禁止行為規制の緩和によって競争上の弊害が生じているといった指摘はみられなかった。

また、移動系通信分野の各市場において、禁止行為規制が緩和された2016年5月前後ににおける変化をみると、

- ・ 移動体通信（小売市場）におけるNTTドコモのシェアをみると、2016年3月末時点では、40.2%だったのが、2018年度末時点では、37.9%となっている。（図表V－3参照）。
- ・ MNOの卸契約数におけるNTTドコモのシェアをみると、2016年3月末時点では、46.4%であったのが、2018年度末時点では、48.2%となっている（図表V－4参照）。
- ・ 2018年度末時点における通信モジュールの卸契約数（契約数3万以上のMVNOに係るもの）におけるNTTドコモのシェアをみると、KDDIやソフトバンクと比較して極めて小さい。

以上を踏まえれば、禁止行為規制の緩和により、NTTドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情は認められないことから、現時点において禁止行為規制の緩和による弊害は生じていないものと考えられるが、IoT/M2Mの進展に伴う異業種連携は、今後本格化する分野であることから、引き続き移動系通信分野の各市場における競争状況を注視することとする。

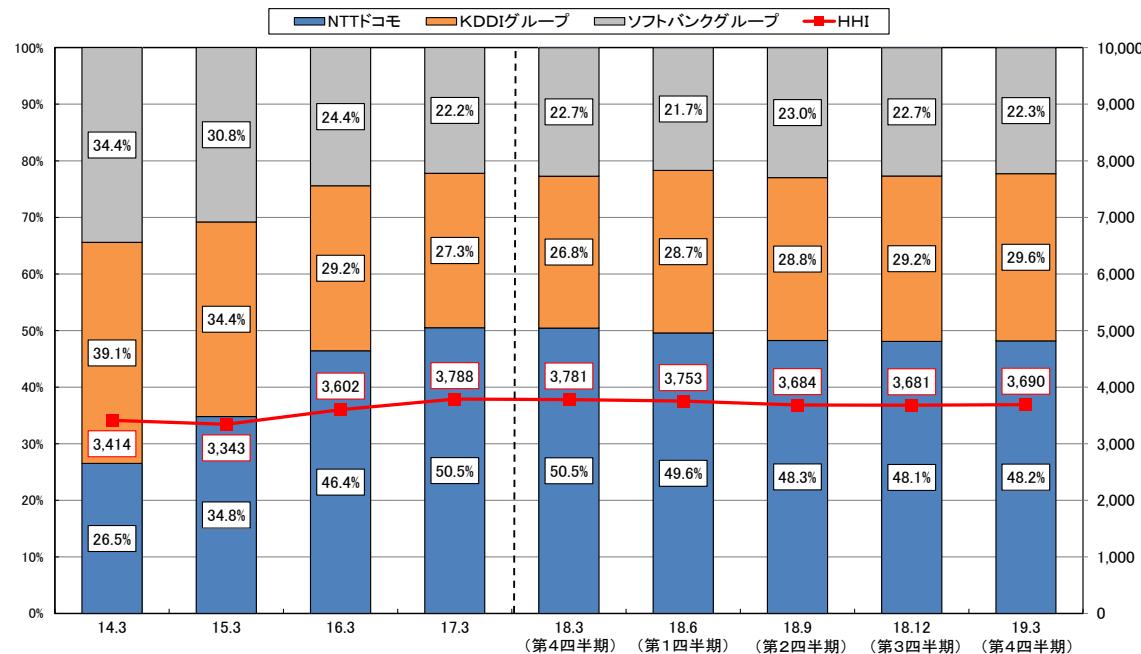
【図表V－3】移動系通信市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）



注：図表 I－10 の再掲。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表V－4】MNO の卸契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）



注：図表 I－61 の再掲。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

第2編 電気通信事業者の業務の 適正性等の確認

第2編 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

1 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

事後規制の実効性を確保するためには、総務省が、定期的・継続的に情報の収集を行い、電気通信事業者の事業運営を絶えず確認し、電気通信事業者の業務の状況等に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を講じ、問題が深刻化する前に改善のための取組を推進していくことが重要である。

のことから、総務省は、電気通信事業者の業務の適正性等を確保するため、これまで随時に実施してきたヒアリング等を充実させ、重点事項及び検証プロセスをあらかじめ明らかにするとともに、重点事項を中心に定期的・継続的にヒアリング等を行うこととしている。

本年度年次計画において、電気通信事業者の業務の状況等の確認に関する実施方針を示し、当該実施方針に基づき確認を行ったところ、確認結果は以下の第1章から第3章に示すとおりである。

2 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果の構成

- 第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果
- 第2章 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果
- 第3章 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第1節 NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認結果

1 NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認

NTT 東西が提供するサービス卸について、NTT 東西における「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（平成 28 年 5 月 20 日改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。）を踏まえた対応状況等について確認を行った。

確認内容	確認方法
NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応の適正性 等	<p>➤ サービス卸ガイドラインに規定された電気通信事業法上問題となり得る行為の有無等及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為についての対応状況を確認</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none">① 競争阻害的な料金の設定等② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い⑤ 競争阻害的な情報収集⑥ 情報の目的外利用⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

2 NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果等(概要)

NTT 東西より、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT 東日本において 2018 年 2 月に発覚した「情報の目的外利用」の事案を除き、NTT 東西からは電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないと報告されている。

また、NTT 等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等についても、2015 年 2 月の行政指導に反する行為に該当する事実ないと報告されている⁸³。

加えて、総務省において、契約数の多い卸先事業者等に対して調査を行ったところ、卸先事業者等からは以下のような観点からの意見や要望があったが、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われているとの指摘はなかった。

- サービス卸の提供料金の値下げを求めるもの
- NTT 西日本が 2019 年 2 月より開始している「コラボ光サービスの取次業務」について、不当な差別的取扱いが行われないよう総務省に注視を求めるもの

総務省においては、今後とも、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないか、引き続き注視していくとともに、個別事案については、状況に応じて、必要な措置をとることとする。

(確認結果等の詳細については、[参考 4](#)参照。)

⁸³ 2015 年 2 月、総務省は、サービス卸ガイドラインの策定と併せて、サービス卸の提供に関する対応及び報告すべき事項について要請。当該要請においては、NTT 等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保（下記①～③）を踏まえた対応とともに、全ての卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為（特に「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分）を参考すべきことを明示して、周知することを求めている。

① 公正有効競争条件（平成 4 年 4 月郵政省・日本電信電話株式会社公表）抜粋
：「NTT から新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」

② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（平成 9 年郵政省告示第 664 号）抜粋
：「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」

③ 情報通信審議会答申（平成 26 年 12 月 18 日情通審第 47 号）抜粋
：「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスや IP 電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

3 NTT 西日本のコラボ光サービスの取次業務についての詳細確認結果等(概要)

NTT 西日本は、本年 2 月 7 日から、同社の直営コールセンタにおいて、利用者から卸先事業者の提供するコラボ光サービスを紹介してほしいとの要望があった場合に、当該利用者の要望に沿ったコラボ光サービスを取り次ぐ業務を実施している。

本取次業務は、利用者に利用環境（利用場所等）や利用ニーズ（希望する ISP 等）のヒアリングを行い、利用者から申告のあった条件でシステムにて絞込みを実施し、システムに表示された事業者を利用者へ提示した上で、フレッツ光との差額（3 年間・5 年間の割引額）と月額料金を提示し、利用者が選択した事業者へ取り次ぐものである（契約は利用者と卸先事業者で締結する）。

総務省において検証したところ、本業務については NTT 西日本と FTTH アクセスサービスの卸契約を締結している全事業者に対して周知され、希望があった全事業者について同一の条件で取次の対象とするとしており、取次対象事業者の選定において事業者間の公平性は確保されていると認められることや、本サービスの提供について、利用者から申告のあった絞込み条件を入力することで、利用者の希望に沿った事業者が自動的に絞り込まれるシステムを構築しており、特定の事業者を恣意的に取り次ぐことはないと認められることから、現時点においては電気通信事業法上で問題と認められる点は確認されなかった。

本業務の実施期間は 4 ヶ月程度であることを鑑み、業務の受託に係る不当な差別的取扱いが行われていないかなど公正な競争に与える影響について、引き続き注視していく。

（確認結果の詳細については、第 12 回電気通信市場検証会議資料 12-2⁸⁴参照。）

⁸⁴ http://www.soumu.go.jp/main_content/000625331.pdf

第2節 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果

1 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認

NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況及びサービス提供に当たっての課題等について確認するため、アンケート調査を実施した。確認結果は以下のとおり。

対象事業者	① NTT 東西のサービス卸の提供を受ける MNO (NTT ドコモ及びソフトバンク) ② 総務省が選定した事業者 (選定に当たっては卸契約数や苦情相談件数等を考慮)
確認方法	アンケート調査（合計 20 社から回答あり）
確認項目及び確認結果の概要	① 競争阻害的な料金の設定等 ⇒サービス卸ガイドラインに規定する電気通信事業法上問題となり得る行為は現段階では確認されなかった。 ② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⇒各卸先事業者において、一定の取組を行っていることを確認した。 ③ サービス提供に当たっての課題等 ⇒サービス卸の提供料金の値下げを求める意見、FTTH アクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われているとの意見等があった。 卸料金については、営業コスト削減等の取組により、一部のメニューについては 2019 年 7 月より値下げが行われたところ、引き続き卸料金の引き下げも視野に入れた取組が行われることを期待するとともに、その状況を注視する。

2 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等(概要)

各卸先事業者における「競争阻害的な料金の設定等」への対応については、サービス卸ガイドラインに規定する電気通信事業法上問題となり得る行為は現段階では確認されなかった。

「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応については、各卸先事業者において、一定の取組を行っていることを確認したが、業界自主基準等の遵守については1社を除いて特段の回答がなかったところ、一般社団法人テレコムサービス協会（FVN0委員会）におけるサービス卸を利用したFTTHサービスの説明・勧誘の在り方についての検討結果を踏まえ、各卸先事業者において、その説明・勧誘方法について必要な見直しを行うこと等により、消費者保護を充実・向上させていく必要があると考えられる。

その他「サービス提供に当たっての課題等」については、一部の卸先事業者から、現状の卸料金水準では小売料金設定の自由度が狭く得られる利潤も低いこと、また、運用コスト等の負担が大きいことから、卸料金の値下げが望ましいとの意見があった。

これについて、卸料金は営業コストの削減等が進んだことから2018年4月より値下げが行われ、また、NTT西日本からは「様々なプレーヤーによる高度かつ多様なサービスの提供を促進する観点から、今後とも、卸料金の見直し等の料金面での対応を検討していく」との見解が示されているところ、引き続き卸料金の引き下げも視野に入れた取組が行われることを期待するとともに、その状況を注視することとしている。

(確認結果等の詳細については、[参考5](#)参照。)

なお、2018年5月より、総務省において、ICTサービス安心・安全研究会の下に「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」（主査：新美育文弁護士（元明治大学法学部教授））を設置し、同協会での議論を踏まえ、IP電話番号の継続利用を含めた卸先事業者の変更の在り方について検討を行ってきたところ、同年8月に同タスクフォースにおいて、報告書が取りまとめられ⁸⁵、同月、総務省からNTT東西に対して、当該報告書を踏まえた事業者変更が実現するために必要な措置を講ずるよう要請を行った⁸⁶。

当該報告書においては、「電話番号と光回線の継続利用を可能とする形式で卸先事業者から他の卸先事業者又はNTT東西への事業者の変更を行うことのできる「事業者変更」の導入（本年7月より実施）に関して、「利用者の混乱や公正な競争の阻害につながるおそれがあるため（中略）過度なキャッシュバック等の実施により（中略）適正なコストを著しく下回る料金が設定されることになる場合には（中略）電気通信事業法第29条の業務改善命令の発動要因になることがある。」との指摘がなされたところである。

⁸⁵ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000257.html

⁸⁶ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000258.html

3 利用者によるFTTHサービスの選択に関する状況について確認結果等(概要)

総務省では、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成30年度）」に則り、FTTHサービス⁸⁷について、主に、利用者の自由で合理的なサービス選択に関する課題の有無等という観点から、小売料金等提供条件の実態、キャッシュバック等の利用者誘引策等の実態及び利用者の乗換えに関する意識を調査した。

本調査結果によると、乗換経験者の回答したFTTHサービスの乗換えに最も影響を与えた要素は料金水準であるが、特に大手携帯キャリアへの乗換えに関しては、セット割も一定の影響があると考えられる。乗換経験者においては、モバイル・FTTHのセット（合計額）で事業者を比較する行動が一定程度普遍的に見られ、キャッシュバック、広告などの利用者誘引策も乗換えに一定の影響がある。

利用者が高額の乗換費用を敬遠する一方で、乗換えに際しては数万円の違約金等の直接的費用の負担を要する場合もあり、また同時にモバイルも乗り換える場合は更に負担が生じることがあるため、現状では、乗換え先の事業者によるキャッシュバック等などの負担軽減策がなければ乗換えが進まない状況とも考えられる。

今回回答対象者となった利用者の半数以上は乗り換えたことがないが、その中では、乗換えを勧められ、又は検討したことがない利用者が圧倒的多数を占め、その理由としては、今のサービスに満足しているからという回答が半数近くを占める一方で、他のサービスを調べるのが面倒だからという回答や乗換えの手続が面倒そだからという回答も3割近く見られた。

モバイルサービスの競争促進の取組が進捗し、FTTHにおける「事業者変更」が着実に実現されることにより、多様な事業者に乗り換えることの容易性が高まるものと期待される一方で、乗換え時の金銭負担を抑制することや、利用者への分かりやすい情報提供等、利用者における乗換えの検討を支援していくことなど、費用の面に限らず真理的な面のスイッチングコストに関して、今後重要となり得る課題も存在することが分かった。

（1）小売料金等の事業者間比較

一般に、あるサービスについて一定の利用形態（データ通信量等）を仮定して複数の事業者の月額料金⁸⁸額を比較したときに相当の差が存在する場合、利用者が月額料金以外の要素に影響されて契約先となる事業者を決定していることとなり、場合によっては、乗換費用等により、廉価な料金を設定している事業者を利用者が選択しづらい状況があるのではないかとの疑いも生じる。

⁸⁷ 本調査に関する記載部分においては、FTTHアクセスサービスとインターネット接続サービスの総体をいう。

⁸⁸ 工事費、事務手数料などを除く、毎月発生する通信料金をいう。

この観点から、まず主要な FTTH 事業者について FTTH サービス単体の月額料金を比較したところ、戸建て向け市場における最大料金差が 247 円（最安料金の約 5.0%）、集合住宅向け市場における最大料金差は 476 円（最安料金の約 13.5%）となった。

次に、それぞれの主要 FTTH 事業者の提供するモバイルサービス（基本的な通話＋データ通信）の料金との合計額で月額料金を比較したところ、最大料金差は、利用形態（データ通信量等）で異なるが、最も小さい場合（単身世帯 1 GB 利用）で戸建て向けについて 3,637 円（最安料金の約 56%）、集合住宅向けについて 3,666 円（最安料金の約 73%）となり、最も大きい場合（3 人世帯 1 人当たり 3 GB 利用）で戸建て向けについて 15,657 円（最安料金の 165%）、集合住宅向けについて 15,686 円（最安料金の 195%）となった。すなわち、FTTH サービス単体での比較に比べ料金差が大きいが、これは MNO と MVNO のモバイル料金の差が大きいことに主に起因するものであり、モバイル市場の競争促進によって、今後状況が変わり得ると考えられる。

平成 29 年度年次レポートでは、モバイル料金との合計額で比較した場合に MNO の料金水準よりも MNO 以外の主要な競争事業者の料金水準の方が全般的に低廉という点を指摘したところであるが、その状況は、本年においても基本的に変化がない。

（2）利用者意識調査

本年 2 月、FTTH アクセスサービスの利用者⁸⁹に対して、調査研究委託先において、乗換え等に係るアンケートを実施した。

本アンケート結果によると、回答者の約 45% が FTTH サービスの事業者を乗り換えたことがあると回答したが、そのうち約 62% が NTT 東西フレッツ光から他の事業者への乗換えが直近の乗換えであったと回答したところ、「転用」による乗換えが現時点では主流であると考えられ、今後、「事業者変更」の開始により、乗換え機会が拡大することが期待される。

料金等の提供条件と乗換行動の関係を見ると、乗換経験者の約 62% が FTTH 事業者を乗り換えた理由として「料金が安くなりそうだったから」を答え、次いで約 23% が「セット割が魅力的だったから」を回答した。大手携帯キャリアへの乗換経験者（直近の乗換先が大手携帯キャリアの回答者）に限ると、「料金が安くなりそうだったから」の回答比率がほぼ変わらないのに対し、「セット割が魅力だったから」の回答比率が約 33% まで上昇するという結果となった。乗換えに最も影響を与える要素は料金水準であるが、特に大手携帯キャリアへの乗換えに関しては、セット割も一定の影響を与える要素となっている状態と考えられる。

また、乗換え時にモバイルとの合計額で金額を比較したかという質問に対して、「おぼえていない」という回答を除いて集計すると、乗換経験者のうち合計額での比較をしたという

⁸⁹ FTTH アクセスサービスを現に契約している者（家族による契約の判断にかかわった者を含む。）5000 名。集合住宅全体で契約している場合（自分だけでは解約できない場合）は対象外。

回答が約 56%であり、大手携帯キャリアへの乗換経験者に限ると、合計額での比較をしたという回答の比率が約 67%となっている。(ただし乗換元と特定の乗換先の比較をしたのみで複数の乗換先の比較をしていない可能性はある。)

以上の結果を踏まえると、モバイル料金・FTTH 料金の合計額により事業者を比較する消費者行動が一定程度普遍的であると推測される一方で、合計での月額料金の低廉性を求めるのであれば大手携帯キャリア【以外】の事業者を選択することが最適の場合が多いと考えられるが現実には大手携帯キャリア（卸先事業者）への乗換えが多いことも踏まえ、今後、モバイルサービスの競争促進の取組が進捗し、事業者変更が着実に実現されることにより、多様な事業者に乗換えることの容易性が高まっていくことが期待されるとともに、特に大手携帯キャリア（卸先事業者）の勧誘方法や提供条件が公正競争を阻害していないか引き続き注視していく必要があると考えられる。

（確認結果の詳細については、第 12 回電気通信市場検証会議資料 12－3⁹⁰参照。）

⁹⁰ http://www.soumu.go.jp/main_content/000625332.pdf

第2章 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第1節 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

1 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）」に基づき、MVNO 及び第二種指定設備を設置する事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）に対し、以下のとおり調査等を実施した。

【個別書面調査の概要】

対象事業者	【MVNO】 18 社から回答（SIM カード型契約数 5 万以上または再卸契約数 10 万以上の MVNO（二種指定設備設置事業者の特定関係法人である MVNO8 社を含む）） 【二種指定設備設置事業者】 NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク
確認方法 ⁹¹	【MVNO】 個別書面調査を実施（2018 年 3 月 5 日から同月 8 日まで） 【二種指定設備設置事業者】 MVNO への調査結果を踏まえ、確認を実施

2 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無についての確認結果等

二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等についての確認結果及び対応方針は、以下のとおり。

確認結果	対応方針
(1) ネットワーク利用の同等性関連 ・ 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部の MVNO の提供するサービスについて、同等の音声卸料金、データ伝送交換機能の料金では他の MVNO では	・ 二種指定設備設置事業者は、卸電気通信役務 ⁹² の一部について、料金その他の提供条件等の届出を義務づけられており ⁹³ 、総務省において当該届出の内容の確認を行っているところ、当該届出に基づ

⁹¹ 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）」3－2（1）「グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無」のうちネットワーク利用の同等性関連の確認の一部は、二種指定設備設置事業者が総務省への届出の義務を課せられている卸電気通信役務の料金その他の提供条件の内容の確認によった。

⁹² 特定関係法人かつ 5 万回線以上の卸先又は 50 万回線以上の卸先に提供するもの。

⁹³ 電気通信事業法第 38 条の 2、電気通信事業法施行規則第 25 条の 7 第 1 項第 4 号、第 25 条の 7 の 2

<p>提供が困難なものがあり、当該二種指定設備設置事業者によるグループ内優遇の可能性がある。</p>	<p>き確認できる範囲では、MVNO へ提供しているデータ伝送交換機能の料金その他の提供条件等は、概ね接続約款に準拠するものであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「モバイル市場の競争環境促進に関する研究会」において、データ伝送交換機能を含む MNO から MVNO へのネットワークの提供について、「まずは MNO の低廉な料金プラン及び MNO のグループ内の MVNO のプランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回るものであるか等について確認を行う」こととしている。 また同研究会において、MVNO が MNO から提供を受ける音声サービスの卸料金について、「音声役務を提供する際の実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について、利用者料金から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出した上で、両者の比較を行う等の方法により、検証を行う」こととしている。 今後、上記の確認や検証について、総務省において検討を進めていく。
<p>(2) 販売支援関連⁹⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> 店舗展開や販売促進面において、二種指定設備設置事業者と関連 MVNO 間の連携が過度に行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今般の個別書面調査において、MVNO からは、販売支援の要望が二種指定設備設置事業者により不当に拒否されたことが疑われる事例の報告はなかった。 昨年度の個別書面調査において、一部の二種指定設備設置事業者から、販売支援を要望する MVNO と協議を行っている旨の回答があったところ、現在も継続協議中の回答があった。 今後も総務省において協議状況を注視することが必要である。

⁹⁴ 平成 29 年度調査において事業者の取組を注視とした事項

<p>(3) 端末関連⁹⁵</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場シェアの高い端末について、メーカーから二種指定設備設置事業者に対してのみ提供されている場合がある。 二種指定設備設置事業者からの市場シェアの高い端末（iPhone）の提供が関連MVNOでないMVNOでは実現できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今般の個別書面調査において、関連MVNOでないMVNOから、二種指定設備設置事業者に対して端末の提供の要望を行つたものの、提供を断られた事例（1件）の報告があった。当該二種指定設備設置事業者からは、端末の提供に関する要望に対し、関連MVNOと関連でないMVNOで異なる扱いはしていない旨の回答があった。 平成30年度においても、新たに二種指定設備設置事業者の特定関係法人となったMVNOがiPhoneの取扱いを開始した事例も見られたことから、今後も、総務省において、二種指定設備設置事業者とMVNOとの間の端末の提供に関する協議・交渉等の状況を注視し、状況に応じて必要な対応を検討する。
---	--

3 平成28年度の確認結果を踏まえた制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視するとした事項の取組状況についての確認結果等

平成28年度の確認結果を踏まえた制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視するとした事項の取組状況について確認を行った結果及び対応方針等は、以下のとおり。

当該制度整備について、平成29年度調査においてMVNOからの意見を個別書面調査により聴取し状況の確認を行ったが、MNO各社の接続約款の改正が実施されて間もなかつたことから、平成30年度調査においても改めてMVNOへの個別書面調査を行うことによって状況を確認した。

（平成28年度の確認結果を踏まえた制度整備の内容は参考7参照。）

① 制度整備を受けた二種指定設備設置事業者の対応に係るMVNOの意見

確認結果	対応方針
<p>(1) 制度整備事項全般関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該制度整備に対してMVNOからは、事業予見可能性の向上や接続料等の透明性及び適正性向上に資する等との意見があった。 	
<p>(2) 「いわゆる網改造料の見込み額の公表」関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 網改造料の見込み額について二種指定設備設置事 	<ul style="list-style-type: none"> 当該制度整備により、予見可能性向上の見地から、二種指

⁹⁵ 平成29年度調査において事業者の取組を注視するとした事項

<p>業者各社の HP にて公表されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度は「数百万円」という曖昧性のある記載となっている事業者も存在したが、現在は以下のとおりの記載となっている。 	<p>定設備設置事業者において、アンバンドル機能の網改造料の見込み額を公表することになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> これを受けて実際に公表された網改造料の見込み額の幅は、昨年度の調査を踏まえ、下表のとおり表現が改善された。 これによって、MVNO にとっての予見可能性が向上したと考えられる。 なお、MVNO からの指摘のとおり、今後 5G の導入等の状況変化があった場合においても予見可能性が担保されることは重要であるため、総務省は、二種指定設備設置事業者における網改造料の見込み額の公表の状況を注視していく。 <p>(参考) 関係法令等 ：平成 28 年総務省告示第 107 号</p>																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #c0392b; color: white; text-align: center;">NTTドコモ</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">◆前提条件 ・弊社と10Gインターフェースにて接続し、XiGTP接続利用機能を利用する場合 ・網改造料の算定に係る比率等は、法定耐用年数期間内を使用</td> </tr> <tr> <th style="background-color: #003366; color: white; text-align: center;">項目</th> <th style="background-color: #003366; color: white; text-align: center;">単位</th> <th style="background-color: #003366; color: white; text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">当社ネットワーク接続に係る装置機能の月額利用料</td> <td style="text-align: center;">接続装置毎</td> <td style="text-align: center;">約200万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-size: small; padding: 5px;">* 上記料金額は、実際の装置の設置形態や接続構成等により、増減する場合があります。 * 上記以外の項目については、MVNO様からの具体的な要望に基づき、ご提示致します。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #ff9933; color: white; text-align: center;">KDDI</th> </tr> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">内容</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">料金額</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">備考</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">L2接続（LTE）に係る網改造料の見込み額</td> <td style="text-align: center;">約2百万円</td> <td style="text-align: center;">月額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-size: small; padding: 5px;">1. L2接続用の回線は、10GbpsによるACT/SBYの冗長構成です。 2. 各種条件により、金額が異なる場合があります。 3. 網改造料の他、伝送路、LTE直収パケット接続機能、MVNO回線管理機能、業務支援システムの利用、auICカードの貸与等に係る費用が必要です。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc; color: black; text-align: center;">ソフトバンク</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #cccccc; color: black;">機能名</th> <th style="background-color: #cccccc; color: black;">見込みの料金額(1接続装置あたり月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直収パケット接続装置機能</td> <td style="text-align: center;">約100万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small; padding: 5px;">※ 10GbpsインターフェースによるACT/STBYの冗長構成での料金です。 ※ 各種条件により、料金額が異なる場合があります。</td> </tr> </tbody> </table>	NTTドコモ			◆前提条件 ・弊社と10Gインターフェースにて接続し、XiGTP接続利用機能を利用する場合 ・網改造料の算定に係る比率等は、法定耐用年数期間内を使用			項目	単位	料金	当社ネットワーク接続に係る装置機能の月額利用料	接続装置毎	約200万円	* 上記料金額は、実際の装置の設置形態や接続構成等により、増減する場合があります。 * 上記以外の項目については、MVNO様からの具体的な要望に基づき、ご提示致します。			KDDI			内容	料金額	備考	L2接続（LTE）に係る網改造料の見込み額	約2百万円	月額	1. L2接続用の回線は、10GbpsによるACT/SBYの冗長構成です。 2. 各種条件により、金額が異なる場合があります。 3. 網改造料の他、伝送路、LTE直収パケット接続機能、MVNO回線管理機能、業務支援システムの利用、auICカードの貸与等に係る費用が必要です。			ソフトバンク		機能名	見込みの料金額(1接続装置あたり月額)	直収パケット接続装置機能	約100万円	※ 10GbpsインターフェースによるACT/STBYの冗長構成での料金です。 ※ 各種条件により、料金額が異なる場合があります。	
NTTドコモ																																			
◆前提条件 ・弊社と10Gインターフェースにて接続し、XiGTP接続利用機能を利用する場合 ・網改造料の算定に係る比率等は、法定耐用年数期間内を使用																																			
項目	単位	料金																																	
当社ネットワーク接続に係る装置機能の月額利用料	接続装置毎	約200万円																																	
* 上記料金額は、実際の装置の設置形態や接続構成等により、増減する場合があります。 * 上記以外の項目については、MVNO様からの具体的な要望に基づき、ご提示致します。																																			
KDDI																																			
内容	料金額	備考																																	
L2接続（LTE）に係る網改造料の見込み額	約2百万円	月額																																	
1. L2接続用の回線は、10GbpsによるACT/SBYの冗長構成です。 2. 各種条件により、金額が異なる場合があります。 3. 網改造料の他、伝送路、LTE直収パケット接続機能、MVNO回線管理機能、業務支援システムの利用、auICカードの貸与等に係る費用が必要です。																																			
ソフトバンク																																			
機能名	見込みの料金額(1接続装置あたり月額)																																		
直収パケット接続装置機能	約100万円																																		
※ 10GbpsインターフェースによるACT/STBYの冗長構成での料金です。 ※ 各種条件により、料金額が異なる場合があります。																																			
<p>【MVNO からの指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表現が改善され、MVNO における予見可能性が向上した。 今後、5G の導入等の状況変化があった場合においても予見可能性が担保されているかは注視が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> アンバンドル機能以外の機能についてだけでなく、開放を促進すべき機能等（例：HLR/HSS 連携機能）についても見込額が明らかになると MVNO にとっての予見可能性が向上する。 																																		
<p>【二種指定設備設置事業者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンバンドル機能以外の機能については MVNO の具体的な要望及びその詳細を聴取した上で負担 	<ul style="list-style-type: none"> アンバンドル機能以外の機能についても、その網改造料の見込額が明らかにされることは予見可能性向上の見地から望ましい。 開放を促進すべき機能は、事業者間協議の更なる促進を図るものとして設定されているものであり、このうち HLR/HSS 																																		

<p>額を示している。</p>	<p>連携機能については現在、NTT ドコモが MVNO であるインターネットイニシアティブに対して提供をしている状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • これについて、総務省では二種指定設備設置事業者に対し、当該機能の提供に関して MVNO からの要望により協議を行うに際しては、MVNO が負担する金額並びにその根拠及び適正性に関する説明を当該 MVNO に対し書面により行うよう 2018 年に指導しているところ、当該指導を踏まえた二種指定設備設置事業者の対応について総務省は注視する。 • また、アンバンドル機能、開放を促進すべき機能以外の機能に係る詳細や負担すべき金額については、事業者間協議による合意形成を尊重し、総務省は必要に応じてその協議状況を注視する。 <p>(参考) 関係法令等 : 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 3、第 23 条の 9 の 5、平成 28 年 総務省告示第 107 号</p>
-----------------	--

確認結果	対応方針												
<p>(3)「接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比」関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 「接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比」の情報開示請求の件数（二種指定設備設置事業者からの聞き取りによる）は下表のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>NTT ドコモ</th><th>KDDI</th><th>ソフト バンク</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016 年度 接続料</td><td>13 件</td><td>4 件</td><td>3 件</td></tr> <tr> <td>2017 年度 接続料</td><td>7 件</td><td>5 件</td><td>3 件</td></tr> </tbody> </table> <p>【MVNO からの指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該制度整備により MVNO における予見可能性が一定程度向上した。 開示された比率の情報の粒度が粗く（10%刻みでの開示など）、十分に予見性が確保されているとは言えない。 <p>【一部の二種指定設備設置事業者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の粒度を細かく（1%刻みでの開示など）することは可能。2017 年度接続料から対応を実施。 		NTT ドコモ	KDDI	ソフト バンク	2016 年度 接続料	13 件	4 件	3 件	2017 年度 接続料	7 件	5 件	3 件	<ul style="list-style-type: none"> 当該制度整備により、接続料の算定根拠の透明性を向上するために、「接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比」の情報開示が行われることになった。 当該制度の運用の状況は下表のとおりであり、MVNO にとっての予見可能性が一定程度向上したと考えられる。 しかしながら、開示される情報の粒度が粗く、例えば 10%刻みでのみの開示しか行われない場合は予見可能性が十分向上したと言うことはできない。 これについて、二種指定設備設置事業者側では、情報の粒度を細かくするよう改善するとの意見表明があったところであり、総務省では、MVNO にとっての予見可能性が向上するか、状況を注視していく。 なお、過年度の接続料についても同等の粒度で開示を行うことが望ましい。 <p>(参考) 関係法令等 : 平成 28 年総務省告示第 107 号</p>
	NTT ドコモ	KDDI	ソフト バンク										
2016 年度 接続料	13 件	4 件	3 件										
2017 年度 接続料	7 件	5 件	3 件										
<p>(4)「障害等に関する情報の接続事業者への通知責任」関連</p> <p>【MVNO からの指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害に関する情報の通知が迅速化したことでユーザへの説明等が円滑化し、業務が改善された。 	<p>(参考) 関係法令等 : 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5</p>												
<p>(5)「頻度の高い工事の工事当たりの単価を約款に記載すべき旨明確化」関連</p> <p>【MVNO からの指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約帯域幅変更時の予見可能性が確保された。 契約帯域幅変更工事の受付から実施までの日数が長く、サービス提供を柔軟に行えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者各社の契約帯域幅変更工事の受付から実施までの日数は以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>NTT ドコモ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事の 発注期限</td><td>工事日^{※1}の 10 営業日前後</td></tr> <tr> <td>変更後 帯域幅の</td><td>工事日^{※1}の 10 営業日前後</td></tr> </tbody> </table>		NTT ドコモ	工事の 発注期限	工事日 ^{※1} の 10 営業日前後	変更後 帯域幅の	工事日 ^{※1} の 10 営業日前後						
	NTT ドコモ												
工事の 発注期限	工事日 ^{※1} の 10 営業日前後												
変更後 帯域幅の	工事日 ^{※1} の 10 営業日前後												

【一部の二種指定設備設置事業者の意見】

- 受付から実施までの期間は、作業員の確保や事前準備等に必要な日数を確保しているもの。
- これまで累次に渡り、MVNOからの要望や工事実績を踏まえ工事の受付から実施までの期間の短縮を実施。

通知期限	
	KDDI
工事の 発注期限	工事日※ ² の 12 営業日前
変更後 帯域幅の 通知期限	工事日※ ² の 7 営業日前

	ソフトバンク
工事の 発注期限	工事日※ ³ が属する月の前月 20 日
変更後 帯域幅の 通知期限	工事日※ ³ の 7 営業日前

※ 1 MVNO の要望に基づき工事日を設定。

※ 2 作業効率化等のため月 3 回の工事日を設定。MVNO に半期分の設定日を事前通知。

※ 3 作業効率化等のため毎月第一及び第三水曜日を工事日に設定。

- 一部の二種指定設備設置事業者においては、工事の受付から実施までの期間を短縮する取組が進んでいるところ、総務省ではこうした取組の実施により MVNO の事業環境が更に改善されるか注視する。

(参考) 関係法令等

:MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用
関係に関するガイドライン (平成 29 年 2 月 15 日
改定)

第3章 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

第1節 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

1 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認

「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）」で定めた実施内容に基づき、禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、移動系通信における市場支配的事業者⁹⁶によるその特定関係法人（総務大臣が指定する者⁹⁷。以下この 1 において同じ。）に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について、以下のとおり確認を行った。

（確認結果等の詳細については、参考 6 参照。）

確認対象事業者	確認項目及び確認結果の概要
NTT ドコモ	<p>ア. 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「接続関連情報」という。）の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>イ. 電気通信業務について、NTT ドコモの特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱い・利益供与が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号関係）</p> <p>⇒ 相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置する、禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。</p>
NTT ドコモ NTT ドコモの特定関係法人	<p>ア. NTT ドコモと同社の特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容（他事業者とドコモ又は同社の特定関係法人との間に提供条件に差がある場合はその理由）</p> <p>⇒ 電気通信業務に関する契約 禁止行為に該当すると認められる契約は確認できなかった。</p> <p>⇒ 電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務 NTT ドコモの特定関係法人に対し、優先的な取扱いをし、又は利益を与えると認められる契約は確認できなかった。</p>

⁹⁶ 電気通信事業法第 30 条第 1 項の規定に基づき、NTT ドコモが指定されている。

⁹⁷ 総務大臣が指定する者：東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー、株式会社 NTT ぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

第3編 電気通信市場の検証

第3編 電気通信市場の検証

第1編「電気通信市場の分析」及び第2編「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」の結果を踏まえ、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行った結果は、以下に示すとおりである。

1 固定系通信に関する市場の検証

(1) 検証結果

2018年度末時点における固定系ブロードバンドサービスの契約数は、4,025万（2016.3比+6.2%、2018.3比+1.5%）、このうち、FTTHの契約数は、3,166万（2016.3比+13.2%、2018.3比+3.5%）であり、固定系ブロードバンド契約数全体に占める割合は78.7%（2016.3比+4.9%、2018.3比+1.4%）となっている。固定系ブロードバンドサービス契約数全体及びFTTH契約数のいずれについても増加傾向を維持しているが、増加率の推移をみるとその傾向に陰りがみられる。

FTTHの提供別契約数の推移をみると、2018年度第1四半期において、「卸電気通信役務」型の契約数が、「自己設置」型の契約数を上回り、2018年度末時点においてその差はさらに広がっている（2018年度末時点における提供形態別の契約数は、「卸電気通信役務」型が1,555万、「自己設置」型が1,357万、「接続」型が254万となっている。）。

FTTH市場の事業者別シェアをみると、サービス卸の増加に伴い、NTT東西の小売シェアは26.5%（2016.3比▲25.6ポイント、2018.3比▲4.3ポイント）まで低下しているが、卸電気通信役務の提供に係るものを含めると66.6%（2016.3比▲2.3ポイント、2018.3比▲0.5ポイント）であり、設備ベースのシェアでみれば依然として大きな影響力を有している。

サービス卸の増加に伴って小売シェアを特に伸ばしているのが、MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）である。2018年度末時点におけるMNO2者的小売シェアの合計は29.0%（2016.3比+18.5ポイント、2018.3比+3.2ポイント）となっており、サービス卸の事業者形態別契約数シェアでは、MNO2者で72.2%（2016.3比+10.5ポイント、2018.3比+1.4ポイント）にのぼっている。

一方で、利用者アンケートの結果をみると、MNO系光コラボ利用者の総合的満足度、料金の満足度、通信速度・品質の満足度のいずれについても、MNO系以外の光コラボ利用者や、光コラボ以外のFTTH利用者の満足度を下回っている。したがって、FTTHの小売市場において、MNO系光コラボのシェアが高まっていることについて、その理由をFTTHアクセスサービス自体の料金や品質の優位性に求めるることは困難である。

利用者アンケートにおけるその他の回答状況をみると、契約場所に関する設問では、MNO系光コラボ以外の利用者においては、対面による契約を行った者の割合が少數であつ

た⁹⁸のに対し、MNO 系光コラボ利用者においては、携帯ショップ等において対面による契約を行った者の割合が多い⁹⁹ことが確認された。また、固定系ブロードバンドサービスは、移動系通信と比較しても、限られた選択肢の中から事業者選択がなされていることがうかがわれたが¹⁰⁰、その中でも MNO 系光コラボ利用者においては、81.5%の者が「現在利用中の 1 社のみしか検討しなかった」と回答している。また、MNO 系光コラボ利用者は、その他の固定系ブロードバンド利用者と比較して、事業者から勧誘を受けたことを契機としてサービス（事業者）選択に至った者の割合が多かった（FTTH 利用者全体では 45.6% であったのに対し、MNO 系光コラボ利用者においては 60.0%）。

以上を踏まえれば、MNO 系光コラボ利用者の中には、NTT ドコモ又はソフトバンクの携帯電話を利用中ないし新規契約を行おうとしていた者が、携帯ショップに赴いた際に光回線とのセット契約を勧められ、これに魅力を感じて契約した者が一定割合存在するものと考えられる¹⁰¹。そのような営業方法自体が直ちに否定されるわけではないが、勧誘方法や移動系通信とのセット契約の態様等が、公正な競争を阻害するものとなつていなか注視する必要があると考えられる。この点に関し、今年度の固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認において、小売料金等提供条件の実態、キャッシュバック等の利用者誘因策の実態及び利用者の乗り換えに関する意識の調査を実施したところである。

このほか、今年度の利用者アンケートにおいては、固定系ブロードバンドと移動系通信の代替性の程度を確認する観点から、他社の固定系ブロードバンドに乗り換えることができない状況下で、固定系ブロードバンドを解約する値上げ水準について質問を行った。その結果、固定系ブロードバンド市場について、移動系通信市場とは別個の市場として画定することが適当であることが示唆される結果が得られた¹⁰²一方、移動系通信の存在が固定系ブロードバンドに対して一定の競争圧力を与えていることがうかがわれる結果もみられた¹⁰³。今後、5G の普及により、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスの間の垣根が今後さらに低くなることが予想されることから、両サービスの代替性の程度等について引き続き注視する必要があるものと考えられる。

⁹⁸ 例えば、MNO 系以外の光コラボ利用者においては、52.7%の者が「インターネット等」において契約したと回答している。

⁹⁹ MNO 系光コラボ利用者においては、59.2%の者が「携帯ショップ」において、13.4%の者が「量販店」において契約したと回答している。

¹⁰⁰ 固定ブロードバンドサービスの事業者変更経験がある者のうち、74.9%の者が事業者変更の際に「現在利用中の 1 社のみしか検討しなかった」と回答している。

¹⁰¹ 利用者アンケートの結果をみると、ドコモ光利用者の 9 割以上が NTT ドコモの携帯を、SoftBank 光利用者の 8 割以上がソフトバンクまたはワイモバイルの携帯を利用していると回答している。

¹⁰² 10% の値上げで固定系ブロードバンドを解約すると回答した者の割合は、13.8% にとどまった。

¹⁰³ 25.0% の値上げを行った場合、58.0% の者が固定系ブロードバンドを解約すると回答している。

(2) 今後取組むべき課題等

上記のとおり、設備ベースでみれば、依然として FTTH 市場における NTT 東西の存在感が大きい状況である。今年度の固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認においては、サービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為は確認されなかつたところではあるが、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視するとともに、必要に応じて適切な措置をとることとしている。

また、本年 7 月以降、サービス卸の最終利用者は、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなる。このため、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、市場における競争状況や事業者によるサービスの提供条件等について注視するとともに、必要に応じて適切な措置をとることとしている¹⁰⁴。

¹⁰⁴ FTTH アクセスサービスでは、公正競争の観点から、通信契約を締結することを条件として最終利用者に提供されるキャッシュバック等について、累次にわたり懸念が表明されてきたところ、事業者変更の開始による市場競争への影響を見据え、より実効的に公正競争を確保するため、キャッシュバック等及び料金等の提供条件が電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号（不当競争による業務改善命令）に該当し得る例を示す資料（「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について」）を本年 6 月 28 日に公表したところである。

2 移動系通信に関する市場の検証

(1) 検証結果

移動系通信の契約数は、引き続き増加傾向にあった（2016年度から2018年度の3年間で11.6%の増加）一方、MNOが最終利用者に提供する通信モジュールの契約数の増加（3年間で80.0%の増加）とMVNO契約数の増加（3年間で65.0%の増加）によるものであつて、MNOが最終利用者に提供する通信モジュール以外（スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス等）の契約数は、2016年度以降横ばい（3年間で0.2%の減少）となつている。

移動系通信市場における2018年度末における事業者別シェアは、NTTドコモが37.9%、KDDIグループが27.4%、ソフトバンクグループが23.1%、MVNOが11.6%となっている。MVNOのシェアは3年前と比較して3.8ポイント増加しており、また、KDDIグループ契約数に占めるUQコミュニケーションズの割合や、ソフトバンクグループにおけるワイモバイルの割合も増加していることも踏まえると、サブブランド・MVNOも含めた競争が一定程度進展しているとも考えられる。

他方、MVNOの契約数は、増加率ベース（3年間で65.0%の増加であったのに対し、直近1年間でみると13.8%の増加にとどまっている。）でみても、増加数ベース（2015年度、2016年度においては純増数がそれぞれ312万、317万であったのに対し、2017年度、2018年度における純増数はそれぞれ254万、255万にとどまっている。）でみても増加傾向に陰りがみられる。MNO利用者とMVNO利用者間において満足度が大きく異なっている（現在主に利用している移動系通信サービスの総合的満足度に関する質問において、MVNO利用者においては60.0%の者が「非常に満足」又は「満足」であると回答している一方、MNO利用者においてはその割合が30.6%にとどまる¹⁰⁵。）にもかかわらず、MVNO契約数の増加傾向に陰りがみられる背景には、MNO利用者とMVNO利用者の間には移動系通信サービスの選択の視点に違いがあることが一つの可能性として考えられる¹⁰⁶。

また、MNO利用者とMVNO利用者の利用状況の違い（例えば、MNO利用者においては、1ヶ月当たりのデータ使用量が1GB未満であるとした者の割合が45.8%であるのに対し、5GB以上使用しているとした者も2割程度存在する。一方、MVNO利用者においては、1ヶ月当たりのデータ使用量が1GB未満であるとした者の割合が36.9%であるのに対し、5GB以上使用している者は1割に満たない。）や販売チャネルの違い（MNO利用者においては、ほとんどの利用者が携帯電話ショップや量販店等において対面によって契約を締結しているのに対し、MVNO利用者においては、7割以上の者がインターネット等におい

¹⁰⁵ 「非常に不満」又は「不満」であると回答した者の割合でみても、MVNO利用者においては3.1%にとどまるのに対し、MNO利用者においては13.4%となっている。

¹⁰⁶ その他の可能性としては、MNO利用者がMVNOサービスについて十分に認知していないことや、利用者における（心理的なものも含めた）スイッチングコストの存在等が考えられる。

て契約をしている。)、移動系通信端末の調達方法の違い (MNO 利用者においては 3 分の 2 以上が端末の購入の際に割賦契約を締結している一方、MVNO 利用者においては 7 割以上が端末を一括払い購入している。) 等を踏まえると、MNO サービスと MVNO サービスの間の代替性の程度は利用者によって異なるものと考えられ、あらゆるタイプの利用者が MNO・MVNO 間の競争による利益を享受できる状況にあるかについては疑問が残る (MNO・MVNO 間の競争による利益を十分に享受できないタイプの利用者が存在する可能性がある。)。

次に、MNO サービスに限って事業者別シェアをみると、2018 年度末時点においては、NTT ドコモが 42.9% (2016.3 比▲0.8%、2018.3 比▲0.4%)、KDDI グループが 31.0% (2016.3 比+2.1 ポイント、2018.3 比+0.1 ポイント)、ソフトバンクが 26.1% (2016.3 比▲1.3 ポイント、2018.3 比+0.2 ポイント) となっている。通信モジュールとそれ以外に分けて各社のシェア及びその変動をみると、通信モジュールにおいては各社のシェアの変動が比較的大きい (例えば、2016 年 3 月末時点における KDDI グループのシェアは 2 割台半ばであり、NTT ドコモやソフトバンクよりもシェアが小さいのに対し、2019 年 3 月末時点における KDDI グループのシェアは 3 割台後半であり、NTT ドコモやソフトバンクのシェアを上回っている。) のに対し、それ以外 (スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス等) における各社のシェアは、2016 年 3 月末時点と比較しても、2018 年 3 月末時点と比較しても、各社とも 1 ポイント以内の変動幅にとどまっている。

MNO サービス分野における各社のシェアの変動が大きくないことそれ自体が直ちに MNO 間の競争が十分ではないことを示すものではない¹⁰⁷。しかしながら、利用者アンケートにおいて半数以上の者 (MNO 利用者に限ってみれば 68.9%) が 10 年以上継続して同一の事業者のサービスを利用していると回答していること、また、事業者変更経験のある MNO 利用者のうち、63.1%の者が事業者変更の際に「現在利用中の 1 社のみしか検討しなかった」と回答していることを踏まえると、多くの MNO 利用者が、利用中の MNO 事業者以外の事業者においてこれまで実施してきた料金プラン体系の変更について、事業者変更をするほど魅力的ではないと捉えている (または魅力的なものでないと予想し、そもそも他事業者における料金プラン体系の変更について関心を払っていない) 状況にあるか、各種のスイッチングコストの存在により、各時点においてあらゆる事業者のサービスの中から最適なサービスを選択 (再選択) するということが事実上困難な状況にあると考えられる¹⁰⁸。

¹⁰⁷ ソフトバンクブランドからワイモバイルへの移行や、KDDI から UQ コミュニケーションズへの移行は、シェアの変動に反映されないことも留意が必要である。

¹⁰⁸ 仮に現時点においてどの移動系通信サービスも利用しておらず、また、移動系通信に使用する端末も使用していない場合、新たにどの移動系通信事業者のサービスを利用したいかを尋ねたところ、現在利用中のサービスを利用すると回答した者の割合は 52.0%であった。半数弱の回答者が、スイッチングコストが一切存在しない場合には、現在利用中のサービス以外を利用したいと考えていることになる。

次に、MVNO サービス（SIM カード型）に限ってその競争状況をみると、事業者別シェア¹⁰⁹は、楽天が最も高く（15.9%）、インターネットイニシアティブ（14.1%）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（11.4%）、オプテージ（10.1%）、ビッグローブ（5.3%）が続いている。2016 年度以降、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びインターネットイニシアティブがシェアを落としている一方、MNO のグループに属しない楽天及びオプテージがシェアを伸ばしている。他方、上記の SIM カード型契約数に MNO のサブブランドの契約数を加えたものを母数として各者のシェア及びその変動をみると、2018 年度末時点における UQ コミュニケーションズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回っており、そのシェアの伸びは、（2016 年度末比でみても、2017 年度末比でみても）SIM カード型契約数上位 5 者のいずれの事業者のシェアの伸びよりも大きくなっている。このことが、直ちに（SIM カード型の）MVNO 事業者を排除していることを意味するわけではないが、上記のとおり、MVNO 契約数の増加傾向に陰りがみられることも踏まえると、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について引き続き注視するとともに、接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するために所要の措置を講じることが重要であると考えられる。

最後に、移動体通信端末に係る利用状況等をみると、上記のとおり MNO 利用者・MVNO 利用者の間において、購入方法に大きな差異があり、端末購入を理由とした通信料の値引きと相まって、このことが利用者の移動系通信事業者の選択の場面において大きな影響を与えていたものと考えられる。この点について、今般公布された電気通信事業法の一部を改正する法律において、通信料金と端末料金の完全分離に係る制度整備がなされたところであり、また、利用者アンケート結果等によれば、中古端末の利用者・利用意向者の割合が少しずつ高まっていること、また、SIM ロック解除の件数が伸びていることを踏まえれば、利用者が通信サービスの料金・品質で移動系通信事業者（サービス）を選択することが可能となるような環境が整いつつあるものと考えられる。

（2）今後取組むべき課題等

本年10月に楽天モバイルがMNOとして新規参入することが見込まれているところである。利用者アンケートにおいて、仮に現時点においてどの移動系通信サービスも利用しておらず、また、移動系通信に使用する端末も保有していない場合に、新たにどの移動系通信事業者のサービスを利用したいかを尋ねたところ、楽天モバイルと契約するとした者が多く¹¹⁰、楽天モバイルのMNO参入により、事業者間の競争が促進されることが期待され

¹⁰⁹ 契約数 3 万以上の MVNO に係るもの。

¹¹⁰ 楽天モバイルが既に MVNO として参入していることを踏まえると、このアンケート結果は、利用者が MNO サービスと MVNO サービスとを区別していることがうかがわれる一つの証左として捉えることもできる。

る。他方、上記のとおり、スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービスの契約数は、既に頭打ち状態にあるものと考えられ、この分野において新規需要を大きく喚起することは困難であると考えられる。したがって、全ての利用者が、MN0の新規参入による競争促進の利益を享受するためには、利用者があらゆる事業者の通信サービスの中から自らに合ったものを選択（再選択）できる環境を整備する必要がある。特に、MN0の事業者数の制限が、電波の希少性に起因した参入数の制限によるところが大きいことに鑑みれば、利用者のスイッチングコストの低減に向けた取組を実施する必要性は非常に大きいものと考えられる。

この点について、今般公布された電気通信事業法の一部を改正する法律において、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みのは正のための制度等が整備されたところであるが、既に多くの利用者を獲得している事業者においては、様々な方法により既存の利用者を囲いこむインセンティブが働くものと考えられることから、引き続き市場における競争環境を注視し、必要に応じて適切な対応をとることが求められる。

また、移動系通信市場においては、通信モジュールとそれ以外（スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス等）との間で市場の成熟度に大きな違いがみられるところ、これらサービス間には、需要の代替性が存在しないことも踏まえると、別々に市場画定した上で分析を行うなどの対応が必要であると考えられる。

第4編 消費者保護ルールに関する取組状況 の分析・検証

第4編 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証

1 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証について

改正電気通信事業法においては、利用者保護の観点から、「説明義務の充実」、「書面交付義務の導入」、「初期契約解除制度の導入」、「不実告知等・勧誘継続行為の禁止」及び「代理店指導等措置の導入」を行い、利用者保護に係る制度の充実を図ったところである。

総務省は、これらの消費者保護ルールに関する取組状況については、基本方針及び本年度年次計画において、検証期間の1年目から継続して重点事項とすることとし、「電気通信事業者の利用者保護規律に関する監督の基本方針」(平成28年5月20日公表。以下「監督基本方針」という。)に基づき、関係の専門家が参加する別の会合の場を中心として実務的な検討・作業を行い、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していくこととしている。

2 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」の開催状況

監督基本方針に基づき、電気通信事業法及び関係法令等に基づく消費者保護ルールについて、法執行の適切な実施及び制度の実効性の確保のため、専門的な観点から情報を共有し、検討及び評価することを目的として、「ICTサービス安心・安全研究会」(座長：新美育文弁護士(元明治大学法学部教授))の下で、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」(主査：新美育文弁護士(元明治大学法学部教授))。以下「消費者保護モニタリング会合」という。)を開催している。同会合の開催状況は以下のとおり。

【消費者保護モニタリング会合の開催状況】

	開催日	議題
第1回	平成28年9月15日	<ul style="list-style-type: none">・開催の趣旨、評価実施の枠組み等について・定期調査及び苦情等傾向分析の実施方法について
第2回	平成29年2月3日	<ul style="list-style-type: none">・苦情等の分析について・書面等調査の主な結果について
第3回	平成29年6月22日	<ul style="list-style-type: none">・中間報告指摘のフォローアップ等・苦情分析の結果等・実施調査の主な結果・平成28年度の評価・総括
第4回	平成30年2月16日	<ul style="list-style-type: none">・平成28年度消費者保護ルール実施状況のモニタリングにおける指摘事項に係る対応状況(フォローアップ)等・苦情相談の傾向分析の結果等

		<ul style="list-style-type: none"> ・実施調査の主な結果（MVNO サービス） ・要改善・検討事項（案）等 ・MVNO 音声通話付サービスの初期契約解除制度及び確約措置の導入について（案）
第5回	平成 30 年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情相談の傾向分析の結果 等 ・実施調査の主な結果（MNO・FTTH サービス） ・平成 28・29 年度消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合における指摘事項に係る対応状況（フォローアップ）等 ・平成 29 年度の評価・総括（案）
第6回	平成 31 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度消費者保護ルール実施状況のモニタリングにおける指摘事項に係る対応状況（フォローアップ）等 ・苦情相談の傾向分析の結果等 ・実地調査の主な結果（MVNO サービス） ・要改善・検討事項（案）等
第7回	令和元年 6 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情相談の傾向分析の結果 等 ・平成 30 年度消費者保護ルール実施状況のモニタリングにおける指摘事項に係る対応状況（フォローアップ）等 ・実地調査の主な結果（MNO・FTTH サービス） ・平成 30 年度の評価・総括（案）

平成 30 年度の評価・総括については、令和元年 6 月 25 日に開催された消費者保護モニタリング会合において検討が行われ、取りまとめられたところ、総務省は、同年 6 月 28 日に開催された第 13 回市場検証会議において、当該評価・総括の内容について報告を行った。

総務省は、令和元年度においても引き続き消費者保護モニタリング会合を開催し、消費者保護ルールに関する取組状況について、監督基本方針に基づき分析・検証を行い、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していく。

參考資料

市場検証会議構成員一覧

(五十音順、敬称略)

青木 淳一	あおき じゅんいち	慶應義塾大学法学部准教授
浅川 秀之	あさかわ ひでゆき	株式会社日本総合研究所通信メディア・ハイテク戦略 クラスター長・上席主任研究員
池田 千鶴	いけだ ちづる	神戸大学大学院法学研究科教授
大木 良子	おおき りょうこ	法政大学経営学部教授
(座長) 大橋 弘	おおはし ひろし	東京大学大学院経済学研究科教授
佐藤 英司	さとう えいじ	福島大学経済経営学類准教授
中尾 彰宏	なかお あきひろ	東京大学大学院情報学環教授
西村 暢史	にしむら のぶふみ	中央大学法学部教授
(座長代理) 林 秀弥	はやし しゅうや	名古屋大学大学院法学研究科教授
森 亮二	もり りょうじ	弁護士

設備競争のマッピング（全国）

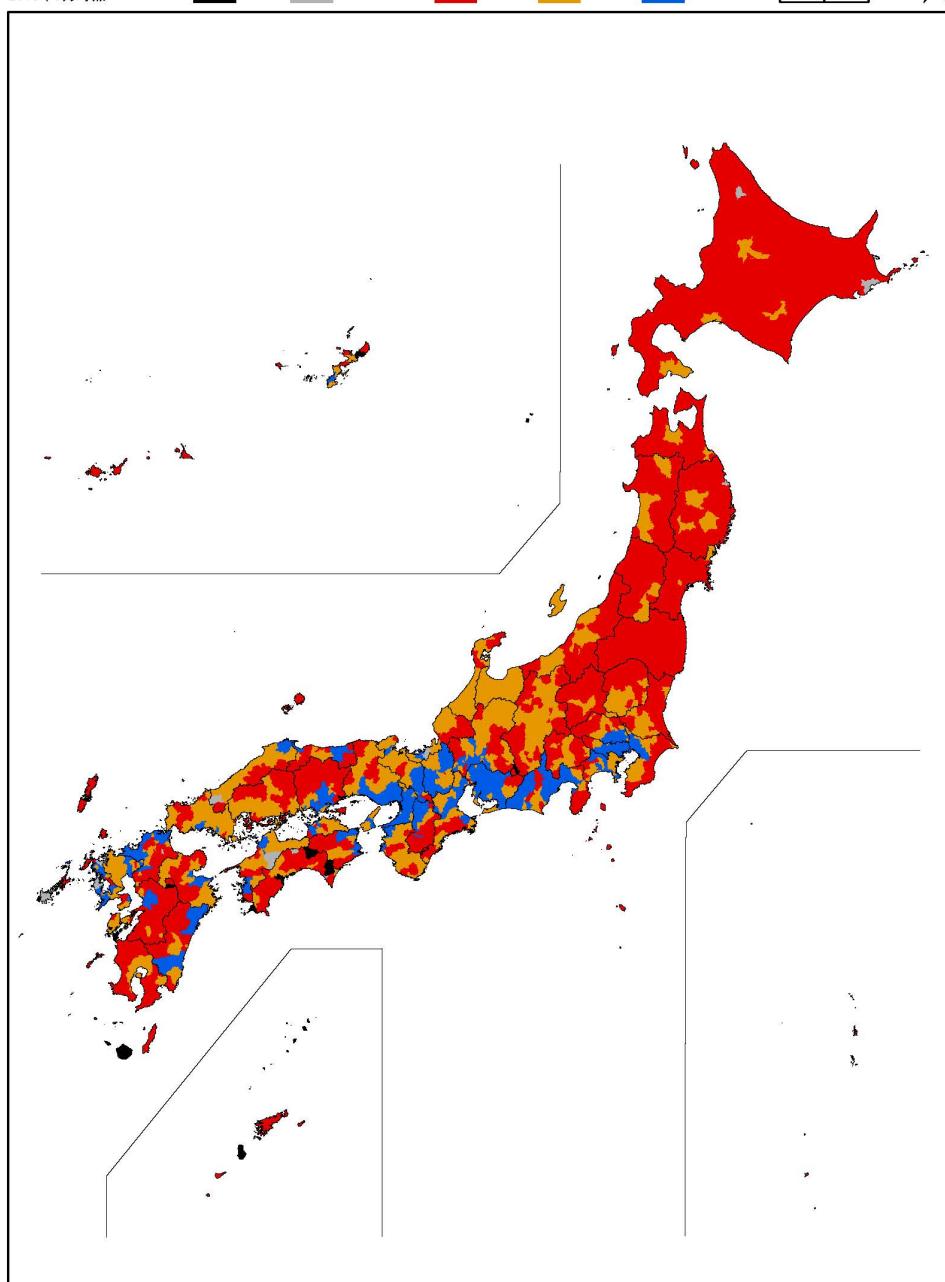
全国版

固定系超高速ブロードバンド
2018年3月時点

提供事業者の状況(設備設置状況)

■ 未提供 ■ 提供率50%未満 ■ 1事業者 ■ 2事業者 ■ 3事業者以上

0 80 160 km



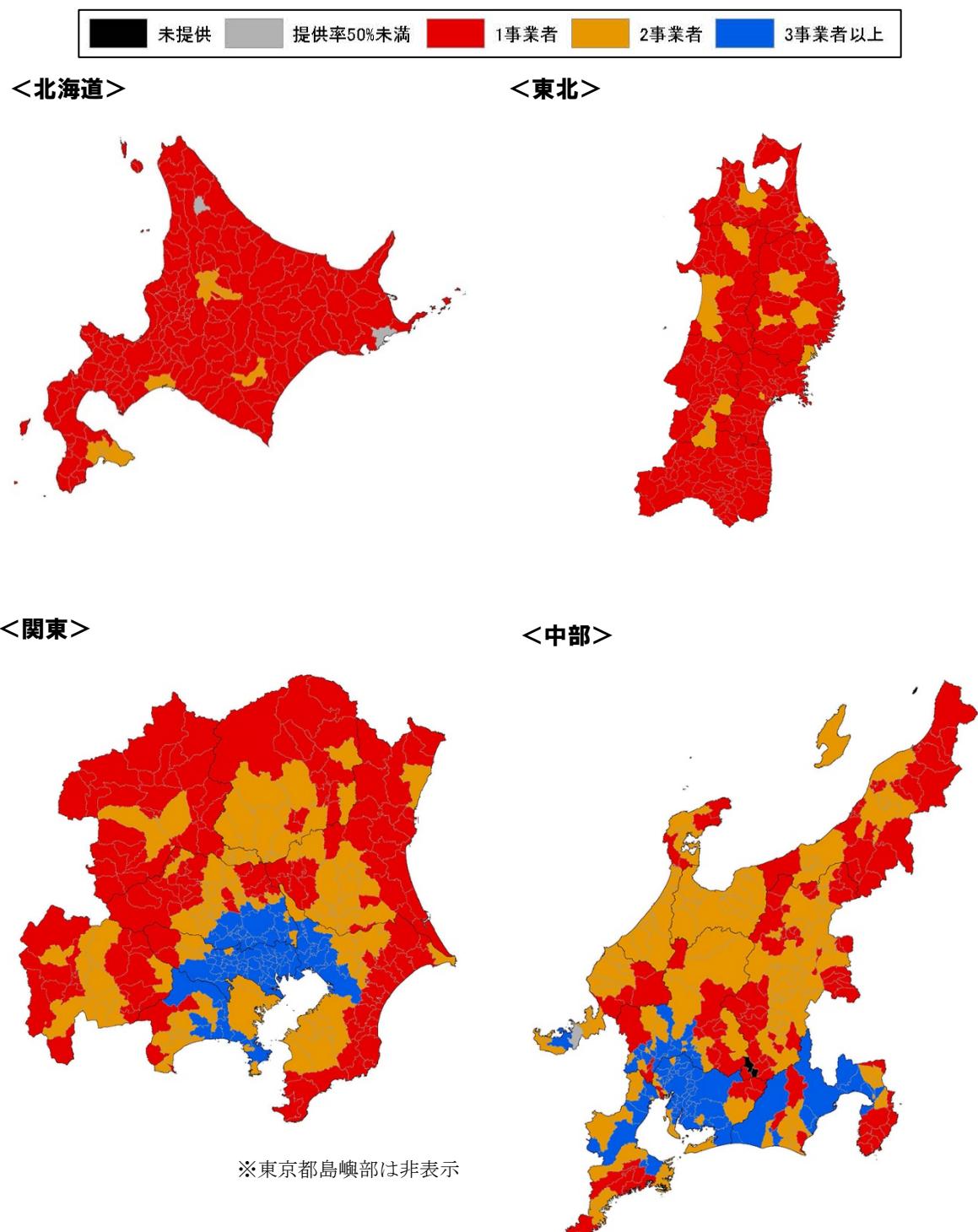
注1：ある事業者の設備整備エリアに含まれる、固定系超高速ブロードバンドサービスが利用可能な世帯が、市町村内全世帯のうち50%以上である場合、当該事業者はその市町村において設備整備済であるとし、着色する。

注2：設備を整備している事業者はいるものの、50%以上の世帯をカバーする範囲で整備している事業者がいない場合、「提供率50%未満」としている。なお、提供率50%未満の事業者が複数いる場合であっても合計はしない。

注3：1事業者によりFTTH及び通信速度30Mbps以上のCATVインターネットの両方のサービスが提供されている場合は、1事業者としてカウント。

出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査

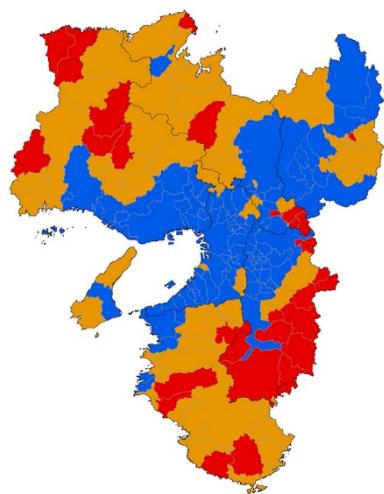
設備競争のマッピング（地域ブロック別）



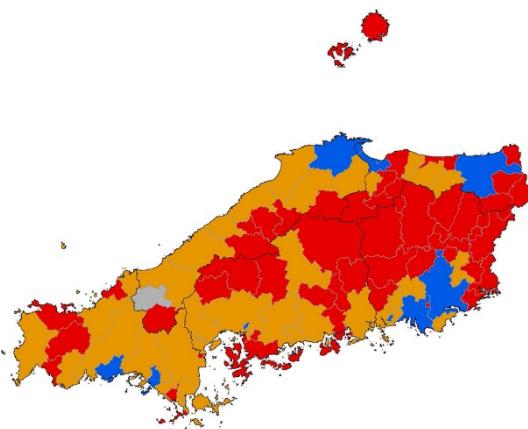
出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査



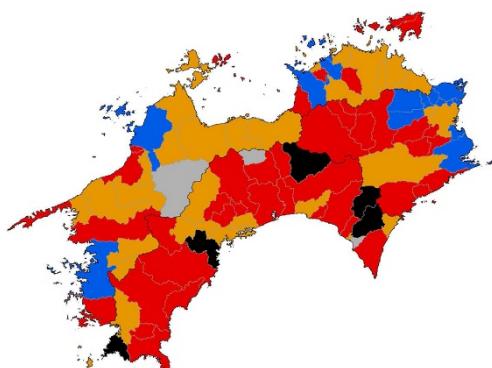
<近畿>



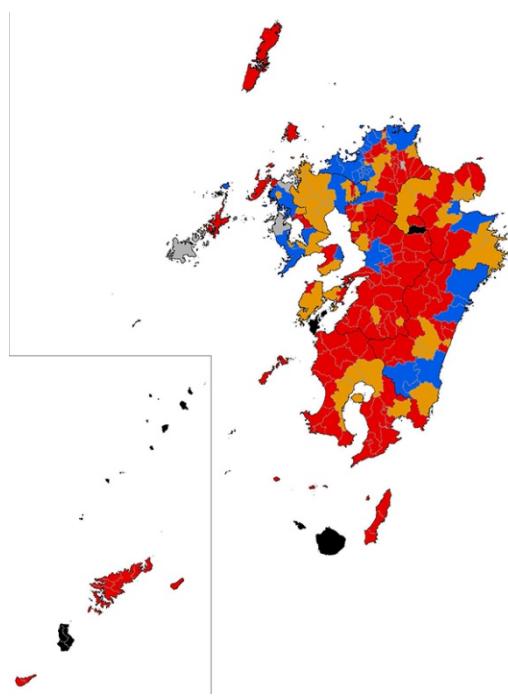
<中国>



<四国>



<九州>



出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査

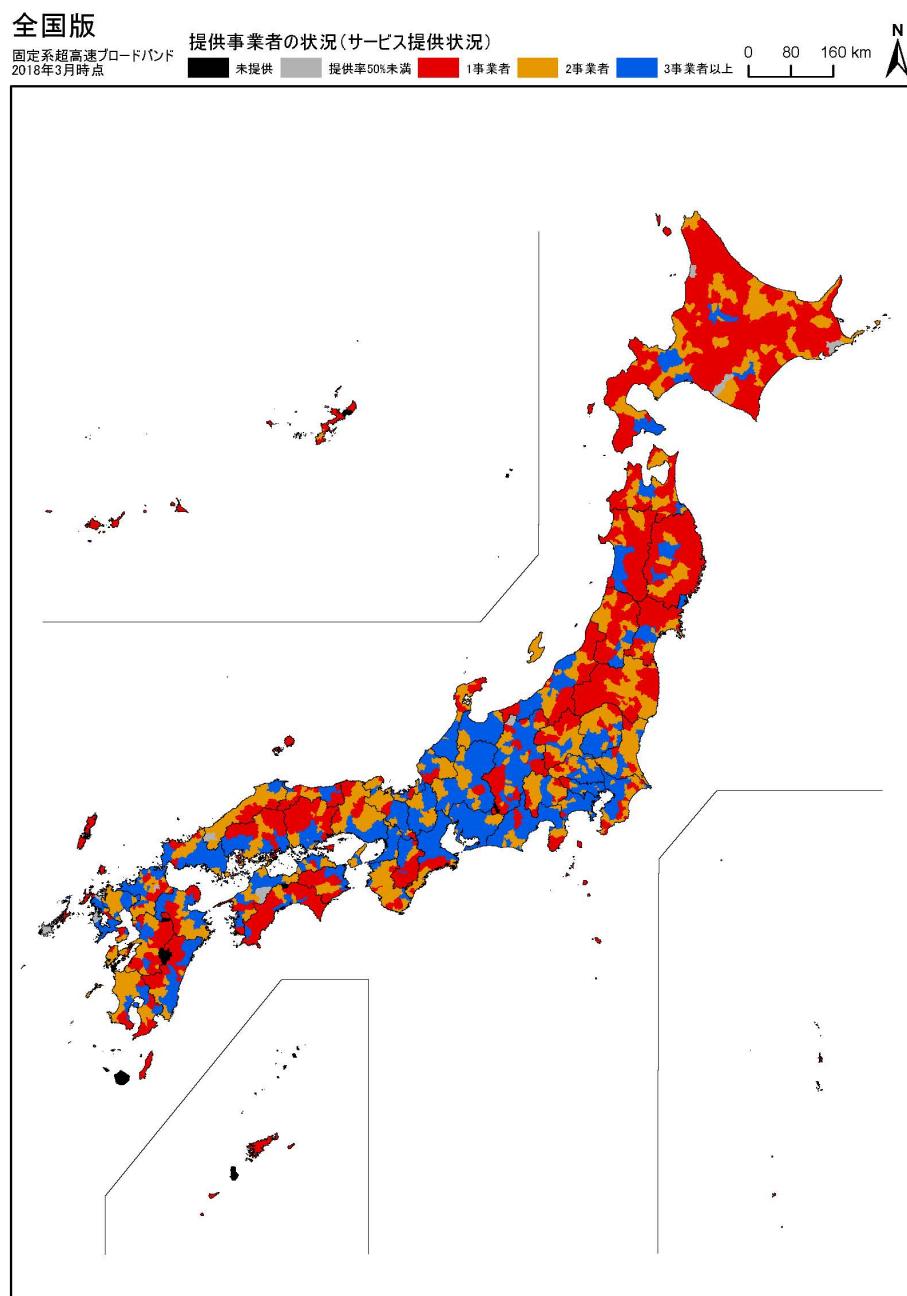


<沖縄>



出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査

サービス競争のマッピング（全国）



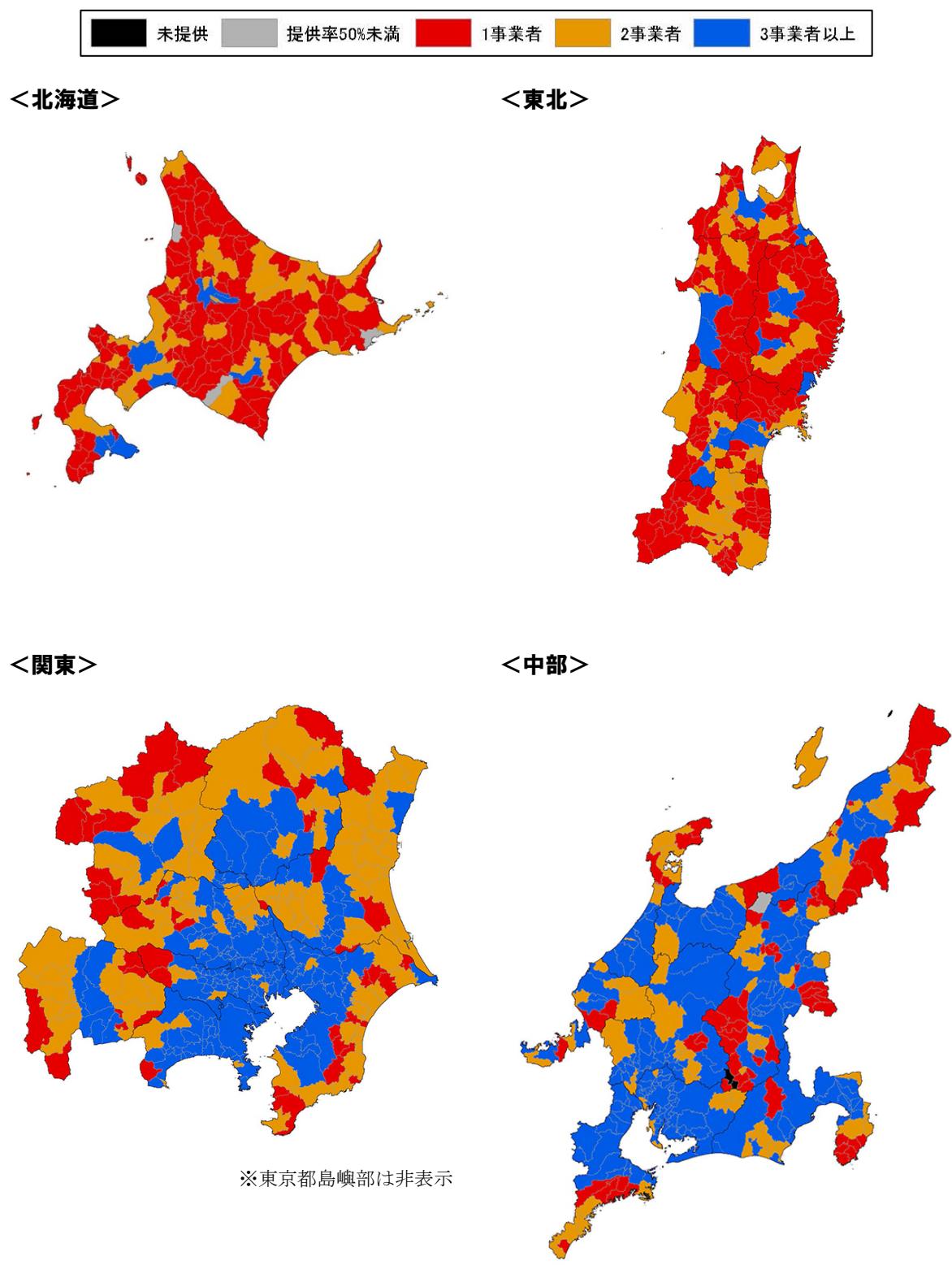
注1：ある事業者のサービス提供エリアに含まれる、固定系超高速ブロードバンドサービスが利用可能な世帯が、市区町村内全世帯のうち50%以上である場合、当該事業者はその市町村においてサービス提供済であるとし、着色する。

注2：サービスを提供している事業者はいるものの、50%以上の世帯をカバーする範囲で提供している事業者がいない場合、「提供率50%未満」としている。なお、提供率50%未満の事業者が複数いる場合であっても合計はしない。

注3：1事業者によりFTTH及び通信速度30Mbps以上のCATVインターネットの両方のサービスが提供されている場合は、1事業者としてカウント。

出所：2018年度事業者アンケート

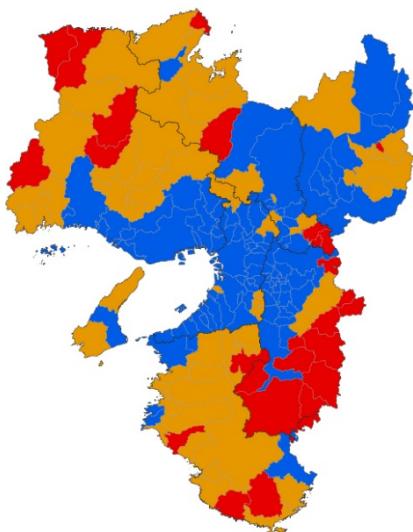
サービス競争のマッピング（地域ブロック別）



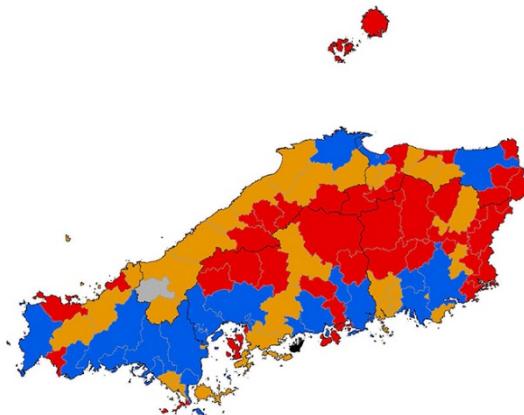
出所：2018年度事業者アンケート



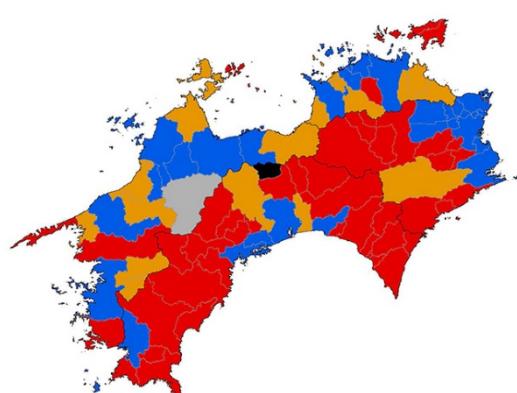
<近畿>



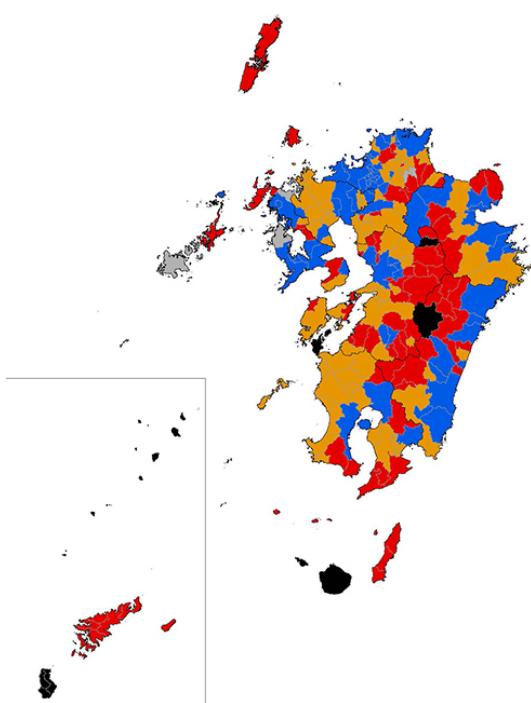
<中国>



<四国>



<九州>



出所：2018年度事業者アンケート



<沖縄>



出所：2018年度事業者アンケート

○ NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果等（詳細）

① 競争阻害的な料金の設定等

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜特定の卸先事業者に対する不当な優遇＞ 自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を設定するなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西から届け出られている個別の契約内容（以下「届出契約内容」という。）¹¹¹からは、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の適用がされているとは認められなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の卸先事業者に対する不当な優遇が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を適用することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。</p>
<p>＜特定の卸先事業者に適用が限定される割引＞ 実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されるような大口割引を行う場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容からは、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引は認められなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されるような大口割引が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引¹¹²を行うこと。</p>
<p>＜他の電気通信役務とのバンドル提供に係る条件＞ 特定卸役務と他の電気通信役務をバンドル提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定する、又は当該他の電気通信役務とのバンドル提供を受ける者にのみ特定卸役務を提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容からは、特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に双方の役務の料金を区分せずに設定すること又は当該他の役務の提供を 	<ul style="list-style-type: none"> 他の電気通信役務とのバンドル提供に係る料金設定等が適正に行われているか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者にのみ当該特定卸役務を提供（いわゆるバンドル提供）すること。</p>

¹¹¹ NTT 東西と届出対象事業者^{*}との個別の契約に関して、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 25 条の 5 の規定により NTT 東西から提出された届出書、契約書その他の書面。

* 電気通信事業法施行規則第 25 条の 7 に規定する以下のいずれかの基準に該当する卸先事業者をいう（4 事業者が該当）。

- ① NTT 東西の特定関係法人であって、NTT 東西から提供を受ける FTTH アクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が 5 万以上の電気通信事業者
- ② NTT 東西から提供を受ける FTTH アクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が 50 万以上の電気通信事業者
- ③ その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（移動通信事業者）

¹¹² 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッショナ」といった名称によらず、当該卸提供事業者による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。

受ける者のみに特定卸役務を提供することを認める規定があるとは認められなかった。		
<p><適正なコストを下回る卸料金の設定></p> <p>競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸料金（額面）を、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成30年2月総務省策定）に基づきNTT東西において算定した接続料水準と比較した結果によると、接続料水準を下回る卸料金の設定がされているとは認められなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正なコストを下回る卸料金の設定が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト¹¹³を下回る料金¹¹⁴を設定すること。</p>
<p><利用者料金を上回る卸料金の設定></p> <p>利用者料金を上回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づきNTT東西において算定した利用者料金水準（工事費、手続費等を除く。）と卸料金（額面）を比較した結果によると、利用者料金よりも高い卸料金が設定されているとは認められなかった。 工事費、手続費等については、届出契約内容からは、利用者料金よりも高い額が設定されているとは認められなかった。 その他、卸料金水準と利用者料金（工事費、手続費等を除く。）との関係の詳細については、NTT西日本の利用者料金と卸料金の関係（第2編第1章第1節の3）も参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者料金を上回る卸料金の設定が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の料金等（工事費、手続費等を含む。）について、利用者に対する料金よりも高い料金¹¹⁵を設定すること。</p>

② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い></p> <p>自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由</p>

¹¹³ サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。

¹¹⁴ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

¹¹⁵ 脚注114と同じ。

<ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容からは、提供手續及び提供までの期間について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、提供手續・期間に係る不当な差別的取扱いを行わないよう社員教育を行っていることを確認。 提供手續・期間に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 		がないのに卸先事業者によつて差が生じること。
--	--	------------------------

③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜技術的条件に係る不当な差別的取扱い＞</p> <p>技術的条件について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定卸役務に係る技術的条件については「IP 通信網サービス契約約款及び技術的参考資料（IP 通信網サービスのインターフェース-フレッツシリーズ）」に規定・公表されていることを確認。 卸先事業者に対して、同一のシステムによる特定卸役務の申込、同一のシステムによる故障申告を認めていることを確認。 届出契約内容からは、特定卸役務に係る技術的条件について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、技術的条件に係る不当な差別的取扱いを行わないよう社員教育を行っていることを確認。 技術的条件に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的条件に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務に係る技術的条件（設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等）について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>

④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜サービス仕様に係る不当な差別的取扱い＞</p> <p>サービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容からは、禁止事項や商標利用に係る条件等について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、サービス仕様に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 サービス仕様に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス仕様に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	§ 特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。

⑤ 競争阻害的な情報収集

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜競争阻害的な情報収集＞</p> <p>卸先事業者の事業計画等の内容を合理的な理由なく聴取する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容に、NTT 東西が必要と認める場合及び卸先事業者の契約の履行状況に疑義が生じた場合に限り、資料提出や卸先事業者の事業所等の調査を行うなど、情報収集に一定の条件を設けていることを確認。 NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、競争阻害的な情報収集に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 競争阻害的な情報収集に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争阻害的な情報収集が行われていないか、引き続き注視。 	§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等（利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど）の内容を合理的な理由なく聴取すること。

⑥ 情報の目的外利用

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><情報の目的外利用></p> <p>御先事業者の情報を合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、特定卸役務の用に供する目的以外の目的で利用・提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容に、営業上・技術上の機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約の履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。 NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報の目的外利用に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 NTT 東日本において、同社が販売委託会社に提出していた電話勧誘リストに、目的外利用に当たる利用者情報が含まれていることが分かった 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の目的外利用が行われていないか、引き続き注視。 NTT 東日本において発生した個別事案については、御先事業者の契約者の情報が目的外に利用されることがないよう講ずることとした措置について引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供に関して知り得た御先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p>

⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><情報提供に係る不当な差別的取扱い></p> <p>情報提供の内容及び質、提供時期等について、合理的な理由がないのに御先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 御先事業者への情報提供について、一斉メールによる周知や御先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報、FAQ 等の公開を行っていることを確認。 NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報提供に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 情報提供に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに御先事業者によって差が生じること。</p>

⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉＞</p> <p>卸先事業者が接続を利用して提供する役務へと利用者を移転させることを不当に制限する、又は他の役務提供をさせないなど、合理的な理由なく卸先事業者のサービス提供を制限する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容からは、卸先事業者の業務へ合理的な理由なく規律・干渉することを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 卸先事業者の事業活動のうち契約書に定める禁止事項に該当しないものの事例について、卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおいて掲載されていることを確認。 NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、卸先事業者の業務に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 業務に関する不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないとなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。</p>

⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜業務の受託に係る不当な差別的取扱い＞</p> <p>料金請求・回収代行業務等の受託に関して、自己の関係事業者に対する手数料に比べて他の電気通信事業者に対する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 料金請求・回収代行等の受託に関しては、受託する業務の内容・業務量が同様である場合は、同一の提供条件で提供していることを確認。 NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、業務の受託に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の受託に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 業務の受託に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 なお、NTT 西日本が 2019 年 2 月より開始している「コラボ光サービスの取次業務」について、グループ一体経営とならないよう総務省に注視を求める意見があり、総務省において取次業務の実施状況について確認を行ったところ、電気通信事業法上問題と認められる点は確認されなかった。 		
--	--	--

⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p>＜消費者保護の充実等の観点から望ましい行為＞</p> <p>サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、卸提供事業者においては、契約関係のある全ての卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。</p> <p>特に、卸先事業者における法令違反の事実が明らかになった場合には、再発防止など、適切な措置を講じることが適当とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先事業者向けのポータルサイトにおいて、卸先事業者が特に留意すべき点等を明示し、常時確認ができるようにするとともに、法令・ガイドラインの改正時には内容を更新し、その旨をポータルサイトのトップページに掲載し、その旨卸先事業者へメールで周知している旨を確認。 卸先事業者のサービスの利用者から NTT 東西に苦情等が寄せられた場合、卸先事業者に対し、適切な対応を実施するよう依頼するとともに、問合せや調査依頼を行い、調査結果・改善結果の報告を受けていることを確認。 また、卸先事業者の不適切な営業活動等が明らかになった場合、サービス卸ガイドライン等を遵守した適正な営業活動を行うよう申し入れを実施し、是正されない場合には、受付停止・契約解除等の措置を講じていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西において一定の取組を行っていることが確認できたものの、卸先事業者のサービスに関する苦情相談件数が高止まりしていることに鑑み、「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応状況について、引き続き注視。 	<p>§ 卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。特に、本ガイドラインが遵守を求める法令に卸先事業者が違反していた事実が明らかとなった場合には、再発防止及び利用者利益の保護を図るための適切な措置を講じること。</p>

○ サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等（詳細）

① 競争阻害的な料金の設定等

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) ガイドライン該当箇所等
<p><料金設定の適正性></p> <p>卸先事業者が、競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを著しく下回るような料金設定をする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各卸先事業者に対するアンケートでは NTT 東西のサービス卸の提供料金（卸料金）以外のコストについての十分な回答が得られなかつたこと等から、現時点で競争阻害的な料金設定となつていいかどうかについて直ちに判断はできないが、③（2）「キャッシュバックについて」の欄に記載された意見を除き、各社から他の事業者において競争阻害的な料金設定がされているという指摘はなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> FTTH アクセスサービスのキャッシュバック等及び料金等提供条件が不当競争を引き起こすこととなる具体例を示す「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例」を本年6月28日に公表したところ。引き続き、競争阻害的な料金設定がされていないか注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者を排除又は弱体化するために適正なコストを著しく下回るような料金¹¹⁶を設定すること。</p> <p>➤ 移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられる。このため、移動通信事業者（MNO）が卸先事業者になり、特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務とを組み合わせて料金設定を行って提供する場合（いわゆるセット割引）において、料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。</p>
<p><MNO が行うセット割引に係る料金設定の適正性></p> <p>MNO の利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられるため、セット割引の料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> MNO が行うセット割引の料金設定について、具体的な懸念があるという指摘はなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> MNO が行うセット割引については、利用者意識調査の結果に鑑みると乗換えに一定の影響を与えていていると考えられることも踏まえ、公正競争上の懸念が生じていないか、引き続き注視。 	<p>・過度なキャッシュバックなどの行為により、電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせる場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現段階では、過度なキャッシュバックなどにより電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難になるおそれがある旨の指摘はない。 なお、アンケートにより各卸先事業者のキャッシュバック施策の実施状況を質問したところ、主な結果は次のとおりであった。
<p><キャッシュバックの適正性></p> <p>過度なキャッシュバックなどの行為により、電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせる場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現段階では、過度なキャッシュバックなどにより電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難になるおそれがある旨の指摘はない。 なお、アンケートにより各卸先事業者のキャッシュバック施策の実施状況を質問したところ、主な結果は次のとおりであった。 	<ul style="list-style-type: none"> 過度なキャッシュバックなどの行為により、電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれが生じていないか、引き続き注視。 	<p>§ 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に（特定卸役務の提供を受けて提供するサービスとセットで移動通信サービス等を提供する場合を含む。）、競争阻害的な料金設定</p>

¹¹⁶ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

<ul style="list-style-type: none"> 回答時点で、キャッシュバック施策を実施している卸先事業者は、18社 ※中9社。 <p>※ 回答事業者数（20社）から新規受付を停止中の事業者（2社）を除いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> キャッシュバック施策の金額は、事業者や時期、適用条件によって変動するものの、数千円から数万円程度（商品券等で提供する場合を含む。）となっている。 		や過度のキャッシュバックなどの行為により、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。
--	--	--

② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) ガイドライン該当箇所等
<p>＜消費者保護の充実等の観点から望ましい行為＞</p> <p>サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、卸先事業者において、全ての契約代理業者及び再卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。</p> <p>また、卸先事業者において、同ガイドラインの内容を踏まえ、契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、その遵守を担保する体制を整備することが適当とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先事業者から、サービス卸ガイドラインの内容について、その内容の周知、ガイドラインを踏まえた販売マニュアルの策定、集合研修・勉強会等による説明を実施していることについて、回答があった。 また、定期的なモニタリングや監査、契約内容の後確認の実施により、消費者保護に関する規律が遵守されているかチェックすることとしているという回答が複数の卸先事業者からあった。さらに、事業者によれば、営業担当者による契約代理店に対するチェック体制や苦情検知の体制を整備し、運用しているとの取組も行っている旨、回答があった。 苦情事案や不適切勧誘事案が発生した場合について、複数の卸先事業者において、苦情申告内容や音声ログの提出に基づく個別調査の実施や、是正指導等の実施を行っているという回答があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きサービス卸ガイドラインの周知状況等を引き続き注視するとともに「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を中心として消費者保護ルールに関する取組状況の分析検証を行う。 回答のなかった業界自主基準等については、例えば、（一社）テレコムサービス協会（FVNO委員会）において、光卸を利用したFTTHサービスの説明等に係る業務適正化のための業界ガイドラインが策定されており、各卸先事業者は、本ガイドラインに基づく適切な説明の実施、徹底が求められる（平成29年度消費者保護ルール実施状況のモニタリング（評価・総括）」（平成30年7月 ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況 	<p>§ 卸先事業者においては契約関係のある全ての卸契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。</p> <p>§ 卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。</p>

<ul style="list-style-type: none"> その他、卸先事業者に対して寄せられた苦情の内容としては、契約時の説明不足によるサービス内容・利用料金・解約金に関する認識の相違等があるとの回答があった。 なお、業界自主基準等の遵守については、1社を除いて特段の回答がなかった。 	<p>のモニタリング定期会合) 参照) ところ、実施、徹底の状況について注視。</p>	
--	---	--

③ サービス提供に当たっての課題等

確認内容及び確認結果	対応状況
<p><サービス提供に当たっての課題等></p> <p>(1) サービス卸の提供料金の水準について</p> <p>以下のとおりサービス卸の提供料金の値下げを求める意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH 市場での売価を踏まえた場合、サービス卸の料金が高く、価格に対する設定自由度、競争範囲が狭い。さらに、トラフィックの増加に伴う事業コストが増加しており、これを吸収するべく卸料金の値下げが望まれる。 回線の開通・移転・廃止の運用業務を卸先事業者自らが行うようになったため、コラボ光サービスは運用コスト負担が増加しており、卸料金の値下げが望まれる。 他社光回線との比較において、回線速度の競争力がない。また、サービス卸料金が高く、価格競争力も保てない。 現行のサービス卸には、料金の適正性を事業者で確認できないことや、料金水準が非公開でオープンな議論ができないといった課題があるため、料金については、より透明性や適正性を確保するためのルール見直しが必要と考えます。 <p>(2) キャッシュバックについて</p> <p>以下のとおり、FTTH アクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われているとの意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯キャリアの携帯回線を軸とした FTTH サービスの初期加入時の、他社からの乗り換え時の顧客に発生する違約金を最大 10 万円キャッ 	<ul style="list-style-type: none"> 卸料金は、営業コスト削減等の取組により、一部のメニューについては本年 7 月より値下げが行われたところ、引き続き卸料金の引き下げも視野に入れた取組が行われることを期待するとともに、その状況を引き続き注視。 卸料金以外の、回線の開通・移転・廃止に係る業務等に関する要望についても、可能な限り配慮していくことが望ましいと考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> 乗換時に利用者が負担する直接的な違約金等の費用を肩代わりするためのキャッシュバックについては、「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例」において、当分の間、回線原価・契約締結等補助の合計額に算入しないこととしているが、今後、必要に応じ、競争促進の観点を踏まえつつ、更に検討していくものとする。

シュバックといった施策がみられ、携帯電話事業での収益を原資として、FTTH サービスの獲得につぎ込んでいると想定される。	
--	--

○ 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果（詳細）

① 禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等の確認結果等

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><接続関連情報の目的外利用・提供></p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「接続関連情報」という。）を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署において一元的に対応。 －当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しておらず、居室を他組織と隔離し電子的認証装置により入退室を管理。 －接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権限を付与。権限付与状況については定期的に見直しを実施。 －禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 －以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署等において点検を実施。 －業務委託先に接続情報を取り扱わせる場合には、業務委託先に対して、情報管理遵守に関する確認書面の提出、社員への情報管理研修の実施、社員からの情報管理に関する誓約書の取得を義務付け。また、接続関連情報を専用に取り扱うシステムにおける利用権限の管理は、業務委託先に接続情報を取り扱わせる場合には、当該業務委託先の社員も対象としている。 ・総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の卸先事業者に対する不当な優遇が行われていないか、引き続き注視。 	<p>電気通信事業法第30条 第3項第1号関係</p>

<p><接続関連情報の目的外利用・提供></p> <p>NTT ドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ドコモの特定関係法人に対して不当に優先的な取扱い等を行わないようために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> 一 禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 一 新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、不当に優先的な取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 不当に優先的な取扱い・利益供与が行われていないか、引き続き注視 	電気通信事業法第 30 条 第3項第2号関係
--	---	---------------------------

② NTT ドコモと同社の特定関係法人との間の契約の内容の確認結果等（詳細）

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考) 関係法令等
<p><電気通信業務に関する不当に優先的な取扱い・利益供与></p> <p>NTT ドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT ドコモと同社の特定関係法人の間で、禁止行為に該当すると認められる契約は確認できなかった。 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、不当に優先的な取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の卸先事業者に対する不当な優遇が行われていないか、引き続き注視。 	電気通信事業法第 30 条 第3項第2号関係
<p><電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する優先的な取扱い・利益供与></p> <ul style="list-style-type: none"> NTT ドコモと同社の特定関係法人の間で、特定関係法人に対し、優先的な取扱い等を行っていると認められる契約は確認できなかった。 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、不当に優先的な取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。 		

○ 平成 28 年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ行った第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備（概要）

改正対象	改正内容
A. 電気通信事業法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・次の事項を接続約款への記載事項に追加 <ul style="list-style-type: none"> ① 標準的な役務利用管理システムの機能及び料金 ② SIM カードの種類ごとの機能 ③ 障害等に関する情報の接続事業者への通知責任 ④ いわゆる網改造料等の、案分方法を含む算定方法 ・次の事項を卸電気通信役務に関する届出事項に追加 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 役務利用管理システム及び SIM カードの機能、料金、提供条件
B. 第二種指定電気通信設備接続料規則	<ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送交換機能に以下の新たな区分及びそれぞれの単位を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ① 下記②③以外のもの（回線容量） ② 回線管理機能（回線数） ③ SIM カード（SIM カードの枚数）
C. 平成 28 年総務省告示第 107 号 (電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 2 項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)	<ul style="list-style-type: none"> ・次の事項について、接続を行う上で重要な事項であるとして、情報開示義務を追加 <ul style="list-style-type: none"> ① MVNO 網における障害情報の通知 ② 役務利用管理システム又は SIM カードへの機能追加又は変更の通知 ③ いわゆる網改造料の見込み額の公表 ④ 端末接続試験の標準的な料金を含む情報の開示 ⑤ 接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比
D. MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ① 頻度の高い工事の工事当たりの単価を約款に記載すべき旨明確化 ② 役務利用管理システム又は SIM カードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報を早期に通知するよう努めるよう記載 ③ MVNE として他の MVNO に電気通信役務の提供を行っている MVNO について、MVNO から得たふくそう、事故等に関する情報を速やかに卸先事業者に情報提供するよう記載

○ 電気通信事業分野における事業環境整備・公正な競争環境の確保に向けた総務省の取組

総務省所管法令等の整備・見直し（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

① 法律改正

法令名等	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 24 号)	<p>IoT 化に伴うサイバー攻撃の深刻化やネットワークの IP 網への移行に対応するため、①深刻化するサイバー攻撃への通信事業者の対処の促進、②電気通信番号に関する制度整備、③電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護を行うための改正。</p> <p>※このほか、国立研究開発法人情報通信研究機構に係る改正。</p>	平成 30 年 5 月 23 日	平成 30 年 5 月 23 日 (一部の規定は平成 30 年 11 月 1 日)

② 省令改正

法令名等	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 (平成 30 年総務省令第 38 号)	電気通信事業分野の市場動向の適切な分析・検証に必要な情報を把握するため及び報告内容の一部について事業者の負担を軽減し、報告対象者及び報告対象内容を明確化するための改正。	平成 30 年 6 月 28 日	平成 30 年 6 月 28 日
電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年総務省令第 45 号)	初期契約解除に伴い利用者が支払うべき金額に、MNP 転出手数料を追加するための改正。	平成 30 年 7 月 19 日	平成 30 年 10 月 1 日
電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年総務省令第 49 号)	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に関する制度を整備するための改正。	平成 30 年 7 月 24 日	平成 30 年 11 月 1 日
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 年総務省令第 60 号)	「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書（平成 30 年 4 月 27 日）を踏まえ、第二種指定電気通信設備設置事業者のネットワーク管理について接続約款記載事項を追加する改正。	平成 30 年 10 月 26 日	平成 30 年 10 月 26 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 31 年総務省令第 8 号)	電気通信事業法施行規則第 18 条第 3 号の規定に基づく指定電気通信役務の範囲から除かれる電気通信役務を見直すための改正。	平成 31 年 2 月 19 日	平成 31 年 4 月 1 日
第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 (平成 31 年総務省令第 13 号)	情報通信審議会答申を踏まえた長期増分費用方式に基づく接続料の算定方法の見直し事項を反映し、平成 31 年度の接続料算定に用いる入力値を更新すると共に、接続料規則の規定上の表現を明確化するための改正。	平成 31 年 3 月 5 日	平成 31 年 4 月 1 日
電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 (平成 31 年総務省令第 15 号)	網機能提供計画制度の対象に、IP 網を構成するルータ、SIP サーバ等の網機能の追加・変更を加えるほか、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の接続機能の休廃止に係る周知の方法を定める改正。	平成 31 年 3 月 8 日	平成 31 年 3 月 27 日 (一部の規定は令和元年 5 月 24 日)
電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 31 年総務省令第 18 号)	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、電気通信業務の休廃止に係る制度を整備するための改正。	平成 31 年 3 月 18 日	令和元年 5 月 22 日

③ 告示改正

法令名等	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件の一部を改正する件 (平成 30 年総務省告示第 258 号)	初期契約解除制度の対象役務に MVNO 音声通話付サービスを加えるための改正。	平成 30 年 7 月 19 日	平成 30 年 10 月 1 日
電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 9 第 2 号及び第 3 号の規定に基づき告示する件の一部を改正する件 (平成 30 年総務省告示第 259 号)	初期契約解除に伴い利用者が支払うべき金額に、MNP 転出手数料を追加するための改正。	平成 30 年 7 月 19 日	平成 30 年 10 月 1 日
総務大臣が告示する機能及び単位費用総額の算定方法を定める告示 (平成 31 年総務省告示第 73 号)	第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成 31 年総務省令第 13 号) 附則別表第 1 の 12 の項の規定に基づく機能及び単位費用総額の算定方法を定めるための告示。	平成 31 年 3 月 5 日	平成 31 年 4 月 1 日

電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 3 項の規定に基づく情報の開 示に関する件の一部を改正する件 (平成 31 年総務省告示第 74 号)	網機能提供計画制度に関する制度整備を行うための改正。	平成 31 年 2 月 19 日	平成 31 年 4 月 1 日
接続に関する技術的条件を定める 件を廃止する件 (平成 31 年総務省告示第 75 号)	網機能提供計画制度に関する制度整備を行うための廃止。	平成 31 年 3 月 8 日	平成 31 年 3 月 27 日

④ 訓令・ガイドライン・指針等の改正・策定等

法令名等	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書を踏まえ、実質的に利用者の通信サービス契約期間を長期に拘束する効果のある残債免除等施策について、利用者への説明の徹底を図るための改定。	平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年 8 月 28 日
携帯電話・PHS の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン	番号ポータビリティに係る利用手続及び初期契約解除等が行われた場合の運用についての改正。	平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年 8 月 28 日
接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針	検証の対象範囲を変更するための改定。	平成 30 年 9 月 4 日	平成 30 年 9 月 4 日
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	初期契約解除制度の対象に MVNO 音声通話付サービスを加えることに伴う改定。	平成 30 年 9 月 28 日	平成 30 年 10 月 1 日
移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン	インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、電気通信事業法及び電波法の適用関係について明確化を図るための策定。	平成 30 年 12 月 28 日	平成 30 年 12 月 28 日
接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針	第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成 31 年総務省令第 13 号)附則第 4 条の規定が効力を有する間は本指針の一部を適用しないこととするための改正。	平成 31 年 3 月 5 日	平成 31 年 3 月 5 日
電気通信事業の登録等に係る事務処理規程	電気通信事業者監督システムの追加機能に関する記述の追加のための改定。	平成 31 年 3 月 29 日	平成 31 年 3 月 29 日

○ 電気通信事業分野における事業環境整備・公正な競争環境の確保に向けた総務省の取組

電気通信事業法に基づく行政指導（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

内容	件数
第一種指定電気通信設備との接続に関する講ずべき措置等の要請	6 件
卸電気通信役務料金水準の設定方法に係る要請	1 件
不適切な料金請求の適正化に係る指導	2 件
不適切な端末販売方法等の適正化に係る指導	2 件
利用者保護規律の違反等に係る指導	12 件
モバイル市場の公正競争促進に係る措置等の要請	3 件

電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針

平成 28 年 7 月 15 日
総務省

1. 背景

総務省は、昭和 60 年の通信自由化以来、電気通信市場を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の累次の改正により、参入規制や料金規制を段階的に緩和するとともに、電気通信事業者間の接続ルールの整備、消費者保護ルールの整備・充実等を図ることにより、事前規制から事後規制への移行を進め、電気通信事業の公正な競争の促進と国民利便の向上に努めてきた。

その間、電気通信市場はめざましい発展を遂げ、今や携帯電話は 1 人 1 台以上普及し、約 8 割の国民がインターネットを利用するなど、情報通信技術（以下「ICT」という。）は国民生活に不可欠な社会経済活動の基盤としての役割を担っている。また、ICT の利活用により企業活動の効率化や事業拡大が実現され、M2M やクラウド、ビッグデータ、IoT 等の新技術の発展によって多種多様な産業やサービスが生み出されるなど、我が国社会経済活動において ICT の重要性はますます高まっている。

こうした状況の中、総務省は、平成 26 年 2 月、情報通信審議会に対し、2020 年代に向けた情報通信政策の在り方について諮問し、同審議会から平成 26 年 12 月に答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」（以下「2020 答申」という。）を受けたところである。2020 答申では、2020 年代に向けて、我が国世界最高水準の ICT 基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するための政策の具体的方向性が示されている。

2020 答申等を踏まえ、電気通信事業の登録更新制の導入、移動系通信における禁止行為規制の緩和、卸電気通信役務の事後届出の導入、携帯電話網の接続ルールの充実による電気通信事業の公正な競争の促進、利用者保護に係る制度の充実を内容とする電気通信事業法の改正を行った（電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）。以下「改正電気通信事業法」という。）¹。改正電気通信事業法附則第 9 条において、政府は、改正電気通信事業法の施行後 3 年経過時に、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとされている。

また、2020 答申においては、上記の法律改正に繋がる政策の方向性に加え、行政運営の在り方について、「明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、市場動向の分析・検証と、各事業者の業務の適正性等のチェックのプロセスの両面において、行

¹ 改正電気通信事業法は平成 28 年 5 月 21 日に施行。

政が、統一的な運営方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、「新たな行政運営サイクルを確立することが適當」との方向性が示されている。

以上を踏まえ、総務省は、市場動向の分析・検証と電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を適切に実施していくため、市場検証に関する基本的な考え方及び検証プロセスの全体像を示す「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（以下「本方針」という。）を策定するものである。

なお、電気通信市場の環境変化や市場検証の結果、分析・検証手法の充実等を踏まえ、適時に本方針を見直すこととする。

2. 市場検証に関する基本的な考え方

総務省は、以下の3点を柱として、電気通信事業分野における市場検証を実施することとする。

① 予見性及び透明性の確保

市場検証を適切に実施するためには、検証プロセスの予見性及び透明性を確保することが重要である。

検証プロセスの予見性及び透明性を確保するため、下記4のとおり、検証プロセスの全体像を示すこととする。

② 市場動向の分析・検証の充実

事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組み・政策体系の中で、急速なICTの進展に伴う市場構造の変化や新たなビジネスモデルが登場するなど、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策に反映することが重要である。

これまで、総務省では、平成15年度より「電気通信事業分野における競争状況の評価²」を実施し、市場支配力の有無等を中心に電気通信市場の競争状況を定量的・定性的に分析・評価してきた。また、平成24年度より「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度³」を運用し、指定電気通信設備制度に関する検証等、非対称規制を中心に公正競争環境の検証を行ってきたところであるが、市場環境の変化を踏まえ、利用者の利用実態や料金・サービス等を含めた電気通信市場の動向をより的確に把握し、利用者利便を確保するため、料金政策や消費者保護政策を含

² 毎年度市場支配力の有無等を定点的に観測している「定點的評価」と、毎年度異なる特定のテーマに焦点を当てて分析を実施している「戦略的評価」で構成。

³ 「競争セーフガード制度」（平成19年度から平成22年度までの間運用）を引き継ぐ形で非対称規制についての検証を行う仕組みとして位置付け。平成24年度及び平成25年度に運用。

む電気通信市場全般の動向について分析・検証を行うこととする。効率的かつ実効性の高い分析・検証を行うため、客観的・専門的知見も活用し、必要となる情報の収集を充実させるとともに、市場環境の変化や利用者視点等を踏まえた分析・検証手法の充実を図ることとする。

③ 電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化

事後規制の実効性を確保するためには、総務省が、定期的・継続的に情報の収集を行い、電気通信事業者の事業運営を絶えず確認し、電気通信事業者の業務の適正性等に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を講じ、問題が深刻化する前に改善のための取組を推進していくことが重要である。

電気通信事業者の業務の適正性等を確保するため、これまで隨時に実施してきたヒアリング等を充実させ、重点的に検証する事項（以下「重点事項」という。）及び検証プロセスをあらかじめ明らかにするとともに、重点事項を中心に定期的・継続的にヒアリング等を行うこととする。本検証プロセスの一環として、必要に応じ、報告徴収等を実施することとする。

3. 平成 31 年までの重点事項

上記 1 のとおり、改正電気通信事業法において、施行後 3 年経過時の検討条項が規定されている。改正電気通信事業法を踏まえ、本方針に基づく検証期間を平成 28 年夏から平成 31 年夏までの 3 年間とし、市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を行うこととする。

本方針に基づく検証期間における重点事項については、改正電気通信事業法を踏まえ、以下の 4 つの事項を基本とする。

① 固定系通信・移動系通信における卸及び接続

改正電気通信事業法においては、固定系通信及び移動系通信における卸電気通信役務の提供の本格化を踏まえ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者⁴（以下「一種指定設備設置事業者」という。）又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者⁵（以下「二種指定設備設置事業者」という。）が提供する卸電気通信役務について、事後届出制を導入したところである。この改正を踏まえ、一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者から届け出された内容を確認し、当該一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者の業務の適正性等について分析・検証を行う。

具体的には、固定系通信について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が提供する光回線の卸売サービス（以下「サ

⁴ 平成 28 年 6 月末時点では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が該当。

⁵ 平成 28 年 6 月末時点では、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社が該当。

サービス卸」という。)について、公正な競争環境と利用者利便の確保の観点から、料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保を中心に分析・検証を行う。

また、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日)において、「接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適當」とされていることや、「改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適當」とされていることを踏まえ、接続料とサービス卸の料金水準やFTTH市場における競争状況に関する分析・検証を行う。

移動系通信については、電波の有限希少性や多額の設備投資の必要性から、MNO⁶が割当てを受けた電波を利用して移動系通信サービスを提供するMVNO⁷の新規参入を促進し、MVNOが実質的なプレーヤーとして競争することができる市場環境の整備が重要である。改正電気通信事業法においては、MVNOの参入促進を図る観点から、二種指定事設備設置業者に関する接続制度について、アンバンドル機能や接続料算定方法等を制度化したところであり、この改正や二種指定設備設置事業者による卸電気通信役務の提供が移動系通信における競争促進やサービスの多様化等に有効に機能しているかという観点から、MVNOをはじめとする移動系通信における競争状況の分析・検証を行う。

さらに、競争環境に影響を与える要素として、光回線と移動系通信サービスのセット割引について、過度のキャッシュバック等により料金の適正性等が実質的に損なわれ、公正な競争環境が歪められていないかといった点について分析・検証を行う。

② 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響

改正電気通信事業法においては、移動系通信の競争環境の変化を踏まえ、さまざまな業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動系通信における市場支配的事業者⁸に対する禁止行為規制を緩和したところである。

この改正により、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかを的確に把握するため、移動系通信における市場支配的事業者がどのような企業と連携し、どのような影響を与えたか、また、連携によりどのような新事業・新サービスの創出が実現したかといった点を中心に分析・検証を行う。

⁶ Mobile Network Operatorの略。移動系通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動系通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

⁷ Mobile Virtual Network Operatorの略。MNOの提供する移動系通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動系通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動系通信サービスに係る無線局を自ら開設かつ運用しておらず、かつ、運用をしていない者。

⁸ 平成28年6月末時点では、株式会社NTTドコモが該当。

③ グループ化の動向

改正電気通信事業法においては、設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化の防止を通じ、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図るため、一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者又はその特定関係法人⁹（グループ会社）が、グループ外の大規模事業者（一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者、特定電気通信設備¹⁰を設置する者）と合併や株式取得等を行った場合、当該一種指定設備設置事業者・二種指定設備設置事業者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付けたところである。

ICT基盤の社会的役割の増大や近年のトラヒックの急増等を踏まえれば、今後も設備設置事業者が複数存在し、公正な競争環境の下で健全な経営を行うことが重要であることに鑑み、グループ化や寡占化の進展状況について的確に把握するとともに、電気通信市場の分析・検証を行う。

④ 消費者保護ルールに関する取組状況

改正電気通信事業法においては、利用者保護の観点から、「説明義務の充実」、「書面の交付義務の導入」、「初期契約解除制度の導入」、「勧誘継続行為の禁止・不実告知等の禁止」及び「代理店指導措置の導入」を行い、利用者保護に係る制度の充実を図ったところである。これらの消費者保護ルールの施行状況について、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成28年5月20日公表¹¹）に基づき、分析・検証を行う。

本方針に基づく市場検証に当たり、改正電気通信事業法の施行や電気通信事業分野の市場動向等を勘案し、①固定系通信・移動系通信における卸及び接続を1年目の重点事項とし、②移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響、③グループ化の動向については2年目以降の重点事項とすることを基本とする。なお、④消費者保護ルールに関する取組状況については1年目から継続して重点事項とする。

なお、上記以外の事項についても、別途毎年度策定する「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」（以下「年次計画」という。）において、必要に応じ、各年度の重点事項として追加することとする。

4. 検証プロセスの全体像

4. 1 検証期間

上記3のとおり、本方針に基づく検証期間は、平成28年夏から平成31年夏までの3年間とする。

⁹ 電気通信事業法第12条の2第4項第1号に規定。

¹⁰ 電気通信事業法第12条の2第4項第2号に規定。

¹¹ 「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成28年5月20日）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000429603.pdf

既に入手可能な各種データに基づき、分析・検証に着手しつつ、その実効性・効率性を高めるため、本検証期間の1年目、2年目において、分析データや市場動向の分析・検証手法の充実を図り、本検証期間の3年目において、改正電気通信事業法の施行状況に関する総合的な検証を行うこととする。

4. 2 年次計画

本方針を踏まえ、各年度における重点事項や分析・検証の実施方針等を年次計画に定め、公表する。

年次計画は、下記4. 7の電気通信市場検証会議において学識経験者等から助言を得るとともに、意見公募手続を経て策定する。

4. 3 電気通信市場の分析

電気通信市場の動向を的確に把握するため、各種データに基づき競争状況の分析を行う。具体的には、電気通信事業分野における各サービス市場の競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省第46号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容並びに事業者及び利用者へのアンケート（以下「事業者・利用者アンケート」という。）の結果等に基づき、定量的及び定性的な観点から分析を行う。

また、変化の激しい電気通信市場の動向について適切に分析を行っていくためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、最新動向等に関する研究を並行的に行っていくこととする。

4. 4 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

事後規制の実効性を確保するため、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。具体的には、毎年度設定する重点事項を中心としてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて、報告徴収等を実施し、法令やガイドライン等の遵守状況の確認を行う。

4. 5 電気通信市場の検証

上記4. 3及び4. 4を踏まえ、電気通信市場の公正競争環境及び利用者利便に関する検証を行う。特に、公正競争の促進の観点から、非対称規制を含む電気通信市場の競争機能の有効性や競争阻害要因等について検証を行うとともに、利用者利便の確保・向上の観点から、サービスに対する利用者の利便性の状況について検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出する。

なお、電気通信市場の分析及び検証に当たり、報告規則や事業者・利用者アンケートから得られる情報に加えて、必要に応じ、関係事業者に対してヒアリングやデータの提供を求めることがある。

4. 6 年次レポート

毎年度実施した分析・検証の結果等を取りまとめ、年次レポートとして公表する。具体的には、上記4. 3から4. 5までの結果とともに、毎年度、総務省が講じた措置状況等についても整理し、今後重点的に取り扱う課題や取組等を取りまとめ、次年度の年次計画の策定に反映させる。

年次レポートは、下記4. 7の電気通信市場検証会議において学識経験者等から助言を得るとともに、意見公募手続を経て策定する。

年次レポートを踏まえ、適切な市場検証の実施に当たって行政が定期的に把握することが必要な情報については、事業者の負担にも配意しつつ、報告規則に基づく報告事項として位置付けるなど、適切な対応を行うこととする。

4. 7 電気通信市場検証会議

変化の激しい電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行うためには客観的かつ専門的な見地から電気通信市場の分析・検証を行うことが重要である。

本方針、年次計画及び年次レポートのほか、電気通信市場の最新動向等に関する研究、電気通信市場の分析・検証を適切に行うために必要となるデータや分析・検証手法の充実等について、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議¹²から助言を得る。

なお、消費者保護ルールに関する取組状況の具体的な分析・検証等については、上記3. ④で示した「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、関係の専門家が参加する別の会合の場を中心として実務的な検討・作業を行うこととし、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について電気通信市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していくこととする。

¹² 「「電気通信市場検証会議」の開催」（平成28年4月26日 総務省報道発表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000186.html

電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）

平成 30 年 8 月 28 日
総務省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針¹」（平成 28 年 7 月 15 日。以下「基本方針」という。）に基づき、平成 30 年度の電気通信事業分野における市場検証に関する重点事項及び分析・検証の実施方針等を示すものとして、以下のとおり「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」（以下「年次計画」という。）を定める。

1. 平成 30 年度の市場検証に関する重点事項

平成 30 年度の重点事項については、基本方針に示すとおり、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正電気通信事業法」という。）の運用状況や電気通信事業分野の市場動向等を勘案するとともに、「電気通信事業分野における市場検証（平成 29 年度）年次レポート」（平成 30 年 8 月 28 日）を踏まえ、以下の 3 事項とする。

- ・固定系通信・移動系通信における卸及び接続
- ・移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響
- ・消費者保護ルールに関する取組状況

なお、消費者保護ルールに関する取組状況については、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針²」（平成 28 年 5 月 20 日）に基づき、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を中心として分析・検証を行うこととする³。

2. 電気通信市場の分析に関する実施方針

2-1 電気通信市場の分析

電気通信市場の動向を的確に把握するため、電気通信事業分野における各サービス市場の競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容並びに電気通信事業者及び利用者へのアンケートの結果等に基づき分析を行う。

¹ 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成 28 年 7 月 15 日）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000430110.pdf

² 「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成 28 年 5 月 20 日）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000429603.pdf

³ 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を中心として行う分析・検証の結果又は進捗状況等については、電気通信市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していく。

分析に当たっては、市場規模やシェア、市場集中度指数(HHI⁴)、事業者数、料金の推移(料金水準、料金体系等)、利益水準(ARPU⁵等)等を用いた定量的な分析に加え、定量的に把握できない競争状況等については定性的な分析を行う。

なお、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、引き続き電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、分析対象や分析手法、必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行い、当該検討の結果を順次取り入れながら、電気通信市場の分析を行うこととする。

また、平成30年度の重点事項を踏まえ、以下について重点的に分析を行うとともに、基本方針に定める検証期間の3年目における改正電気通信事業法の施行状況に関する総合的な検証に資するため、改正電気通信事業法施行後における電気通信市場の変化等に留意して分析を行う。

固定系通信

平成29年度における分析結果では、FTTHアクセスサービス(以下「FTTH」という。)に関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)による光回線の卸売サービス(以下「サービス卸」という。)を契機として、MNO⁶やISP⁷、CATV事業者をはじめとした様々な分野の事業者が参入するなど、FTTHの小売市場における競争の進展がみられたものの、当該競争の進展が基本となる月額料金の低廉化に反映されるまでには至ってはおらず、また、契約数の顕著な増加にはつながっていない。

他方で、サービス卸の提供開始以降、様々な分野からの参入により新たなサービスの提供が進んでおり、引き続き、様々な業種との連携による更なるイノベーションの促進が期待されている。

こうした点を踏まえ、平成28年度及び平成29年度に引き続き、提供形態別(「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」)のFTTHの競争状況やFTTHに係る卸電気通信役務を活用したFTTHの競争状況等や新サービスの提供実態等について分析を行う。また、基本となる料金の推移に加え、割引サービス・キャッシュバックの提供状況等について分析を行うとともに、利用者への訴求方法等についても分析を行う。

さらに、NTT東西のシェアが急速に高まっているFTTHの卸売市場に関して、当該卸売市場における競争状況やNTT東西のサービス卸をはじめとする卸電気通信役務の提供実態等について分析を行う。

移動系通信

平成29年度における分析結果では、移動系通信の小売市場において、MVNOのシェ

⁴ Herfindahl-Hirschman Index(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)の略。当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標。

⁵ Average Revenue Per Userの略。加入者一人当たりの月間売上高。

⁶ Mobile Network Operatorの略。移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

⁷ Internet Service Providerの略。インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者。

アが1割を超えるまでに増加するなど、引き続き MVNO⁸を含めた市場の競争が進展していること、料金低廉化やサービス内容の拡充に向けた取組が行われていることがみられたところ、MVNO を含めた公正な競争環境の整備を更に進めることなどにより、利用者の多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金の低廉化を促していく必要がある。

こうした点を踏まえ、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、MVNO や MNO のサブブランドも含めた移動系通信の小売市場における競争状況について分析を行うとともに、IoT/M2M 向けサービスの提供実態や MVNO サービスの提供実態等について分析を行う。また、基本となる料金の推移に加え、割引サービスやキャッシュバックの提供状況等について分析を行うとともに、利用者への訴求方法等についても分析を行う。

さらに、移動系通信の卸売市場における競争の促進や MVNE⁹の積極的な事業展開は、MVNO サービスの更なる普及促進に資するため、当該卸売市場における競争状況や MVNE サービスの提供実態等についても引き続き分析を行う。

移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響

改正電気通信事業法においては、移動系通信の競争環境の変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動系通信における市場支配的事業者に対する禁止行為規制を緩和したところである。

この改正により、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかを的確に把握するため、移動系通信市場における市場支配的事業者の企業間連携の実態やそれによる影響及び新事業・新サービスの創出事例等について分析を行う。

2-2 電気通信市場の最新動向等に関する情報収集・分析

近年、電気通信市場においては、FTTH と移動系通信サービス・インターネット接続サービスのセット販売をはじめ、電気サービスやポイントサービス等の異業種サービスを組み合わせた形の販売など、固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種との連携サービスの提供が進んできている。

このような電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するため、引き続き、電気通信市場の最新動向等の把握に努めるとともに、隣接市場間における相互の影響や異業種間連携サービスの影響について分析を行う。

3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

事後規制を基本とする電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)の実効性を確保するため、重点事項を中心として、以下のとおり、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。

確認に当たっては、確認事項に応じ、対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付の上、当該確認事項等についてヒアリング等を行う。また、必要に応じ、報告徴収や業

⁸ Mobile Virtual Network Operator の略。MNO から卸電気通信役務の提供を受け、又は MNO と接続をして、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設かつ運用していない者。

⁹ Mobile Virtual Network Enabler の略。MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者(当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。)。

務改善命令等を行うこととする。

3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

FTTH の契約数における NTT 東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が急速に高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられる一方で、MNO の小売市場におけるシェアが増加傾向にあることから、FTTH の卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。

また、NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。

こうした点を踏まえ、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成 28 年 5 月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、NTT 東西及び NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。なお、東日本電信電話株式会社に対しては、情報の目的外利用に係る確認を行うに当たり、平成 29 年度における業務の状況等の確認結果において指摘した事案についてのフォローアップも実施する。

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。その際、複雑な提供条件、利用者誘引施策やスイッチングコスト等により利用者の自由で合理的なサービス選択が妨げられていないかという観点から、MNO 及びそれ以外の卸先事業者又はこれらの媒介等業務受託者が実施するキャッシュバック、広告表示等の利用者誘引施策について、割引及び解約条件等の提供条件と併せて実態把握を進めるとともに、特に MNO が提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換えない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行う。

【確認対象】

- (1) NTT 東西
- (2) 卸先事業者(MNO 及び総務省が選定する事業者¹⁰⁾
- (3) MNO が提供するサービスの利用者等
- (4) (必要に応じ) 上記(1)及び(2)以外の主要な FTTH 事業者
- (5) (必要に応じ) 上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者

【確認項目】

対象者	確認項目
(1) NTT 東西	<ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 (平成 29 年度における業務の状況等の確認結果において指摘した事案についてのフォローアップも含む。) ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為
(2) 卸先事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ③ その他サービス提供に当たっての課題等 (キャッシュバック・広告表示等の利用者誘引施策に係る確認を含む。)
(3) MNO が提供するサービスの利用者等	<input type="radio"/> 上記(2)③括弧書きに係る事項
(4)(必要に応じ)上記(1)及び(2)以外の主要な FTTH 事業者	<input type="radio"/> 同上
(5)(必要に応じ)上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者	<input type="radio"/> 同上

¹⁰ 卸先事業者が提供するサービスも含めたFTTHに係る苦情相談件数は、減少しているものの依然として高い水準にあることに鑑み、各事業者に係る苦情相談件数も考慮した上で卸先事業者を選定。

3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

MNO が実質的に第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)を設置する電気通信事業者(以下「二種指定設備設置事業者」という。)を中心とした3グループに收れん、寡占化している状況にあっては、MVNO にもネットワークを持つ二種指定設備設置事業者と同様にネットワークへのアクセスを可能とし、競争環境を確保することが必要である。

この点に関し、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認を行う。

これに加え、平成 28 年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、二種指定設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備について改めて状況の確認を行う。また、平成 29 年度における業務状況等の確認において事業者の取組を注視するとした事項について状況の確認を行う。

【確認対象】

- (1) MVNO(総務省が選定する事業者¹¹⁾
- (2) 二種指定設備設置事業者
- (3) 全国 BWA 事業者

【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1)MVNO	① ネットワーク提供の条件等 ② 平成 28 年度の確認結果を踏まえた制度整備の状況及び平成 29 年度の確認結果を踏まえ事業者の取組を注視するとした事項の状況
(2)二種指定設備設置事業者	○ 上記①及び②に関する状況
(3)全国 BWA 事業者	○ 上記①及び②に関する状況

¹¹ 一定規模以上の MVNO 等。

3-3 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認

改正電気通信事業法においては、移動系通信における市場支配的事業者¹²に対する禁止行為規制を緩和し、禁止行為の対象について、当該事業者の特定関係法人（電気通信事業者であって総務大臣が指定するもの¹³。以下同じ。）に対する不当な優遇に限定している。

禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、移動系通信における市場支配的事業者によるその特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

【確認対象】

- (1) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (2) 上記(1)の特定関係法人
- (3) 上記(1)及び(2)の競争事業者¹⁴

【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1)第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	<ul style="list-style-type: none">① 特定関係法人との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等② 特定関係法人との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約③ 特定関係法人以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約④ 禁止行為規制遵守のために講じた措置及びその実施状況
(2)上記(1)の特定関係法人	<ul style="list-style-type: none">① 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等② 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約③ 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約
(3)上記(1)及び(2)の競争事業者	<ul style="list-style-type: none">① 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者のグループ内の電気通信事業者に対する不当な優遇が疑われる事例② 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例③ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

¹² 平成30年8月末現在では、NTTドコモが該当。

¹³ 平成30年8月末現在では、NTT東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が該当。

¹⁴ 一定規模以上の電気通信事業者等。

4. 電気通信市場の検証に関する実施方針

上記2及び3の結果を踏まえ、以下のとおり、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行うとともに、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要な課題等を整理する。なお、以下に示す検証に当たっての観点は例示であり、上記2及び3の結果を踏まえ、追加等を行う場合がある。

電気通信市場の検証に当たっては、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、多面的かつ総合的な検証を行う。

4-1 固定系通信に関する市場の検証

4-1-1 公正競争環境に関する検証

FTTHの利用を促進する観点からは、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」という三つの提供形態から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備され、FTTH の小売市場における競争が促進されることにより、料金が低廉化し、多様なサービスが創出されることが重要である。

また、NTT 東西によるサービス卸は、第一種指定電気通信設備を利用して行われる事業者間取引であり、FTTH の小売市場における公正な競争の土台となるものであるため、事業者間取引の適正性・公平性が確保されるとともに、卸売市場においても競争が促進されることが重要である。

この点、平成 29 年度の検証においては、NTT 東西のサービス卸を契機とした新規参入事業者の増加を受けて、FTTH の小売市場における競争の進展がみられた一方、当該競争の進展が FTTH の利用者料金の低廉化に反映されるまでには至ってはおらず、また、FTTH の利用の顕著な増加にはつながっていないとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間での公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか。
- ② 卸売市場の競争の進展により、利用者料金の低廉化につながっているか。
- ③ 多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化を通じ、FTTH の利用が促進されているか。

4-1-2 利用者利便に関する検証

FTTH の利用促進のためには、利用者が、多様で低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

この点、平成 29 年度の検証においては、FTTH の小売市場において、サービス卸の提供開始以降、様々な分野から事業者の参入が進み、新たなサービスも提供され始め、利用者のサービス選択の幅が拡大されつつある一方、現時点で、利用者が、多様で低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択することが十分にできているとまではいえないとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。
- ② FTTH を提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTH の利用者料金の低廉化が促進されているか。
- ③ FTTH の選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。

4-2 移動系通信に関する市場の検証

4-2-1 公正競争環境に関する検証

事業主体が実質的に3グループに收れんされ、協調的寡占の色彩を有している移動系通信分野における競争を促進し、利用者の多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金の低廉化を促進するためには、MNO による料金・サービスを中心とした競争の促進に加え、MVNO の参入機会が確保され、実質的なプレーヤーとして事業展開できる公正な競争環境の整備が重要である。

この点、平成 29 年度の検証においては、移動系通信の小売市場において、MVNO のシェアが増加するなど MVNO を含めた市場の競争が進展するとともに、料金・サービスの多様化、低廉化についても一定の進展がみられたところ、今後も、各事業者において利用者の多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金の低廉化に向けた取組が行われることが期待されるとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① MNO 間、MVNO 間及び MNO である MVNO や MNO のサブブランドも含めた MNO と MVNO との間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか。
- ② MNO 間で料金・サービスを中心とした競争が進展し、料金・サービスの差別化が図られているか。
- ③ 卸売市場における競争の促進や MVNE の積極的な事業展開により、MVNO サービスの普及が促進しているか。

4-2-2 利用者利便に関する検証

国民生活の生活インフラとなっている携帯電話については、ライトユーザー・ヘビーユーザ・長期利用ユーザをはじめとした幅広い利用者にとって使いやすい料金・サービスとなること、納得感のある料金・サービスが実現すること等により、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

この点、平成 29 年度の検証においては、特定端末の購入を条件とする恒常的な割引プランや、データ通信使用量に応じた多段階定額プランが新たに提供されるなど、料金・サービスの多様化、低廉化について一定の進展がみられた一方、引き続き各事業者による利用者ニーズ等を踏まえた対応が期待されるところ、総務省において、今後も、各事業者による

利用者利便の向上・満足度の向上のための取組が行われているか注視が必要であるとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① ライトユーザ・ヘビーユーザ・長期利用ユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。
- ② MNO の料金・サービスの差別化や MVNO・MVNE の普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大し、また、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。
- ③ SIM ロック解除の進展や期間拘束・自動更新付契約の見直し、MVNO 及びそのサービス内容に対する認知度・理解度の向上等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。

4－3 改正電気通信事業法施行3年経過後の総合的な検証

改正電気通信事業法において、施行後3年経過時の検討条項が規定されていることから、改正電気通信事業法の施行状況に関して、平成28年度及び平成29年度における検証結果並びに上記4－1及び4－2の検証結果を踏まえ、総合的な検証を行う。

また、当該検証結果も踏まえ、基本方針に定める検証期間が終了した後の電気通信事業分野における市場検証プロセスの在り方等についても検討を行うこととする。

5. 情報の収集

電気通信市場の分析・検証を適切に行う上では、サービスの供給(事業者)側の情報だけではなく、サービスの需要(利用者)側の情報についても収集し、サービスの需要・供給の両面から分析・検証を行うことが重要である。また、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析・検証するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、その手法の充実を図ることが重要である。

そこで、分析・検証に当たり、以下のとおり情報収集を行う。

なお、引き続き電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行う。

5－1 需要(利用者)側に関する情報の収集

(1) 情報収集の方法

情報通信に関する現状報告(情報通信白書)、通信利用動向調査等をはじめとした総務省が実施している調査や、各種公的機関及び民間調査機関等のデータを必要に応じて活用するとともに、利用者に対するアンケート調査を実施する。

(2) 収集する情報

多様化・複雑化する電気通信市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、電気通信市場の実相を適切に分析していくため、サービス料金やサービス品質、サービス変更コスト

に関連するデータ等、利用者に直接影響する情報を積極的に収集する。

(3) 情報の取扱い

需要(利用者)側から収集する情報は、利用者の視点から電気通信市場の競争状況を把握するとともに、サービスや機能の需要の代替性を測る上で重要なデータである。したがって、各種調査及びアンケートにより収集した情報については、集計の上、電気通信市場の競争状況の分析・検証に活用することとする。

なお、集計前のデータや専門機関と連携して収集したデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

5-2 供給(事業者)側に関する情報の収集

(1) 情報収集の方法

電気通信市場の競争状況の分析・検証を行うために必要な情報については、電気通信事業者等の協力を得ながら情報収集を行うことを原則とする。収集方法については、報告規則に基づく報告のほか、分析・検証を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリング等を通じて、電気通信事業者等から情報を収集する。

また、必要に応じ、事業者団体等にデータ収集に関する協力を要請するなど、情報の充実を図ることとする。

(2) 収集する情報

収集する情報は、最終利用者向けサービスに関する情報に加え、可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、電気通信事業者等から情報を収集する。また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接サービスに関する情報についても、必要に応じ、情報を収集する。

(3) 情報の取扱い

電気通信市場の分析・検証を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず、電気通信事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等により透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

6. 実施スケジュール

本年次計画の策定後、市場環境の変化に対応した分析手法の充実等を図りながら、電気通信市場の分析を実施する。また、必要となる情報収集として、報告規則に基づく報告のほか、利用者や電気通信事業者等へのアンケート調査を実施する。

電気通信市場の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、電気通信市場の検証を行うとともに、総務省が平成30年度に講じた措置状況及び今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめ、平成31年7月(目途)に年次レポート(案)を作成する。今後の課題等については、次年度以降の分析・検証の実施方針等に反映させる。

平成30年度年次レポートについては、意見公募手続を経て、平成31年8月(目途)に策

定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。

	平成30年 8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
年次計画	● 年次計画												
電気通信市場の分析		最新の市場動向等に関する情報収集				分析作業							
電気通信事業者の業務 の適正性等の確認			ヒアリング等による確認作業										
電気通信市場の検証									検証作業				
情報収集		利用者へのアンケート調査											
		事業者等へのアンケート調査											
	■ 報告規則に基づく 四半期データ(6月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(9月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(12月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(3月末)						
	その他の情報収集(適宜)												
年次レポート												● 年次レポート	